

令和6年度 年次報告書



日本貸金業協会は貸金業の健全な発展に貢献します。



安心・信頼の目印「ゆずり葉」

日本貸金業協会のシンボルマークは

「譲葉(ゆずりは)」の花言葉“新生”をモチーフに図案化したものです。

古い葉から新しい葉に生まれ変わり、上に向かって伸びていく様子を「V」の形で現したもので、

「今まで築き上げてきたものを大切にしながら

新しく発展していく協会でありたい」という思いをこめています。

この協会の証であるシンボルマークが『安心・信頼の目印』としての役割を果たしています。

発刊のご挨拶

日本貸金業協会

会長 倉中 伸



令和6年度の協会活動と貸金業界に関する関係資料や情報をとりまとめた「年次報告書」をお届けいたします。

昨年度は、長引く物価高騰や円安基調に加え、米国による関税措置交渉の開始などがあり、国内経済の先行きは不透明感を増しましたが、家計や中小企業の経営への影響は現在も続いています。

こうした社会・経済環境の変化は、貸金業界にも影響を与えています。例えば顧客ニーズの変化やデジタル化の進展に伴いさまざまな新業態の参入が見られますし、事業承継問題の深刻化など、貸金業界は様々な変化や課題に直面しています。

一方、資金需要者に目を向けますと、近年インターネット取引やSNSを悪用した詐欺やこれに伴う金融犯罪が巧妙かつ複雑化しており、若年層やシニア層を中心に被害が後を絶たない状況となっています。

本協会は、本分である貸金業者に向けた自主規制機関としての活動に加え、2年前より消費者向貸付大手4社との協働事業として、金融リテラシー向上コンソーシアムの活動を開始しています。「お金でつまづかない教育」をキャッチフレーズにした本活動は、金融トラブルを回避するための教育・啓発活動をメインに目下全国の学校、職域に向けた活動を展開しております。

このように、様々な変化や課題の中にある貸金業界ですが、本協会としましては、設立の精神である「貸金業界が健全な資金を供給することにより国民経済の発展に貢献し、さらに社会から信頼される業界となる」ことに貢献するべく、引き続き活動してまいります。

なお、本報告書には、先般本協会が実施した各種調査の結果等を掲載しておりますので、ご意見、ご感想をお待ちしております。

みなさまにおかれましては、本報告書をご高覧いただき、本協会の活動や貸金業界に対するご理解を深めていただく機会としていただければ幸いです。

今後とも、本協会に対するご支援とご協力を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

日本貸金業協会の概要

【名称】

日本貸金業協会（英文名：Japan Financial Services Association）

【設立日】

平成19年12月19日

【所在地】

〒108-0074 東京都港区高輪三丁目19番15号 二葉高輪ビル2F・3F

【電話番号】

03-5739-3011（代表）

【相談・紛争解決窓口】

0570-051-051

【Webサイト】

<https://www.j-fsa.or.jp>

【国の指定及び認定等】**● 本協会の設立**

平成19年12月19日付で、貸金業法第26条第2項の規定に基づき設立認可を受けました。

● 指定試験機関

平成21年6月18日付で、貸金業法第24条の8第1項の規定に基づく貸金業務取扱主任者資格試験の実施に関する事務を行う「指定試験機関」として内閣総理大臣の指定を受けました。

● 認定個人情報保護団体

平成22年3月31日付で、個人情報の保護に関する法律第47条第1項の規定に基づく「認定個人情報保護団体」として金融庁長官から認定を受けました。

● 指定紛争解決機関

平成22年9月15日付で、貸金業法第41条の39第1項の規定に基づく「指定紛争解決機関」として金融庁長官から指定を受けました。

● 登録講習機関

平成22年9月30日付で、貸金業法第24条の36第1項の規定に基づく「登録講習機関」として金融庁長官の登録（有効期間3年）を受けています。

（初回登録日：平成22年9月30日、以降都度更新）

【役員体制】令和7年7月1日現在

公益理事

副会長（自主規制会議議長）	家森 信善	神戸大学経済経営研究所 教授
	垣内 秀介	東京大学大学院 法学政治学研究科 教授
	田島 優子	弁護士
	増田 悦子	公益社団法人 全国消費生活相談員協会 顧問
	宮野谷 篤	株式会社岩手銀行 取締役

会員理事

副会長（貸金戦略会議議長）	木下 盛好	アコム株式会社 代表取締役会長
副会長（総務委員会委員長）	飯盛 徹夫	株式会社オリエントコーポレーション 取締役会長
	青山 照久	株式会社セゾンファンデックス 代表取締役会長
	片岡 龍郎	東光商事株式会社 代表取締役会長兼社長
	金子 良平	SMBC コンシューマーファイナンス株式会社 取締役会長
	角田 典彦	三菱UFJニコス株式会社 代表取締役社長

常任理事

会 長	倉中 伸
副会長	三浦 雅樹

会員監事

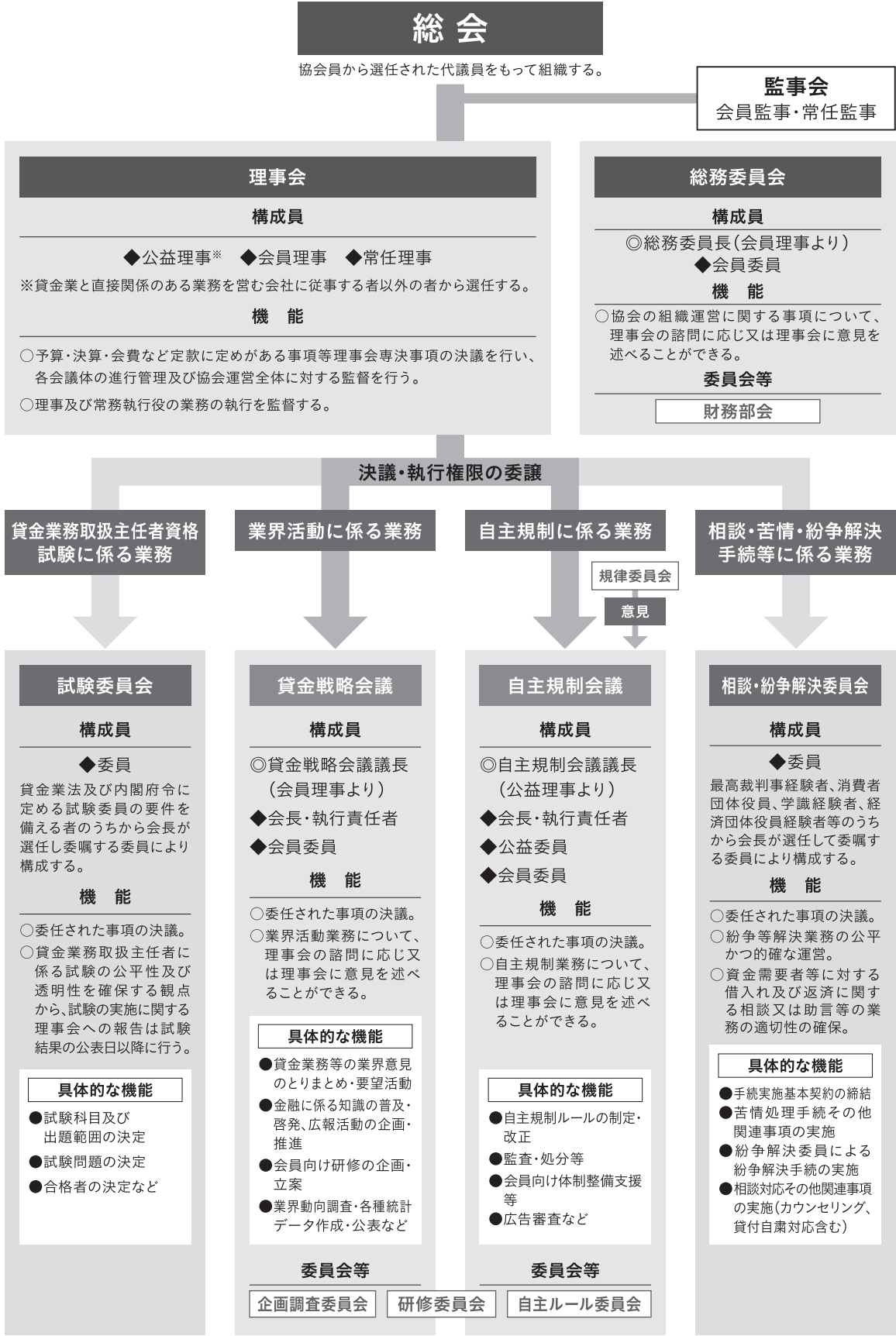
内田 隆司	新生商事株式会社 代表取締役
岡本 強	栄光商事株式会社 代表取締役社長

常任監事

長谷川 潤

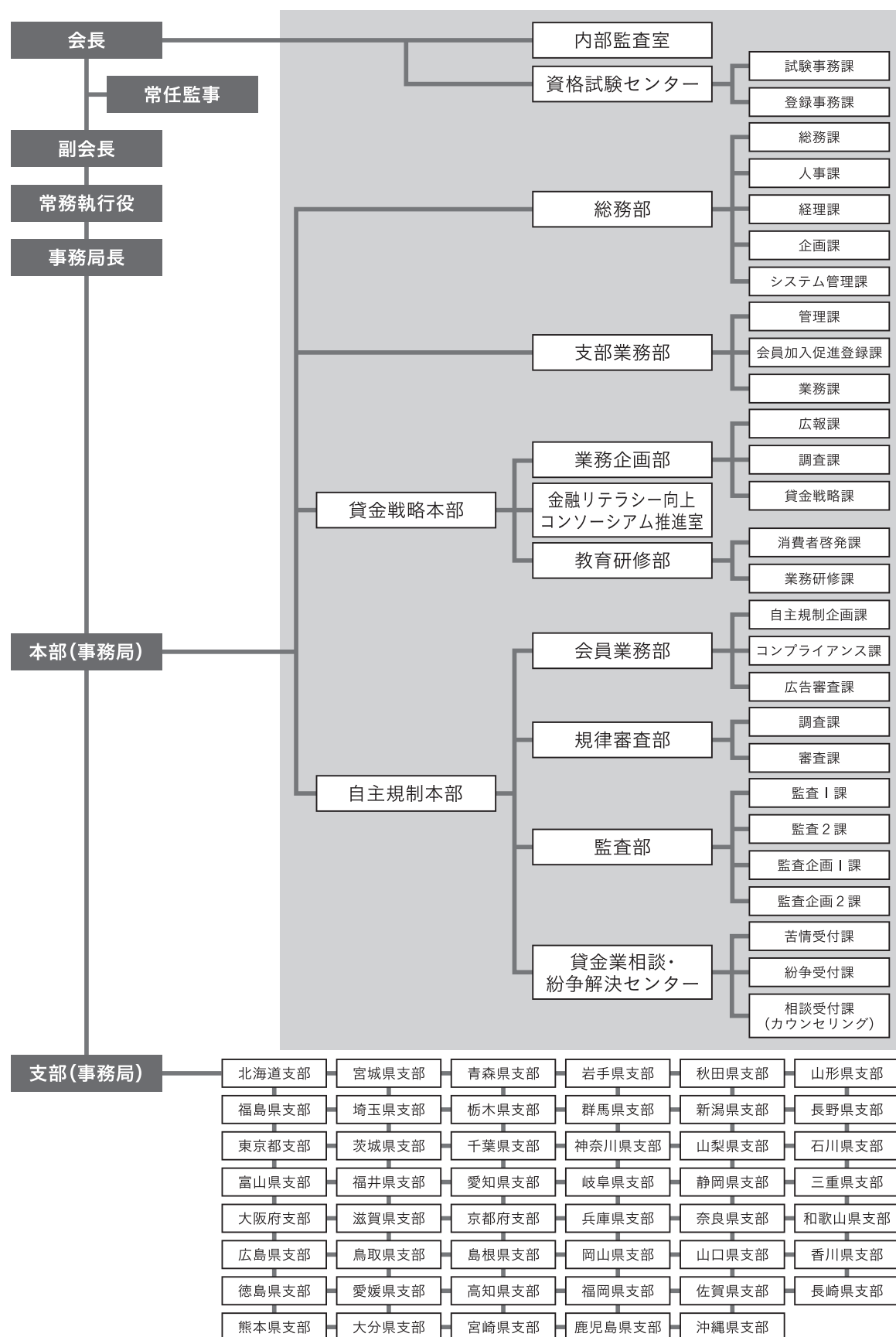
● 主要会議体の機能と構成

令和7年6月11日現在



● 事務局組織（本部・支部）

令和7年4月1日現在



目次

発刊のご挨拶	1
日本貸金業協会の概要	2

第1編 協会活動報告

第1章 協会活動概要	8
第2章 業務に関する事項	19
I. 自主規制部門	
1. 法令・諸規則等遵守の徹底・整備・充実	19
2. 相談・苦情処理手続・紛争解決手続対応	28
3. 監査の実施	50
II. 貸金戦略部門	
1. 広報活動	60
2. 調査・研究活動	64
III. 自主規制・貸金戦略部門	
1. 研修活動	65
IV. 主任者資格部門	
1. 貸金業務取扱主任者 資格試験・登録講習・主任者登録	69
V. 各種建議要望	
1. 令和7年度税制改正要望	77
VI. 金融リテラシー向上コンソーシアム	
1. 金融リテラシー向上コンソーシアムの活動状況	80
第3章 総会・理事会・会議・委員会・協会員懇談会・役員等	85

第2編 財務報告

第1章 令和6年度 財務諸表及び財産目録	90
----------------------------	----

第3編 資料

第1章 統計資料（金融庁・月次統計・公知情報等）	106
--------------------------------	-----

付 録

貸金業が担う資金供給機能等に関するアンケート調査結果について	144
年 表	185

第1編

協会活動報告

第1章 協会活動概要

本協会は、貸金業者の業務の適正な運営を確保し、貸金業の健全な発展と資金需要者等の利益の保護を図ることによって、国民経済の適切な運営に資することを目的に活動している。

令和6年度は、前年度からの「貸金業の健全な発展と資金需要者等の利益の保護について従来以上に取組みを強化する」旨の事業方針を引き続き踏襲し、自主規制機関としての役割を堅持しつつ、協会員及び資金需要者等に資する施策を掲げ、具体的業務を展開した。

令和6年度においては、「金融リテラシー向上コンソーシアム」の事務局態勢を強化し、金融経済教育の推進等資金需要者保護への取組みに一層注力したほか、従来の地区協議会に代えて新たに開催した協会員懇談会において、協会員と協会及び協会員相互の交流を活性化させ情報収集の機会拡大を図るなど、協会員の事業推進に資する情報・サービス提供の強化を含む以下の業務を行った。

〔自主規制部門〕

1. 法令改正等の適時適切な開示と指導・支援

(1) 適時適切な情報提供による支援

金融庁ほか関係行政庁からの要請に基づき、また要請以外であっても協会員に有益と思われるものについては、協会Webサイトを通じて周知を行った（それぞれ64件、11件）。また、貸金業関係法令等の改正案に対する意見募集を行い、取りまとめのうえ、行政庁へ提出した（募集11案件、提出5案件）。

(2) 諸規則等の改正及び改正に伴う指導・支援

- ① 法令の改正等に伴い、「貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則」、「個人情報保護指針」の一部を改正等したほか、社内規則策定ガイドライン「1 経営管理等」「3-1 個人顧客情報の安全管理措置等（基本編）」、「3-2 個人顧客情報の安全管理措置等（個別編）」(1)外国にある第三者への提供、「3-2 個人顧客情報の安全管理措置等（個別編）」(4)EU及び英国域内からの十分性認定により移転を受けた個人データの取扱い、「5 取引時確認等の措置等」、「9 禁止行為」、「11 過剰貸付けの防止」、「14 取立て行為」、「15 取引履歴の開示」、「17 営業店登録」、「19 システムリスク管理態勢」、「（別紙）地方税から合理的に年収を算出する方法（案）」の一部を改正等した。
- ② 貸金業登録の申請を検討中の業者及び貸金業登録更新申請を予定する協会未加入貸金業66社、並びに本協会への加入申請中の貸金業者47社に対し、社内規則の策定支援を実施した。また、社内規則に関する問い合わせ・相談について適切に対応した。

(3) 協会員からの実務相談への対応

- ① 問い合わせに対しては適宜行政及び顧問弁護士への確認を行うなど、協会員のニーズに適切に対応し、1,680件の実務相談を行った。
- ② 問い合わせ専用のメールアドレスを新設し、正確なご質問内容の把握と適切な回答に務めた。

(4) 協会員への情報提供

- ① 法令等の改正により運用が変更になる業務については協会員向け機関紙「JFSA NEWS」を通して「貸金業務に関する質問と回答」に掲載した。
- ② 協会員専用サイト内の「行政等のパブリックコメントの検索」機能に、貸金業関係法令に関するパブリックコメントのデータを追加し、協会員が適切な業務を行うための取組みを行った。

(5) 広告適正化への取り組み

- ① 協会の適正な広告出稿の支援として、「貸金業者の広告に関する細則」のインターネット広告における貸付条件の一体性表示等の遵守事項を明記した補足説明書を公表した。
- ② 広告出稿審査・モニタリングについては、協会の広告の出稿にあたり、広告審査基準等に基づき、審査対象広告（186件）、審査対象外広告（323件）の広告審査を実施したほか、TVCM（2,624件）、新聞雑誌（1,558件）、電話帳（58件）の出稿広告のモニタリングを行った。
- ③ インターネット広告におけるアフィリエイト広告等の出稿状況や新聞広告及び協会のWebサイト等を調査するとともに、ヤミ金融業者と判明したものについては行政庁を通じて警察に情報提供を行い、当該広告の削除状況を確認するなどの対応を行った。

(6) 反社会的勢力への対応

- ① 反社会的勢力への対応支援として提供している「特定情報照会サービス」については、利用協会員（470協会員）、照会件数（464,961件）、該当情報件数（114件）、再照会件数（14件）、確定情報件数（1件）となった。
- ② 既存顧客への事後確認の対応支援として提供している「フィードバックサービス」の利用協会員は100協会員となった。

(7) 支部職員への情報提供

社内規則策定ガイドラインの改正内容について、オンライン会議を通じて支部・本部間で積極的に情報共有を行い、支部における協会員支援態勢の強化・向上に取り組んだ。

2. 協会員に対する監査の実施

本協会は、貸金業者の業務の適正な運営の確保と資金需要者等の利益の保護を図ることを目的として、協会員の法令及び定款、業務規程その他の規則の遵守状況並びに協会員の営業及び財産の状況等を監査している。

本協会の監査は、一般監査と特別監査があり、一般監査には、協会員の主たる営業所及び従たる営業所等において帳簿等を点検する「実地監査」と、本協会から協会員に提出を求めた報告書等に基づいて行う「書類監査」がある。また、特別監査は、法令等の遵守状況、内部管理態勢の整備状況に関し、特定の項目について点検を行うもので、監督官庁から要請された項目等について、実態の調査を当該協会員に対し行う「機動的監査」と、協会の監査において認められた指摘事項について改善報告等を求めた当該協会員に対して行う「フォローアップ監査」がある。

令和6年度は、実地監査と書類監査の相互補完の強化を図りつつ、協会員の規模や業務内容等に応じて各監査項目の検証深度にメリハリを付けるなど、効率的・効果的な監査の実施に努めた。

(1) 実地監査

令和6年度の実地監査は、協会員の規模、業務内容等を踏まえ、実態把握など監査の必要性が高い協会員を優先して行ったことにより、71協会員（前年度同数）の実施となった。このうち一般監査は、64協会員（同59協会員）に実施し、特別監査は、若年者に貸付けを行う予定の5協会員及び法令等違反の再発防止策の検証が必要とされた2協会員の計7協会員（同12協会員）に実施した。

実地監査の結果、指摘件数は32件で、指摘事項があった22協会員については改善指導等を行った。

(2) 書類監査

書類監査については、全協会員一律に3年に一回の頻度で実施している「定期書類監査」に加え、新規加入協会員（新規加入から概ね6か月経過した協会員）に対する「個別書類監査」を実施した。

定期書類監査は、令和7年度に登録更新予定の345協会員を対象とし、うち廃業等の5協会員を除く340協会員に実施した。定期書類監査の結果、指摘件数は29件で、指摘事項のあった25協会員については架電等により改善指導を行った。

個別書類監査は、新規加入57協会員に対し基本的な態勢整備の点検を行った。指摘事項ありは15協会員で、指摘件数は26件であった。

(3)行政庁等との連携

本協会が自主規制機関として監査機能を十分に発揮するには行政庁等との連携が不可欠であり、監査計画や監査結果等について情報及び意見交換を行うなど、引き続き緊密に連携を図った。また、金融庁主催の行政職員向けモニタリング研修に講師として参加し、具体的な監査手法等について説明した。

(4)「監査ガイドライン」の公表

「監査ガイドライン」は、本協会が自主規制機関として実施している協会員に対する監査の内容をわかりやすく整理したもので、「Ⅰ.監査の基本事項」「Ⅱ.監査の実施手続き」「Ⅲ.書類監査報告書等（実施及び改善ツール）」「Ⅳ.実地監査マニュアル（実地監査の手引書）」の4部構成となっている。

「監査ガイドライン」を公表することは、監査の透明性を高めるとともに貸金業界の信頼性向上に資するものと考え、平成27年12月、協会Webサイトに第1版を掲載し、以降、法令改正等に伴う改訂を重ね、現在、第11版を掲載している。

(5)「貸金業務チェックリスト」の活用

協会員の自主的改善力向上支援の取組みとして、東京都と共同で制作した「貸金業務チェックリスト」の活用等について指導を行った。

3. 法令等違反に対する措置及び指導等

- ①法令等違反届出239事案（前年度198事案）の審査を行い、2協会員に対して文書注意措置を行った。
- ②措置対象となった2協会員に対しては、法令遵守態勢、内部管理態勢等の整備を図り、再発防止に努めるよう会長名による文書をもって注意した。
- ③協会員の法令等違反の未然防止に役立つよう、機関紙「JFSA NEWS」に「規律審査部からのお知らせ」と題し、具体的な法令違反事例と注意すべき点について定期的に掲載した。

4. 相談・苦情・紛争解決対応

(1)効果的な相談・苦情・紛争事案対応

- ①相談・苦情処理手続・紛争解決手続（ADR）に関する受付件数は合計21,963件（前年度比+2,725件）であり、内訳は「相談」が21,896件（同+2,696件）、「苦情処理手続」が64件（同+31件）、「紛争解決手続」が3件（同-2件）であった。
- ②多重債務相談の一環である「生活再建支援カウンセリング」では、多重債務の再発防止を目的に、家計収支の見直し、家族関係の改善、依存的な行動（ギャンブルや買い物癖）によって生じた金銭問題などに関するカウンセリングを実施した（新規相談者56名、継続相談者32名、総面接回数370回）。

(2)人財育成による対応力の向上

生活再建支援カウンセリングの継続提供に向けて、第2期生活再建支援カウンセラー養成研修を実施し人財育成を推進した。あわせて、第1期養成研修の修了者を対象としたフォローアップ研修や支部職員向けの研修を通じて、対応力および業務知識の向上を図った。

(3)貸付自粛制度の適正運営

- ①協会による貸付自粛の登録・撤回の受理件数は6,937件（前年度比+1,980件）であり、全国銀行個人信用情報センター受理分を含めると7,337件（同+1,711件）となった。
- ②Web申込における誤入力防止を目的とした入力画面の改良および受付側システムの改修を実施した結果、入力ミスが減少し、不受理率の低下とともにペーパーレス化による事務効率化が図られた。
- ③「ギャンブル等依存症問題啓発週間」（5/13～5/20）においては、YouTube、TikTok、X(旧Twitter)での動画配信による啓発活動を行った。加えて、各種公営ギャンブル関連団体に対し、貸付自粛制度のポスター掲示およびパンフレット・リーフレットの設置を依頼し、制度の周知を図った。

(4)指定紛争解決機関の確実な業務実施

新規受理3件の紛争解決手続（ADR）に対して、紛争解決委員と連携し適切に対応した。また、金融トラブル連絡調整協議会を通じて、他の金融ADR機関との情報共有を行った。さらに、協会未加入の契約業者向けに年4回「センターだより」を発行し、関連情報を提供した。

(5)関係機関との連携

- ①協会員の顧客対応部署と定期的に意見交換を行い、苦情・相談事例や金融リテラシー向上に関する情報を共有した。あわせて、消費生活センターからの要望やカスタマーハラスメントに関する情報交換も行った。
- ②国民生活センターおよび各地域の消費生活センターと意見交換や定期訪問を通じて、相談事例や金融トラブル情報の共有を図り連携を強化した。
- ③金融庁の依頼に基づき、財務局相談員との間で相談対応に関する意見交換を実施した。また、要請のあった各関係機関への出前講座を実施し、相談対応スキルの向上を支援した。

〔貸金戦略部門〕

1. 積極的な広報の実施

貸金業界への理解の促進を図るため、業界動向、業界を取り巻く環境変化やそれに伴う課題、協会活動等について、次のとおり広報活動を行った。

(1)マスコミへの対応

マスコミからの照会・取材依頼には誠実・丁寧に対応することにより、的確な情報の発信に努めた。

(2)広報誌「JFSA」の刊行

協会の活動内容や業界動向等を掲載した広報誌「JFSA」を9月と3月に刊行し、協会員のほか行政当局や消費生活センター等関係団体約3,200先に配布した。

(3)「JFSA NEWS」の刊行

法令等遵守に資する連載記事や、業界動向、協会員への連絡事項等を掲載した機関紙「JFSA NEWS」を毎月刊行し、協会員専用サイトを通して協会員に情報提供を行った。

(4)協会Webサイトを通じた情報発信の充実

本協会からの連絡事項や、金融庁等行政当局からの周知要請事項を、Webサイトを通じて協会員等へ発信・周知した。

(5)公式Xでの情報発信

情報チャネルの多様化を図るため令和5年3月に開設した協会公式Xを通じ、消費者に対する注意喚起情報や協会活動情報を発信した。

2. 資金需要者等への金融に関する知識の普及及び啓発

資金需要者等の利益の保護を図る目的として、さまざまな媒体や機会を活用して、消費者の金融リテラシー向上に積極的に取り組んだ。

(1)啓発資料等の制作・配布

- ①悪質商法や詐欺による金融被害の防止を目的として、東京都産業労働局金融部貸金業対策課と協力し、資金需要者等向けセミナー用教材として「タスク詐欺」「SNS型ロマンス詐欺」「サポート詐欺」をテーマとした動画を制作し、専用ホームページにて公開した。動画およびホームページの制作において、消費者の関心を引く内容とするため、中央大学文学部心理学専攻有賀敦紀研究室の監修を受けた。
- ②公益社団法人全国消費生活相談員協会の監修の下、金融トラブルを未然に防止することを目的とした冊子「金融トラブル防止のためのQ&A BOOK」の改訂版を発行し、消費者センター等の行政機関や教育機関等に約25.5万部を無償配布した。令和6年度版は、中央大学文学部心理学専攻有賀敦紀研究室の編集協力により、消費者の認識・理解を促進するような工夫が施されている。
- ③神奈川県警察本部の依頼に基づき、「金券フリマサイトを偽装したヤミ金融事犯」に対する注意喚起のための動画を制作し、関係機関に提供するほか、SNS媒体にて配信した。本件は、警察庁生活安全局発表の「令和6年における生活経済事犯の検挙状況等について」において、社会の変容に伴って生じる新たな犯行態様への対応として紹介された。

(2)金融トラブル防止を目的とした出前講座の実施

若年層向け	44回(3,805名)
高齢者向け	6回(379名)
一般消費者向け	11回(316名)

※協会員・相談員向けは含まず。

(3)SNS等のメディア媒体を活用した啓発活動の推進

- ①年間を通し、YouTubeおよびTikTokの広告として、金融トラブルの事例や被害防止のための注意喚起に係る啓発動画を配信した。
- ②遠隔操作アプリを悪用した副業詐欺被害の防止を目的とし、多くの資金需要者が生活環境の変化を迎える3月中旬から同月31日の期間に、SNS等の6つのメディア媒体を活用した注意喚起強化キャンペーンを実施した。

(4)協会Webサイトを活用した消費者啓発

- ①若年層向け注意喚起Webサイトを運営し、契約の原則に関する解説やマルチ商法等の若年層が巻き込まれやすい金融トラブル事例の紹介、被害に遭わないための対応策等を周知した。
- ②悪質な業者による被害防止を目的としたWebサイトを運用し、個人間融資や年金担保融資などのヤミ金融業者やマルチ商法や融資保証金詐欺などの手口を紹介し、注意喚起を行った。

(5)その他

- ①金融庁の依頼により、協会員に対し「多重債務者相談強化キャンペーン2024」キャンペーンポスター等を店舗に掲示するよう協力依頼した。(10月)
- ②東京都主催(金融庁後援)の「一都三県ヤミ金融被害防止合同キャンペーン」に参加・協力した。(6月、11月)
- ③東京都江東区消費者センターからの依頼に応じ、江東区消費者展に出展した。(12月)

3. 貸金業界の現状等に係る調査研究の実施

(1)各種調査等の実施

- ①物価上昇や金利上昇の影響などによる、資金需要者等の生活様式や意識・行動の変化及び事業環境の変化を把握すべく「資金需要者等の借入意識や借入行動等に関する調査」や「貸金業者の経営実態等に関する調査」などを実施した。
- ②金融庁からの要請に基づき、「災害時の対応調査(能登半島)」や「諸外国の金融規制に関する要望調査」などを実施した。
- ③協会員の貸付状況等を把握するため、「貸金業者の貸付状況等に関する月次実態調査」や「業況判断調査」を継続実施した。
- ④事業者金融の変遷や事業者金融が抱える課題や問題などについて、ヒアリング調査の結果を踏まえ、レポートとして取りまとめ公表した。

(2)調査結果の公表

統計資料としての連続性の観点や、自主規制機関としての位置付け等を踏まえ、各種調査及び月次統計資料を公表した。

4. 政府等への建議要望

- (1)貸金業に関する税制の問題を調査研究し、その成果として「令和7年度税制改正要望」を9項目策定のうえ、金融庁、自由民主党及び立憲民主党にそれぞれ要望書として提出した。
- (2)世の中のIT化、DX化の進展に鑑み、書面中心となっている行政手続きのデジタル化及び簡素化を軸として策定した15項目の「貸金業務の諸ルールの見直し要望」について、実現に向け引き続き金融庁と調整を行った。

5. 情報収集機会の拡充

- (1)協会員に対する個別訪問や個別懇談会の実施等により、経営の実態や課題、要望の把握に努めた。
- (2)貸付型ファンドの状況把握、Q & A改正、研修開催等について、第二種金融商品取引業協会と情報交換を行った。
- (3)オンライン型ファクタリング協会やパーソナルファイナンス学会が主催する講演や研修等に参加し、情報収集に努めた。

6. 協会員相互の交流活性化

協会員への情報発信、意見・要望収集及び協会員相互の親睦機能をより活性化するために、従来の地区協議会に代えて、協会員懇談会を開催した。

(1)全国大会

全協会員を対象に、協会運営報告及び意見交換を行うとともに、外部講師によるセミナー及び懇親会を東京で開催し、全国の協会員が相互に交流を深めた。

(2)個別会合

協会員の業態、規模、地域を考慮した小規模の意見交換会及び懇親会を全国14箇所で開催し、情報交換を行うとともに協会と協会員、及び協会員相互の親睦を深めた。

7. 貸金業者に係る諸問題への対応

- (1)東京都事業承継・引継ぎ支援センターと連携し、協会員の事業継続支援の一環として、相談窓口対応を行った。
- (2)不適切な弁護士等の活動の自粛を求めるべく、消費者庁、日本弁護士連合会、法務省及び日本司法書士会連合会等宛に「申入書」の提出を行った。
- (3)媒介業務委託の違法性について、「一般的な法令解釈に係る書面照会手続」を行い、金融庁から回答を得た。回答内容については、協会Webサイト等で協会員へ案内した。

8. 支部・本部間の連携強化

支部と本部間の情報連携を目的とする事務長連絡会議を4回開催した。また、全支部職員を対象に「自主規制基本規則・個人情報保護指針・社内規則策定ガイドラインの改正」、「事務処理手順の変更と会員サービス管理システムの改修について」など、業務説明会（オンライン）を13回実施し、支部における協会員対応のさらなる品質向上を図った。

9. 財務局及び都道府県行政庁との一層の連携強化

支部において、財務局や各都道府県から委託を受けている貸金業者の登録・変更等の申請・届出書類及び事業報告書・業務報告書の受付事務（いわゆる行政協力事務）についての業務処理を円滑かつ堅確に行った。

また、支部による登録行政庁主催の貸金業監督者会議や多重債務問題対策協議会等への出席、財務局、都道府県への定期訪問などを通じて、一層の連携強化に努めた。加えて、東京、近畿、北陸の登録行政庁との連携会合を開催し、活発な意見交換を行い、行政庁との連携強化を図った。

10. 協会加入の促進

- ①令和6年度の協会加入は47業者（前年対比-6業者）となり、令和7年3月末日の協会員数は1,009業者となった。

- ②協会が社内規則の策定や登録申請手続きの支援を行う「貸金業者登録申請に関する支援制度」には66業者から申込があり、令和6年度は新規加入47業者のうち9割弱にあたる41業者（前年対比-2業者）が当支援制度を利用し協会に加入した。
- ③加入促進活動は、登録行政庁の協力も仰ぎつつ推進した。
- ④社内規則策定ガイドラインの無断転用を防止するため、協会内の規則等の一部改正に着手した。
- ⑤新規登録貸金業者が多い東京都支部所管エリアについては、対面やオンラインによる支援制度の説明を積極的に行ったほか、対象地域の拡大を図るべく、宮城県支部、愛知県支部、大阪府支部、福岡県支部所管エリアにおいて開業支援に関する打ち合わせを実施した。
- ⑥退会を検討している協会員に対しても、協会員であることのメリットを改めて訴求し退会抑止に努めた。

協会員数の推移（令和2年度末～令和6年度末）

	令和 2年度計	令和 3年度計	令和 4年度計	令和 5年度計	令和6年度		
					上期計	下期計	合計
加 入	48	45	60	53	27	20	47
退 会	-8	-8	-5	-4	-4	-3	-7
廃 業	-47	-53	-50	-45	-23	-23	-46
不更新	-2	-7	-5	-6	-1	-2	-3
登録取消等	0	0	-1	0	0	0	0
期末協会員数	1,044	1,021	1,020	1,018	1,017	1,009	
協会加入率	63.7%	64.6%	65.9%	67.2%	67.8%	68.5%	

〔自主規制・貸金戦略部門〕

1. 研修の実施等

(1)集合研修の実施

コンプライアンス研修会は、「債権管理回収業務におけるDX化に向けたコンプライアンス上の留意点」をテーマに、9月から11月にかけ東京、大阪、名古屋、福岡の4会場で開催し、227協会員、243名が参加した。

テーマ別研修会は、「債権回収時における顧客対応 ～様々な顧客に円滑にアプローチできる能力を養う～」をテーマに、1月から2月にかけて東京と大阪の2会場で開催し、144協会員184名が参加した。大阪会場では研修会終了後、地域協会員及び近隣の支部事務長が参加する懇親会を開催し、広く協会活動について意見を交わした。

なお、両研修会とも、参加できなかった協会員のため、会場で収録した講義のオンデマンド配信を行った。

(2)動画配信による研修の実施

協会員の法令等遵守態勢の支援や企業経営に資する情報提供を目的に、動画配信サービス「JFSA オンデマンド研修」を運営し、令和6年4月1日に施行された改正個人情報保護法施行規則をテーマにした講義（8月）と、カスタマーハラスメント対策をテーマにした講義（2月）を配信したほか、集合研修に参加できなかった協会員のため、集合研修会場で収録した講義2本の計4本を配信した。

(3)eラーニングによる研修の実施

貸金業の実務に必要な法令等を体系的・効率的に学習できるeラーニング研修サービス「どこでもJFSA スタディ」を、年度を通じて協会員（受講申込180協会員、3,482名）に提供した。

〔主任者資格部門〕

1. 資格試験の実施

①全国17試験地（20会場）において、令和6年度貸金業務取扱主任者資格試験を実施した。

②試験の結果

試験日	令和6年11月17日（日）
受験申込者数	10,662人
受験者数	9,250人
受験率	86.8%
合格者数	2,998人
合格率	32.4%
合格基準点	30点
合格発表日	令和7年1月10日（金）

2. 主任者登録事務の実施

貸金業務取扱主任者の登録（登録更新含む）及び変更等に関する事務を正確かつ迅速に実施した。
（令和6年4月1日から令和7年3月31日）

登録申請書受理件数	12,858件
登録完了通知発送件数	2,453件
更新完了通知発送件数	9,508件
登録拒否件数	0件
登録変更件数	1,643件
登録取消件数	0件
登録抹消件数	3,355件
令和7年3月31日現在登録主任者数	27,342人

主任者専用サイト「マイページ」の登録者数（令和7年3月31日現在）

マイページ登録者数	13,969人
登録率	51.1%

3. 登録講習事務の実施

①令和6年度貸金業務取扱主任者講習実施計画に基づき、eラーニング講習又は会場講習の選択方式により登録講習を実施した。eラーニング講習は10回、会場講習は全国10地域で16回実施した。

②講習の実施及び結果

(1)受講申込者数 (①+②)	11,958人
①会場講習	2,095人
②eラーニング講習	9,863人
(2)受講者数 (③+④)	11,806人
③会場講習	2,071人
④eラーニング講習	9,735人
(3)修了者数 (⑤+⑥)	11,805人
⑤会場講習	2,070人
⑥eラーニング講習	9,735人

③受講者専用サイトによる情報提供

主任者活動の支援を目的として、主任者ライブラリーに掲載している講習教材、実務の手引き等の電子書籍を法令等の改正に合わせ改訂した。

[総務部門]

1. コンプライアンス態勢の強化

コンプライアンスに関するミニ動画研修の定期的開催や管理職以外の職員で構成するコンプライアンス会議（担当者会議）の開催などを通じ、職員のコンプライアンス意識の醸成を図った。

2. リスク管理態勢の確立

- ①事務ミス・苦情事案の原因究明及び再発防止策の協会内での周知徹底を図ることにより、再発防止を図った。
- ②情報セキュリティに関する計画を策定し確実に実施するとともに、協会職員に対し情報セキュリティ教育や標的型攻撃メール訓練を定期的実施し、セキュリティ意識の向上を図った。またそれらの進捗状況等について報告会（年4回開催）において確認・検証した。

3. 内部監査の実施

全支部、本部全部門での業務監査を実施した。支部においては業務の正確性・効率性、本部では業務委託先管理、情報管理などを重点的に検証し、全部署において良好な状況であることを確認した。

また、情報セキュリティ監査を実施し、情報セキュリティ管理に関する取組み状況を点検し、管理態勢を確認した。

4. 協会職員の育成・戦力化

協会職員の人財育成について以下の通り積極的に取組んだ。

- ①人財育成ツールである「JFSA-COLLEGE」において、役職別研修、業務研修、人間力研修等の充実を図った。
- ②新規入局者向けの研修教材を更に充実させるとともに、広い視野を養うためのナレッジ教育や外部研修を開始した。
- ③斯業経験のない新卒者を中心とした若手職員に消費者金融大手2社・指定信用情報機関1社の見学会を実施した。
- ④若手職員が監査部に随行して実地監査対象先協会員を訪問する制度を構築した。
- ⑤上級・中級管理職員、及びその候補者に対し、外部のマネジメント研修受講を必須とした。
- ⑥外部のオンライン資格講座と提携し、費用助成制度を組み合わせることで職員の自己啓発環境の充実を図った。

5. IT化・DX化の推進

協会内外の各種会議や打合せ等について、オンライン化・ペーパーレス化がさらに浸透したほか、資金需要者や協会員からの相談への対応及び協会内連携の強化ため、新たな電話システム（クラウドPBX/CTI）を導入し、来年度4月からの本格稼働に備えた。また、協会員等の利便性向上に資するよう、インターネットを利用した調査や監査の実施、業務研修や主任者登録講習等のオンデマンド実施を推進した。

6. 組織改編の実施及び協会運営規則等の改正

支部への指揮命令が、事務局長及び貸金戦略本部長の二系統となっていたものを、業務内容に鑑み事務局長の一系統へ整理するため、業務部を貸金戦略部門から総務部門所管に変更（令和6年7月1日）、さらに本部における支部支援体制等の強化を図るため、業務部を支部業務部へ改組、及び東京都支部業務を同部の直轄業務化とし（令和7年3月理事会承認）、来年度当初から施行することとしたほか、協会の情報セキュリティ等に係る対応を総合的に管理することを目的に、総務部にシステム管理課を新設した（令和6年10月1日）。

また、組織編成に伴い、事務局運営規則を改正したほか、経理規則等について見直しを行い、所要の改正を行った。

第2章 業務に関する事項

I. 自主規制部門

1 法令・諸規則等遵守の徹底・整備・充実

1. 法令改正等の適時適切な開示と指導・支援

(1) 適時適切な情報提供による支援

金融庁ほか、関係行政庁等からの周知要請等に基づき、また要請以外であっても協会員に有益と思われるものについて次の要請文を協会 Web サイトに掲載し周知（それぞれ 64 件、11 件）するとともに、貸金業関係法令等の改正案に対する意見募集を行い、取りまとめのうえ、行政庁へ提出した（募集 11 案件、提出 5 案件）。

【主な周知等の内容】

- ①「金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習のフィードバック資料」の公表について（令和 6 年 4 月 22 日）
- ②疑わしい取引の届出に係る説明会について（令和 6 年 5 月 22 日）
- ③特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインの改正に係る周知要請について（令和 6 年 6 月 6 日）
- ④「個人情報保護法 いわゆる 3 年ごと見直しに係る検討の中間整理」に関する意見募集について（令和 6 年 7 月 2 日）※協会員へ意見募集を実施。意見を提出した。
- ⑤特別児童扶養手当証書の廃止等に伴う本人確認書類に係る取り扱いの変更について（令和 6 年 7 月 3 日）
- ⑥令和 6 年台風第 10 号に伴う災害の被災者にかかる「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の対応について（令和 6 年 8 月 30 日）
- ⑦タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等及び資産凍結等経済制裁対象者に対する資産凍結等の措置の実施について（令和 6 年 9 月 24 日）
- ⑧「主要行等向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）の公表について」に係る意見募集について（令和 6 年 10 月 18 日）※協会員へ意見募集を実施。意見を提出した。
- ⑨「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則及び犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則及び疑わしい取引の届出における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する命令の一部を改正する命令」による関係命令の改正内容の周知について（令和 6 年 11 月 14 日）
- ⑩「申告書等の控えへの収受日付印の押なつの見直しについて（周知依頼）」に係る国税庁からの周知要請について（令和 6 年 11 月 28 日）
- ⑪個人情報の保護に関する法律施行令等の改正について（令和 6 年 12 月 2 日）
- ⑫取引時確認における台湾の運転免許証取扱時の留意事項について（令和 7 年 1 月 23 日）
- ⑬令和 7 年 2 月 4 日からの大雪による災害の被災者にかかる「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の対応について（令和 7 年 2 月 14 日）
- ⑭「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案」に対する意見の募集について（令和 7 年 3 月 5 日）※協会員へ意見募集を実施。意見を提出した。
- ⑮「貸付型ファンドに関する Q&A」の改訂について（令和 7 年 3 月 31 日）

(2) 諸規則等の改正及び改正に伴う指導・支援

- ①「個人情報の保護に関する法律施行規則」等が改正されたことに伴い、「個人情報保護指針」を令和 6 年 7 月 1 日に一部改正した。

- ②「個人情報の保護に関する法律施行規則」等が改正されたことに伴い、社内規則策定ガイドライン「3-1. 個人顧客情報の安全管理措置等（基本編）」を令和6年7月1日に一部改正した。
- ③「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則」が改正されたことに伴い、社内規則策定ガイドライン「5. 取引時確認等の措置等」を令和6年7月1日に一部改正した。
- ④「内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則」が改正されたことに伴い、「貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則」を令和6年9月5日に一部改正した。
- ⑤「内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則」が改正されたことに伴い、社内規則策定ガイドライン「15. 取引履歴の開示」を令和6年9月5日に一部改正した。
- ⑥「貸金業者向けの総合的な監督指針」が改正されたことに伴い、社内規則策定ガイドライン「1. 経営管理等」を令和6年12月25日に一部改正した。
- ⑦協会事務局における社内規則策定ガイドラインの記載内容の点検等の結果、訂正を要する箇所が判明したことから社内規則策定ガイドライン「11. 過剰貸付けの防止」を令和6年12月25日に一部改正した。
- ⑧協会事務局における社内規則策定ガイドラインの記載内容の点検等の結果、訂正を要する箇所が判明したことから社内規則策定ガイドライン「14. 取立て行為」を令和6年12月25日に一部改正した。
- ⑨協会事務局における社内規則策定ガイドラインの記載内容の点検等の結果、訂正を要する箇所が判明したことから社内規則策定ガイドライン「17. 営業店登録」を令和6年12月25日に一部改正した。
- ⑩「貸金業者向けの総合的な監督指針」が改正されたこと等に伴い社内規則策定ガイドライン「19. システムリスク管理態勢」を令和6年12月25日に一部改正した。
- ⑪地方税から合理的に年収を算出する際に必要になる項目についての用語説明や最新の算出方法を把握できるようにすべく、社内規則策定ガイドラインの「11. 過剰貸付けの防止」に規定している別紙「地方税から合理的に年収を算出する方法（案）」を令和7年2月26日に一部改正した。
- ⑫「貸金業者向けの総合的な監督指針」が改正されたことに伴い「貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則」を令和7年3月10日に一部改正した。
- ⑬「個人情報の保護に関する法律施行規則」等が改正されたことに伴い「個人情報保護指針」を令和7年3月10日に一部改正した。
- ⑭「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」等が改正されたことに伴い社内規則策定ガイドライン「3-1. 個人顧客情報の安全管理措置等（基本編）」を令和7年3月10日に一部改正した。
- ⑮「個人情報の保護に関する法律施行規則」が改正されたことに伴い社内規則策定ガイドライン「3-2. 個人顧客情報の安全管理措置等（個別編）①外国にある第三者への提供」を令和7年3月10日に一部改正した。
- ⑯「個人情報の保護に関する法律施行規則」が改正されたことに伴い社内規則策定ガイドライン「3-2. 個人顧客情報の安全管理措置等（個別編）④EU及び英国域内からの十分性認定により移転を受けた個人データの取扱い」を令和7年3月10日に一部改正した。
- ⑰「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則」が改正されたことに伴い社内規則策定ガイドライン「5. 取引時確認等の措置等」を令和7年3月10日に一部改正した。
- ⑱「貸金業者向けの総合的な監督指針」が改正されたことに伴い社内規則策定ガイドライン「9. 禁止行為」を令和7年3月10日に一部改正した。

加えて、貸金業登録の申請を検討中の業者及び貸金業登録更新申請を予定中の協会未加入貸金業者66社、並びに本協会への加入申請中の貸金業者47社に対し、社内規則の策定支援又は点検を行った。

(3)協会員からの実務相談への対応

①電話等による協会員からの業務上の各種問合せへの対応状況

協会員からの法令や諸規則等に照らした実務相談や社内規則策定、さらには広告出稿審査等に係る相談や問合せ等に適宜対応している。

協会員からの問合せ件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
社内規則等	0	9	12	15	17	10	21	4	4	5	8	6	111
広告審査等	8	12	11	15	12	12	7	5	8	6	13	3	112
法令等解釈	131	101	138	123	96	116	117	117	68	54	75	78	1,214
書式関係	4	7	4	9	2	6	7	14	6	2	5	5	71
研修関連	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	24	22	13	17	13	10	10	12	14	11	11	15	172
合 計	167	151	178	179	140	154	162	152	100	78	112	107	1,680

令和6年度の問合せ件数は、1,680と前年度の1,834件に対し、154件減少（前年度比91.6%）した。

(a)社内規則等

前年度より23件の増加（前年度比126.1%）の111件となった。改正箇所、改正時期についての問合せが多く寄せられた。

(b)広告審査等

前年度より12件の増加（前年度比112.0%）の112件となった。「貸金業者の広告に関する細則」における「インターネット広告における一体性の認められる表示」等を公表したことに伴うものと考えられる。

(c)法令等解釈

前年度より176件の減少（前年度比87.3%）の1,214件となった。相談内容としては貸金業法、個人情報保護法、犯罪収益移転防止法等広い範囲に係る問合せであった。

(d)書式関係

前年度より71件の減少（前年度比50.0%）の71件となった。

(4)協会員への情報提供と業務支援ツールの整備

①「行政等のパブリックコメントの検索」機能の整備

協会員専用サイト内の「行政等のパブリックコメントの検索」機能の収録データの拡充を行った。

「貸金業法」「貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則」と「犯罪による収益の移転防止に関する法律」等の貸金業関係法令に関する2,687件のパブリックコメントの検索が可能となっている。

②業務用書式の提供及び改訂等

貸金業者の業務支援として、貸金業法において交付・掲示・備付等が規定されている書類等（以下「法定交付書類等」という。）に関し業務用書式を販売している。また、当該書式のデータを協会Webサイトに掲載しダウンロード可能な仕様及び一部については編集可能なファイル形式で提供している。

その他、販売をしていない「法定交付書類等」についても同様にWebサイトに掲載等している。

(5)広告適正化への取組み

①広告出稿審査の年度別実施状況

「貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則」第45条に基づき、協会員により新聞・雑誌、テレビ、電話帳に出稿される個人向け無担保無保証貸付けの契約に係る広告について事前の出稿審査を行っている。

広告出稿審査の新規申請件数

(単位:件)

媒体	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
新聞・雑誌	570	866	403	351	281	455	265	226
電話帳	179	264	194	192	137	160	145	114
テレビ	92	113	103	146	106	77	73	131
合計	841	1,243	700	689	524	692	483	471
初回承認率(注)	62.1%	60.7%	72.7%	94.5%	98.3%	97.5%	93.8%	95.5%

媒体	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
新聞・雑誌	244	281	114	86	57	109	78	64
電話帳	110	92	71	54	50	34	55	25
テレビ	135	264	149	244	214	150	185	97
合計	489	637	334	384	321	293	318	186
初回承認率(注)	97.1%	98.1%	97.3%	99.5%	97.8%	98.3%	98.7%	98.9%

(注)初回承認率(初回申請で改善要請を受けることなく1回で承認された広告の割合)は“協会の自主規制ルール理解度の目安”と考えており、平成24年度以降は4媒体平均97%以上となり、自主規制ルールが着実に浸透してきている。

②広告出稿のモニタリング調査結果

広告出稿審査対象の広告が、本協会の承認を受けて出稿されているかどうかのモニタリング調査を行っている。

また、テレビについては、「貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則」第42条及び「貸金業者の広告に関する細則」Ⅱ-2に定める「放送時間帯」、「出稿本数」等を遵守しているかのモニタリング調査を行っている。

新聞・雑誌、電話帳の未承認広告の割合(未承認件数/調査件数)・テレビの自主規制違反件数(全出稿件数に占める割合)

	新聞・雑誌	電話帳	テレビ
平成20年度	17.2%(666 / 3,872)	—	2件(—)
平成21年度	1.3%(192 / 14,322)	—	4件(0.09%)
平成22年度	0.9%(211 / 23,595)	13.9%(132 / 948)	1件(0.03%)
平成23年度	0.45%(86 / 19,304)	1.6%(17 / 1,053)	2件(0.05%)
平成24年度	0.04%(6 / 16,755)	0%(0 / 800)	4件(0.11%)
平成25年度	0.01%(2 / 16,242)	0%(0 / 779)	0件(0%)
平成26年度	0%(0 / 16,999)	0%(0 / 752)	2件(0.07%)
平成27年度	0%(0 / 13,243)	0%(0 / 644)	2件(0.07%)
平成28年度	0%(0 / 11,667)	0%(0 / 682)	0件(0%)
平成29年度	0.10%(10 / 9,618)	0.12%(1 / 804)	13件(0.43%)
平成30年度	0.18%(15 / 8,261)	0%(0 / 863)	1件(0.03%)
令和元年度	0%(0 / 7,734)	0%(0 / 873)	1件(0.03%)
令和2年度	0.01%(1 / 6,684)	0.71%(5 / 700)	0件(0%)
令和3年度	0%(0 / 6,199)	0%(0 / 535)	1件(0.03%)
令和4年度	0.14%(7 / 5,093)	0%(0 / 669)	0件(0%)
令和5年度	0%(0 / 1,867)(注)	0%(0 / 125)(注)	1件(0.04%)
令和6年度	0.5%(8 / 1,558)(注)	0%(0 / 58)(注)	0件(0%)

(注)新聞・雑誌、電話帳のモニタリング調査は6・9・12・3月に実施

モニタリング調査を始めた平成20年度は、本協会の承認を受けずに出稿された新聞広告の割合が17.2%あったが、当該広告を出稿していた協会員に対する指導、及び広告関係団体等に対する協力要請を継続的に行ってきた結果、平成24年度以降、未承認広告の割合が1%以下となっており、広告出稿状況は健全化した状態となっている。

また、広告出稿審査の対象外である貸付商品の種類（有担保貸付、事業者向貸付等）及び広告媒体（チラシ等）合計323件について、協会員からの確認依頼に対応し適正な広告出稿の支援を行った。さらに、協会員のWebサイト74社、及びインターネット広告（バナー、アフィリエイト広告等）において、多重債務者や生活困窮者に対して借入を誘引するような不適切な表現されていないかなどのモニタリング調査や個別指導を行った。

③広告出稿の健全化に向けた関係団体との連携

適正な広告が出稿されるための取り組みとして、日本民間放送連盟（民放連）等の広告関係団体と連携した活動を継続するとともに、インターネット広告に関する情報交換を行なった。

(6)反社会的勢力に係る情報の提供

反社会的勢力との関係遮断に関し、監督指針等が改正され反社情報を一元的に管理したデータベースの構築体制等が求められることとなったことを踏まえ、協会員への支援として、「特定情報照会サービス」を日本信用情報機構（JICC）へ業務委託し、平成26年7月より提供している。

また、平成27年3月から事後検証の態勢整備を支援する「フィードバックサービス」を開始しているが、協会員の要望を考慮し、平成28年度からサービス対象に「法人貸付に係る連帯保証人」を追加し、また、JICCへの債権登録件数の条件を撤廃し利用条件の緩和を図り実施している。

(7)支部職員への情報提供

業務に関し支部から主に法令等解釈についての質問を179件受けた。また「貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則」や社内規則策定ガイドラインの改正内容についての事前説明についてWebを使って説明会を開催した。

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
特定情報サービス利用協会員	604	603	588	569	534	529	515	494	477	470
フィードバックサービス利用協会員	18	30	42	59	67	68	72	83	92	100

2. 法令等違反届出状況と措置状況

(1)協会員からの法令等違反に係る届出状況

本協会では、定款第12条の規定に基づき、協会員に対して、協会員自らによる社内調査、行政当局による立入検査、本協会の実地監査等において、法令等に違反する行為があったことを認識したときは、協会に「法令等違反に係る届出書」を提出することを求めている。

令和6年度は、法令等違反事案として209件の届出があり、前年度（214件）より5件減少している。

次に、令和6年度における届出事案の上位5事案を内容別に見ると、

- ・個人信用情報の提供（法第41条の35）に係る事案が49件
- ・契約締結時の書面の交付（法第17条）に係る事案が28件
- ・受取証書の交付（法第18条）に係る事案が17件
- ・取立て行為の規制（法第21条）に係る事案が14件
- ・返済能力の調査（法第13条）に係る事案が13件

となっており、これら（121件）で届出事案全体（209件）の約6割を占めている。

なお、令和6年度の届出事案の内容を前年度と比較すると、業務運営に関する措置（法第12条の2）に係る事案が8件増、契約締結時の書面の交付（法第17条）に係る事案が15件増、受取証書の交付（法第18条）に係る事案が9件増となり、変更の届出（法第8条）に係る事案が8件減、個人信用情報の提供（法第41条の35）に係る事案が41件減となっているが、その他については、ほぼ横這いとなっている。

法令等違反届出状況

（単位：件）

該当条文等	平成19～ 令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		合計	
	協会 員数	事案数	協会 員数	事案数	協会 員数	事案数	協会 員数	事案数	協会 員数	事案数	協会 員数	事案数	協会 員数	事案数
8条（変更の届出）	493	683	17	24	15	16	15	21	13	15	7	7	560	766
12条の2 （業務運営に関する措置）	59	60	3	3	3	3	3	4	4	4	11	12	83	86
12条の3 （貸金業務取扱主任者の設置）	40	41	1	1	0	0	2	2	1	1	1	1	45	46
12条の6（禁止行為）	29	32	0	0	1	1	3	3	0	0	0	0	33	36
12条の8 （利息、保証料等に係る制限等）	57	62	4	4	9	9	4	4	4	4	5	5	83	88
13条（返済能力の調査）	241	312	6	6	3	4	11	16	7	11	10	13	278	362
13条の3（基準額超過極度 方式基本契約に係る調査）	147	183	2	3	1	1	4	4	6	8	4	4	164	203
14条（貸付条件等の揭示）	101	102	2	2	1	1	1	1	3	3	2	2	110	111
15条（貸付条件の広告等）	125	136	4	4	0	0	3	4	4	4	5	5	141	153
16条の2（（保証）契約締結前 の書面の交付）	267	282	8	10	8	8	9	12	3	3	3	4	298	319
17条 （契約締結時の書面の交付）	420	553	15	20	18	21	15	20	11	13	19	28	498	655
18条（受取証書の交付）	177	224	2	5	6	6	5	7	5	8	11	17	206	267
19条（帳簿の備付け）	202	248	4	4	2	2	6	6	2	2	5	5	221	267
19条の2（帳簿の閲覧）	17	44	1	3	2	2	2	3	1	1	2	3	25	56
21条（取立て行為の規制）	188	259	4	10	4	6	7	12	8	17	11	14	222	318
22条（債権証書の返還）	70	95	3	4	1	1	2	2	0	0	1	1	77	103
24条（債権譲渡等の規制）	35	36	1	1	1	1	0	0	1	1	0	0	38	39
41条の35 （個人信用情報の提供）	598	1,222	26	28	27	50	32	51	58	90	23	49	764	1,490
出資法5条2項 （高金利の処罰）	26	26	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	27	27
自主規制基本規則	198	266	10	12	11	14	7	7	6	8	12	12	244	319
その他（注）	517	610	26	29	12	15	19	26	16	21	23	26	613	727
合計（※）	4,007	5,476	139	173	125	161	150	205	153	214	156	209	4,730	6,438

（注）その他のうち主なもの。

13条の2（過剰貸付け等の禁止）、13条の4（基準額超過極度方式基本契約に係る必要な措置）

（※）合計欄の協会員数は、各条項の協会員数を加算したもの。

(2)協会員に対する措置状況

①法令等違反に伴う措置について

協会員から提出された「法令等違反に係る届出書」については、定款第56条に基づいて設置された「規律委員会」において個別事案ごとに審議を行ったうえで、処分等の種類によって「自主規制会議」あるいは「理事会」を経て、協会員に対する措置が決定されている。

平成20年度から令和6年度までに措置を行った協会員は延べ134協会員で、この内訳は、定款第21条に基づく処分である除名、会員権停止、譴責が30協会員、定款第22条に基づく勧告が23協会員、定款第5条による文書注意が81協会員となっている。

令和6年度においては、2協会員に対し文書注意措置を行った。

②書類監査に伴う措置について

本協会監査部による書類監査に応じない協会員については、上記①と同様の手続きを経て、協会員に対する処分等の措置が決定されている。

平成20年度から令和6年度までに措置を行った協会員は延べ255協会員で、この内訳は、定款第21条に基づく処分である除名、会員権停止、譴責が173協会員、定款第22条に基づく勧告が27協会員、定款第5条に基づく文書注意が55協会員となっている。

なお、これまでに措置を行った255協会員のうち246協会員は、本協会発足直後の平成20年度及び平成21年度に措置を行った協会員である。

令和6年度においては、措置を行った協会員はなかった。

措置状況

(単位: 協会員数)

		除名	会員権 停止	譴責	勧告	文書 注意	計
平成20年度	法令等違反	0	5	0	4	7	16
	書類監査	0	81	26	27	55	189
	計	0	86	26	31	62	205
平成21年度	法令等違反	0	1	0	0	6	7
	書類監査	6	50	1	0	0	57
	計	6	51	1	0	6	64
平成22年度	法令等違反	3	3	2	0	10	18
	書類監査	2	5	0	0	0	7
	計	5	8	2	0	10	25
平成23年度	法令等違反	0	2	1	3	6	12
	書類監査	0	1	0	0	0	1
	計	0	3	1	3	6	13
平成24年度	法令等違反	0	2	2	1	10	15
	書類監査	0	0	0	0	0	0
	計	0	2	2	1	10	15
平成25年度	法令等違反	0	0	2	5	4	11
	書類監査	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	2	5	4	11
平成26年度	法令等違反	0	2	0	0	9	11
	書類監査	0	1	0	0	0	1
	計	0	3	0	0	9	12
平成27年度	法令等違反	0	0	2	0	5	7
	書類監査	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	2	0	5	7
平成28年度	法令等違反	0	2	1	0	5	8
	書類監査	0	0	0	0	0	0
	計	0	2	1	0	5	8
平成29年度	法令等違反	0	0	0	2	4	6
	書類監査	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	2	4	6
平成30年度	法令等違反	0	0	0	1	5	6
	書類監査	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	1	5	6
令和元年度	法令等違反	0	0	0	3	5	8
	書類監査	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	3	5	8
令和2年度	法令等違反	0	0	0	1	0	1
	書類監査	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	1	0	1
令和3年度	法令等違反	0	0	0	2	1	3
	書類監査	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	2	1	3
令和4年度	法令等違反	0	0	0	1	0	1
	書類監査	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	1	0	1
令和5年度	法令等違反	0	0	0	0	2	2
	書類監査	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	2	2
令和6年度	法令等違反	0	0	0	0	2	2
	書類監査	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	2	2
合計	法令等違反	3	17	10	23	81	134
	書類監査	8	138	27	27	55	255
	計	11	155	37	50	136	389

(3)協会員における法令等違反発生の防止

処分等の措置の対象となった協会員に対しては、再発等防止のための改善策等の策定及び実行状況等についての報告を求め、不適切な事案が発生した背景、原因等についてヒアリングを行い、協会員と問題意識の共有を図っている。

また、処分等の措置は不要であるとされた事案についても、規律委員会での審議の結果をそれぞれの協会員に通知する際に、改めて法令等遵守の徹底と法令等違反の再発等の防止について注意喚起を行っている。

3. 個人情報の漏えい等に係る報告について

本協会は、個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）に基づく認定個人情報保護団体として「個人情報保護指針」を定め、協会員において個人データの漏えい等やそのおそれがある場合で個人の権利利益を害するおそれの大きいものが発生したときは、速やかな個人情報保護委員会（権限委任されている場合は監督当局）への報告を、個人データの漏えい等やそのおそれがある場合又は個人情報・仮名加工情報に係る削除情報等の漏えい等やそのおそれがある場合は、関係法令やガイドラインに従った監督当局への報告をそれぞれ求めているとともに、本協会に対しても報告を求めている。

令和6年度に提出のあった「個人情報等の漏えい等に係る報告」は600件で、前年度の471件から129件の増加となっている。

態様別で見ると前年度同様、クレジットカードやクレジットカード番号の記載された書面の配送等における誤配事案が最も多く、全体の8割程度を占めている。

なお、誤配事案以外を前年度と比較すると、FAX誤送信と誤廃棄が増加し、誤送付事案と不正アクセス事案が減少しているが、その他の事案については概ね横ばいとなっている。

個人情報の漏えい等に係る報告

(単位：件)

漏えい等を 起こした者 漏えい等の態様	令和4年度					令和5年度					令和6年度				
		従業員	配送業者	業務委託先	その他		従業員	配送業者	業務委託先	その他		従業員	配送業者	業務委託先	その他
配送等における誤配	343	0	138	1	204	311	0	97	1	213	456	0	149	1	306
誤送付	62	53	0	8	1	45	42	0	3	0	36	30	0	6	0
メールの誤送信	18	12	0	6	0	13	8	0	5	0	14	11	0	3	0
FAX誤送信	7	6	0	1	0	8	6	0	2	0	20	14	0	6	0
誤手交	2	1	0	0	1	1	1	0	0	0	1	1	0	0	0
口頭漏えい	5	4	0	1	0	8	8	0	0	0	10	10	0	0	0
誤廃棄	15	10	0	5	0	3	3	0	0	0	15	11	0	4	0
紛失	20	15	4	1	0	9	5	3	1	0	10	4	4	2	0
不正アクセス	46	0	0	0	46	54	0	0	0	54	17	0	0	0	17
盗難	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	16	8	3	1	4	19	13	0	6	0	21	8	0	13	0
計	534	109	145	24	256	471	86	100	18	267	600	89	153	35	323

4. コンピュータシステム障害等に係る報告について

コンピュータシステムを用いて大量に業務処理を行う貸金業者においてシステム障害が発生した場合には、資金需要者等の社会経済生活等に影響を及ぼすおそれがあるほか、その影響は単に一貸金業者にとどまらないことから、行政当局（財務局）は登録貸金業者に対し、コンピュータシステム障害等が発生した場合、障害等に係る報告を行うよう求めており、本協会も同様の報告を求めている。

令和6年度は115件の「障害発生報告書」が提出されており、件数は前年度と同数であった。

コンピュータシステム障害の報告状況

（単位：件）

脅威の類型	説明	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		協会員数	事案数	協会員数	事案数	協会員数	事案数
サイバー攻撃をはじめとする意図的要因	外部からのサイバー攻撃による障害	1	1	1	1	17	18
	コンピュータウイルスへの感染による障害	0	0	0	0	0	0
	その他の意図的要因による障害	0	0	1	1	1	2
非意図的要因	ソフトウェアの不具合等による障害	16	19	9	25	8	18
	ハードウェア等物理的な不具合等による障害	13	18	43	44	4	5
	設定ミス、操作ミス、外部委託管理上の問題等による障害	13	30	13	24	27	57
	その他の非意図的要因による障害	5	11	13	15	9	13
災害や疾病	災害や疾病による障害	0	0	0	0	0	0
他分野の障害からの波及	利用する電気通信サービスからの波及による障害	3	4	3	3	0	0
	利用する電力利用からの波及による障害	0	0	0	0	0	0
	利用する水道供給からの波及による障害	0	0	0	0	0	0
	その他の波及による障害	1	1	2	2	1	2
その他	上記の脅威の類型以外の理由による障害	0	0	0	0	0	0
計		52	84	85	115	67	115

2 相談・苦情処理手続・紛争解決手続対応

本部貸金業相談・紛争解決センターおよび都道府県各支部相談窓口においては、金融ADR制度における指定紛争解決機関として、「資金需要者等の利益の保護を図る」ことを目的に、貸金業務に対する信頼の確保を図りつつ、中立・公正な立場から、各種相談・苦情処理手続および紛争解決手続（ADR）を実施している。

特に多重債務問題については、失業や生活費の補填、ギャンブル・買い物による浪費など、返済困難に至った多様な事情を抱える相談者に対し、それぞれの状況に応じた問題解決のための助言や情報提供を行っている。あわせて、生活再建や改善を目的とした貸付自粛制度の活用や、カウンセリングによる支援も実施している。

また、当協会が実践しているカウンセリング的手法を取り入れた相談スキルを参考としていただけるよう、行政機関や他の相談機関等の相談員を対象とした研修も実施している。

【貸金業相談・紛争解決センターの構成】

相談・紛争解決委員会

相談・紛争解決等に関する業務の中立公正かつ確かな運営を確保するために、外部有識者で構成されている。

貸金業相談・紛争解決センター

【相談受付課】

(1)一般相談

「登録業者かどうか確認したい」「契約内容に不明な点がある」「本人確認書類を紛失したがどうしたらよいか」などの相談を受け、適切な助言を行っている。

(2)債務相談

「多額の借金を抱え返済に困っている」「借金の整理方法がわからない」といった相談には、債務状況や返済能力などを把握した上で、必要な助言や情報提供、他の相談機関の紹介などを行っている。

(3)貸付自粛制度申告受付

「ギャンブルがやめられない」「買い物の浪費を防ぎたい」「家族を安心させたい」等の目的で、貸付自粛制度の利用を希望する資金需要者等からの申告受付や相談対応を行っている。

また、金融庁と連携してギャンブル等依存症対策、多重債務防止推進強化の一環として貸付自粛制度の幅広い促進の取組みを行っている。

(4)生活再建支援カウンセリング

「借金は整理できたが家計管理が苦手で今後の生活が不安」「依存的な行動（ギャンブルや買い物癖）によって生じた金銭問題がある」といったケースには、問題を起こす本人及び家族を含めた再発防止を目的とした生活再建支援カウンセリングなどを行っている。

【苦情受付課】

貸金業務等のトラブルに関して、契約者等（申立人）から貸金業者（相手方）に対する不満足 of 表明があった場合は、苦情処理手続としてこれを受け付け、必要に応じ事実確認・業務の是正や改善を求めている。

【紛争受付課】

苦情が解決しない場合、紛争解決手続（ADR）への移行申立に関する事務を行い、紛争解決手続きを実施する。また、貸金業者と手続実施基本契約締結に関する事務を行っている。

1. 概況

(1)総受付件数

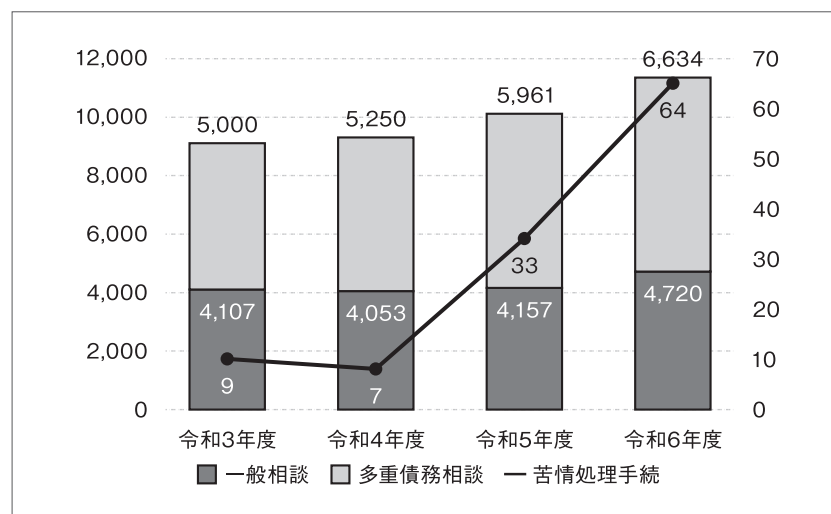
令和6年度の資金需要者等からの誤認電話（※）を含む相談、苦情処理手続、紛争解決手続（ADR）の総受付・受理件数は、21,963件となり、前年度比2,725件増加した。コロナ禍からの貸金市場回復に伴い、貸付件数が増加したことで、相談・苦情処理手続件数も増加したと考えられる。協会へのアクセスは97.9%が電話によるものであるが、メール相談が増加傾向にある。

※誤認電話：各社のWebサイト等のADR機関案内の表示を見て、本来各社に相談すべき内容を当協会に誤って架けてきたもの。

【相談・苦情処理手続・紛争解決手続（ADR）受付状況】

（単位：件）

分類	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	前年度比	
						増減	増減率
一般相談	一般相談	4,107	4,053	4,157	4,720	563	+13.5%
	多重債務関連相談	5,000	5,250	5,961	6,634	673	+11.3%
相談計		9,107	9,303	10,118	11,354	1,236	+12.2%
苦情処理手続		9	7	33	64	31	+93.9%
紛争解決手続		1	5	5	3	-2	-40.0%
協会員等相談窓口案内＜誤認電話＞		9,260	7,997	9,082	10,542	1,460	+16.1%
合計		18,377	17,312	19,238	21,963	2,725	+14.2%



【令和6年度・アクセス区分】

（単位：件）

分類	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	割合	前年度比	
							増減	増減率
電話		18,041	16,984	18,801	21,503	97.9%	2,702	+14.4%
メール		283	284	362	390	1.8%	28	+7.7%
来協		25	17	28	23	0.1%	-5	-17.9%
文書		19	20	18	25	0.1%	7	+38.9%
その他		8	2	24	19	0.1%	-5	-20.8%
紛争申立書		1	5	5	3	0.0%	-2	-40.0%
合計		18,377	17,312	19,238	21,963	100.0%	2,725	+14.2%

2. 相談

「相談」

貸金業務等に関連し、協会に助言等を求めるものを「一般相談」という。これに対し、貸付自粛、返済困難、ヤミ金融関連及び自己破産等、経済的窮状または返済困難に陥っている場合など、状況の改善のための助言等を求めるものを「多重債務関連相談」とし、また、業者の相談窓口と誤認して当協会に架電があった場合を「協会員等相談窓口案内（誤認電話）」として分類している。

分類		定義
一般相談	融資関連	融資先紹介依頼・必要書類・借入一本化等の融資関連 借入限度額・返済内容・契約内容等に関する相談
	信用情報関連	信用情報の開示、登録等に関する相談
	本人確認書類等の紛失等	本人確認書類等の紛失や盗難における対処等に関する相談
	業者等の連絡先	貸金業者の相談窓口等の案内 貸金業者の登録の有無や廃業の確認等についての照会
	帳簿の開示	取引履歴や契約内容等の開示及び閲覧に関する相談
	その他	貸金業・クレジット・銀行等に関連する相談
多重債務関連相談	貸付自粛・本人	貸付自粛制度に関する本人からの相談
	貸付自粛・本人以外	貸付自粛制度に関する本人以外（家族）からの相談
	返済困難	支出増、収入減等に起因する返済相談及び自己破産・調停・民事再生手続き等 債務整理に関する相談
	ヤミ金融・違法業者	ヤミ金融、違法業者に関する相談
協会員等相談窓口案内（誤認電話）		業者の相談窓口と誤認して当協会に入電した場合の協会員等の窓口案内や音声応答等の操作等の助言

(1)相談受付状況

①相談受付状況

「相談」は、一般相談、多重債務関連相談ともに増加し、合計で11,354件（前年度比+1,236件、+12.2%）と増加した。内訳は、「一般相談」4,720件（前年度比+563件、+13.5%）、「多重債務関連相談」が6,634件（前年度比+673件、+11.3%）と増加した。

「一般相談」では、借入希望や借入先等の相談である「融資関連」が1,977件（前年度比+49件、+2.5%）と増加した。「多重債務関連相談」では、「貸付自粛制度」に関する相談・問い合わせ等が4,994件（前年度比+648件、+14.9%）と最も多い。ヤミ金融・違法業者に関する相談は208件（前年度比+4件、+2.0%）と微増した。

（単位：件）

分類		年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	前年度比	
							増減	増減率
相談	一般相談	融資関連	1,523	1,806	1,928	1,977	49	+2.5%
		信用情報関連	351	380	340	352	12	+3.5%
		身分証明書等の紛失等	145	115	88	100	12	+13.6%
		業者等の連絡先	799	703	642	779	137	+21.3%
		帳簿の開示	3	5	8	10	2	+25.0%
		その他	1,286	1,044	1,151	1,502	351	+30.5%
	多重債務関連相談		4,107	4,053	4,157	4,720	563	+13.5%
		貸付自粛・本人	1,448	1,494	1,796	2,240	444	+24.7%
		貸付自粛・本人以外	2,081	2,223	2,550	2,754	204	+8.0%
		貸付自粛計	3,529	3,717	4,346	4,994	648	+14.9%
		返済困難	1,167	1,339	1,411	1,432	21	+1.5%
		ヤミ金融・違法業者	304	194	204	208	4	+2.0%
	相談合計		9,107	9,303	10,118	11,354	1,236	+12.2%
	協会員等相談窓口案内（誤認電話）		9,260	7,997	9,082	10,542	1,460	+16.1%
	相談合計		18,367	17,300	19,200	21,896	2,696	+14.0%

2 相談者属性

男性の相談者がやや多い傾向にある。年代別では、50歳代がやや多いものの、他の年代と差は大きくない。「貸付自粛（本人）」に関する相談は20歳代および30歳代に多くみられ、「貸付自粛（本人以外）」については40歳代および50歳代からの相談が多い。50歳代は「返済困難」「融資関連」の相談も多く、特に50歳代以上の相談者からは、融資先の紹介を求める傾向が目立っている。

【相談者（性別）】

（単位：件）

性別	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		前年度比	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	増減	増減率
男性	9,990	54.4%	9,142	52.8%	10,195	53.1%	11,356	51.9%	1,161	+11.4%
女性	8,375	45.6%	8,156	47.1%	8,982	46.8%	10,518	48.0%	1,536	+17.1%
不明※	2	0.0%	2	0.0%	23	0.1%	22	0.1%	-1	-4.3%
合計	18,367	100.0%	17,300	100.0%	19,200	100.0%	21,896	100.0%	2,696	+14.0%

※「不明」とは、メールや文書及び企業からの相談

【相談者（年代別）】

（単位：件）

年代	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		前年度比	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	増減	増減率
10歳代	11	0.3%	20	0.1%	24	0.1%	19	0.1%	-5	-20.8%
20歳代	682	3.7%	1,300	7.5%	1,095	5.7%	985	4.5%	-110	-10.0%
30歳代	936	5.1%	1,561	9.0%	1,488	7.8%	1,314	6.0%	-174	-11.7%
40歳代	1,100	6.0%	1,653	9.6%	1,683	8.8%	1,420	6.5%	-263	-15.6%
50歳代	1,050	5.7%	1,999	11.6%	1,815	9.5%	1,728	7.9%	-87	-4.8%
60歳代	696	3.8%	1,478	8.5%	1,311	6.8%	1,243	5.7%	-68	-5.2%
70歳以上	648	3.5%	1,704	9.8%	1,403	7.3%	1,176	5.4%	-227	-16.2%
不明	13,244	72.1%	7,585	43.8%	10,381	54.1%	14,011	64.0%	3,630	+35.0%
合計	18,367	100.0%	17,300	100.0%	19,200	100.0%	21,896	100.0%	2,696	+14.0%

【令和6年度・相談者（年代別相談分類）】

（単位：件）

分類 年代	融資関連	信用情報 関連	身分証明 書等の 紛失等	業者等の 連絡先	帳簿の 開示	貸付自粛・ 本人	貸付自粛・ 本人以外	返済困難	ヤミ金融・ 違法業者	協会員等 相談窓口案内 （誤認電話）	その他	合 計
10歳代	4	-	1	-	-	2	-	3	-	7	2	19
20歳代	98	14	4	12	-	278	43	181	26	262	67	985
30歳代	124	23	7	28	1	277	150	178	20	423	83	1,314
40歳代	141	32	9	44	-	162	283	185	18	440	106	1,420
50歳代	211	27	14	38	1	137	455	228	28	477	112	1,728
60歳代	166	13	7	54	3	61	201	123	5	522	88	1,243
70歳以上	178	17	3	89	-	20	111	87	3	581	87	1,176
不明	1,055	226	55	514	5	1,303	1,511	447	108	7,830	957	14,011
合計	1,977	352	100	779	10	2,240	2,754	1,432	208	10,542	1,502	21,896

③相談内容詳細

①一般相談

一般相談のうち、「融資関連」は1,977件（個別取引等に関連する「契約」が1,184件、新規・追加融資に関連する「融資」が793件）となっている。これらの相談には適切な助言及び他機関の相談窓口を案内している。

【令和6年度・「融資関連」相談内訳】(単位:件)

契約	融資	合計
1,184	793	1,977

【融資関連（令和6年度・他機関を案内）】

(単位:件)

他機関への紹介先	信用情報機関	法テラス	弁護士会・司法書士会	警察	都道府県	裁判所	クレジット カウンセリング 協会	消費者 センター	金融庁 財務局	その他	合計
件数	42	35	54	3	20	1	7	4	1	52	219

②多重債務関連相談

多重債務関連相談のうち、「返済困難」の相談は1,432件で、相談者本人が907件（63.3%）、親族・配偶者などの関係者が494件（34.5%）となっている。

多重債務に陥った主な原因は「遊興費」209件（20.3%）、「生活資金不足」204件（19.8%）、「買い物」188件（18.3%）と続く。

債務額で一番多かったのは、「100万円未満」236件（34.9%）であった。また、必要に応じて他機関を案内した件数は470件で、主な紹介先窓口は、「法テラス」146件、「クレジットカウンセリング協会」107件等であった。

【返済困難（令和6年度・相談者）】(単位:件)

相談者	件数	割合
本人	907	63.3%
親族	380	26.5%
配偶者	114	8.0%
その他・不明	31	2.2%
合計	1,432	100.0%

【返済困難（令和6年度・性別）】(単位:件)

性別	件数	割合
男性	617	43.1%
女性	813	56.8%
不明	2	0.1%
合計	1,432	100.0%

【令和6年度・債務の主たる原因】

(単位:件)

生活資金不足	収入の減少	住宅・土地の費用	名義貸し・保証人	ギャンブル	買い物	予期せぬ出費	事業費 運転資金	遊興費 飲食・交際費	借金返済	教育費 資格取得費	その他	合計
204	29	14	9	177	188	23	43	209	31	22	79	1,028
19.8%	2.8%	1.4%	0.9%	17.2%	18.3%	2.2%	4.2%	20.3%	3.0%	2.1%	7.7%	100.0%

※未聴取、無回答及び重複する原因があるため相談件数とは異なる

【令和6年度・債務額】

(単位:件)

100万未満	100万以上 200万未満	200万以上 300万未満	300万以上 400万未満	400万以上 500万未満	500万以上	合計
236	164	98	47	43	89	677
34.9%	24.2%	14.5%	6.9%	6.4%	13.1%	100.0%

※「返済困難」相談の債務状況（1,432件のうち、債務額不明を除いた677件）

【返済困難（令和6年度・他機関を案内）】

(単位:件)

他機関への紹介先	信用情報機関	法テラス	弁護士会・司法書士会	警察	都道府県	裁判所	クレジット カウンセリング 協会	消費者 センター	金融庁 財務局	その他	合計
件数	30	146	98	2	11	1	107	4	1	70	470

③若年層に関する相談状況

18歳から24歳までの若年層に関する相談は726件あり、そのうち437件（60.2％）は貸付自粛制度に関するものであった。若年層本人からの相談は180件で、主に貸付自粛制度や返済困難に関する内容が多く、家族・親族からの相談は522件で、こちらも同様に貸付自粛制度や返済困難に関する相談が多くを占めた。

【令和6年度・若年層に関する相談】

（単位：件）

相談分類	件数	割合	相談者		
			本人	家族・親族	その他
貸付自粛	437	60.2%	63	367	7
返済困難	141	19.4%	58	83	-
融資関連	67	9.2%	27	33	7
信用情報関連	9	1.2%	2	7	-
ヤミ金融・違法業者	10	1.4%	3	7	-
身分証明書の紛失等	2	0.3%	-	2	-
業者等の連絡先	3	0.4%	2	1	-
その他	57	7.9%	25	22	10
合計	726	100.0%	180	522	24

※相談者及び相談対象者の年齢の聴き取りができた件数のみ集計

《相談事例》

【一般相談（融資関連）事例】（53歳女性）

失業中で、両親の看病と車の修理費が重なり、生活費に困窮している。どこか貸してくれる業者を紹介してほしいという相談。

協会では融資・紹介は行っていないことを説明し、失業中との事であったため貸金業者からの借入は困難であり、ヤミ金等の悪質業者について注意を促すとともに、生活福祉資金貸付の検討を勧め、社会福祉協議会の連絡先を案内した。

【多重債務相談（返済困難）事例】（31歳男性）

競馬によるギャンブルで消費者金融2社から120万円を借入れ、返済が困難になってきたため債務整理を検討しているとの相談があった。現在、別件で弁護士に相談中とのことで、債務整理についてもその弁護士に相談するよう助言した。また、ギャンブル等の問題の相談先として精神保健福祉センターを案内し、貸付自粛制度についても説明したところ、今後の利用を検討するとのことで相談を終えた。

【若年層に関する相談】（52歳女性）

息子（23歳）の借金に関する相談。息子は国家試験の勉強のため独り暮らしを始めたが、プレッシャーから遊興費等で借金を重ね、JICCで確認したところ残債は320万円。心療内科の受診や任意整理も検討中。今後の借入防止のため、協会の貸付自粛登録について問い合わせがあり、制度の概要と手続方法（Web等）を説明し、本人の意思確認の重要性を伝えた。また、他の信用情報機関での開示も勧めたが、手数料のカード決済に躊躇していたため、決済方法の確認を促し、問合せ先を案内して終了した。

※相談者のプライバシー配慮のため表現を一部変更している

④ ヤミ金融・違法業者に関する相談

受付件数は208件（前年度比+4件、+2.0%）と微増。「ヤミ金融・違法業者／被害あり」の相談は、93件（前年度比-11件、-10.6%）と減少した。被害があった場合は速やかに警察に届出するよう誘導し、被害の拡大防止を図っている。一方、「ヤミ金融・違法業者／被害なし」の相談は、115件（前年度比+15件、+15.0%）と増加した。相談者に対してはヤミ金融・違法業者等の狡猾さ、手口等を注意喚起するとともに正しい業者の見分け方を教示する等、被害の未然防止を図っている。

相談者の62.0%は男性であり、年齢を聴取することができた100人では、10歳代の相談者はいなかったが、20～50歳代までの相談者が多く60歳代、70歳代の相談者は少なかった。

【受付件数】

(単位:件)

分類	年度				割合	前年度比	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		増減	増減率
ヤミ金融・違法業者／被害あり※1	121	111	104	93	44.7%	-11	-10.6%
ヤミ金融・違法業者／被害なし※2	183	83	100	115	55.3%	15	+15.0%
合 計	304	194	204	208	100.0%	4	+2.0%

※1「ヤミ金融・違法業者／被害あり」…金銭支払いやカード類・携帯電話等物品を送付した場合

※2「ヤミ金融・違法業者／被害なし」…上記以外（嫌がらせ等の精神的被害を含む）

【令和6年度・性別】

【令和6年度・年代別件数（被害あり／被害なし）】

(単位:件)

性別	件数	割合
男性	129	62.0%
女性	79	38.0%
合計	208	100.0%

年代別	被害あり件数	割合	被害なし件数	割合	相談合計	割合
10歳代	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
20歳代	15	16.1%	11	9.6%	26	12.5%
30歳代	9	9.7%	11	9.6%	20	9.6%
40歳代	10	10.8%	8	7.0%	18	8.7%
50歳代	14	15.1%	14	12.2%	28	13.5%
60歳代	1	1.1%	4	3.5%	5	2.4%
70歳以上	2	2.2%	1	0.9%	3	1.4%
不明	42	45.2%	66	57.4%	108	51.9%
合 計	93	100.0%	115	100.0%	208	100.0%

(2) 貸付自粛制度

「貸付自粛制度」とは、日本貸金業協会の設立当初から多重債務問題解決の一環として浪費癖を持つなどの理由で貸付自粛を受けたいとの本人からの申告を受け、自粛対象者である旨の情報を個人信用情報機関に登録を依頼し、当該個人信用情報機関の会員が、その情報を受けて貸付けの自粛を促す取り組みを行っている制度である。

① 貸付自粛制度に関する相談・問合せ

相談・問い合わせ件数は4,994件（前年度比+648件、+14.9%）であった。そのうち、「本人以外」からの相談は、父母（両親）から息子・娘に関する相談が最も多く、貸付自粛制度についての相談には、多重債務問題の再発防止を希望する相談が多く含まれることから、状況に応じて生活再建支援カウンセリングを案内している。

（参考）個人信用情報機関である次の3機関が貸付自粛情報登録の運用を実施。

- ・日本信用情報機構（JICC）〈消費者金融系〉
- ・シー・アイ・シー（CIC）〈信販・クレジット系〉
- ・全国銀行個人信用情報センター（個信センター）〈銀行系〉

【貸付自粛制度に関する相談・問合せ】

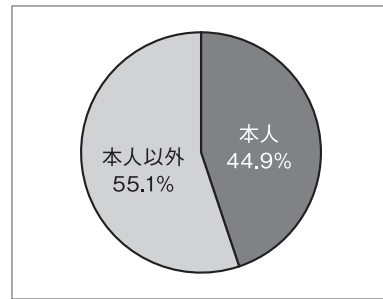
(単位:件)

相談種別		年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	割合	前年度比	
								増減	増減率
登 録	本人		415	620	820	1,051	32.5%	231	+28.2%
	本人以外		1,325	1,749	2,153	2,182	67.5%	29	+1.3%
	計		1,740	2,369	2,973	3,233	100.0%	260	+8.7%
撤 回	本人		455	551	690	733	89.3%	43	+6.2%
	本人以外		72	92	66	88	10.7%	22	+33.3%
	計		527	643	756	821	100.0%	65	+8.6%
問合せ	本人		578	323	286	456	48.5%	170	+59.4%
	本人以外		684	382	331	484	51.5%	153	+46.2%
	計		1,262	705	617	940	100.0%	323	+52.4%
合計	本人		1,448	1,494	1,796	2,240	44.9%	444	+24.7%
	本人以外		2,081	2,223	2,550	2,754	55.1%	204	+8.0%
			3,529	3,717	4,346	4,994	100.0%	648	+14.9%

【令和6年度・貸付自粛制度に関する本人以外の相談者の割合】

相談者	相談件数	割合
父母	1,431	52.0%
妻	481	17.5%
家族・親族	301	10.9%
夫	71	2.6%
その他	470	17.1%
合 計	2,754	100.0%

【相談者（本人・本人以外の割合）】



2 個人情報情報機関への登録状況

貸付自粛制度の協会受理件数（登録・撤回）は、協会活動及び本制度の継続した周知活動により6,937件（前年度比+1,980件、+39.9%）、うち登録は4,789件（前年度比+1,143件、+31.3%）であり、撤回は2,148件（前年度比+837件、+63.8%）であった。

なお、居住地都道府県別上位は、「東京都」760件、「大阪府」608件、「神奈川県」498件、「愛知県」461件、「福岡県」352件等と、大都市圏が多くを占める。

協会受理者（登録）の年代別では、20歳代35.6%、30歳代28.3%で、全体の60.0%超を構成している。

【登録・撤回受理件数】

(単位:件)

分類		年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	前年度比	
							増減	増減率
協会	登録		2,337	2,739	3,646	4,789	1,143	+31.3%
	撤回		1,028	1,034	1,311	2,148	837	+63.8%
計			3,365	3,773	4,957	6,937	1,980	+39.9%
個信センター	登録		521	436	356	230	-126	-35.4%
	撤回		166	264	313	170	-143	-45.7%
計			687	700	669	400	-269	-40.2%
登録			2,858	3,175	4,002	5,019	1,844	+58.1%
撤回			1,194	1,298	1,624	2,318	1,020	+78.6%
合計			4,052	4,473	5,626	7,337	1,711	+30.4%

【参考】令和6年度・都道府県別登録・撤回受理件数（個信センターを除く）

（単位：件）

北海道	267	埼玉県	379	岐阜県	82	鳥取県	23	大分県	93
青森県	50	千葉県	361	静岡県	195	島根県	38	宮崎県	41
岩手県	45	東京都	760	愛知県	461	岡山県	99	鹿児島県	75
宮城県	129	神奈川県	498	三重県	88	広島県	220	福岡県	352
秋田県	44	新潟県	97	滋賀県	75	山口県	95	佐賀県	52
山形県	54	山梨県	30	京都府	128	徳島県	77	長崎県	86
福島県	88	長野県	52	大阪府	608	香川県	66	沖縄県	59
茨城県	108	富山県	44	兵庫県	295	愛媛県	93	合 計	6,937
栃木県	69	石川県	49	奈良県	78	高知県	37		
群馬県	71	福井県	46	和歌山県	35	熊本県	145		

【年代別登録受理件数（個信センターを除く）】

（単位：件）

登録申告者年代	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	割合	前年度比	
							増減	増減率
10歳代		21	33	8	62	1.3%	54	+675.0%
20歳代		761	903	998	1,705	35.6%	707	+70.8%
30歳代		648	771	1,088	1,354	28.3%	266	+24.4%
40歳代		418	475	747	792	16.5%	45	+6.0%
50歳代		275	303	458	507	10.6%	49	+10.7%
60歳代		132	162	239	263	5.5%	24	+10.0%
70歳代以上		82	92	108	106	2.2%	-2	-1.9%
合計		2,337	2,739	3,646	4,789	100.0%	1,143	+31.3%

③ 貸付自粛登録の理由

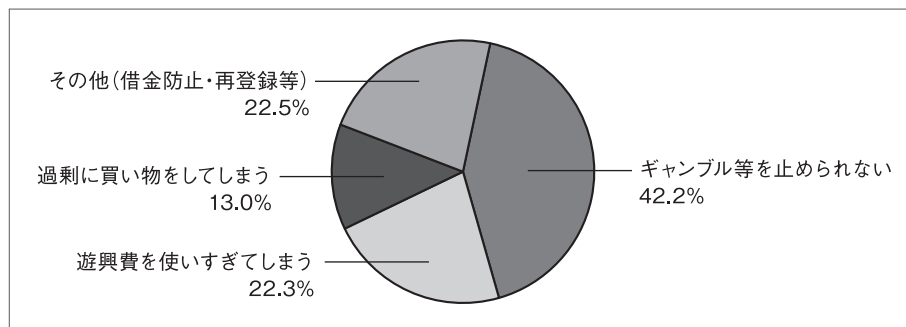
貸付自粛登録・撤回時に、登録の目的、ギャンブルの種類、撤回の理由、撤回時の生活改善状況の聞き取りを行っている。登録の目的は「ギャンブル等を止められない」が最多で2,023件（42.2%）となっている。

【貸付自粛登録の理由】

（単位：件）

登録の目的	令和4年度	令和5年度	令和6年度	割合	前年度比	
					増減	増減率
ギャンブル等を止められない	1,219	1,630	2,023	42.2%	393	+24.1%
遊興費を使いすぎてしまう	502	787	1,067	22.3%	280	+35.6%
過剰に買い物をしてしまう	508	545	622	13.0%	77	+14.1%
その他（借金防止・再登録等）	510	684	1,077	22.5%	393	+57.5%
合計	2,739	3,646	4,789	100.0%	1,143	+31.3%

【相談者（本人・本人以外の割合）】



【令和6年度・ギャンブルを起因とする登録者状況（個信センターを除く）】

（単位：件）

	登録件数	登録者 ギャンブル	性別		ギャンブル種類（複数選択含む）							合計
			男性	女性	パチンコ パチスロ	競馬	レース ホース	競輪	レース オート	オンライン カジノ	その他 ※1	
令和6年度	4,789	2,023	1,956	67	1,444	657	431	467	90	132	98	3,319
（構成比）		42.2%	96.7%	3.3%	43.5%	19.8%	13.0%	14.1%	2.7%	4.0%	3.0%	100.0%
令和5年度	3,646	1,630	1,590	40	1,181	530	234	308	51	159	58	2,521
（構成比）		44.7%	97.5%	2.5%	46.8%	21.0%	9.3%	12.2%	2.0%	6.3%	2.3%	100.0%

※1 その他とは、宝くじ、麻雀等 *ギャンブル種類構成比は複数選択を含む合計に対する比率

【令和6年度・貸付自粛制度撤回の理由（個信センターを除く）】

（単位：件）

撤回申告の理由	令和4年度	令和5年度	令和6年度	割合	前年度比	
					増減	増減率
住宅ローン等の新規契約のため	218	227	297	13.8%	70	+30.8%
クレジットカードが必要となった	180	227	372	17.3%	145	+63.9%
再登録のため	209	221	335	15.6%	114	+51.6%
登録の必要がなくなった	252	400	677	31.5%	277	+69.3%
生活資金が必要となった	164	231	466	21.7%	235	+101.7%
その他・無回答	11	5	1	0.0%	-4	-80.0%
合 計	1,034	1,311	2,148	100.0%	837	+63.8%

(3)生活再建支援カウンセリング

「生活再建支援カウンセリング」

「借金は整理できたが、家計管理が苦手で今後の生活が不安」「依存的な行動（ギャンブルや買い物癖）によって生じた金銭問題がある」といったケースには、多重債務の再発防止を目的とした生活再建支援カウンセリングを行っている。

金銭や家計管理の実行を支援する「生活再建支援カウンセリング」は、当協会独自の取り組みである。多重債務問題は家族を巻き込む問題でもあることから、本人のために親族や配偶者は立ち直るための重要なキーパーソンである場合が多く、家族を含めたカウンセリングを行っている。カウンセリングを担当する相談員は、産業カウンセラー、認定心理士、心理相談員、FP技能士、消費生活相談員等の資格を持つ職員を中心に、一定の研修を受けた職員である。

相談者との信頼関係を元に、心理カウンセリングを通じて、家計管理の改善実行や債務の原因となった問題行動の改善に取り組んでおり（相談料は無料）、カウンセリングを終了した相談者からは、多重債務防止の効果があるとの言葉をいただいている。

1 受付状況

新規相談者56人、前年度から繰り越した継続相談者32人、合計88人の相談者に対し、協会への直接の来所、及び電話によるカウンセリング相談を370回実施した。

【カウンセリング実施件数】

（単位：件）

年度 新規・継続	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		前年度比			
	人数	相談回数	人数	相談回数	人数	相談回数	人数	相談回数	人数		相談回数	
									増減	増減率	増減	増減率
新規相談者	35	135	68	263	53	221	56	241	3	+5.7%	20	+9.0%
継続相談者	25	122	36	197	46	202	32	129	-14	-30.4%	-73	-36.1%
合計	60	257	104	460	99	423	88	370	-11	-11.1%	-53	-12.5%

2 新規相談者の属性等について

新規相談者56人のうち債務者本人は38人(67.9%)、配偶者・親族等の関係者18人(32.1%)であり、年代別では、「債務者本人」は、30歳代が多く、「関係者」では、30歳代から50歳代が多い。

【令和6年度・新規相談者属性】

(単位:人)

性別	債務者本人	割合	関係者	割合	合計	割合
男性	25	65.8%	0	0.0%	25	44.6%
女性	13	34.2%	18	100.0%	31	55.4%
合計	38	100.0%	18	100.0%	56	100.0%

(単位:人)

年代別	債務者本人	割合	関係者	割合	合計	割合
20歳代	9	23.7%	1	5.6%	10	17.9%
30歳代	13	34.2%	6	33.3%	19	33.9%
40歳代	9	23.7%	4	22.2%	13	23.2%
50歳代	3	7.9%	6	33.3%	9	16.1%
60歳代	3	7.9%	1	5.6%	4	7.1%
70歳以上	1	2.6%	0	0.0%	1	1.8%
合計	38	100.0%	18	100.0%	56	100.0%

債務の原因は、「買い物」7人(18.4%)、「ギャンブル癖」9人(23.7%)、「遊興費・飲食費・交際費」12人(31.6%)、「生活費の補てん」4人(10.5%)等で、債務者本人の過去の債務清算経験有無は、「清算あり」28人(73.7%)、「清算なし」10人(26.3%)で、7割強が過去の清算後に再び債務の悩みを抱えている。

清算経験あり28人の内訳は、「親族による肩代わり」22人(78.6%)、「任意整理」5人(17.8%)、「その他(自力返済)」1人(3.6%)であった。

【令和6年度・新規相談者(債務者本人)債務の原因】

(単位:人)

債務の原因		
(債務者本人38人)	人数	割合
買い物	7	18.4%
ギャンブル癖	9	23.7%
遊興費・飲食費・交際費	12	31.6%
生活費の補てん	4	10.5%
その他	6	15.8%
合計	38	100.0%

【令和6年度・新規相談者(債務者本人)清算歴】

(単位:人)

清算経験有無		
(債務者本人38人)	人数	割合
あり	28	73.7%
なし	10	26.3%
合計	38	100.0%



(単位:人)

清算経験あり		
(債務者本人28人)	人数	割合
親族による肩代わり	22	78.6%
自己資金(貯金)	-	0.0%
任意整理	5	17.8%
法的整理	-	0.0%
その他(自力返済)	1	3.6%
合計	28	100.0%

相談時の「債務の有無」については、「債務あり」32人、「債務なし」6人(相談前に清算を含む)であり、債務あり相談者32人の債務件数は、「2~3件」14人と最も多く、「6件以上」は3人であった。債務額は、「300万以上」13人、「200~300万未満」7人、「100~200万未満」3人、「50万~100万未満」6人であった。

【令和6年度・新規相談者の債務状況】

(単位:人)

債務の有無	
債務あり	32
債務なし	6
合計	38

(単位:人)

債務件数	
6件以上	3
4～5件	8
2～3件	14
1件	7
合計	32

(単位:人)

債務額	
300万以上	13
200～300万未満	7
100～200万未満	3
50～100万未満	6
1～50万未満	3
合計	32

3 終了結果

カウンセリングを終了した相談者は51人であり、そのうち33人(64.7%)については改善の結果を確認することができた。一方、残る18人(35.3%)は相談者の都合により途中で中断したため、改善結果の確認には至らなかった。カウンセリングの相談期間は概ね1年程度を目安としているが、相談内容によっては数年を要するケースもある。

【令和6年度・終了者数】

(単位:人)

改善内容	人数	構成比
行動改善	13	25.5%
関係改善	11	21.6%
債務改善	0	0.0%
家計改善	9	17.6%
改善計	33	64.7%
改善未確認	18	35.3%
合計	51	100.0%

4 カウンセリング事例(令和6年度)

【30代夫婦 ストレスで買い物や遊興費による借金の再発防止相談:並行面接】

【債務者本人】

買い物を繰り返し、その返済のために借金を重ねた結果、返済が困難となり、妻から協会のカウンセリングを勧められた。

職場では上司からたびたび指摘を受けており、失敗の繰り返ししがストレスとなって、買い物に走ってしまうことや、自分が何にいくら使ったのかを把握できていないことが語られた。

【お金の管理について】

妻のサポートのもと、小遣い帳をつけることになったが、記録を忘れてしまうことが多かった。また、頼まれごとや重要な報告を忘れてしまうこともあり、日常生活にも支障が出ていることが分かった。

このため、「忘れないための対策」を検討・実施するとともに、「観察記録(記録をつけた日は○、忘れた日は×)」を課題として取り組んだ。

その結果、記録のつけ忘れは減少し、自分が何にいくら使ったかを把握できるようになってきた。一方で、メモをとることや報告を忘れることもあり、新たに改善策を検討し、追加の課題として実施した。

継続して課題に取り組む中で、徐々に改善が見られており、現在は経過観察中である。

【配偶者】

奨学金の返済遅延がきっかけで、他にも借金があることが判明し、夫を立ち直らせたいとの思いから、夫婦でカウンセリングを希望された。

職場でのミスが多く、ストレスからコンビニなどでの買い物が増え、借金につながったことが分かった。普段から現金を持たずキャッシュレスの生活をしていたため、何にいくら使っているかを把握できず、金銭管理ができていなかった。

まずは「見える化」を図るため、小遣い帳の使用を提案。無駄遣いをしなかった日はカレンダーにシールを貼り、褒めることから始めた。

当初は記録を忘れることも多かったが、褒めながら続けていくうちに徐々に記録をつけられるようになり、お小遣いの範囲でやりくりできるようになってきた。

「見える化」によって支出の大半が食費であることが判明し、本人が意識するようになったことでコンビニに行く回数が減り、代わりにスーパーを利用するように行動が変化してきた。

夫から仕事の話をあまりされなかったが、「今日はどうだった?」とこちらから声をかけるようにしたところ、最近では夫の方から「こんなことがあったよ」と話してくれるようになり、夫婦間のコミュニケーションも円滑になってきた。次回で終了予定。

※相談者のプライバシー配慮のため表現を一部変更している。

5 アンケート調査による相談者の声

- ▶夫が何度も借金を繰り返すので相談させてもらった。夫とのコミュニケーションの取り方など多くのことを学んだことで、私の気持ちも落ち着き、良い方向に改善していった。カウンセリングしていただき本当にありがとうございました。
- ▶気持ちを理解して頂いた上で、次どうするべきか、丁寧に教えていただき本当に感謝している。思うこと全てを吐き出せたように思う。本当にありがとうございました。
- ▶話を聞いてもらえ本当に救われた。どうしたら良いかわからない事を一緒に考え導いてもらえた。頼れる場所があり安心して生活ができる。本当にありがとうございました。

※相談者のプライバシー配慮のため表現を一部変更している。

3. 苦情処理手続

「貸金業務等関連苦情」

【紛争解決等業務に関する規則】

貸金業務等に関し、その契約者等による当該貸金業務等を行った者に対する不満足の表明をいう。

(1) 苦情処理手続受付状況

苦情処理手続受付件数は64件で、前年度比+31件（+93.9%）と大きく増加した。苦情内容は前年度から大きな変化はないが「事務処理」の割合が若干減少し「請求業務」の割合が微増となった。コロナ禍からの貸金市場回復に伴い、貸金業者の貸付残高、貸付件数共に増加傾向にあることから、苦情処理手続受付件数も増加したと考えられる。

【苦情処理手続受付状況】

（単位：件）

分類	年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	割合	前年度比	
							増減	増減率
契約内容		-	-	9	18	28.1%	9	+100.0%
融資関連		-	-	8	16	25.0%	8	+100.0%
請求業務		3	3	6	14	21.9%	8	+133.3%
事務処理		4	3	7	11	17.2%	4	+57.1%
個人情報		1	1	2	5	7.8%	3	+150.0%
帳簿の開示		1	-	-	-	0.0%	-	-
クレジットカード等不正使用		-	-	1	-	0.0%	-1	-
合計		9	7	33	64	100.0%	31	+93.9%

※契約内容→契約・約款に従った業者の説明や対応への不満

※融資関連→審査結果、審査手続・対応等への不満

※請求業務→債権回収業務における不満

※事務処理→必要書類の説明及び電話対応時の説明等への不満

※個人情報→個人情報情報登録の同意の確認不備等への不満

(2) 苦情処理手続状況

苦情処理手続を終了した64件の終了事由別の内訳件数は、「解決」が46件（71.9%）、「不調」が16件（25.0%）、紛争解決手続（ADR）への「移行」が1件（1.6%）、「不応諾」が1件（1.6%）。翌年度への持ち越しが1件であった。また、手続終了までの所要日数は、「1か月未満」が59件（93.7%）、「1か月以上3か月未満」が4件（6.3%）であった。

【令和6年度・苦情処理手続状況】

(単位:件)

① 苦情処理手続件数 (当期の状況)					② 苦情処理手続の終了事由別の内訳件数 (当期の既済事件)								③ 苦情処理手続(不応諾及び移送を除く。)の所要期間 (当期の既済事件)				
前期の未済件数	当期の受付件数	受付件数計	当期の既済件数	前期の未済件数	不開始	解決	移行	不応諾	不調	移送	その他	計	1か月未満	1か月以上3か月未満	3か月以上6か月未満	6か月以上	計
1	64	65	64	1	0	46	1	1	16	0	0	64	59	4	0	0	63

※1件は翌年度に持ち越し

※不開始…手続が開始される前に苦情が解決したため、手続開始に至らなかったもの。

※解決…手続開始後に苦情が解決したもの。

※移行…苦情処理手続を実施したが、最終的に紛争解決手続へ移行したもの。

※不応諾…金融機関が苦情処理手続に応じなかったもの。

※不調…苦情処理手続を実施したが、申立人の納得が得られなかったもの(移行を除く)。

※移送…指定紛争解決機関が、他の指定紛争解決機関の苦情処理手続に付することが適当と認めたもの。

※その他…苦情処理手続が終了しているが、上記のいずれにも分類されないもの。

(3)主な苦情処理手続事例

【契約内容】

カード会社の偽サイトで個人情報を詐取され、ネット銀行の口座開設や通信会社での通信契約及びスマートフォン購入などに不正利用された。通信会社は調査の結果、不正利用と認定し契約は取り消され、銀行口座は廃止となった。一方、同様に不正にローン契約が行われた相手方は不正を認めないため、契約と信用情報の取消を求めたい。

相手方に申立人の要望を伝えた結果、必要書類を提出すれば検討すると回答があり、申立人も書類提出を了承。後日、不正取引が認められ、ローン契約及び信用情報を取り消すこととなり、協会の対応を終了した。

【融資関連】

申立人は追加融資を断られ、その理由を電話で尋ねた際、相手方担当者から不適切な発言を受けたとして謝罪を求めたい。

相手方によれば、義娘から貸付を控えるよう申し出があったため、申込自体を受けずに郵送で通知を送付した。理由については本人に伝えず、記録上も申立人が主張するような不適切な発言は確認できなかったため、謝罪対応の予定はないとのこと。

協会から申立人には、謝罪には応じられない旨を伝えたと、納得はできないが協会が対応してくれたことには理解を示した。今後は家族とよく相談し了承を得て借入申込を行うよう助言し、協会の対応を終了した。

【請求業務】

コロナ禍で転職・転居し返済が遅れる中、相手方に自宅訪問された。電話も高圧的で、連絡は日々SMSで行っているにもかかわらず、夜間の電話や訪問が続いているため、訪問をやめて欲しい。

相手方によれば、連絡が取れなかった期間があったため訪問したが、高圧的な対応や夜間連絡は行ってないとの事。やり取りはSMSのみなので、可能であれば本人と直接話し相談したいと回答。申立人は返済が厳しいので相手方と連絡を取って相談してみるとして協会の対応を終了した。

※相談者のプライバシー配慮のため表現を一部変更している。

(4)業態別苦情処理手続件数

業態別苦情処理手続件数は、処理件数64件の内、40件が消費者向無担保貸金業者、8件が事業者向貸金業者、7件がクレジットカード会社であった。

【業態別苦情処理手続件数】

(単位：件)

業態	年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	割合	前年度比	
							増減	増減率
消費者向無担保貸金業者		3	2	17	40	62.5%	23	+135.3%
消費者向有担保貸金業者		-	-	1	1	1.6%	-	0%
消費者向住宅向貸金業者		2	-	1	1	1.6%	-	0%
事業者向貸金業者		-	1	4	8	12.5%	4	+100.0%
クレジットカード会社		2	2	2	7	10.9%	5	+250.0%
信販会社		-	2	3	4	6.3%	1	+33.3%
流通・メーカー系会社		2	-	3	2	3.1%	-1	-33.3%
建設・不動産業者		-	-	1	1	1.6%	-	0%
リース会社		-	-	1	-	0.0%	-1	-
合 計		9	7	33	64	100.0%	31	+93.9%

4. 紛争解決手続（ADR）

「貸金業務関連紛争」

【紛争解決等業務に関する規則】

貸金業務等関連苦情のうち、当該苦情の相手方である貸金業者と当該苦情に係る契約者等の自主的な交渉では解決ができないものであって、当事者が和解をすることができるものをいう。

(1)紛争解決手続（ADR）受理状況

紛争解決手続（ADR）は、3件（前年度比-2件）受理した。全件が「契約内容」に関するもので、なりすまし契約による融資の無効を求めるものが2件、延滞後の支払い充当額相違による返金を求めるものが1件であった。

受理した3件のうち、2件の和解が成立し手続を終了し、1件は翌年度に持ち越しとなった。

【紛争解決手続（ADR）受理件数】

(単位：件)

分類	年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	割合	前年度比	
							増減	増減率
契約内容		1	1	0	3	100.0%	3	-
クレジットカード等不正使用		0	2	0	0	0.0%	0	-
融資関連		0	2	5	0	0.0%	-5	-
合 計		1	5	5	3	100.0%	-2	-40.0%

【令和6年度・紛争解決手続（ADR）終了件数】

(単位：件)

処理結果	紛争処理手続段階における所要日数別内訳				
	1か月未満	1か月以上 3か月未満	3か月以上 6か月未満	6か月以上	合計
和解	-	1	1	-	2
取下げ	-	-	-	-	-
合 計	-	1	1	-	2

(2)主な紛争解決手続（ADR）事例

【契約内容】

身に覚えのない請求が相手方から届き、連絡を行ったところ、申立人が契約していることが判明した。相手方に確認したところ氏名、住所、運転免許証は申立人と一致したが、電話番号、勤務地及び運転免許証の顔写真と本人画像のデータに疑義があった。

申立人が本人画像のデータの容姿の特徴が親族に酷似していたため、親族を追求したところ成りすましを認めたが、その後行方不明となり連絡が取れなくなった。

相手方に相談したところ、契約者の名義変更を行う場合は、成りすました本人を同席させ自白させる必要があるとの事であったが、親族が行方不明で連絡が取れないため困難となった。

現在、支払いは行われておらず申立人の信用情報が傷ついているので、相手方には審査や決裁において不備があったか確認を行い、融資の無効と申立人の信用情報の回復を求める。

紛争解決委員（弁護士）が中立公正の立場で両当事者の交渉を仲介し、数回の聴聞を経て和解が成立した。

※相談者のプライバシー配慮のため表現を一部変更している。

【参考】紛争解決手続（ADR）に係る所要期間等の年度別推移

（令和3年度～令和6年度）の4年間に紛争解決業務が終了した件数は13件。うち11件（84.6%）は、規則上の標準処理期間6か月以内に終了しており、平均処理期間は、事案個別事情はあるものの平均4.6か月であった。標準処理期間の6か月を超えて終了した2件については、すべてが第三者利用に関するものであった。なお、終了件数13件中和解が成立したものは10件（76.9%）であった。

【紛争解決業務に係る所要期間等の年度別推移】

（単位：件）

対象期間と計数	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和3年度～令和6年度合計
(1)終了件数	2	2	7	2	13
(2)終了までの期間別件数（構成比）					
1か月未満	-	-	-	-	-
1か月以上～3か月未満	-	1	2	1	4
3か月以上～6か月未満	2	1	3	1	7
6か月以上～	-	-	2	-	2
(3)処理期間内外の件数（構成比）（※）					
標準処理期間（6月）内	2	2	5	2	11
標準処理期間（6月）外	-	-	2	-	2
(4)平均処理期間（月数）	5.5月	3.7月	5.3月	4.0月	（平均）4.6月
(5)紛争解決手続担当の組数又は人数	3人	2人	2人	2人	（平均）2.3人
(6)和解件数（和解率）	2（100%）	2（100%）	4（57.1%）	2（100.0%）	10（76.9%）

5. 関係先との連携及び講演等活動状況

(1)行政・警察等との連携

多重債務問題やヤミ金融等違法業者問題の状況把握と適切な対応を図るため、警察庁生活安全局、警視庁生活安全相談センターを訪問し情報提供・意見交換を行ったほか、各支部において財務局・都道府県並びに消費生活センターを定期的に訪問し情報提供・意見交換を行った。

(2)財務局相談員との「情報交換会」

金融庁信用制度参事官室が主催している全国の財務局、財務事務所に所属する相談員等との情報交換会がWeb会議により3回開催され、初回（6月26日）には、当協会より「多重債務相談におけるカウンセリングのスキルを活用した対応実務」の研修を合わせておこなった。

各財務局相談員が事前にテーマを共有し、相談員相互の事例共有、対応策の検討及び当協会からの助言等を踏まえて情報交換を行った。

日付	主なテーマ等
6月28日 31名参加	▶ SNS等を通じた副業詐欺による多重債務の若者からの相談について SNSの副業サイト業者の指示により、1日に複数社から多額の借入をしてしまう若者からの相談が寄せられている実態とその対応。 ▶ ギャンブル等の依存症による多重債務と、家族からの相談への対応について ギャンブル等による依存症で多重債務に陥っている方の家族からの相談に対し、どのようにアドバイスや支援を行うべきか。 ▶ 推し活を目的とした借金と、その当事者・家族への対応 アイドル・キャラクターなどへの支出（推し活）のために借金をする人や、その家族からの相談に対する対応の在り方。 ▶ 高齢者の少額債務への対応について 高齢者の少額債務について、弁護士から「特段の対応は不要」とされるケースの扱いと対応上の留意点。
10月1日 40名参加	▶ 一人で手続きが困難な相談者への債務整理支援について 本人のみでは債務整理の手続きが難しいと考えられるケースにおける支援の方法や関係機関との連携。 ▶ 法テラス等の利用が難しい相談者の紹介先について 法テラスや市町、弁護士会の相談制度が利用しづらい場合に、適切な相談窓口や支援先をどのように案内するか。 ▶ 生活再建支援カウンセリングの家計相談の現状と課題 日本貸金業協会が実施する生活再建支援カウンセリングにおける家計相談の状況、対応事例、課題などの共有。 ▶ 個人事業主・事業者の債務相談とその対応 個人事業主や小規模事業者からの債務相談に対する対応の実情と、債務整理による解決が難しい案件への対応策。また、返済困難な事業主への助言方法や、事業者対応に関する全般的な課題について。
1月24日 42名参加	▶ 高金利の私的借入への対応と助言 知人などから超高金利（月利20%）で借金をしている相談者に対し、返済を止めさせるよう説得する方法や支援の方向性。 ▶ 任意整理における長期分割（7年等）での和解状況について 任意整理の返済期間が7年程度に及ぶ長期和解が増えてきているのか、実態と対応の工夫についての情報交換。 ▶ 相談対応後のフォローアップの重要性と実践例 債務相談後のフォロー体制や、継続支援のあり方についての情報共有。 ▶ 短期間での多重借入防止に向けた対応策 短期間に複数の業者から借入を行う事例を踏まえ、未然防止のための支援や啓発活動の必要性について。 ▶ 最近の相談傾向と対応現場の課題 現場における最近の相談内容の傾向と、それに伴う対応上の課題や工夫についての意見交換。

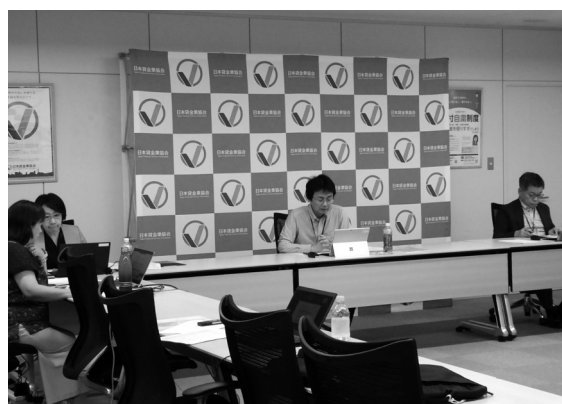


財務局相談員との情報交換会（Web）の様子

(3)消費生活センター相談員との「情報・意見交換会」

全国を2地区に分け、消費生活センター相談員との「情報・意見交換会」をWeb会議で開催し、協会の活動及び「金融リテラシー向上コンソーシアム」の概要、展望等についての説明ののち、事前に募集したテーマに基づき情報・意見交換を行った。

日付	主なテーマ等
7月4日 東日本地区 32団体46名参加	①若年者・社会的弱者への過剰貸付・誤認契約 ・「儲かるから借りても大丈夫」と誤認させられる例 ・借金契約した自覚がないケース ・若年層が副業サイト業者の指示で同日に複数社から借入する事例が増加 ②詐欺的副業・IT技術を使った借入誘導 ・遠隔操作で業者が申込みを代行し借入させる例 ・画面共有を通じて複数社から同日借入される例 ・貸金業者に求められる対応・救済措置は？ ③契約前の注意喚起・情報共有・救済制度 ・高額申込み時の事前注意喚起は可能か ・救済制度（返金減額等）の検討・活用例 ・同日複数借入時の個信反映のタイムラグ対策 ④金融ADR・他機関の相談対応 ・消費生活センター等での相談対応の実態
1月22日 西日本地区 28団体39名参加	①若年層の借金トラブル対策 ・18～20代が借金に巻き込まれないための対応 ・クレ・サラ強要商法による多重債務の増加と防止策 ②副業・投資詐欺による借入トラブル ・情報商材や儲け話による無収入者への過剰融資 ・悪質な副業サイトが借金を勧めるケースへの対応 ③即日融資・総量規制の課題 ・即日融資や与信のあり方の見直し ・複数社からの同日借入による総量規制の抜け道 ・オンライン契約での借入状況確認の実効性 ④信用情報・多重債務対策 ・借入残高や目的確認の不十分さと制度の見直し ⑤カード盗難時の情報連携 ・銀行とカード会社間の情報共有の必要性



東日本地区情報・意見交換会（Web）の様子

(4)国民生活センター相談員との「実務担当者意見交換会」

7月23日及び12月7日に、国民生活センター実務担当者との「情報・意見交換会」を開催し、資金需要者等への相談を的確に行うために情報の共有及び相互連携を図った。協会の活動状況及び副業詐欺等の金融トラブル相談事例の説明及び、これらの相談対応等について情報共有・意見交換をおこなった。

(5)協会員との「情報・意見交換会」

6月19日(17社21名)、令和7年2月18日(9社12名)に、協会員のお客様相談対応部署との「情報・意見交換会」を、会議室及びWeb会議で開催し、資金需要者等への相談を的確に行うために情報の共有及び相互連携を図った。協会の活動状況や今後の取組みなどについて説明ののち、消費生活センターとの情報・意見交換会で多く意見が有った「副業・情報商材詐欺等若年層の金融トラブル」に関する情報共有、また各社の「カスタマーハラスメント対策」「なりすまし契約の防止策」等について意見交換を行った。



協会員との情報・意見交換会の様子

(6)貸付自粛制度の周知活動

ギャンブル等依存症防止対策を推進している行政機関、公営競技団体及び、ギャンブル等依存関連相談団体等に対して周知活動を行った。

①公営競技団体等と意見交換会を行い、周知活動を推進

- ❶ 地方競馬場や場外発売所等に対し、貸付自粛制度に関するポスターの掲示およびパンフレット・リーフレットの設置を依頼。
- ❷ 地方競馬全国協会および船橋競馬場の協力を得て、施設内のデジタルサイネージにて啓発動画を繰り返し放映し(令和6年10月22日～令和7年3月31日)来場者に周知。



②ギャンブル等依存対策関連相談団体等の訪問により周知を実施

- ❶ 札幌太田病院
- ❷ 久里浜医療センター
- ❸ ギャンブル依存症予防回復センター
- ❹ その他関連団体

③その他

貸付自粛に関係する問合せのあった団体や機関に対して、説明と関係資料（貸付自粛ポスター、貸金業相談・紛争解決センターリーフレット等）を配付



(7)消費生活相談員、社会福祉協議会相談員等向け講座

消費生活相談員、社会福祉協議会等の相談対応スキルの向上を目的とした各研修会でカウンセリングの手法を活用した相談スキル及び家計管理支援の方法等の出前講座（Web含）を行った。

日付	相手先	参加人数
7月13日	SG三河ネットワーク（刈谷市）	18名
7月16日	京都府消費生活安全センター	20名
9月27日	NACS勉強会（Web）	50名
10月18日	群馬県生活こども部消費生活課	25名
11月1日	広島市消費生活センター	17名
11月8日	札幌太田病院	12名
11月26日	石川県生活環境部生活安全課	20名
12月20日	北海道財務局	56名
1月27日	水戸市社会福祉協議会出前講座	28名
1月29日	松戸市役所	15名
1月31日	廿日市市社会福祉協議会	17名
2月4日	川崎市消費者行政センター	13名



松戸市役所での研修の様子

(8)「貸金業相談・紛争解決センターだより(季刊)」の発行

手続実施基本契約を締結した加入貸金業者向けに「貸金業相談・紛争解決センターだより」を年4回(四半期ごと)発行し、苦情・紛争解決事案に関する情報等のフィードバックを実施。



(9)指定紛争解決機関(ADR)の会議体

1 金融トラブル連絡調整協議会

金融トラブル連絡調整協議会は、金融審議会答申等を踏まえ、業態の枠を超えた情報・意見交換等を行い、金融分野における裁判外紛争処理制度の改善につなげることを目的として、消費者行政機関、消費者団体、各種自主規制機関・業界団体、弁護士会等の参加により開催されるものであり、令和6年度は金融庁会議室において2回開催された。

第66回金融トラブル連絡調整協議会

日時：令和6年6月27日(木曜日)13時00分～15時00分
場所：中央合同庁舎第7号館13階 共用第1特別会議室(オンライン併用)
・各指定紛争解決機関の業務実施状況(令和5年度)
・金融ADR制度の認知度向上に資する取組について
・「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等
・「金融ADR連絡協議会(第38回・39回)」の概要報告

第67回金融トラブル連絡調整協議会

日時：令和7年2月12日(水曜日)14時00分～16時00分
場所：中央合同庁舎第7号館9階905B会議室 ※オンライン併用
・各指定紛争解決機関の業務実施状況(令和6年度上期)
・「金融機関とのトラブルに関する相談・苦情窓口(金融ADR機関)一覧」の作成について
・指定紛争解決機関における苦情処理手続の対応について
・「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等
・「金融ADR連絡協議会(第40回・41回)」の概要報告

2 金融ADR連絡協議会

金融ADRの円滑な運用を行うため、金融ADR制度で紛争解決機関としての指定を受けた8機関(一般社団法人生命保険協会、一般社団法人全国銀行協会、一般社団法人信託協会、一般社団法人日本損害保険協会、一般社団法人保険オンブズマン、一般社団法人日本少額短期保険協会、日本貸金業協会、特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター)による「金融ADR連絡協議会」は、4回開催(4月11日(Web開催:第38回)、6月3日(書面開催:第39回)、11月6日(Web開催:第40回)、12月18日(書面開催:第41回)され、「金融ADR制度の認知度向上に資する取組について」「(金融ADR機関アクセス一覧表案)の作成について」「苦情処理手続及び紛争解決手続を踏まえた解決割合」等について、各機関からの報告及び意見交換等が行われた。

(10)その他会議体

1 貸金業相談・紛争解決センター（本部）

令和6年度の各会議体に貸金業相談・紛争解決センターが出席し（書面開催等含）、協会の活動報告や情報・意見交換等を実施。

会議体
・東京都多重債務問題対策協議会貸金業部会 ・東京都多重債務問題対策協議会 ・東京都多重債務問題対策協議会相談部会 ・東京都多重債務問題対策協議会相談部会・貸金業対策部会合同部会 ・千葉県ギャンブル等依存症対策推進協議会（Web） ・神奈川県ギャンブル等依存症対策協議会（Web） ・リカバリーサポート・ネットワーク総会・意見交換会 ・消費者信用関係団体懇談会

2 各支部

令和6年度の各会議体に各支部で出席し（書面開催等含）、協会の活動報告や意見交換等を実施。

会議体	都道府県
貸金業監督者会議	財務局主催会議（都度参加）
貸金業関係幹事会（連絡会）関連	北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、東京、神奈川、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知、沖縄（37都道府県）
安全安心まちづくり関連	神奈川、埼玉、新潟、石川、徳島、高知（6県）
多重債務対策協議会関連	北海道、岩手、宮城、秋田、山形、栃木、埼玉、千葉、新潟、富山、石川、福井、長野、岐阜、静岡、愛知、島根、岡山、広島、徳島、香川、高知、福岡、長崎、大分、宮崎、沖縄（27道県）
その他	山形、愛知、滋賀、秋田、岐阜、鳥取、神奈川、三重、（8県）

※「その他」は、ギャンブル等依存症対策推進協議会、暴力団排除連絡協議会等である。

※同一都道府県内の複数の会議に出席した場合も都道府県単位でカウントしている。

※「各支部報告書」ベースでの集計にて作成している。

3 監査の実施

1. 令和6年度監査計画

(1)監査方針

本協会の監査は、監査に当たっての基本原則である「協会の自主性尊重の原則」、「補強性の原則」及び「効率的・効果的な監査の実施」に則して実施する。

協会員との双方向の対話を通じ、問題点等の共有に努め、速やかな改善を求める指導的な監査を基本とするが、重大な法令等違反に対しては、厳正に対処するとともに、再発防止に向けた指導を徹底する。

監査に際しては、監督当局や消費者生活センター等の関係機関と引き続き緊密な連携を図る。

また、実地監査と書類監査の連携強化により、内部管理態勢の整備状況の実態把握に努めるとともに、コンプライアンス態勢等が不十分な協会員に対しては、自主規制各部門と連携して指導強化を図る。

その他、監査の実施手続きや実地監査マニュアルなど、本協会の監査に関することは「監査ガイドライン」によるものとする。

(2)監査の重点事項

令和6年度の監査は、次の各項目を重点事項として実施する。

- ①法令等遵守状況及び経営管理機能の発揮状況（第三者への業務委託に係る業務運営上の措置を含む）
- ②成年年齢引き下げを踏まえた社内規則策定ガイドライン「過剰貸付けの防止」の遵守状況（引き続き金融当局と緊密な連携を図り確認）
- ③取引時確認等及び疑わしい取引の届出の実施状況（マネー・ロンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドラインの遵守状況を含む）
- ④利息・保証料等に係る制限等の遵守状況
- ⑤システムリスク管理態勢の整備状況
- ⑥法令等違反に係る再発防止策の実効性の検証

(3)監査対象協会員

①実地監査

監査対象先の選定については、規模、業務内容等を踏まえ、実態把握など監査の必要性が高い協会員を優先するとともに、引き続き効率的・効果的な監査を実施する。

②書類監査

令和6年度書類監査の対象協会員は、前年度に引き続き、翌年度（令和7年度）に貸金業登録の満了日を迎える協会員とし、令和6年度下期に行う。

また、定期の書類監査のほか、新規加入協会員及び特定の項目について実態把握や点検が必要な協会員については、個別の書類監査を実施する。

2. 監査の手法等

(1)実地監査

①対象協会員

一般監査は、協会員自らの内部管理態勢の整備・充実を支援するとの観点から、当局検査や協会監査の実施状況、協会員の規模や業務内容等を総合的に勘案して対象協会員を選定、実施した。

また、特別監査は、監督官庁から要請があった協会員及び協会が監査結果等に基づき改善報告等を求めた協会員を対象に実施した。

②事前調査等

監査実施通知書に貸金業務に関する質問書を同封し、契約書ひな型等関係資料とともに返送を受け、さらに、電話によるヒアリングなどを加えて業務内容等の把握に努めた。

また、担当監査員は、対象協会員に係る調査・確認結果とこれを踏まえた主要監査項目と検証事項、着眼点等を取りまとめ、監査部門全員が参加する「監査情報報告会」に提出、同報告会から意見・アドバイス等を受けて監査に臨んだ。

③本調査等

「監査ガイドライン」(実地監査マニュアル)に基づき法令等遵守状況及び内部管理態勢の整備状況を検証した。また、指摘事項については、発生原因まで掘り下げて検証し、改善措置及び再発防止策に係る改善指導を行った。

また、対象協会員が適切な業務運営の確保のために独自に取り組んでいる良い事例については、対象協会員の協力のもと、関係資料も含め積極的に収集した。

④その他

法令・諸規則等の遵守の徹底及び違反行為の再発防止に資するため、実地監査で指摘した事例については、解説を付して「指摘事例集」として取りまとめて協会員に周知した。また、協会員の内部管理態勢の整備・充実に資するため、実地監査で収集した良い事例についても、取りまとめて協会員に周知した。

(2)書類監査

書類監査報告書の設問については、本来の目的であるモニタリングに重点を置き、業務運営上の基本的事項について、簡潔な質問をして回答を得る方式とすることに努めた。

定期書類監査の設問数は60問とし、個別書類監査の設問数は58問とした。

なお、改善指導については、設問に対し未整備、未実施と回答した協会員には、架電等により改善指導を実施した。

①定期書類監査

令和7年度に貸金業登録の満了日を迎える345協会員のうち、廃業等の5協会員を除く340協会員に実施した。

(スケジュール)

- a. 令和7年1月21日 定期書類監査実施通知書発出
- b. 令和7年2月21日 定期書類監査報告書提出期限
- c. 令和7年4月17日 定期書類監査結果通知書発出

②個別書類監査

当協会に新規加入から概ね6ヵ月が経過した57協会員に実施した。

- a. 令和6年7月22日22協会員に実施
- b. 令和6年11月21日16協会員に実施
- c. 令和7年2月21日19協会員に実施

3. 監査結果について

①実地監査

(1)監査結果の概要

令和6年度の実地監査は、協会員の規模、業務内容等を踏まえ、実態把握など監査の必要性が高い協会員を優先して行ったことにより、一般監査64協会員、特別監査7協会員の合計71協会員(前年度同数)に対して実施した。業態別では消費者向けが41協会員(構成比57.7%)、事業者向けが30協会員(同42.3%)であった。

実地監査の結果、指摘があった協会員は22協会員(前年度11協会員)で、その割合は31.0%(同15.5%)であった。指摘件数の合計は32件(同14件)で、実施した1協会員当たりの指摘件数は0.5件(同0.2件)、指摘があった1協会員当たりの指摘件数は1.5件(同1.3件)であった。

指摘事項については、「契約締結時の書面の交付（貸金業法第17条）」及び「利息、保証料等に係る制限等（同12条の8）」が多く、指導事項では、「ホームページの記載事項」、「届出事項（立入検査、変更届出書提出等）」、「マネロン・テロ資金供与対策（特定事業者作成書面等の作成等）」、「反社会的勢力に対する態勢（事前・定期的反社照会等）」に関するものが多く見受けられた。

①実施協会員数等

実施協会員数 (A)	71協会員	指摘有協会員の発生率 (B/A)	31.0%
指摘有の協会員数 (B)	22協会員		

②指摘件数等

区分	指摘項目	指摘事項	法令等違反事項	改善事項	指導事項
一般監査	貸金業法	28件	6件	22件	
	自主規制関連	1件	0件	1件	
	その他法令	0件	0件	0件	
小計	指摘件数	29件	6件	23件	189件
特別監査	貸金業法	2件	0件	2件	
	自主規制関連	1件	1件	0件	
	その他法令	0件	0件	0件	
小計	指摘件数	3件	1件	2件	14件
合計	指摘件数 (C)	32件	7件	25件	203件
指摘有の協会員数＊ (D)		22協会員	7協会員	18協会員	62協会員
実施した1協会員当たりの指摘件数 (C/A)		0.5件	0.1件	0.4件	2.9件
指摘有の1協会員当たりの指摘件数 (C/D)		1.5件	1.0件	1.4件	3.3件

＊「法令等違反事項」と「改善事項」の両項目を指摘した協会員が3協会員あるため、合計数は一致しない。

- ・特別監査とは、法令・諸規則の遵守状況、内部管理態勢の整備状況について、特定の項目について点検を行うものをいう。
- ・「改善事項」とは、①「法令・諸規則等」に抵触していると認められるもののうち、軽微な不備で、監査期間中に改善が完了したことを確認した事案、及び監査期間中に改善に着手しており自主的な改善完了が期待できる事案。②「法令・諸規則等」で明示されている違反行為に類似した行為と判断した事案。
- ・「指導事項」とは、①現行法令等に照らし改善を要すると認められる事案。②抵触している「法令・諸規則等」の該当条文が努力義務規定の事案。
- ・「その他法令」とは、貸金業法・自主規制基本規則以外で貸金業務に適用される法令で、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」等である。

《参考》実地監査結果の年度別推移

(単位：協会員、件)

実施年度 (和暦)		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
実施協会員数 (A)		119	131	119	101	101	53	86	103	71	71
監査 結果 (1)	指摘有の協会員数 (B)	53	72	36	33	26	19	21	22	11	22
	指摘有協会員の 発生率 (B/A)	44.5%	55.0%	30.3%	32.7%	25.7%	35.8%	24.4%	21.4%	15.5%	31.0%
監査 結果 (2)	指摘件数 (C)	117	140	64	58	56	34	36	38	14	32
	実施した1協会員当たりの 指摘件数 (C/A)	1.0	1.1	0.5	0.6	0.6	0.6	0.4	0.4	0.2	0.5
	指摘有の1協会員当たりの 指摘件数 (C/B)	2.2	1.9	1.8	1.8	2.2	1.8	1.7	1.7	1.3	1.5

(2)指摘内容（法令等違反事項及び改善事項）

（単位：件）

法令等	概要	令和6年度		令和5年度		令和4年度	
		法令等 違反事項	改善事項	法令等 違反事項	改善事項	法令等 違反事項	改善事項
貸金12条の8	利息、保証料等に係る制限等	2	3	1	0	1	2
貸金13条	返済能力の調査	3	0	0	0	2	2
貸金13条の2	過剰貸付け等の禁止	0	0	0	0	2	0
貸金13条の3	基準額超過極度方式基本契約に係る調査	1	0	1	0	0	0
貸金16条の2	契約締結前の書面の交付	0	4	1	0	1	2
貸金17条	契約締結時の書面の交付	0	15	0	6	2	15
貸金18条	受取証書の交付	0	1	0	0	0	0
貸金19条	帳簿の備付け	0	0	0	2	1	1
貸金21条	取立て行為の規制	0	0	0	1	0	1
貸金24条の6の2	開始等の届出	0	1	0	0	0	0
貸金41条の36	指定信用情報機関への信用情報の提供等に係る同意の取得等	0	0	0	0	0	2
貸金業法計（A）		6	24	3	9	9	25
自主11条	社内態勢整備	1	0	1	0	0	0
自主22条	返済能力の調査 - 借入れ意思の確認	0	0	0	0	0	2
自主24条	人的担保を徴求して行う貸付け	0	1	0	0	0	0
自主規制基本規則計（B）		1	1	1	0	0	2
犯収6条	確認記録の作成義務等	0	0	0	1	0	2
その他法令計（C）		0	0	0	1	0	2
総計（A+B+C）		7	25	4	10	9	29

貸 金：貸金業法

自 主：貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則

犯 収：犯罪による収益の移転防止に関する法律

(3)指導事項

(単位:件)

概要	令和6年度	令和5年度	令和4年度
1. ホームページの記載事項 ・貸付条件の表示に不備がある。(担保の要否等法定事項の一部が未表示等) ・貸付利率、遅延損害金が小数点1位まで未表示。 ・貸金業者登録票の表示において、登録有効期間が未表示。 等	36	31	50
2. 反社会的勢力に対する態勢 ・反社情報データベースが構築されていない。 ・特定情報照会サービスを利用しているが、事前照会・定期照会が未実施である。 等	25	39	37
3. 社内規則の策定 ・法令改正に伴う社内規則の改訂がされていない。 ・システムリスク管理態勢に係る社内規則を策定していない。 等	13	25	16
4. 届出事項 ・登録内容の変更に係る届出書が提出されていない。 ・立入検査に係る届出書が提出されていない。 等	28	22	30
5. 貸付条件表の掲示内容 ・従業員が21人以上であるが、ホームページに貸付条件表を掲示していない。 ・貸付条件表に記載の業務の種類が登録申請書と相違している。 等	3	4	13
6. 研修(周知徹底) ・実施記録を作成・保存していない。 ・研修等を実施していない。 等	11	7	16
7. 取引時確認記録 ・犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認記録の作成漏れ、記載漏れ。 ・法人との取引において、実質的支配者の取引時確認記録を作成していない。 等	7	8	4
8. 内部監査 ・内部監査を実施していない、または実施記録を作成・保存していない。	9	13	11
9. 業務検証 ・業務検証を実施していない、または実施記録を作成・保存していない。	8	4	4
10. 個人情報の安全管理措置 ・借入申込書に家族の氏名・生年月日・勤務先を記入させているが同意を得ていない。 ・本人確認時の健康保険証等の写しの記号・番号等にマスキングをしていない。 等	5	10	8
11. マネロン・テロ資金供与対策 ・特定事業者作成書面等を作成していない。 ・特定事業者作成書面等を作成しているが、最新版に改訂していない。 等	27	35	54
12. 個人情報保護宣言の公表 ・個人情報保護宣言を策定しているが、公表していない。	0	0	1
13. 借入れの意思の確認 ・借入申込書の記載項目が不足している。 等	1	1	0
14. 従業者名簿 ・従業者名簿と従業者証明書の番号が相違している。 等	0	0	0
15. 指定紛争解決機関の名称の公表 ・指定紛争解決機関の名称を公表していない。	0	2	4
16. 貸金業者登録票 ・従業員が21人以上であるが、ホームページに貸金業者登録票を掲示していない。 等	4	0	0
17. 加入指定信用情報機関の名称の公表 ・加入指定信用情報機関の名称を公表していない。	0	4	3
18. 帳簿の備付け ・交渉経過の記載項目が不足している。 ・苦情処理・相談対応記録が未作成。 等	3	7	7
19. 重要情報変更時の書面の交付 ・和解書の記載項目が不足している。	17	16	—
20. その他 ・カード入会申込書に記載の暗証番号にマスキングをしていない。 ・催告書に担当者氏名の記載なし。 等	6	2	8
総 計	203	230	266

(4)実地監査からみた、管理態勢面、業務運用面等の良い事例

以下については、協会員の内部管理態勢等の改善に資するとの観点から、実地監査で収集した良い事例を取りまとめたものである。

①法令等遵守態勢

- ・当協会員は、年1回、内部監査を約2週間かけて実施している。監査の際は、協会の実地監査マニュアル「別冊チェックリスト(主な着眼点)」を自社の業務状況に合わせてアレンジした「貸金業務内部監査チェックリスト」を使用して点検している。(事業者向貸金業者 貸金業務従事者50名未満)

- ・本部から各営業所に対して、業務検証用のチェックリストや社内規則に関するテスト問題及び研修記録簿などを配付するとともに業務検証等について具体的かつ詳細な指示を出しており、各営業所において適正な業務運営が確保されるよう努めている。

(消費者向有担保貸金業者 貸金業務従事者50名未満)

- ・貸金業務取扱主任者である本店長は、協会監査で受けた指導事項等について支店を含む全職員に対しその内容を速やかに周知するとともに是正改善を図っており、適正な業務運営の確保に努めている。

(消費者向有担保貸金業者 貸金業務従事者50名未満)

②管理態勢

- ・内部管理部門及び貸金業務取扱主任者は、自社の貸金業務に関する問題点を洗い出し解決策を検討する会議を四半期毎に開催しており、結果を社長まで報告するとともに社内研修等にも活かしている。

(クレジットカード会社 貸金業務従事者200名未満)

- ・システムリスク管理について、システムリスク管理規程のほか、長時間システム障害対応マニュアル、個人情報緊急事態対応マニュアル、マルウェア対策規程、インシデント対応計画などの規程類を策定しており必要な管理態勢の整備を図っている。また、外部監査法人によるシステム監査を2年に1回受けており、結果は経営陣も参加するシステムリスク委員会に報告している。

(信販会社 貸金業務従事者200名未満)

③社員教育等

- ・当協会員は、毎年、教育研修に関する計画書を策定しており、全社員に対する集合研修(年2回)、自主研修(随時)及び外部研修を実施している。自主研修では、毎月、協会のJFSA NEWSを全社員に配付し、「貸金業務に関する質問と回答」は必ず確認するよう周知している。

(クレジットカード会社 貸金業務従事者50名未満)

- ・当協会員は、コンプライアンス研修を毎月実施しているほか、親会社主催のグループコンプライアンス研修を年2回実施している。また、研修の効果を把握するための理解度テストも実施しており、役職員の法令遵守意識の向上に努めている。

(消費者向有担保貸金業者 貸金業務従事者100名未満)

(5)実地監査協会の詳細

①登録行政庁別の実施協会員数

登録行政庁	令和6年度		令和5年度	
	協会員数	構成比	協会員数	構成比
財務局長登録	16 協会員	22.5%	20 協会員	28.2%
都道府県知事登録	55 協会員	77.5%	51 協会員	71.8%
合計	71 協会員	100.0%	71 協会員	100.0%

②業態区分別の実施協会員数

業態区分	令和6年度		令和5年度	
	協会員数	構成比	協会員数	構成比
1: 消費者向無担保貸金業者	22 協会員	31.0%	47 協会員	66.2%
2: 消費者向有担保貸金業者	6 協会員	8.5%	3 協会員	4.2%
3: 消費者向住宅向貸金業者	2 協会員	2.8%	0 協会員	0.0%
4: 事業者向貸金業者	22 協会員	31.0%	12 協会員	16.9%
5: 手形割引業者	4 協会員	5.6%	0 協会員	0.0%
6: クレジットカード会社	4 協会員	5.6%	5 協会員	7.0%
7: 信販会社	7 協会員	9.9%	2 協会員	2.8%
8: 流通・メーカー系会社	2 協会員	2.8%	1 協会員	1.4%
9: 建設・不動産業者	1 協会員	1.4%	0 協会員	0.0%
10: 質屋	0 協会員	0.0%	0 協会員	0.0%
11: リース会社	1 協会員	1.4%	1 協会員	1.4%
12: 日賦貸金業者	0 協会員	0.0%	0 協会員	0.0%
13: 非営利特例対象法人	0 協会員	0.0%	0 協会員	0.0%
合計	71 協会員	100.0%	71 協会員	100.0%

③資本金別の実施協会員数

資本金	令和6年度		令和5年度	
	協会員数	構成比	協会員数	構成比
1億円以上	17 協会員	23.9%	14 協会員	19.7%
5千万円以上～1億円未満	21 協会員	29.6%	17 協会員	23.9%
2千万円以上～5千万円未満	14 協会員	19.7%	15 協会員	21.1%
2千万円未満	15 協会員	21.1%	11 協会員	15.5%
個人事業者	4 協会員	5.6%	14 協会員	19.7%
合計	71 協会員	100.0%	71 協会員	100.0%

④融資残高別の実施協会員数

融資残高	令和6年度		令和5年度	
	協会員数	構成比	協会員数	構成比
100億円以上	9 協会員	12.7%	6 協会員	8.5%
50億円以上～100億円未満	5 協会員	7.0%	2 協会員	2.8%
1億円以上～50億円未満	48 協会員	67.6%	46 協会員	64.8%
5千万円以上～1億円未満	6 協会員	8.5%	8 協会員	11.3%
5千万円未満	3 協会員	4.2%	9 協会員	12.7%
合計	71 協会員	100.0%	71 協会員	100.0%

②書類監査

(1)監査結果の概要

令和6年度の定期書類監査は、令和7年度に貸金業登録有効期間の満了日を迎える340協会員（1協会員あたり3年に1回の頻度）を対象に実施した。

また、個別書類監査として、協会加入から概ね6か月を経過した57協会員に対し、法令等及び自主規制基本規則等の基本的な態勢整備を確認する書類監査を実施した。

定期書類監査で指摘事項があったのは、25協会員で指摘件数は29件であった。また、個別書類監査で指摘事項があったのは、15協会員で指摘事項は26件であった。

主な指摘事項は、「特定事業者作成書面等を作成・見直しを行っていない」、「反社会的勢力に関する情報を一元的に管理したデータベースを構築していない」等であった。

(2)定期書類監査

①提出状況

協会員区分	協会員数
対象協会員*	345 協会員
廃業等	▲5 協会員
提出数（評価対象）	340 協会員

*対象協会員…貸金業登録満了日が令和7年4月1日から翌年3月31日に到来する協会員
（令和5年10月以降に加入した協会員及び令和5年度に実地監査を実施した協会員を除く）

②提出方法

提出方法		協会員数	割合
（内訳）	1. Web	180 協会員	52.9 %
	2. E-Mail	92 協会員	27.1 %
	3. 郵送等*	68 協会員	20.0 %
合計		340 協会員	100.0 %

*持参1件含む

③点検結果

評価	協会員数	割合	指摘件数
指摘事項のある協会員	25 協会員	7.4 %	29 件
指摘事項のない協会員	315 協会員	92.6 %	—
合計	340 協会員	100.0 %	29 件

(3)個別書類監査

個別書類監査とは、新規加入協会員及び特定の項目について実態把握や点検が必要な協会員に対して行うものをいう。

協会加入から概ね6か月を経過した57協会員に対し、法令等及び自主規制基本規則等の基本的な態勢整備を確認する書類監査を行った。

個別書類監査（新規）	7月実施	11月実施	2月実施	計
対象協会員	22 協会員	16 協会員	19 協会員	57 協会員
指摘事項のある協会員	5 協会員	6 協会員	4 協会員	15 協会員
指摘件数	7 件	15 件	4 件	26 件

(4)指摘内容

（単位：件）

法令等		指摘の概要	令和6年度指摘件数	
			定期書類監査	個別書類監査
貸金業法	貸金6条（規則4条）	社内規則等の周知徹底	—	1
	貸金12条の4（規則10条の9）	従業者証明書の様式	—	2
	貸金12条の4（規則10条の9の2）	従業者名簿の記載事項	—	2
	貸金14条（規則11条） 貸金23条（規則20条）	貸付条件等のホームページでの掲載	1	1
	貸金19条（規則16条）	帳簿の備付け（交渉の経過の記録）	1	1
	規則12条の2 規則13条	指定紛争解決機関名の各種書面への記載	0	1
	監Ⅱ-1-(1)④	「反社会的勢力に対する基本方針」の公表	0	1
	監Ⅱ-2-5(1)①ホ	本人確認書類の適切な取扱い	2	0
	監Ⅱ-2-6(1)②イ	反社会的勢力に関する情報を一元的に管理したデータベースの構築	1	6
	貸金業法計		5	15
その他法令	犯収4条（犯収規則11条）	法人との取引時確認における実質的支配者の確認	1	—
	犯収6条（犯収規則19条）	取引時確認記録の作成・保存	0	1
	犯収11条（犯収規則32条）	「特定事業者作成書面等」の作成・見直し	23	9
	金融分野G20条	「個人情報保護宣言」の公表	0	1
		その他法令計	24	11
		総 計	29	26

*「—」は点検項目になし

※ 貸金：貸金業法
規則：貸金業法施行規則
監：貸金業者向けの総合的な監督指針
犯収：犯罪による収益の移転防止に関する法律
犯収規則：犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則
金融分野 G：金融分野における個人情報保護に関するガイドライン

<ご参考>主な指摘事項にかかる点検内容

【特定事業者作成書面等】(定期書類監査 点検19、個別書類監査 点検24)	
特定事業者作成書面等を作成し、定期的に見直しを行っていますか。	1.行っている
	2.行っていない
【反社会的勢力対応部署による一元的な管理態勢の構築】(定期書類監査 点検08、個別書類監査 点検09)	
反社会的勢力に関する情報を一元的に管理したデータベースを構築していますか。	1.構築している
	2.構築していない

【参考】令和7年度監査計画

令和7年度の監査計画は、令和6年度監査における監査結果及び貸金業界を取り巻く状況などを考慮して策定した（令和7年4月1日公表）。

(1)監査方針

本協会の監査は、監査に当たっての基本原則である「協会の自主性尊重の原則」、「補強性の原則」及び「効率的・効果的な監査の実施」に則して実施する。

協会員との双方向の対話を通じ、問題点等の共有に努め、速やかな改善を求める指導的な監査を基本とするが、重大な法令等違反に対しては厳正に対処するとともに、再発防止に向けた指導を徹底する。

監査に際しては、監督当局や消費者生活センター等の関係機関と引き続き緊密な連携を図る。

また、実地監査と書類監査の連携強化により、内部管理態勢の整備状況の実態把握に努めるとともに、コンプライアンス態勢等が不十分な協会員に対しては、自主規制各部門と連携して指導強化を図る。

その他、監査の実施手続きや実地監査マニュアルなど、協会の監査に関することは「監査ガイドライン」によるものとする。

(2)監査の重点項目

令和7年度の監査は、次の各項目を重点事項として実施する。

- ①法令等遵守状況及び経営管理機能の発揮状況（第三者への業務委託に係る業務運営上の措置を含む）
- ②返済能力調査の適切性（18、19歳の若年者への貸付けに係る返済能力調査の適切性等を含む）
- ③取引時確認等及び疑わしい取引の届出の実施状況（マネー・ロンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドラインの遵守状況を含む）
- ④利息・保証料等に係る制限等の遵守状況
- ⑤システムリスク管理態勢の整備状況（サイバーセキュリティ管理態勢の整備状況を含む）
- ⑥法令等違反に係る再発防止策の実効性の検証

(3)監査対象協会員

①実地監査

監査対象先の選定については、規模、業務内容等を踏まえ、実態把握などリスクベースで監査の必要性が高い協会員を優先するとともに、引き続き効率的・効果的な監査を実施する。

②書類監査

令和7年度書類監査の対象協会員は、前年度に引き続き、翌年度（令和8年度）に貸金業登録の満了日を迎える協会員とし、令和7年度下期に行う。

また、定期の書類監査のほか、新規加入協会員及び特定の項目について実態把握や点検が必要な協会員については、個別の書類監査を実施する。

◎令和7年度監査計画に基づく監査項目

- ①経営管理等
- ②法令等遵守態勢（監督行政庁・貸金業協会への届出等を含む）
- ③反社会的勢力による被害の防止
- ④顧客等に関する情報管理態勢
- ⑤外部委託
- ⑥取引時確認、疑わしい取引の届出
- ⑦相談、苦情及び紛争等の対応態勢

- ⑧貸金業務取扱主任者
- ⑨禁止行為
- ⑩利息・保証料等に係る制限等
- ⑪契約に係る説明態勢
- ⑫過剰貸付けの防止（個人信用情報の提供等を含む）
- ⑬広告に関する規制
- ⑭書面の交付義務
- ⑮取立行為規制
- ⑯帳簿の備付け等（証明書の携帯等を含む）
- ⑰債権譲渡等
- ⑱営業店登録
- ⑲過払金支払
- ⑳システムリスク管理態勢
- ㉑非営利特例対象法人

※下線…本年度の監査の重点事項に係る監査項目

◎「監査に関する業務規則」

（監査計画）

第3条 本協会は、その年度の監査に当たり、監査計画を作成し、これを協会員に通知して実施する。
ただし、必要があると認めるときは、監査計画に定める事項以外の事項についても、随時これを行う。

Ⅱ. 貸金戦略部門

1 広報活動

1. 積極的な広報の実施

貸金業界への理解の促進を図るため、業界動向、業界を取り巻く環境変化やそれに伴う課題、協会活動等について、次のとおり広報活動を行った。

(1) マスコミへの対応

- ① マスコミからの照会・取材依頼には誠実・丁寧に対応することにより、的確な情報の発信に努めた。
- ② 「金融リテラシー向上コンソーシアム」による金融経済教育セミナー等に取材招致し、金融業界紙や専門誌などで活動が報道された。
- ③ 当協会の活動についてプレスリリースを発信し、金融業界紙などの報道につなげた。
- ④ 金融業界紙に会長のメッセージや協会活動の記事を寄稿し、協会活動及び貸金業界の動向を広報した。

(2) 広報誌「JFSA」の刊行

協会の活動内容や業界動向等を掲載した広報誌「JFSA」を9月と3月に刊行し、協会員のほか行政当局や消費生活センター等関係団体約3,200先に配布した。



広報誌「JFSA」

(3) 「JFSA NEWS」の刊行

法令等遵守に資する連載記事や、業界動向、協会員への連絡事項等を掲載した機関紙「JFSA NEWS」を毎月刊行し、協会員専用サイトを通して協会員に情報提供を行った。



「JFSA NEWS」

(4) 協会 Web サイトを通じた情報発信の充実

当協会からの連絡事項や、金融庁等行政当局からの周知要請事項を、Web サイトを通じて協会員等へ発信・周知した。

(5) 公式 X での情報発信

情報チャネルの多様化を図るため令和5年3月に開設した協会公式 X を通じ、消費者に対する注意喚起情報や協会活動情報を発信した。

2. 消費者啓発活動 ～啓発資料の充実化及び出前講座の推進～

当協会では、設立以来、資金需要者等の利益の保護の促進のため、金融に係る知識の普及・啓発活動を行っており、「消費者教育の推進に関する法律」が平成24年12月に施行されて以降は、行政及び関係団体との連携を深めながらより幅広い消費者啓発活動を力強く推し進めている。

令和4年4月には民法改正により成年年齢が引き下げられたことから、以降、若年層の金融トラブル未然防止等を目的とした金融経済教育の機会拡充を図り、公正で持続可能な消費者市民社会への実現に向けた活動を行っている。

高齢化が加速する中、高齢者の安全で安心な暮らしを守るため、高齢者本人やその家族、見守りに携わる地域のサポーター等を対象とした特殊詐欺や悪質商法等に対処するための金融リテラシー普及活動も積極的に行っている。

多重債務者問題対応については、公営競技関係団体との連携により、ギャンブル等依存症問題対策に取り組んでいる。

(1)行政等との連携による消費者向け出前講座の実施

消費者の金融経済教育推進のため、主に東京都、埼玉県等の行政との連携に基づき、高等学校や大学の授業、教職員研修、若手職員研修、市民講座等に講師を派遣し、「消費トラブルやその回避法、トラブルに巻き込まれた場合の解決法」「成年年齢引き下げにおける留意点」「新社会人のための金融基礎知識」等の出前講座を実施した。

令和6年度は、関係団体との連携強化の一環として、埼玉県内の教育機関等6先において、一般社団法人日本クレジット協会および株式会社シー・アイ・シーとの協働による出前講座を実施した。

【令和6年度出前講座実施実績】

若年層向け	44回(3,805名)
高齢者向け	6回(379名)
一般消費者向け	11回(316名)

※協会員・相談員向けは含まず

【消費者向け】

(単位：人)

No.	開催日	主催団体等	テーマ	受講者数
1	4月2日	川崎市内企業 新入社員研修	金融トラブル防止講座	6
2	4月3日	【千葉市消費生活センター連携】株式会社メガテック	キャッシュレス決済とローン・クレジットについて	35
3	4月8日	株式会社 東栄住宅	金融トラブル防止について 等	39
4	5月10日	【埼玉県連携】呉竹学園 呉竹医療専門学校大宮校	消費者向けトラブル・金銭管理等の啓発	39
5	5月15日	【埼玉県連携】東邦音楽大学(川越キャンパス)	消費生活講座	39
6	5月22日	【埼玉県連携】呉竹学園 呉竹医療専門学校大宮校	消費者向けトラブル・金銭管理等の啓発	36
7	5月24日	【埼玉県連携】埼玉県立川口高等技術専門学校	消費トラブルやその回避法	49
8	5月30日	日本大学商学部	ローンの特徴と役割	100
9	5月31日	鹿児島県大島消費生活相談所	高齢者が巻き込まれやすい特殊詐欺などの金融トラブルとその対処法	26
10	6月13日	取手市消費生活センター	子どもたちが金融トラブル等の被害に遭わないために	40
11	6月21日	名古屋市消費生活センター	悪質業者・悪質商法の手口について	46
12	7月2日	流通科学大学	Part1貸金業界の現状と将来展望 / Part2金融トラブル防止について	150
13	7月4日	【埼玉県連携】埼玉県立芸術総合高等学校	高校3年生の消費者教育 金融トラブル防止について	117
14	7月5日	認定NPO法人つなぐ	金融トラブルについて	10
15	8月7日	【埼玉県連携】埼玉県消費生活支援センター	若年層における消費者トラブル防止のために知っておきたい金融リテラシー	30
16	8月23日	茨城県金融広報委員会	若年層向け金融経済教育 金融トラブル防止講座	32
17	10月1日	【埼玉県連携】埼玉県立春日部高等技術専門学校	金融トラブル防止について	50
18	10月4日	【町田市主催】玉川大学農学部	若年層向け金融経済教育 金融トラブル防止講座	140
19	10月17日	【八王子市主催】東京純心女子高等学校	～経済的に自立するための基礎知識～ 成年年齢引き下げに伴う若年層の消費者教育	17
20	10月17日	【八王子市主催】東京純心女子高等学校	～経済的に自立するための基礎知識～ 成年年齢引き下げに伴う若年層の消費者教育	27
21	10月18日	【町田市主催】玉川大学農学部	若年層向け金融経済教育 金融トラブル防止講座	140
22	10月22日	【八王子市主催】東京純心女子高等学校	～経済的に自立するための基礎知識～ 成年年齢引き下げに伴う若年層の消費者教育	27
23	11月20日	【株式会社NTTデータ東海第二事業部主催】 名古屋市高年大学鯉城学園	金融トラブルの防止について	314
24	11月29日	岐阜県海津警察署	金融トラブルの防止について	37
25	12月12日	【埼玉県連携】日本赤十字看護大学さいたま看護学部	大学生が気をつけるべき金融トラブル	67
26	2月4日	知立市役所市民部経済課商工観光係	悪質業者・悪質商法の手口について	19
27	2月28日	【埼玉県連携】埼玉県立川越高等技術専門学校	金融リテラシー向上のための金融経済基礎知識	42
28	3月10日	地方競馬教養センター	社会に出るまでに身に付けたい金融リテラシー	21
29	3月14日	【埼玉県連携】埼玉県立中央高等技術専門学校	金融リテラシー向上のための金融経済基礎知識	38
30	3月17日	【埼玉県連携】埼玉県立大宮商業高等学校	高校生のうちに知っておきたい金融リテラシー	245
31	3月19日	【八王子市消費生活センター主催】 東京都立南多摩中等教育学校	～若年層向け金融経済教育～金融トラブル防止講座	146
32	3月26日	関越ソフトウェア株式会社	～新社会人向け金融経済教育～金融トラブル防止講座	15
計				2,139

【東京都主催 資金需要者セミナー】

(単位:人)

No.	開催日	主催団体等	テーマ	受講者数
1	4月10日	東京都立武蔵高等学校	ローン・クレジット及び金融トラブル事例と防止策について	104
2	4月12日	下北沢成徳高等学校	ローン・クレジット及び金融トラブル事例と防止策について	106
3	4月16日	東京警察病院看護専門学校	ローン・クレジット及び金融トラブル事例と防止策について	43
4	5月7日	専門学校東京アナウンス学院	ローン・クレジット及び金融トラブル事例と防止策について	23
5	5月27日	ヤマザキ動物看護大学	ローン・クレジット及び金融トラブル事例と防止策について	242
6	5月29日	東邦音楽大学・東邦音楽短期大学(文京キャンパス)	ローン・クレジット及び金融トラブル事例と防止策について	8
7	6月6日	学校法人東京芸術学園 音響芸術専門学校	ローン・クレジット及び金融トラブル事例と防止策について	67
8				
9	6月20日	学校法人 タイケン学園グループ 日本ウェルネスAI・IT・保育専門学校	ローン・クレジット及び金融トラブル事例と防止策について	90
10				
11	7月2日	新宿医療専門学校	金融トラブルの防止について	46
12				
13	7月8日	窪田理容美容専門学校	金融トラブルの防止について	143
14	7月9日	日本大学文理学部学生課	金融トラブルの防止について	143
15	7月10日	公益財団法人 日本公衆電話会 東京支部	金融トラブルの防止について	12
16	7月16日	東京都立蒲田高等学校	金融トラブルの防止について	375
17	7月18日	東京都立第三商業高等学校	金融トラブルの防止について	414
18	7月19日	公益財団法人 日本公衆電話会 東京支部	金融トラブルの防止について	6
19	9月17日	窪田理容美容専門学校	金融トラブルの防止について	24
20	9月20日	香蘭女学校高等科	金融トラブルの防止について	162
21	9月20日			
22	9月28日	東放学園高等専修学校	金融トラブルの防止について	25
23	11月9日	たちかわ楽市2024 (一都三県ヤミ金融被害防止合同キャンペーン)	金融トラブル防止セミナー	18
24	11月10日	たちかわ楽市2024 (一都三県ヤミ金融被害防止合同キャンペーン)	金融トラブル防止セミナー	10
25	11月25日	日本赤十字看護大学	金融トラブルの防止について	83
26	12月2日	学校法人立志舎 東京法律公務員専門学校	金融トラブルの防止について	41
27	12月20日	香川調理製菓専門学校	金融トラブルの防止について	24
28	12月20日	香川調理製菓専門学校	金融トラブルの防止について	40
29	3月12日	東京富士大学	金融トラブルの防止について	112
計				2,361

【相談員向け】

(単位:人)

No.	開催日	主催団体等	テーマ	受講者数
1	6月28日	金融庁	カウンセリングを活用した相談者対応	31
2	7月13日	S G三河ネットワーク	カウンセリングの手法を用いた相談対応及び家計管理について	18
3	7月16日	京都府消費生活安全センター	カウンセリングの手法を用いた相談対応について	20
4	9月27日	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・ コンサルタント・相談員協会	カウンセリング的アプローチを用いた相談対応について	50
5	10月18日	群馬県生活こども部消費生活課	第1部 金融トラブルの事例と対応策 / 第2部 日本貸金業協会における多重債務問題対策	25
6	11月1日	広島市消費生活センター	日本貸金業協会の多重債務相談の実情について	22
7	11月8日	医療法人耕仁会札幌太田病院	債務問題・金融トラブルへの対応	12
8	11月26日	石川県生活環境部生活安全課	債務問題・金融トラブルへの対応	20
9	12月20日	北海道財務局(理財部 金融監督第三課)	カウンセリング的アプローチを用いた相談対応について	56
10	1月18日	あすか倶楽部(消費生活アドバイザーの会)	消費者金融業の現状及び金融トラブルについて	11
11	1月27日	社会福祉法人水戸市社会福祉協議会 水戸市東部基幹相談支援センター	貸付自粛制度・金融トラブルへの対応	48
12	1月29日	松戸市消費生活課	多重債務者の掘り起こしのポイント	15
13	1月31日	廿日市市社会福祉協議会	日本貸金業協会の生活再建支援サービス	17
14	2月4日	川崎市消費者行政センター	カウンセリング的アプローチを用いた相談対応	12
15	2月20日	長崎県食品安全・消費生活課	カウンセリング的アプローチを用いた相談対応について	29
計				386

【協会員向け】

(単位:人)

No.	開催日	主催団体等	テーマ	受講者数
1	9月30日	独立行政法人住宅金融支援機構	貸金業界において意識すべきコンプライアンスと顧客対応	2,995
計				2,995

※過去の実績につきましては、日本貸金業協会 Web サイト(一般のみなさま TOP⇒金融・金銭教育⇒講師派遣・出前講座制度のご案内)をご覧ください。

(2)相談員向け出前講座の実施

行政の相談員等の相談対応スキルの向上を目的とし、「カウンセリングを活用した相談対応について」「多重債務の基本知識と相談の対応」「貸付自粛制度の効果的な利用と金融トラブルについて」等をテーマとした研修を実施した。

(3)協会員向け出前講座の実施

協会員の依頼を受け、「貸金業界におけるコンプライアンス」等をテーマとした研修を実施した。

(4)幅広いニーズに対応するための金融経済教育ツールの作成

- ①悪質商法や詐欺による金融被害の防止を目的として、東京都産業労働局金融部貸金業対策課と協力し、資金需要者等向けセミナー用教材として「タスク詐欺」「SNS型ロマンス詐欺」「サポート詐欺」をテーマとした動画を制作し、専用ホームページにて公開した。動画およびホームページの制作において、消費者の関心を引く内容とするため、中央大学文学部心理学専攻有賀敦紀研究室の監修を受けた。
- ②公益社団法人全国消費生活相談員協会の監修の下、金融トラブルを未然に防止することを目的とした冊子「金融トラブル防止のためのQ&A BOOK」の改訂版を発行し、消費者センター等の行政機関や教育機関等に約25.5万部を無償配布した。令和6年度版は、中央大学文学部心理学専攻有賀敦紀研究室の編集協力により、消費者の認識・理解を促進するような工夫が施されている。
- ③神奈川県警察本部の依頼に基づき、「金券フリマサイトを偽装したヤミ金融事犯」に対する注意喚起のための動画を制作し、関係機関に提供するほか、SNS媒体にて配信した。本件は、警察庁生活安全局発表の「令和6年における生活経済事犯の検挙状況等について」において、社会の変容に伴って生じる新たな犯行態様への対応として紹介された。

(5) SNS等のメディア媒体を活用した啓発の推進

- ①年間を通し、YouTube および TikTok の広告として、金融トラブルの事例や被害防止のための注意喚起に係る啓発動画を配信した。
- ②遠隔操作アプリを悪用した副業詐欺被害の防止を目的とし、多くの資金需要者が生活環境の変化を迎える3月中旬から同月31日の期間に、SNS等の6つのメディア媒体を活用した注意喚起強化キャンペーンを実施した。
成年年齢引き下げの継続対応の一環として若年層及び若年者の親世代を対象に金融トラブルの事例を紹介するショート動画をSNSで配信した。
- ③若年層向け注意喚起Webサイトおよび悪質な業者による被害防止Webサイトを運営し、金融トラブル事例の紹介、トラブルに巻き込まれないための対応策等を周知し、被害の防止を図った。

2 調査・研究活動

(1)調査・研究活動の概要

資金需要者等に対する資金供給が円滑になされていること、及び貸金業者の経営実態などについての調査を次のとおり行った。

実施期間	実施内容	対象	公表
令和6年7月～8月	資金需要者等の借入意識や借入行動等に関する調査	貸金業者からの借入経験のある個人、事業者	令和6年11月29日公表
令和6年12月～令和7年1月	貸金業者の経営実態等に関する調査	登録貸金業者 (協会員、非協会員)	令和7年4月30日公表
令和6年4月～令和7年3月	貸金業者の貸付状況等に関する月次実態調査	登録貸金業者 (協会員、令和7年3月末現在47社)	毎月公表

(2)関係機関との協働した取組

- ①「資金需要者等の借入意識や借入行動等に関する調査」において、株式会社日本信用情報機構と協働して調査を行った。
- ②「貸金業者の経営実態等に関する調査」において、日本銀行と協働して調査を行った。
- ③金融庁からの要請に基づき、「災害時の対応調査（能登半島）」や「諸外国の金融規制に関する要望調査」などを実施した。

(3)調査結果の公表

- ①統計資料としての公共性の観点や、自主規制機関としての位置付け等を鑑み、実施した各アンケート調査結果を取りまとめ、「資金需要者等の借入意識や借入行動等に関する調査報告書」や「貸金業者の経営実態等に関する調査報告書」として公表した。
- ②貸金業界のトレンドを捉えた統計情報として、「貸金業者の貸付状況等に関する月次統計資料」を公表した。
- ③令和5年度の協会活動や統計情報、貸金業の課題等を掲載した「令和5年度 年次報告書」を令和6年8月末に刊行し、協会員や業界関係者等に広く配布した。
- ④「資金需要者等の借入意識や借入行動等に関する調査」の調査結果の解説を中心とした調査研究ウェビナーを初めて開催した。

	開催日	申込者数	受講者数
JFSA 調査研究ウェビナー	令和7年3月10日	225人	185人

Ⅲ. 自主規制・貸金戦略部門

1 研修活動

1. 集合研修の実施

(1)コンプライアンス研修会



講義を進める右崎大輔弁護士
於：東京会場（「砂防会館」）

「債権管理回収業務におけるDX化に向けたコンプライアンス上の留意点」をテーマに、東京（9月26日）、大阪（10月11日）、名古屋（10月21日）、福岡（11月8日）の4か所でコンプライアンス研修会を開催した。右崎大輔弁護士（片岡総合法律事務所）が講師として登壇し、227協会員、243名が参加した。

参加できなかった協会員に対しては、11月11日から、会場で収録した講義（約114分）のオンデマンド配信を行った。

[講義の項目]

- AIに関する原則、指針など ●債権管理回収業務におけるChatGPTの活用可能性
- スコアリング情報の活用による対象債権の選別 ●ブログ、SNS等による債務者情報の収集
- 督促行為のDX化（SMS、IVR、オートコール、チャットボット） ●シェアリングエコノミーと債権回収
- 電子サインの活用 ●債権譲渡とDX ●デジタル資産に係る任意弁済、強制執行
- 裁判手続のIT化 ●個人情報保護法改正と債権管理回収業務

[研修会場で行ったアンケートに寄せられたコメント]

①講義内容について（よかった点）

- ・他では得られない極めて役に立つ情報を得ることができた。
- ・幅広い分野にわたって講義いただき有意義な研修だった。
- ・様々な知識をアップデートすることができた。
- ・今まで、あまり考えたことがなかった点を説明してくれ知識が増えた。
- ・貸金業の分野においてもDX化を取り入れることは重要である一方で、それにあたっての留意点を確認することができ、非常に有益な内容であった。
- ・将来の債権管理回収業務の多様化や留意点について問題意識を持つことができた。
- ・特にこれからは必要な情報であった。
- ・時勢の流れについて理解できた。
- ・AI導入の検討を前向きに進めるきっかけになった。
- ・DX化については、まだまだ縁遠いものと思っていたが、今後認識を改める必要があると思った。

②研修会の運営等について（ご意見）

- ・13時開場であったが、会場へ予定より早く到着したところ、早めに入場させていただき対応がすばらしかった。（東京会場）
- ・講義時間、会場立地、設定共に妥当であった。特に課題は感じない。（大阪会場）
- ・会場への誘導について、大変丁寧に対応いただきありがとうございました。（名古屋会場）
- ・会場やスタッフさんの対応はよかった。（福岡会場）



東京会場 令和6年9月26日（「砂防会館」）



大阪会場 令和6年10月11日（「AP 大阪淀屋橋」）



名古屋会場 令和6年10月21日（「ウインクあいち」）



福岡会場 令和6年11月8日（「JR博多シティ」）

(2)テーマ別研修会



講義を進める池田浩一講師
於：東京会場（「砂防会館」）

「債権回収時における顧客対応 ～様々な顧客に円滑にアプローチできる能力を養う～」をテーマに、東京（1月24日）、大阪（2月18日）の2か所でテーマ別研修会を開催した。

コンタクトセンター専門のコンサルタントである池田浩一氏（株式会社ブランニューデイ）が講師として登壇し、144協会員184名が参加した。

大阪会場では研修会終了後、地域協会員及び近隣の支部事務長が参加する懇親会を開催し、広く協会活動について意見を交わした。

参加できなかった協会員に対しては、2月20日から、会場で収録した講義（約112分）のオンデマンド配信を行った。

〔講義の主な項目〕

- ◎発声と基本姿勢（笑声、抑揚ポイント 他） ◎話す（陽ワード、相手を優先、説明数を示す 他）
- ◎苦情を減らす（クッション言葉、タイプ別対応方法 他）
- ◎EQ力活用（共感力、傾聴力、コミュニケーション力、交渉力、忍耐力 他）
- ◎対話アプローチ（主導権をキープする5つのポイント、相槌バリエーション 他）
- ◎社内でのノウハウ共有仕組化 ◎ストレス対策

〔研修会場で行ったアンケートに寄せられたコメント〕

①講義内容について（よかった点）

- ・顧客対応に際しての心構えを中心とした講義内容が面白かった。
- ・顧客対応の基本を文字にして見るのがあまりないため、新たな感覚を持てた。
- ・コールセンターに即した内容であったが、全社的に応用可能な内容であり、大変役立った。
- ・新入社員の時に覚えたことの振り返りができた。
- ・回収に際し、法的なテクニックではなく、心の在り方を教えてくださるこのような有益な研修は初めてです。
- ・クレーム対策にも応用ができそうで大変役に立った。
- ・高齢者対応の話が良かった。

- ・何となく理解していたことが具体的な経験を踏まえての説明であったので興味深く、頭の中に残った。
- ・「知っていることと、出来ることは違う」という講師の話に、はっとさせられた。
- ・基本的なことだが普段実践ができていないことがあることに気づけた。
- ・仕事やお客様に向き合う姿勢を見直す良いきっかけになった。
- ・今後お客様との交渉において新たな心構えができた。

②研修会の運営等について（ご意見）

- ・感染症が流行している中、会場が広いのも良かった。（東京会場）
- ・資料を（印刷物で）用意していただいたので、話を聴いても分かりやすかった。



東京会場 令和7年1月24日（「砂防会館」）



大阪会場 令和7年2月18日（「AP 大阪淀屋橋」）

2. 動画配信による研修の実施

協会の法令等遵守態勢や企業経営に資する講義をオンデマンド配信するサービス「JFSA オンデマンド研修」を運営。令和6年度は以下の4本を配信した。

①個人情報漏えい発生時の報告義務等の対象が拡大 ～2024年4月1日施行 / 個人情報保護法施行規則等の改正概要～			
講 師	小林貴樹氏 / 個人情報保護委員会事務局 参事官補佐・弁護士		
内 容	サイバー攻撃の一手法であるウェブスキミングによる個人情報漏えいが頻発していることを背景に、個人情報保護法施行規則等が改正され2024年4月1日に施行。本改正のポイントを概説する。		
時 間	約35分（前編、後編）	配信開始日	令和6年8月26日～

②債権管理回収業務におけるDX化に向けたコンプライアンス上の留意点			
講 師	右崎大輔弁護士 / 片岡総合法律事務所		
内 容	AIやChatGPTなど新しい技術を債権管理回収業務の分野に活用できるのではないかとという観点に立ち、そうした新しい技術を利活用するにあたってのコンプライアンス上の留意点を解説する。2024年9月26日に開催した「令和6年度コンプライアンス研修会」東京会場における講義の配信。		
時 間	約114分（前編、中編、後編、完結編）	配信開始日	令和6年11月11日～

③カスタマーハラスメント対策 ～事前準備と発生時の対応を実践的に学ぶ～

講 師	齊木茂人氏 / 公益社団法人 消費者関連専門家会議 (ACAP) 専務理事		
内 容	カスタマーハラスメントとは何か、事業者として何を準備しどのように対応すべきなのか。実務経験豊富な講師が実践的に解説する。		
時 間	約89分（前編、中編、後編、完結編）	配信開始日	令和7年2月18日～

④債権回収時における顧客対応 ～様々な顧客に円滑にアプローチできる能力を養う～

講 師	池田浩一氏 / 株式会社プランニューデイ代表取締役		
内 容	顧客との信頼関係構築のもと回収の効果を上げる一つの手法として「EQ力」活用を解説する。2025年1月24日に開催した「令和6年度テーマ別研修会」東京会場における講義の配信。		
時 間	約112分（前編、中編、後編、完結編）	配信開始日	令和7年2月20日～

3. eラーニングによる研修の実施

貸金業の実務に必要な法令等を体系的・効率的に学習できるeラーニング研修サービス「どこでもJFSA スタディ」を、年度を通じて協会員（受講申込180協会員、3,482名）に提供した。

Ⅳ. 主任者資格部門

1 貸金業務取扱主任者 資格試験・登録講習・主任者登録

1. 業務の概要

本協会は、平成21年6月18日に貸金業務取扱主任者資格試験の指定試験機関として内閣総理大臣の指定を受け、令和6年度は19回目となる資格試験を実施した。

また、登録講習機関として令和6年度は、令和3年度に主任者登録を更新した者及び新たに主任者登録を受けた者で更新時期を迎える者を主たる対象者として、会場講習又は令和2年7月から導入しているeラーニング講習の選択方式により貸金業務取扱主任者講習を実施した。会場講習は全国10地域で16回、eラーニング講習は10回実施した。登録された主任者の活動支援を目的として、主任者ライブラリーに掲載している講習教材、実務の手引き等の電子書籍を法令等の改正に合わせ改訂した。

その他、金融庁長官からの委任に基づき主任者登録事務を円滑かつ確実に実施した。

■貸金業務取扱主任者制度と貸金業者の責務

平成15年8月に創設された貸金業務取扱主任者の制度は、改正貸金業法の完全施行時（平成22年6月）から、国家資格である資格試験に合格し登録を受けた貸金業務取扱主任者を、営業所または事務所ごとに法令で定める数（貸金業の業務に従事する者50名につき貸金業務取扱主任者が1名以上の割合になるよう）配置し、貸金業の業務に従事する者に対する助言・指導等を通じて貸金業者の法令遵守の徹底を図る制度に改正されています。

貸金業者は、貸金業務取扱主任者がその果たすべき役割及び貸金業務取扱主任者の権限等（①役職員に対し助言・指導を行うこと、②役職員は、貸金業務取扱主任者の助言・指導が法令等に反している場合等の例外事由に該当しない限り、貸金業務取扱主任者の助言を尊重し、指導に従う義務があること、③役職員が正当な理由なく、貸金業務取扱主任者の助言を尊重せず、指導に従わなかった場合の措置）を記載した貸金業務取扱主任者に関する社内規則等を、当該貸金業者の事業規模・特性に応じて策定しなければなりません。

また、貸金業者は、貸金業務取扱主任者が適切に助言・指導を行うことができるよう、社内規則等を役職員に周知徹底するとともに、貸金業務取扱主任者自身に対し、その役割及び果たすべき責務等を自覚させるための指導を行わなければなりません。

更に、貸金業者は、貸金業務取扱主任者の機能が十分に発揮される態勢が整備されているか、内部管理部門等による定期的な点検等によりその状況を把握・検証し、その結果に基づき態勢の見直しを行うなどの実効性を確保する必要があります。

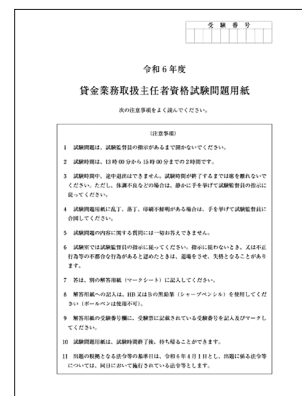


2. 資格試験の実施

全国17試験地（20会場）において、令和6年度貸金業務取扱主任者資格試験を1回実施した。

(1)試験の実施結果

試験日	令和6年11月17日(日)
受験申込者数	10,662人
受験者数	9,250人
受験率	86.8%
合格者数	2,998人
合格率	32.4%
合格基準点	30点
合格発表日	令和7年1月10日(金)



(2)合格者の概要 (n = 2,998)

①年齢別構成

	20 歲代以下	30 歲代	40 歲代	50 歲代	60 歲代以上
構成比	34.0%	28.3%	21.3%	14.3%	2.1%
合格率	37.1%	35.4%	27.6%	27.3%	30.0%

※平均年齢 38.2 歳

②試験地別構成

	札幌	仙台	千葉	東京	埼玉	神奈川	高崎	名古屋	金沢
構成比	1.5%	2.9%	4.3%	44.2%	5.3%	9.4%	0.8%	5.1%	0.9%

	大阪	京都	神戸	広島	高松	福岡	熊本	沖縄
構成比	8.9%	2.3%	1.5%	1.3%	1.4%	8.5%	1.0%	0.7%

(注)小数点以下第2位を四捨五入のため、構成比の合計は100.0%にならないことがある。

(3)試験結果の推移

(单位:人、%、点)

	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回	第8回	第9回	第10回
試験日	平成21年8月	平成21年11月	平成21年12月	平成22年2月	平成22年11月	平成23年11月	平成24年11月	平成25年11月	平成26年11月	平成27年11月
申込者数	46,306	17,780	16,254	9,908	13,547	12,300	11,520	11,021	11,549	11,585
受験者数	44,708	16,597	12,101	8,867	12,081	10,966	10,088	9,571	10,169	10,186
受験率	96.5%	93.3%	74.4%	89.5%	89.2%	89.2%	87.6%	86.8%	88.1%	87.9%
合格者数	31,340	10,818	7,919	5,474	3,979	2,393	2,599	2,688	2,493	3,178
合格率	70.1%	65.2%	65.4%	61.7%	32.9%	21.8%	25.8%	28.1%	24.5%	31.2%
合格基準点	30	30	33	31	30	27	29	30	30	31

	第11回	第12回	第13回	第14回	第15回	第16回	第17回	第18回	第19回	(累計)
試験日	平成28年11月	平成29年11月	平成30年11月	令和元年11月	令和2年11月	令和3年11月	令和4年11月	令和5年11月	令和6年11月	－
申込者数	11,639	11,680	11,420	11,460	11,885	11,926	11,536	10,963	10,662	264,941
受験者数	10,139	10,214	9,958	10,003	10,533	10,491	9,950	9,448	9,250	235,320
受験率	87.1%	87.4%	87.2%	87.3%	88.6%	88.0%	86.3%	86.2%	86.8%	88.8%
合格者数	3,095	3,317	3,132	3,001	3,567	3,373	2,644	2,928	2,998	100,936
合格率	30.5%	32.5%	31.5%	30.0%	33.9%	32.2%	26.6%	31.0%	32.4%	－
合格基準点	30	34	32	29	33	31	28	31	30	－

(4)科目別設問形式別出題数の推移

	設問形式	法及び関係法令		貸付けの実務		資金需要者保護		財務・会計		全体		計
		適切	適切でない	適切	適切でない	適切	適切でない	適切	適切でない	適切	適切でない	
第1回試験	4択	10	18	7	4	3	2	1	1	21	25	46
	個数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	穴埋め	2	0	0	0	0	0	1	0	3	0	3
	組合せ	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	1
	全体	12	18	8	4	3	2	2	1	25	25	50
第2回試験	4択	14	16	5	6	2	2	0	1	21	25	46
	個数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	穴埋め	0	0	0	0	0	0	2	0	2	0	2
	組合せ	0	0	1	0	1	0	0	0	2	0	2
	全体	14	16	6	6	3	2	2	1	25	25	50
第3回試験	4択	9	17	8	5	1	2	0	2	18	26	44
	個数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	穴埋め	1	0	0	0	0	0	1	0	2	0	2
	組合せ	2	0	0	0	2	0	0	0	4	0	4
	全体	12	17	8	5	3	2	1	2	24	26	50
第4回試験	4択	10	18	7	4	1	2	1	0	19	24	43
	個数	1	0	1	0	0	0	0	0	2	0	2
	穴埋め	0	0	0	0	1	0	1	0	2	0	2
	組合せ	1	0	1	0	0	0	1	0	3	0	3
	全体	12	18	9	4	2	2	3	0	26	24	50
第5回試験	4択	6	11	6	6	1	1	0	0	13	18	31
	個数	2	0	1	0	1	0	1	0	5	0	5
	穴埋め	1	0	0	0	1	0	1	0	3	0	3
	組合せ	6	1	2	0	1	0	1	0	10	1	11
	全体	15	12	9	6	4	1	3	0	31	19	50
第6回試験	4択	5	10	8	6	0	2	1	1	14	19	33
	個数	4	0	0	0	1	0	0	0	5	0	5
	穴埋め	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	組合せ	8	0	1	0	2	0	1	0	12	0	12
	全体	17	10	9	6	3	2	2	1	31	19	50
第7回試験	4択	7	11	6	8	0	2	1	1	14	22	36
	個数	4	0	0	0	1	0	0	0	5	0	5
	穴埋め	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	組合せ	5	0	1	0	2	0	1	0	9	0	9
	全体	16	11	7	8	3	2	2	1	28	22	50
第8回試験	4択	4	14	9	6	1	3	1	1	15	24	39
	個数	5	0	0	0	0	0	0	0	5	0	5
	穴埋め	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	組合せ	4	0	0	0	1	0	1	0	6	0	6
	全体	13	14	9	6	2	3	2	1	26	24	50
第9回試験	4択	7	12	8	7	2	3	2	1	19	23	42
	個数	3	0	0	0	0	0	0	0	3	0	3
	穴埋め	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	組合せ	5	0	0	0	0	0	0	0	5	0	5
	全体	15	12	8	7	2	3	2	1	27	23	50
第10回試験	4択	8	12	9	6	3	2	1	2	21	22	43
	個数	4	0	0	0	0	0	0	0	4	0	4
	穴埋め	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	組合せ	3	0	0	0	0	0	0	0	3	0	3
	全体	15	12	9	6	3	2	1	2	28	22	50
第11回試験	4択	8	12	8	7	4	1	2	1	22	21	43
	個数	4	0	0	0	0	0	0	0	4	0	4
	穴埋め	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	組合せ	3	0	0	0	0	0	0	0	3	0	3
	全体	15	12	8	7	4	1	2	1	29	21	50
第12回試験	4択	9	11	9	6	3	2	1	2	22	21	43
	個数	3	0	0	0	0	0	0	0	3	0	3
	穴埋め	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	組合せ	4	0	0	0	0	0	0	0	4	0	4
	全体	16	11	9	6	3	2	1	2	29	21	50
第13回試験	4択	7	11	8	7	3	2	1	2	19	22	41
	個数	5	0	0	0	0	0	0	0	5	0	5
	穴埋め	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	組合せ	4	0	0	0	0	0	0	0	4	0	4
	全体	16	11	8	7	3	2	1	2	28	22	50
第14回試験	4択	9	9	8	7	3	2	2	1	22	19	41
	個数	5	0	0	0	0	0	0	0	5	0	5
	穴埋め	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	組合せ	4	0	0	0	0	0	0	0	4	0	4
	全体	18	9	8	7	3	2	2	1	31	19	50
第15回試験	4択	7	11	9	6	3	2	0	2	19	21	40
	個数	5	0	0	0	0	0	0	0	5	0	5
	穴埋め	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1
	組合せ	4	0	0	0	0	0	0	0	4	0	4
	全体	16	11	9	6	3	2	1	2	29	21	50
第16回試験	4択	4	13	8	7	3	2	1	1	16	23	39
	個数	4	0	0	0	0	0	1	0	5	0	5
	穴埋め	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	組合せ	6	0	0	0	0	0	0	0	6	0	6
	全体	14	13	8	7	3	2	2	1	27	23	50
第17回試験	4択	6	10	8	7	3	2	2	1	19	20	39
	個数	5	0	0	0	0	0	0	0	5	0	5
	穴埋め	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	組合せ	6	0	0	0	0	0	0	0	6	0	6
	全体	17	10	8	7	3	2	2	1	30	20	50
第18回試験	4択	6	11	8	7	2	3	2	1	18	22	40
	個数	5	0	0	0	0	0	0	0	5	0	5
	穴埋め	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	組合せ	5	0	0	0	0	0	0	0	5	0	5
	全体	16	11	8	7	2	3	2	1	28	22	50
第19回試験	4択	8	9	9	6	3	2	2	1	22	18	40
	個数	3	0	0	0	0	0	0	0	3	0	3
	穴埋め	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	組合せ	7	0	0	0	0	0	0	0	7	0	7
	全体	18	9	9	6	3	2	2	1	32	18	50

※各科目共通で「適切」な問題の後に「適切でない」問題の順で出題。 ※試験問題及び正答は、本協会Webサイトに掲載。

(5)試験結果開示サービスの利用

令和6年度試験結果に関する受験者からの開示請求件数は、令和7年3月31日現在2,608件（受験者数に対する開示請求率 28.2%）

※再度受験する方の学習支援のため、自身の試験結果（①得点、②順位、③50問の正答、④50問の選択肢番号及び正誤）を協会Webサイトから照会できるサービス（無料）を実施。

3. 登録講習の実施

(1)講習の実施

①会場講習開催日別実施結果

(単位：人、%)

実施日	実施場所	受講 申込者数	受講者数	受講率	修了者数	実施日	実施場所	受講 申込者数	受講者数	受講率	修了者数
6月6日(木)	東京	221	219	99.1%	219	8月6日(火)	東京	222	222	100.0%	222
6月20日(木)	沖縄	28	28	100.0%	28	8月8日(木)	高松	56	56	100.0%	56
7月2日(火)	東京	222	219	98.6%	219	8月20日(火)	札幌	56	56	100.0%	56
7月4日(木)	大阪	179	177	98.9%	177	8月27日(火)	大阪	165	164	99.4%	164
7月9日(火)	福岡	119	115	96.6%	115	9月5日(木)	東京	225	225	100.0%	225
7月11日(木)	広島	57	57	100.0%	57	10月22日(火)	東京	164	158	96.3%	157
7月22日(月)	仙台	76	76	100.0%	76	1月23日(木)	東京	156	154	98.7%	154
7月25日(木)	金沢	38	36	94.7%	36	令和6年度計(16回)		2,095	2,071	98.9%	2,070
7月30日(火)	名古屋	111	109	98.2%	109						

②開催場所別実施結果

(単位：人、%)

開催場所	実施回数	受講者数	修了者数	構成比率
札幌	1	56	56	0.5%
仙台	1	76	76	0.6%
東京	6	1,197	1,196	10.1%
名古屋	1	109	109	0.9%
金沢	1	36	36	0.3%
大阪	2	341	341	2.9%
高松	1	56	56	0.5%
広島	1	57	57	0.5%
福岡	1	115	115	1.0%
沖縄	1	28	28	0.2%
eラーニング	(10)	9,735	9,735	82.5%
計(10地域)	16	11,806	11,805	—

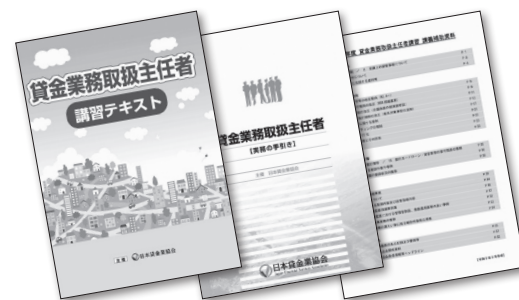
※令和2年度からeラーニング講習を実施。

③受講者の受講回数別内訳

(単位：人、%)

	初回	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	受講者計
人数	1,835	1,300	1,155	918	6,510	87	11,805
構成比率	15.5%	11.0%	9.8%	7.8%	55.1%	0.7%	

※当年度に2回以上受講した者を含む。



④会場講習カリキュラム

時限	時間	講習科目	主な内容
	9:00～	受付開始	
【10分】	9:30～9:40	受講説明	
1時限 【70分】	9:40～10:50	貸金業に関する 法令に関する科目 その1	■貸金業法、利息制限法及び出資法に関する直近の改正内容の解説 ○講習テキスト講義 ○ケーススタディ解説
【10分】	10:50～11:00	休憩	
2時限 【50分】	11:00～11:50	貸金業に関する 法令に関する科目 その2	■貸金業法、利息制限法及び出資法に関する直近の改正内容の解説 ○講習テキスト講義 ○ケーススタディ解説
【60分】	11:50～12:50	昼食休憩	
3時限 【80分】	12:50～14:10	貸金業に関する 法令に関する科目 その3	■民法、商法その他関係法律で、貸付け及び貸付けに付随する取引に関する規定に関する直近の改正内容の解説 ■資金需要者等の保護に関する解説 ■財務及び会計に関する解説 ○講習テキスト講義 ○ケーススタディ解説 ○理解度テストの実施と解説 ○質疑応答
【20分】	14:10～14:30	休憩	
4時限 【80分】	14:30～15:50	実務に関する科目 その1	■貸付けに関する実務動向の解説 ○講習テキスト講義 ○ケーススタディ解説
【20分】	15:50～16:10	休憩	
5時限 【80分】	16:10～17:30	実務に関する科目 その2	■債権管理に関する実務動向の解説 ■債権回収に関する実務動向の解説 ○講習テキスト講義 ○ケーススタディ解説 ○理解度テストの実施と解説 ○質疑応答
【20分】	17:30～17:40	修了証明書の交付等	

⑤講習教材

令和6年度講習では、会場講習・eラーニング講習ともに、①講習テキスト、②実務の手引き、③令和6年度講義補助資料、④講義用ビデオを講習教材として用いた。

上記①及び②は令和5～7年度講習で使用するため、法令等の改正に合わせ令和5年度に改訂したものを使用。③及びeラーニング講習用の動画教材は毎年度改訂を実施。

⑥会場講習における質疑応答

3時限目と5時限目の講義では理解度テストと質疑応答の時間を設けており、受講者からの質問票による質問に対し会場講師が適切に回答を行った。

(2)令和7年度講習の開催計画の公表と受講対象者への案内

受講対象者（主任者登録の更新対象者）への案内書面の発送等

○更新対象者（6,686人）へのご案内 令和7年度登録講習の受講対象者（※）に対し「貸金業務取扱主任者の登録有効期限と令和7年度登録講習に関するご案内」書面を発送。 ※受講対象者とは 令和4年11月1日～令和5年10月31日に主任者登録を受けた方 （令和7年10月31日～令和8年10月30日に有効期限を迎える方）	（発送日） 1月31日（金）
○講習受講要領の公表 ・令和7年度講習受講要領の公表 ・受講申込書類（冊子）の郵送請求の受付・発送を開始。	2月17日（月）
○受講申込の受付の開始 ・受講申込の受付（インターネット申込・「郵送申込の予約」とも） ・団体申込の予約手続き（団体申込に必要な団体情報の登録は予め登録可）	3月3日（月）

※令和6年12月16日、登録更新対象者のうちマイページ登録者（3,091人）に、通知文郵送のため住所等の変更があれば届出願いたい旨のメール案内を送信。

4. 主任者登録の実施

(1)主任者登録に関する事務手続等の周知

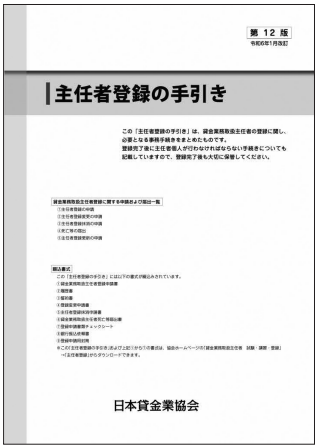
- ①令和6年度講習受講者全員に「主任者登録の手引き」(第12版)を配布し、登録更新申請手続き等を周知した。
- ②令和6年度試験合格者に合格証書及び主任者登録の申請書類等を発送し、主任者登録申請手続きを周知するとともに、問合せ窓口において問合せに対応した。

(2)主任者登録に関する事務処理状況

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの主任者登録に関する事務処理件数は以下の通り。

主任者登録 事務処理状況（令和6年4月1日から令和7年3月31日）(単位：件)

登録申請書受理件数	12,858
登録完了通知発送件数	2,453
更新完了通知発送件数	9,508
登録拒否件数	0
登録変更件数	1,643
登録取消件数	0
登録抹消件数	3,355



(3)主任者の登録と更新の状況

令和7年3月31日末現在、登録を受けた貸金業務取扱主任者数は27,342名。

主任者の登録と更新の状況

(単位: 件)

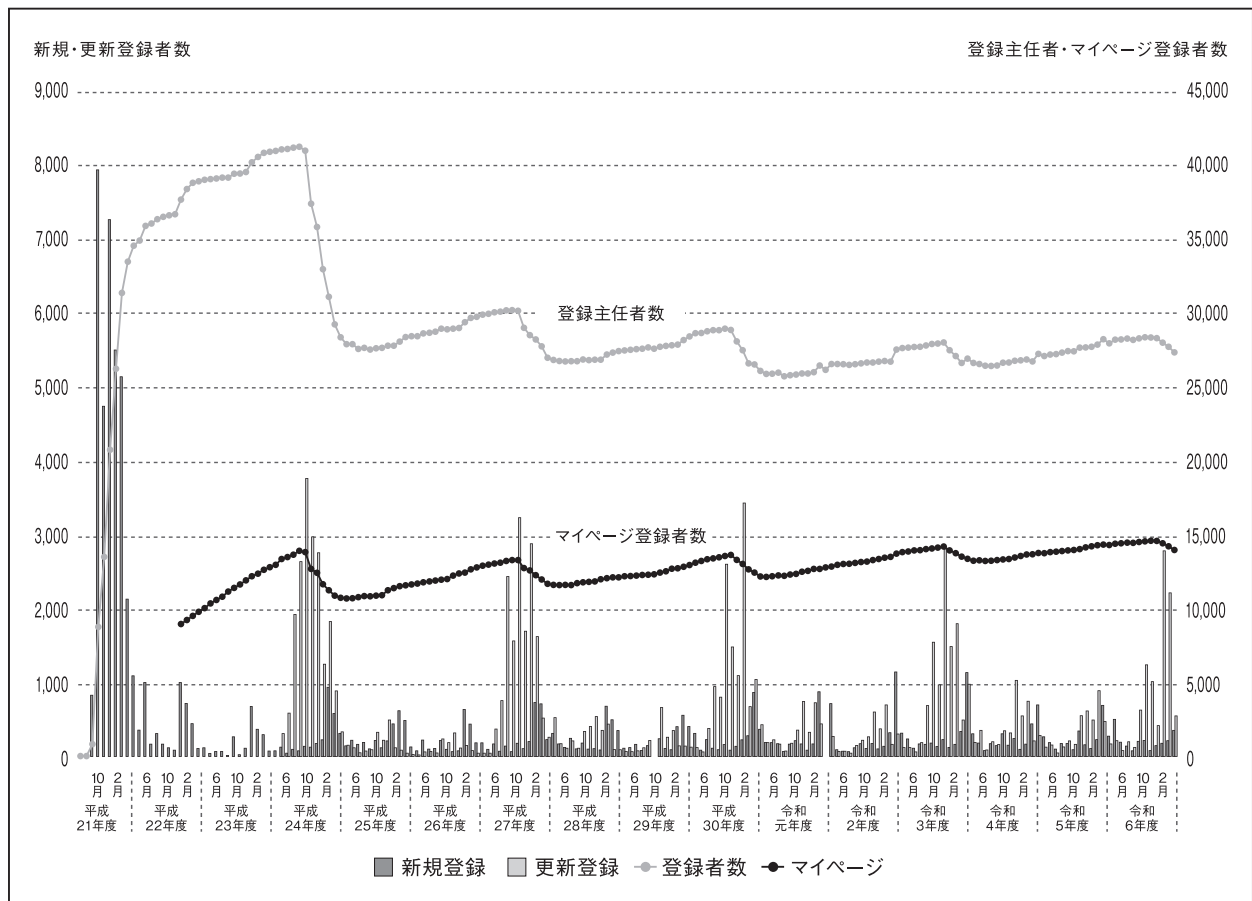
	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
登録件数 (更新以外)	20,749	16,952	2,525	1,697	3,510	2,706	2,439	2,928
更新件数	0	0	0	16,127	4,561	1,234	14,649	3,869
登録抹消件数	1	6	3	8,935	8,702	1,111	3,611	3,939

	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
登録件数 (更新以外)	2,203	2,559	3,407	1,959	3,187	3,301	3,104	2,453
更新件数	2,026	11,740	4,775	2,812	10,471	5,046	4,012	9,508
登録抹消件数	1,530	3,834	3,555	1,692	3,282	3,191	1,600	3,355

※主任者登録の有効期間は3年と定められており、登録の更新を受けない場合、当該主任者登録は有効期間の満了をもって抹消される。

貸金業務取扱主任者数の推移

(単位: 人)



(4)マイページ登録の推進と主任者活動支援情報の提供

①マイページ登録の推進

主任者登録の変更に係る事務手続きの簡素化及び主任者活動支援のための情報提供手段として、マイページ登録を推進した。

マイページ登録の推進

(単位：人、%)

	平成23年 3月末	平成24年 3月末	平成25年 3月末	平成26年 3月末	平成27年 3月末	平成28年 3月末	平成29年 3月末	平成30年 3月末
登録主任者数	37,708	40,219	32,988	27,796	29,391	28,219	27,208	27,881
マイページ登録者数	8,945	12,179	11,641	11,375	12,433	12,258	12,046	12,716
登録率	23.7%	30.3%	35.3%	40.9%	42.3%	43.4%	44.3%	45.6%

	令和元年 3月末	令和2年 3月末	令和3年 3月末	令和4年 3月末	令和5年 3月末	令和6年 3月末	令和7年 3月末
登録主任者数	26,606	26,458	26,725	26,630	26,740	28,244	27,342
マイページ登録者数	12,654	12,685	13,495	13,516	13,669	14,334	13,969
登録率	47.6%	47.9%	50.5%	50.8%	51.1%	50.8%	51.1%

②受講者専用サイト「主任者 Library」の情報更新

「実務の手引き」、「同 用語集」、「関係法令集」等の電子版は毎年度改訂のうえ同サイトに収録し、受講者の用に供している。(受講者は受講年度から3年間同サイトの利用が可能)

V. 各種建議要望

1 令和7年度税制改正要望

貸金業者は、我が国の金融構造において、消費者及び事業者に利便性の高い金融商品を提供することにより、預金取扱金融機関を補完する身近な金融機関として重要な役割を担っている。

改正貸金業法公布から15年以上が経過し、この間、貸金業者は法令遵守や多重債務化の防止等に対し真摯に取り組む、業界の健全化は着実に進んでいる。

足元の貸付残高は回復基調にあり、消費者向け、事業者向け共にコロナ禍前の2020年とほぼ同水準にまで回復したものの、急激な物価上昇等の影響による事業コストの増加など、景気の先行きに不透明感が強まっていることに加え、デジタル化の進展等を背景とした顧客ニーズの変化に直面する等、これらの環境変化に対応すべく、様々な取り組みを行う必要性に迫られている。

また、貸金業界特有の問題である利息返還請求については、微減傾向にあるものの、外部環境変化に影響を受けやすく、予断を許さない状況にある。加えて、DX化、マネーローダリング対応や情報セキュリティ対策などの社会的要請に応えるべく、さらなる経営の効率化が必要となっている。

さらに、多くの地域においては、業績不振や後継者の不在等に起因する廃業を主因として協会員の減少が続いている。

このような状況を改善し、金融市場の重要な担い手として位置づけられている貸金業者が、健全な資金供給により国民経済の発展にさらに貢献するためにも、強力な税制措置を講じることが不可欠であり、令和7年度の税制改正として、法人税4項目、消費税2項目、印紙税、地方税及びその他それぞれ1項目の計9項目を要望する。

1. 法人税

(1)利息返還に係る欠損金繰越控除の特例措置の適用【継続】

要望

利息返還に係る損失については、通常の欠損金とは別に、全額（100％）の繰越控除を認める特例措置を講じていただきたい。

現状

平成18年1月の最高裁判所の判決以降、利息返還請求は著しく増加し、今なお終息が見られず累計の損失額は、業界全体として7.5兆円を超えている。

これら返還した利息は、過去それぞれの受取年度において益金として計上し納税を行ったものであるが、現行の税法では、既納法人税の還付を求めることができない。加えて、資本金1億円超の法人は欠損金繰越控除限度額が50％であることから、税負担の不公平感は大きい。

(2)破産・民事再生債権の貸倒引当金算入率の見直し【継続】

要望

債務者が、破産申立て、民事再生手続開始の申立てを行った場合の税務上の貸倒引当金の損金算入割合を100％に引き上げていただきたい。

現状

債務者が破産申立てや民事再生手続開始の申立てを行った場合、実際にはそのほとんどが回収できないことから、会計処理は全額損失に計上している。

一方、法人税法の規定では、貸倒引当金の損金算入割合は債権額の50％までしか認められない。

(3)金銭債権の貸倒基準の明文化【継続】

要望

法人税基本通達9-6-3(一定期間取引停止後弁済がない場合等の貸倒れ)の対象となる売掛債権に、貸金業者が有する貸付金を含めていただきたい。

現状

金銭債権については、法人税基本通達9-6-2(回収不能の金銭債権の貸倒れ)が貸倒れの判定基準となっているが、回収不能の判定を会社ごとに行うこととなり、税務調査の度に当局との見解の相違が生じる可能性がある。

法人税基本通達9-6-3(一定期間取引停止後弁済がない場合等の貸倒れ)には貸付金は含まれないとされているため、貸倒れと判定する明文化された延滞期間基準はない。

(4)中小企業投資促進税制の対象業種拡大【継続】

要望

令和7年4月以降も延長し、中小企業投資促進税制の対象業種に貸金業を加えていただきたい。

現状

小規模貸金業者が7割近くを占める貸金業界においても、一定以上のシステム構築(コンピューターやウェブサイト等のセキュリティ強化による情報流出への対策など)は欠かすことのできないものとなっている。

中小企業のコンピューター関連の投資を促進するための中小企業投資促進税制の対象業種には貸金業が含まれていない。

2. 消費税

(1)インボイス制度における少額特例の緩和【新規】

要望

令和11年9月30日までの期限を撤廃し、恒久化していただきたい。
全事業者を対象に対象金額を税込み3万円未満の課税仕入れに緩和していただきたい。

現状

令和5年10月より導入されたインボイス制度に伴って、事業者においては事務負担が多大になっている。令和11年9月30日まで、1万円未満の課税仕入れを対象として、基準期間における課税売上高が1億円以下又は特定期間における課税売上高が5千万円以下の事業者に対する事務負担の軽減措置(少額特例)がある。

(2)課税売上割合の計算方法の見直し【継続】

要望

金銭債権の譲渡は借入と同じく資金調達のひとつとして、一定の条件(自社貸付債権に限定する等)において、不課税扱いの特例措置を設けていただきたい。
かなわない場合は「課税売上割合」の計算時、非課税売上高のうち「金銭債権の譲渡対価」の5%を算入しないこととしていただきたい。

現状

消費税の納税時には、課税売上割合に基づき仕入税額控除する。課税売上割合の計算時において、分母の「非課税売上高」に金銭債権の譲渡対価額についてはその5%を算入する。

3. 印紙税

印紙税制度の廃止【継続】

要望

印紙税制度を廃止していただきたい。

廃止が困難な場合、印紙税法「別表第一 課税物件表」の簡素化・明瞭化をしていただきたい。

- ・課税文書の区分を減らす。
- ・文書区分ごとに税額を統一する。

現状

契約書作成時における印紙税は、低金利下において過大な負担となっているのみならず、金額が同じであっても、契約の種類により税額が異なり不公平感がある。

また、印紙税法「別表第一 課税物件表」に掲げる課税文書も取引形態の多様化により、その判定に際し事務負担が多くなっている。

4. 地方税

申告手続きの簡素化【継続】

要望

地方税の申告は、本店所在地の都道府県に対する一括申告を可能としていただきたい。

地方自治体ごとに定めている法人事業税、法人住民税の計算を簡素化していただきたい。

現状

複数の地方自治体に拠点のある事業者にとって、申告書作成は大きな負担となっている。

特に資本金1億円超が対象となる、法人事業税に係る外形標準課税は、所得割、付加価値割、資本割と税率、計算方法が異なり事務負担が大きい。

法人住民税も、都道府県民税と市町村民税があり、それぞれ法人税割と均等割に分かれ、自治体ごとに適用される税率、所得金額の区分、各申告書の様式が異なり、計算、確認作業に負担がかかる。

5. その他

「企業価値担保権」の創設に伴う措置【継続】

要望

企業の総財産を担保目的として創設される「企業価値担保権」の利用促進の観点から、担保権設定登記の際の登録免許税の軽減、債務者兼担保権設定者に対する法人税等の優遇措置、企業価値担保権実行時における事業承継税制措置等といった所要の整備を講じていただきたい。

現状

令和6年3月15日に金融庁より「事業性融資の推進等に関する法律案」が第213回国会に提出され、令和6年6月7日国会で可決された。

同法案は、事業性融資の推進等に関し、「企業価値担保権」の設定等を定めることにより、これまでの融資慣行の是正及び事業に必要な資金の調達等の円滑化を図ることを目的とされている。

Ⅵ. 金融リテラシー向上コンソーシアム

1 金融リテラシー向上コンソーシアムの活動状況

1. 金融リテラシー向上コンソーシアムの概要

日本貸金業協会は大手貸金業者と協働で金融リテラシー向上コンソーシアム（FLIC:Financial Literacy Improvement Consortium）を設立した。

名称	金融リテラシー向上コンソーシアム
設立日	令和5年6月14日
目的	資金需要者等の金融リテラシー向上及び金融トラブル被害の防止
活動内容	金融リテラシー向上、金融トラブル被害防止セミナー開催、関連教材の制作及び配布、啓発コンテンツの配信、金融犯罪の未然防止の取組みほか
代表	倉中 伸（日本貸金業協会 会長）
事務局	日本貸金業協会 金融リテラシー向上コンソーシアム推進室

2. 会員

令和7年4月30日現在

会員種別	加盟状況 ※50音順
幹事会員	アイフル株式会社 アコム株式会社 SMBC コンシューマーファイナンス株式会社 新生フィナンシャル株式会社 日本貸金業協会
正会員	株式会社アルクレイン 三井住友カード株式会社
賛助会員	株式会社SBI新生銀行 株式会社オリエントコーポレーション 日本ファイナンス有限会社 PayPay 銀行株式会社 LINE Credit 株式会社
特別会員	公益財団法人日本クレジットカウンセリング協会

3. 金融経済教育セミナー

(1)金融経済教育のラインナップ

学習指導要領等に基づいて様々なセミナーコンテンツを提供。

生活設計・家計管理	ローン・クレジット	金融トラブル	
ライフプランニングの必要性や日々の家計管理における支出の目的や優先順位等を明確にするポイントを紹介	適切に金融商品を選択できるように、契約に関する基本姿勢を学習。利便性が高い一方で、使い過ぎによるリスクを考慮して利用するポイントを紹介	日々巧妙化している悪徳業者による金融トラブルの様々な具体的な事例を学ぶとともに、被害にあったらどうなるのか、被害にあわないためにはどうするのかなど、その備えとして対策方法について紹介	
ライフプランニング	ローン・クレジット・後払いの仕組み	金融トラブルとは	高収入アルバイト
家計とは	信用と消費者信用	ヤミ金	副業・投資詐欺
収支の管理	契約	インターネットトラブル	悪質商法
人生の三代支出とは	金利と利息	マルチ商法	消費者契約法
貯蓄のポイント	多重債務について	カードトラブル	トラブルに巻き込まれた際の対処法
お金と上手に付き合うために	ローン・クレジットを上手に利用するために	特殊詐欺・その他詐欺	困った時の相談先

(2)セミナーの受講風景



神奈川県警察学校

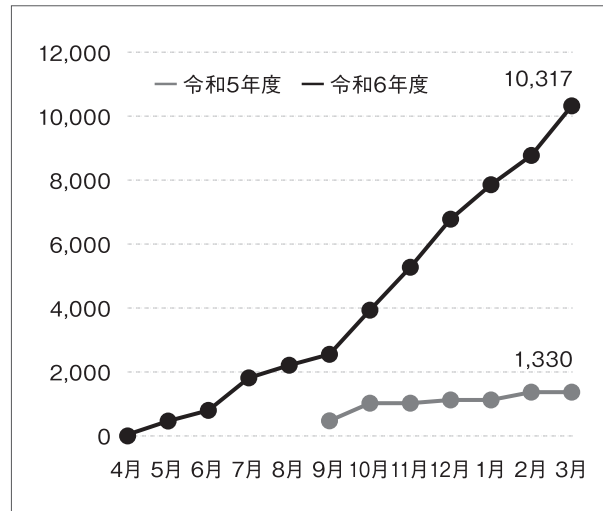


逗子市立沼間中学校

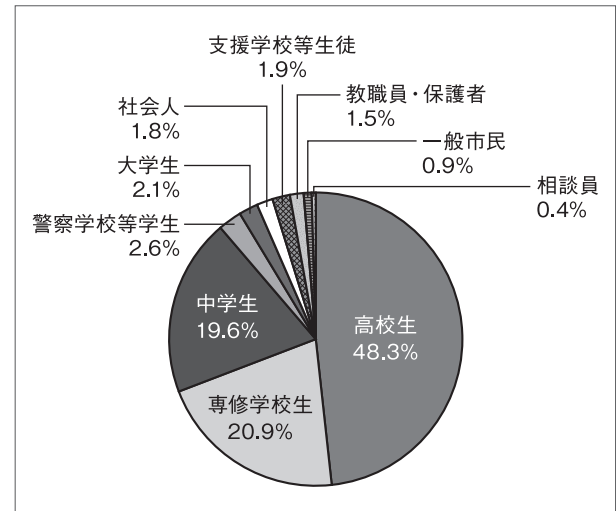
(3)セミナー実績

令和6年度は82先10,317名に金融経済教育セミナーを実施し、令和5年度実績の10先1,330名から大幅に伸長した。受講者のうち48.3%が高等学校、20.9%が専修学校の学生で占める結果となった。また、令和6年8月に本格稼働した金融経済教育推進機構（以下「J-FLEC」という）や都道府県警察とも協働でセミナーを開催し、他団体との関係構築に努めた。

受講者数の推移



受講者内訳



協働先	※（）は県警名
J-FLEC	福島県立郡山萌世高等学校
	東北保健医療専門学校 介護福祉科
	武田学園専門学校ビーマックス
	東洋理容美容専門学校
県警本部	東北保健医療専門学校（宮城）
	神奈川県立保土ヶ谷高等学校（神奈川）
	東日本栄養医薬専門学校（群馬）
	逗子市立沼間中学校（神奈川）
	茨城県立水戸商業高等学校（茨城）

(4)セミナー開催先一覧

No.	主催団体等	所在地
1	小平高等養護学校	北海道
2	北海道檜山北高等学校	北海道
3	旭川市消費生活センター	北海道
4	函館市立桔梗中学校	北海道
5	経専北海道保育専門学校	北海道
6	北海道新篠津高等養護学校	北海道
7	北海道大谷室蘭高等学校	北海道
8	青森県営農大学校	青森県
9	MCL盛岡情報ビジネス&デザイン専門学校	岩手県
10	東北保健医療専門学校 介護福祉科	宮城県
11	仙台医療センター附属仙台看護助産学校	宮城県
12	秋田県立新屋高等学校	秋田県
13	福島県立郡山萌世高等学校 定時制	福島県
14	茨城県立多賀高等学校	茨城県
15	茨城高等学校	茨城県
16	茨城県立水戸商業高等学校	茨城県
17	栃木農業高校	栃木県
18	桐生市立商業高等学校	群馬県
19	群馬県警察本部厚生課	群馬県
20	群馬県立伊勢崎商業高等学校	群馬県
21	山崎学園 東日本栄養医療専門学校	群馬県
22	群馬県立富岡実業高等学校	群馬県
23	吉川市中央中学校	埼玉県
24	松戸市立松戸高等学校	千葉県
25	松戸市立第二中学校PTA 成人教育委員	千葉県
26	東洋理容美容専門学校	千葉県
27	明聖高等学校中野キャンパス	東京都
28	東京都立青井高等学校	東京都
29	東京都立狛江高等学校	東京都
30	淑徳巣鴨中学高等学校	東京都
31	リゾートトラスト株式会社	東京都
32	稲城市役所市民協働課	東京都
33	G学院	東京都
34	調布市立神代中学校	東京都
35	練馬区立中村中学校	東京都
36	あずさ第一高等学校 立川キャンパス	東京都
37	神奈川県司法福祉ネットワーク委員会	神奈川県
38	神奈川県消費生活課	神奈川県
39	橘学苑高等学校	神奈川県
40	フリースクール横浜いちばんぼし	神奈川県
41	飛鳥未来高等学校横浜キャンパス	神奈川県

No.	主催団体等	所在地
42	神奈川県立保土ヶ谷高等学校	神奈川県
43	神奈川県警察学校	神奈川県
44	足柄上地区消費生活行政連絡会	神奈川県
45	逗子市立沼間中学校	神奈川県
46	学校法人国際総合学園 新潟法律大学校	新潟県
47	若者自立サポートセンターいっぽ	山梨県
48	山梨英和高校通信制課程グレイスコース	山梨県
49	長野市立戸隠中学校	長野県
50	浜松学院高等学校	静岡県
51	静岡インターナショナル・エア・リゾート専門学校	静岡県
52	日本モーターボート競走会 東海支局	静岡県
53	静岡産業技術専門学校	静岡県
54	静岡福祉医療専門学校	静岡県
55	黄柳野高等学校	愛知県
56	国際調理師専門学校名駅校	愛知県
57	中部コンピュータ・パティシエ専門学校	愛知県
58	専門学校名古屋ビジネス・アカデミー	愛知県
59	エイブル・パフォーマンス集団「ガラ（柄）」	京都府
60	京都コンピューター学院	京都府
61	京都聖カタリナ高等学校	京都府
62	大阪高等学校育友会	大阪府
63	大阪府立東住吉総合高等学校	大阪府
64	株式会社ジニア	大阪府
65	学校法人村川学園大阪調理製菓専門学校	大阪府
66	明浄学院高等学校	大阪府
67	宝塚市立中央公民館	兵庫県
68	井原市立井原中学校	岡山県
69	山陽学園大学	岡山県
70	武田学園 専門学校ピーマックス	岡山県
71	広島医療保健専門学校	広島県
72	専門学校広島工学院大学校	広島県
73	山口県県民生活課消費生活センター	山口県
74	愛媛県立今治東中等教育学校	愛媛県
75	九州産業大学	福岡県
76	福岡教育大学	福岡県
77	専門学校福岡カレッジ・オブ・ビジネス	福岡県
78	美萩野臨床医学専門学校	福岡県
79	純心女子高等学校	長崎県
80	宮崎県立延岡星雲高校	宮崎県
81	鹿児島県立垂水高等学校	鹿児島県
82	北部地区医師会 北部看護学校	沖縄県

4. 金融詐欺被害の防止に向けた新たな取り組み（銀行・貸金業連携）

金融リテラシー向上コンソーシアム加盟の貸金業大手4社（※1。以下、「貸金業大手4社」）及び日本貸金業協会は、金融詐欺被害の防止に向けた新たな取り組みとして、金融機関12行（※2。以下、「協力銀行」）に対し、金融犯罪に使用されたおそれのある銀行口座情報の提供を開始した。

- （※1） SMBC コンシューマーファイナンス株式会社、アコム株式会社、
新生フィナンシャル株式会社、アイフル株式会社
- （※2） auじぶん銀行、GMO あおぞらネット銀行、PayPay 銀行、SBI 新生銀行、
UI 銀行、イオン銀行、住信 SBI ネット銀行、セブン銀行、ソニー銀行、
東京スター銀行、みんなの銀行、ローソン銀行

(1)背景

若年層を中心に、副業詐欺等を働く悪質事業者に騙され、貸金業者などから借り受けた資金を詐取される被害状況に対処するため、コンソーシアムでは協力銀行と連携し、金融詐欺被害の防止を図るための取り組みを開始した。

(2)貸金業者大手4社による銀行との連携内容

貸金業大手4社は、被害者（顧客）から金融犯罪に使用されたおそれのある銀行口座情報を聴取し、協力銀行（当該口座の保有行）に情報提供をする。協力銀行は当該情報を精査し、必要に応じて口座凍結等を行うことで、金融詐欺被害の未然防止及び拡大防止につなげる。



(3)運用開始日

令和6年9月24日（火）

【金融リテラシー向上コンソーシアムについて】 <https://www.j-fsa.or.jp/flic/>

日本貸金業協会と大手貸金業者が協働で設立した団体です。金融リテラシー向上及び金融トラブル被害防止等により、消費者保護に寄与することを目的とし、金融経済教育セミナーの開催や金銭トラブル事例などの情報発信を行います。また、行政・警察・消費生活センターなど関係機関との連携を一層強化し金融犯罪被害の未然防止に取り組んでいます。



第3章 総会・理事会・会議・委員会・協会員懇談会・役員等

1. 総会

令和6年6月12日、第17回定時総会を開催し、次の議案を付議し、すべて原案どおり承認可決した。

第1号議案	令和5年度事業報告書承認に関する件	〔令和5年度監査報告〕
第2号議案	令和5年度財務諸表及び財産目録承認に関する件	第3号議案 令和6年度事業計画書(案)承認に関する件
		第4号議案 令和6年度予算書(案)承認に関する件
		第5号議案 役員(理事・監事)選任に関する件

2. 理事会

本年度中、理事会を12回開催し、協会への入退会、役員(理事・監事)候補者・各会議体委員の選任、本部組織の改編、業務規程・運営規則の一部改正、令和7年度事業計画書及び予算書(案)等、本協会の業務運営に関する重要事項について審議、承認した。なお、通常開催はオンライン会議併用で実施した。

(1)第1回理事会(令和6年4月24日)

①審議事項

- 第1号議案 本協会への新規加入承認に関する件
- 第2号議案 本協会からの退会承認に関する件
- 第3号議案 令和5年度事業報告書(案)承認に関する件
- 第4号議案 令和5年度決算報告書(案)承認に関する件
- 第5号議案 貸金戦略会議委員選任に関する件
- 第6号議案 総務委員会委員選任の同意に関する件

②報告事項

- i 自主規制会議報告
- ii 貸金戦略会議報告
- iii 総務委員会報告

(2)第2回理事会(令和6年5月15日)

①審議事項

- 第1号議案 本協会への新規加入承認に関する件
- 第2号議案 役員(理事・監事)候補者選任に関する件
- 第3号議案 第17回定時総会に付議すべき議案に関する件

②報告事項

- i 自主規制会議報告
- ii 貸金戦略会議報告
- iii 総務委員会報告
- iv その他報告
・第17回定時総会および懇親会のご案内

(3)第3回理事会(令和6年6月12日)

①審議事項

- 第1号議案 会長選任に関する件
- 第2号議案 自主規制会議議長選任に関する件
- 第3号議案 貸金戦略会議議長選任に関する件
- 第4号議案 総務委員会委員長選任に関する件
- 第5号議案 副会長承認に関する件

- 第6号議案 副会長の順位に関する件
- 第7号議案 本協会への新規加入承認に関する件
- 第8号議案 本協会からの退会承認に関する件
- 第9号議案 本部組織の改編及びこれに伴う「事務局運営規則」の一部改正に関する件

②報告事項

- i その他報告
・令和6年度理事会開催予定について

(4)第4回理事会(令和6年7月17日)

①審議事項

- 第1号議案 本協会への新規加入承認に関する件
- 第2号議案 本協会からの退会承認に関する件
- 第3号議案 自主規制会議委員選任に関する件
- 第4号議案 貸金戦略会議委員選任に関する件
- 第5号議案 総務委員会委員選任の同意に関する件
- 第6号議案 紛争解決委員候補委嘱の同意に関する件

②報告事項

- i 自主規制会議報告
- ii 貸金戦略会議報告
- iii 総務委員会報告
- iv 相談・紛争解決委員会報告

(5)第5回理事会(令和6年8月21日)(書面による会議)

①審議事項

- 第1号議案 本協会への新規加入承認に関する件
- 第2号議案 本協会からの退会承認に関する件
- 第3号議案 相談・紛争解決委員会委員委嘱の承認に関する件

②報告事項

- i 自主規制会議報告
- ii 総務委員会報告

(6)第6回理事会(令和6年9月18日)

①審議事項

- 第1号議案 本協会への新規加入承認に関する件
 第2号議案 本部組織の改編及びこれに伴う「事務局運営規則」の一部改正に関する件
 第3号議案 「経理規則」及び「経理業務取扱細則」の一部改正に関する件

②報告事項

- i 自主規制会議報告
 ii 貸金戦略会議報告
 iii 総務委員会報告

(7)第7回理事会(令和6年10月16日)

①審議事項

- 第1号議案 本協会への新規加入承認に関する件
 第2号議案 総務委員会委員選任の同意に関する件

②報告事項

- i 自主規制会議報告
 ii 貸金戦略会議報告
 iii 総務委員会報告
 iv 試験委員会報告

(8)第8回理事会(令和6年11月20日)(書面による会議)

①審議事項

- 第1号議案 本協会への新規加入承認に関する件

②報告事項

- i 自主規制会議報告
 ii 貸金戦略会議報告
 iii 総務委員会報告
 iv 相談・紛争解決委員会報告

(9)第9回理事会(令和6年12月18日)

①審議事項

- 第1号議案 本協会への新規加入承認に関する件

②報告事項

- i 自主規制会議報告
 ii 貸金戦略会議報告

iii 総務委員会報告

iv その他報告

- ・第18回(令和7年)定時総会の開催日時及び会場について
 ・令和7年度理事会開催予定について

(10)第10回理事会(令和7年1月15日)(書面による会議)

①審議事項

- 第1号議案 本協会への新規加入承認に関する件
 第2号議案 総務委員会委員選任の同意に関する件

②報告事項

- i 総務委員会報告
 ii 試験委員会報告

(11)第11回理事会(令和7年2月19日)

①審議事項

- 第1号議案 本協会への新規加入承認に関する件

②報告事項

- i 自主規制会議報告
 ii 貸金戦略会議報告
 iii 総務委員会報告

(12)第12回理事会(令和7年3月19日)

①審議事項

- 第1号議案 本協会への新規加入承認に関する件
 第2号議案 本協会からの退会承認に関する件
 第3号議案 令和7年度事業計画書(案)承認に関する件
 第4号議案 令和7年度予算書(案)承認に関する件
 第5号議案 本部組織の改編及びこれに伴う「事務局運営規則」の一部改正に関する件
 第6号議案 顧問税理士の選任に関する件
 第7号議案 常務執行役の選任(再任)承認に関する件
 第8号議案 事務局長の選任承認に関する件

②報告事項

- i 自主規制会議報告
 ii 貸金戦略会議報告
 iii 総務委員会報告
 iv 相談・紛争解決委員会報告

3. 自主規制会議、貸金戦略会議、総務委員会、相談・紛争解決委員会、試験委員会

(1)自主規制会議 12回開催(令和6年4月23日、5月14日、6月10日、7月16日(書面による会議)、8月13日(書面による会議)、9月10日、10月8日、11月12日(書面による会議)、12月9日、令和7年1月14日(書面による会議)、2月10日、3月11日 ※通常開催はオンライン会議併用)

- ①各種法令等の改正を踏まえて、「貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則」、「貸金業者の広告に関する細則」、「個人情報保護指針」、「社内規則策定ガイドライン」の一部改正について審議した。
 ②国家公安委員会が毎年公表する「犯罪収益移転危険度調査書」をもとに、協会員の参考に供すべく最新版の「特定事業者作成書面等」について審議した。

- ③委員選任の同意について審議した。
- ④法令等違反届出事案について、措置を審議した。

(2)貸金戦略会議 11回開催（令和6年4月17日、5月8日（書面による会議）、6月5日、7月10日、9月11日（書面による会議）、10月9日（書面による会議）、11月13日、12月5日（書面による会議）、12月11日、令和7年2月12日、3月12日 ※通常開催はオンライン会議併用）

- ①資金需要者等の利益の保護並びに貸金業者が担う資金供給機能が適時かつ円滑に発揮されているか等の観点から、資金需要者等の借入状況や意識の変化、行動変容、金融リテラシーなどを調査する「資金需要者等の借入意識や借入行動等に関する調査」等の実施及び公表について審議した。
- ②貸金業者の実情に即した視点から貸金業者の動向や抱えている問題、課題等を把握するため、「貸金業者の経営実態等に関する調査」の実施及び公表について審議した。
- ③貸金業の実情に即した課税制度や制度の簡素化等による事務負担の軽減等を軸とした「令和7年度税制改正要望」を策定し、政府等に建議要望することについて審議した。
- ④不適切な弁護士等の活動の自粛を求めるべく、消費者庁、日本弁護士連合会、法務省及び日本司法書士会連合会等宛の「申入書」の提出について審議した。
- ⑤協会員への情報発信、意見・要望収集及び協会員相互の親睦機能をより活性化するために、従来の地区協議会に代えて、協会員懇談会を開催すること及びその内容について審議した。

(3)総務委員会 12回開催（令和6年4月18日（書面による会議）、5月9日、6月6日（書面による会議）、7月11日（書面による会議）、8月15日（書面による会議）、9月12日、10月10日（書面による会議）、11月14日（書面による会議）、12月12日（書面による会議）、令和7年1月9日（書面による会議）、2月13日、3月13日 ※通常開催はオンライン会議併用）

協会への入退会、令和5年度事業報告書及び決算報告書（案）、令和7年度予算編成方針、事業計画及び収支予算（案）、行政協力事務規則、組織の改編及び事務局運営規則の一部改正、「経理規則」及び「経理業務取扱細則」の一部改正、総務委員会副委員長の選任等について、理事会に付議又は報告した。

(4)相談・紛争解決委員会 3回開催（令和6年7月2日、10月7日、令和7年2月6日（書面による会議） ※通常開催はオンライン会議併用）

委員の互選による委員長選出、紛争解決委員候補の推薦、及び負担金未納業者に対する措置等について審議したほか、紛争解決事案の進捗について報告した。

(5)試験委員会 2回（令和6年9月12日、12月12日）開催

令和6年度貸金業務取扱主任者資格試験の試験問題の決定、合格基準点及び合格者の決定を行うとともに、令和7年度資格試験問題の作問方針等の決定を行った。

4. その他委員会等

(1)自主ルール委員会 12回開催（令和6年4月16日（書面による会議）、5月7日、6月4日、7月9日（書面による会議）、8月6日（書面による会議）、9月3日（書面による会議）、10月1日（書面による会議）、11月5日（書面による会議）、12月3日、令和7年1月7日（書面による会議）、2月4日、3月4日 ※通常開催はオンライン会議併用）

(2)広告審査小委員会 12回開催（令和6年4月18日、5月16日（書面による会議）、6月20日、7月18日（書面による会議）、8月15日、9月19日（書面による会議）、10月17日、11月21日（書面による会議）、12月19日（書面による会議）、令和7年1月16日、2月20日（書面による会議）、3月21日 ※通常開催はオンライン会議併用）

- (3)規律委員会 6回開催（令和6年5月31日、8月2日、9月27日、11月29日、令和7年1月31日、3月28日 ※全てオンライン会議併用）
- (4)研修委員会 1回開催（令和7年3月21日（書面による会議））
- (5)企画調査委員会 10回開催（令和6年4月10日、5月29日、7月3日、9月4日、10月2日（書面による会議）、11月6日、11月28日（書面による会議）、12月4日、令和7年2月5日、3月5日（書面による会議）※通常開催はオンライン会議併用）
- (6)企画調査委員会小委員会 3回開催（令和7年2月20日、3月6日、3月21日 ※全てオンライン会議併用）

5. 協会員懇談会

- (1)全国大会 1回開催（令和6年7月26日（東京））
- (2)個別会合 全国14箇所開催（令和6年10月22日（京都）、10月24日（宮城）、11月6日（新潟）、11月21日（北海道）、11月26日（愛知）、12月12日（熊本）、12月19日（沖縄）、令和7年1月16日（広島）、1月22日（香川）、1月28日（石川）、2月14日（大阪）、2月20日（長崎）、3月6日（福岡）、3月14日（東京））

6. 行政との意見交換会

- (1)金融庁（総合政策局、企画市場局、監督局） 2回開催（令和6年4月24日、10月16日）
- (2)関東財務局 1回開催（令和6年12月10日）

7. 役員等の異動

- (1)会長、副会長の就退任
- | | | |
|---------------|-----|----------------|
| ①令和6年6月12日付再任 | 会 長 | 倉中 伸 |
| ②令和6年6月12日付退任 | 副会長 | 北角誠英 |
| ③令和6年6月12日付再任 | 副会長 | 家森信善、木下盛好、河野雅明 |
| ④令和6年6月12日付新任 | 副会長 | 三浦雅樹 |
- (2)公益理事の就任
- | | |
|---------------|--------------------------|
| ①令和6年6月12日付再任 | 家森信善、垣内秀介、田島優子、増田悦子、宮野谷篤 |
|---------------|--------------------------|
- (3)会員理事・会員監事の就退任
- | | | |
|---------------|------|--------------------------|
| ①令和6年6月12日付退任 | 会員理事 | 石塚 啓 |
| ②令和6年6月12日付再任 | 会員理事 | 木下盛好、河野雅明、青山照久、片岡龍郎、金子良平 |
| | 会員監事 | 内田隆司、岡本 強 |
| ③令和6年6月12日付新任 | 会員理事 | 角田典彦 |
- (4)常任理事・常任監事の就退任
- | | | |
|---------------|------|------|
| ①令和6年6月12日付退任 | 常任理事 | 北角誠英 |
| ②令和6年6月12日付再任 | 常任理事 | 倉中 伸 |
| | 常任監事 | 長谷川潤 |
| ③令和6年6月12日付新任 | 常任理事 | 三浦雅樹 |
- (5)常務執行役の就任
- | | |
|--------------|------|
| ①令和6年4月1日付再任 | 小谷哲也 |
| ②令和6年4月1日付再任 | 土井保英 |

第2編

財務報告

第1章 令和6年度 財務諸表及び財産目録

令和6年度決算においては、全会計（一般会計と4特別会計）合計の財務諸表（貸借対照表、正味財産増減計算書）と、各会計別にそれぞれ内訳表を作成している。また、財産目録のほか、参考として収支計算書を作成している。

1. 貸借対照表

(1)資産の部

流動資産合計は8億6,938万7千円で、前年度に比べ236万1千円の減少となった。この主な要因は、固定資産の「退職給付引当資産（預金）」を3,729万5千円取崩し振替えたことにより、普通預金が1,499万5千円増加した一方、「貯蔵品」が登録講習教材の使用により1,561万2千円減少したことなどによるものである。

固定資産合計は33億6,625万1千円で、前年度に比べ5,320万6千円の減少となった。この主な要因は、前述のとおり「退職給付引当資産（預金）」が3,729万5千円減少、また「什器備品（リース資産）」が1,936万9千円、登録講習eラーニングシステムの「ソフトウェア（リース資産）」が438万8千円、共に減価償却により減少したことなどによるものである。

固定資産の大宗を占める「長期活動目的特定資産（預金）」は、前年度と変わらず26億8,417万8千円で、資産合計は42億3,563万8千円、前年度に比べ5,556万8千円の減少となった。

(2)負債の部

流動負債合計は1億6,026万2千円で、前年度に比べ6,310万7千円の減少となった。この主な要因は、「前受金」が登録講習受講料で4,815万4千円減少、昨年は3月末が日曜日であったため増えていた「社会保険料等預り金」が777万円減少したことなどによるものである。

固定負債合計は4億3,020万8千円で、前年度に比べ4,141万9千円の減少となった。この要因は、「リース未払金」が2,370万円、「退職給付引当金」が1,771万8千円、それぞれ減少したことによるものであり、負債合計は5億9,047万1千円で、前年度に比べ1億452万7千円の減少となった。

(3)正味財産の部

正味財産合計は36億4,516万6千円で、前年度に比べ4,895万8千円増加となった。

①貸借対照表（令和7年3月31日現在）

（単位：千円）

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	821,330	806,413	14,916
現金	1,180	1,258	△ 78
普通預金	820,149	805,154	14,995
未収会費・加入金	984	728	256
未収金	16,397	17,457	△ 1,059
前払費用	13,903	13,850	52
前払金	1,670	899	770
立替金	272	270	2
貯蔵品	10,477	26,090	△ 15,612
棚卸商品	4,350	6,038	△ 1,687
流動資産合計	869,387	871,748	△ 2,361
2. 固定資産			
(1) 基金			
基金(預金)	307,710	297,910	9,800
基金合計	307,710	297,910	9,800
(2) 特定資産			
長期活動目的特定資産(預金)	2,684,178	2,684,178	-
退職給付引当資産(預金)	193,621	230,916	△ 37,295
特定資産合計	2,877,800	2,915,095	△ 37,295
(3) その他固定資産			
建物附属設備	1,823	2,830	△ 1,007
什器備品	8,380	9,003	△ 623
ソフトウェア	1,210	1,533	△ 322
電話加入権	298	298	-
敷金	107,758	107,758	-
什器備品(リース資産)	55,785	75,154	△ 19,369
ソフトウェア(リース資産)	5,485	9,874	△ 4,388
その他固定資産合計	180,741	206,452	△ 25,711
固定資産合計	3,366,251	3,419,458	△ 53,206
資産合計	4,235,638	4,291,207	△ 55,568
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	102,611	114,378	△ 11,766
仮受金	277	457	△ 179
預り金	162	441	△ 279
源泉所得税預り金	4,970	5,379	△ 408
社会保険料等預り金	254	8,025	△ 7,770
前受金	40,910	89,065	△ 48,154
前受会費	102	22	80
未払消費税等	7,483	2,111	5,372
未払法人税等	3,489	3,489	-
流動負債合計	160,262	223,370	△ 63,107
2. 固定負債			
リース未払金	63,158	86,858	△ 23,700
退職給付引当金	367,050	384,769	△ 17,718
固定負債合計	430,208	471,628	△ 41,419
負債合計	590,471	694,998	△ 104,527
III 正味財産の部			
1. 基金			
基金	307,710	297,910	9,800
(うち基金への充当額)	(307,710)	(297,910)	(9,800)
2. 指定正味財産			
寄付金(指定寄付)	2,684,178	2,684,178	-
(うち特定資産への充当額)	(2,684,178)	(2,684,178)	(-)
3. 一般正味財産			
一般正味財産	653,277	614,119	39,158
(うち特定資産への充当額)	(-)	(-)	(-)
正味財産合計	3,645,166	3,596,208	48,958
負債及び正味財産合計	4,235,638	4,291,207	△ 55,568

②貸借対照表内訳表（令和7年3月31日現在） （単位：千円）

科 目	一般会計	事業 特別会計	資格試験 特別会計	主任者登録 特別会計	登録講習 特別会計	内部取引等消去	合 計
I 資産の部							
1. 流動資産							
現金預金	603,071	10,314	101,628	6,976	99,339	-	821,330
現金	850	329	-	-	-	-	1,180
普通預金	602,220	9,984	101,628	6,976	99,339	-	820,149
未収会費・加入金	984	-	-	-	-	-	984
未収金	5,587	10,810	-	-	-	-	16,397
前払費用	13,903	-	-	-	-	-	13,903
前払金	798	-	-	-	871	-	1,670
立替金	272	-	-	-	-	-	272
貯蔵品	-	-	-	-	10,477	-	10,477
棚卸商品	-	4,350	-	-	-	-	4,350
他会計未収金	62,881	-	112,000	-	-	△ 174,881	-
流動資産合計	687,500	25,475	213,628	6,976	110,688	△ 174,881	869,387
2. 固定資産							
(1) 基金							
基金(預金)	307,710	-	-	-	-	-	307,710
基金合計	307,710	-	-	-	-	-	307,710
(2) 特定資産							
長期活動目的特定資産(預金)	2,684,178	-	-	-	-	-	2,684,178
退職給付引当資産(預金)	193,621	-	-	-	-	-	193,621
特定資産合計	2,877,800	-	-	-	-	-	2,877,800
(3) その他固定資産							
建物附属設備	1,732	-	90	-	-	-	1,823
什器備品	8,196	-	183	-	-	-	8,380
ソフトウェア	1,210	-	-	-	-	-	1,210
電話加入権	298	-	-	-	-	-	298
敷金	107,758	-	-	-	-	-	107,758
什器備品(リース資産)	20,814	-	10,392	6,928	17,650	-	55,785
ソフトウェア(リース資産)	-	-	-	-	5,485	-	5,485
その他固定資産合計	140,010	-	10,666	6,928	23,136	-	180,741
固定資産合計	3,325,520	-	10,666	6,928	23,136	-	3,366,251
資産合計	4,013,021	25,475	224,295	13,904	133,825	△ 174,881	4,235,638
II 負債の部							
1. 流動負債							
未払金	89,307	3,977	2,328	2,158	4,839	-	102,611
仮受金	-	-	1	1	275	-	277
預り金	162	-	-	-	-	-	162
源泉所得税預り金	4,970	-	-	-	-	-	4,970
社会保険料等預り金	254	-	-	-	-	-	254
前受金	-	11	-	-	40,899	-	40,910
前受会費	102	-	-	-	-	-	102
未払消費税等	7,483	-	-	-	-	-	7,483
未払法人税等	3,489	-	-	-	-	-	3,489
一般会計未払金	-	29,961	9,136	7,143	16,641	△ 62,881	-
他会計未払金	-	-	-	112,000	-	△ 112,000	-
流動負債合計	105,770	33,950	11,465	121,302	62,656	△ 174,881	160,262
2. 固定負債							
リース未払金	21,023	-	10,862	7,241	24,030	-	63,158
退職給付引当金	367,050	-	-	-	-	-	367,050
固定負債合計	388,073	-	10,862	7,241	24,030	-	430,208
負債合計	493,844	33,950	22,327	128,544	86,687	△ 174,881	590,471
III 正味財産の部							
1. 基金							
基金	307,710	-	-	-	-	-	307,710
(うち基金への充当額)	(307,710)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(307,710)
2. 指定正味財産							
寄付金(指定寄付)	2,684,178	-	-	-	-	-	2,684,178
(うち特定資産への充当額)	(2,684,178)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(2,684,178)
3. 一般正味財産							
一般正味財産	527,288	△ 8,474	201,967	△ 114,640	47,137	-	653,277
(うち特定資産への充当額)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
正味財産合計	3,519,177	△ 8,474	201,967	△ 114,640	47,137	-	3,645,166
負債及び正味財産合計	4,013,021	25,475	224,295	13,904	133,825	△ 174,881	4,235,638

2. 正味財産増減計算書

経常収益計は17億7,771万8千円となり、前年度に比べ1億2,253万3千円の増収となった。うち、一般会計の「受取会費」は13億7,808万6千円で、前年度に比べ1,270万8千円増収、「紛争解決手続収益」は4,783万7千円となった。また、特別会計の「試験受験料収益」は9,062万7千円、令和6年度が3年に一度の主任者登録更新のピークの年であったため、「登録手数料収益」は4,067万2千円で、前年度に比べ1,902万9千円増収、「講習受講料収益」は1億9,412万7千円で、前年度に比べ1億7万4千円増収となった。

経常費用について、事業費は12億9,317万6千円で、前年度に比べ898万5千円の減少となった。この主な要因は、人件費関連の「給料手当」が2,906万4千円、「退職給付費用」が1,836万3千円、「福利厚生費」が570万1千円、それぞれ減少した一方、退職職員を派遣職員で補充したことにより「臨時雇賃金」は1,806万4千円増加、また、協会ホームページ及びPCシステム関連などの「保守費」が1,006万8千円、「金融経済教育推進機構分担金」が1,000万円、「通信運搬費」が3年毎のピークであった主任者登録及び登録講習関連を中心に585万2千円、それぞれ増加したことなどによるものである。

管理費は4億4,189万3千円で、前年度に比べ2,960万円の増加となった。この主な要因は、人件費関連で「役員等報酬」が1,121万6千円、「給料手当」が681万9千円、「退職給付費用」が862万2千円増加したほか、「租税公課」が3年毎のピークであった登録講習に係る消費税のため565万1千円増加したことなどによるものである。

経常費用計は17億3,507万円となり、前年度に比べ2,061万5千円の増加となった。

この結果、当期経常増減額は4,264万7千円のプラスとなり、「法人税、住民税及び事業税」を差引後、当期一般正味財産増減額は3,915万8千円のプラスで、一般正味財産期末残高は6億5,327万7千円となった。

指定正味財産期末残高は26億8,417万8千円で、前年度から増減はなく、基金期末残高は、当期加入金980万円を加え3億771万円、この結果、正味財産期末残高は36億4,516万6千円で、前年度に比べ4,895万8千円の増加となった。

①正味財産増減計算書（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）

（単位：千円）

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 基金運用益	209	5	203
基金受取利息	209	5	203
② 特定資産運用益	195	32	162
特定資産受取利息	195	32	162
③ 受取会費	1,378,086	1,365,378	12,708
受取会費	1,378,086	1,365,378	12,708
④ 行政事務受託収益	2,805	2,919	△ 114
行政事務受託収益	2,776	2,899	△ 122
代行政事務手数料収益	8	-	8
証紙収益	19	19	-
⑤ 貸付自粛受託収益	9,159	7,509	1,649
貸付自粛受託収益	8,515	6,865	1,649
貸付自粛システム利用料収益	644	644	-
⑥ 紛争解決手続収益	47,837	51,075	△ 3,238
紛争解決手続負担金収益	47,825	50,991	△ 3,166
紛争解決手続手数料収益	12	84	△ 72
⑦ 物品販売収益	2,038	2,310	△ 271
物品販売収益	2,038	2,310	△ 271
⑧ 特定情報利用料収益	10,809	11,423	△ 614
特定情報利用料収益	10,809	11,423	△ 614
⑨ 試験受験料収益	90,627	93,185	△ 2,558
試験受験料収益	90,627	93,185	△ 2,558
⑩ 登録手数料収益	40,672	21,643	19,029
主任者登録手数料収益	40,672	21,643	19,029
⑪ 講習受講料収益	194,127	94,052	100,074
主任者講習受講料収益	194,127	94,052	100,074
⑫ 支援金収益	-	5,000	△ 5,000
教育・講演活動等支援金収益	-	5,000	△ 5,000
⑬ 雑収益	1,151	647	503
受取利息	622	10	612
雑収益	528	636	△ 108
経常収益計	1,777,718	1,655,184	122,533
(2) 経常費用			
① 事業費	1,293,176	1,302,162	△ 8,985
給料手当	612,813	641,877	△ 29,064
臨時雇賃金（人材派遣料）	37,617	19,553	18,064
退職給付費用	25,598	43,961	△ 18,363
福利厚生費	99,191	104,892	△ 5,701
物品仕入費用	1,904	2,102	△ 197
委託費	148,754	155,724	△ 6,969
諸謝金	27,242	23,805	3,437
広報費	21,998	18,729	3,269
カウンセリング賛助会費	53,000	51,000	2,000
金融経済教育推進機構分担金	10,000	-	10,000
会場費	11,569	9,679	1,889
印刷製本費	5,695	7,927	△ 2,232
会議費	4,915	7,745	△ 2,829
旅費交通費	20,761	22,505	△ 1,743
通信運搬費	35,497	29,644	5,852
租税公課	27	50	△ 23
新聞図書費	305	353	△ 47
消耗備品費	670	1,236	△ 565
消耗品費	2,498	3,245	△ 746
情報収集研修費	2,315	1,400	914
リース料	4,387	5,339	△ 951
支払手数料	9,200	6,125	3,075
光熱水料費	4,670	4,374	296
賃借料	79,960	80,062	△ 101
保守費	65,672	55,604	10,068
諸団体費	2,625	2,667	△ 41
修繕費	1,969	139	1,829
事務所費	2,104	2,125	△ 21
雑費	208	290	△ 81

(単位:千円)

科 目	当年度	前年度	増 減
② 管理費	441,893	412,292	29,600
役員等報酬	95,880	84,664	11,216
給料手当	105,999	99,179	6,819
臨時雇賃金	3,370	2,918	452
退職給付費用	13,978	5,356	8,622
福利厚生費	28,113	26,080	2,032
諸謝金	1,569	1,728	△ 158
顧問料	5,214	5,214	-
印刷製本費	498	665	△ 167
委託費	3,338	2,784	554
会議費	5,034	5,035	△ 1
旅費交通費	4,703	5,407	△ 703
通信運搬費	13,607	12,509	1,098
租税公課	12,987	7,335	5,651
新聞図書費	184	183	-
消耗備品費	85	156	△ 70
消耗品費	2,021	2,520	△ 498
情報収集研修費	5,813	4,637	1,176
リース料	247	247	-
支払手数料	3,171	3,145	26
光熱水料費	6,109	5,127	981
賃借料	89,936	89,936	-
保険料	730	687	42
保守費	655	1,465	△ 809
修繕費	33	-	33
事務所費	2,336	2,336	-
慶弔費	406	249	156
減価償却費	34,629	40,742	△ 6,113
リース支払利息	1,015	1,363	△ 347
貸倒損失	-	340	△ 340
雑費	220	273	△ 52
経常費用計	1,735,070	1,714,455	20,615
評価損益等調整前当期経常増減額	42,647	△ 59,270	101,918
評価損益等計	-	-	-
当期経常増減額	42,647	△ 59,270	101,918
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	-	-	-
(2) 経常外費用			
① 固定資産等除却損	-	0	△ 0
什器備品除却損	-	0	△ 0
経常外費用計	-	0	△ 0
当期経常外増減額	-	△ 0	0
税引前当期一般正味財産増減額	42,647	△ 59,270	101,918
法人税、住民税及び事業税	3,489	3,489	-
当期一般正味財産増減額	39,158	△ 62,759	101,918
一般正味財産期首残高	614,119	676,879	△ 62,759
一般正味財産期末残高	653,277	614,119	39,158
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	-	-	-
指定正味財産期首残高	2,684,178	2,684,178	-
指定正味財産期末残高	2,684,178	2,684,178	-
III 基金増減の部			
① 基金受入額	9,800	9,800	-
基金受入額	9,800	9,800	-
当期基金増減額	9,800	9,800	-
基金期首残高	297,910	288,110	9,800
基金期末残高	307,710	297,910	9,800
IV 正味財産期末残高	3,645,166	3,596,208	48,958

②正味財産増減計算書内訳表（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）（単位：千円）

科 目	一般会計	事業 特別会計	資格試験 特別会計	主任者登録 特別会計	登録講習 特別会計	内部取引等消去	合 計
I 一般正味財産増減の部							
1. 経常増減の部							
(1) 経常収益							
① 基金運用益	209	-	-	-	-	-	209
基金受取利息	209	-	-	-	-	-	209
② 特定資産運用益	195	-	-	-	-	-	195
特定資産受取利息	195	-	-	-	-	-	195
③ 受取会費	1,378,086	-	-	-	-	-	1,378,086
受取会費	1,378,086	-	-	-	-	-	1,378,086
④ 行政事務受託収益	2,805	-	-	-	-	-	2,805
行政事務受託収益	2,776	-	-	-	-	-	2,776
代行事務手数料収益	8	-	-	-	-	-	8
証紙収益	19	-	-	-	-	-	19
⑤ 貸付自肅受託収益	9,159	-	-	-	-	-	9,159
貸付自肅受託収益	8,515	-	-	-	-	-	8,515
貸付自肅システム利用料収益	644	-	-	-	-	-	644
⑥ 紛争解決手続収益	47,837	-	-	-	-	-	47,837
紛争解決手続負担金収益	47,825	-	-	-	-	-	47,825
紛争解決手続手数料収益	12	-	-	-	-	-	12
⑦ 物品販売収益	-	2,038	-	-	-	-	2,038
物品販売収益	-	2,038	-	-	-	-	2,038
⑧ 特定情報利用料収益	-	10,809	-	-	-	-	10,809
特定情報利用料収益	-	10,809	-	-	-	-	10,809
⑨ 試験受験料収益	-	-	90,627	-	-	-	90,627
試験受験料収益	-	-	90,627	-	-	-	90,627
⑩ 登録手数料収益	-	-	-	40,672	-	-	40,672
主任者登録手数料収益	-	-	-	40,672	-	-	40,672
⑪ 講習受講料収益	-	-	-	-	194,127	-	194,127
主任者講習受講料収益	-	-	-	-	194,127	-	194,127
⑫ 支援金収益	-	-	-	-	-	-	-
教育・講演活動等支援金収益	-	-	-	-	-	-	-
⑬ 雑収益	433	10	149	78	480	-	1,151
受取利息	428	10	84	8	90	-	622
雑収益	4	-	64	70	389	-	528
経常収益計	1,438,725	12,857	90,776	40,751	194,607	-	1,777,718
(2) 経常費用							
① 事業費	1,032,710	17,402	91,613	32,744	118,706	-	1,293,176
給料手当	561,546	8,162	14,368	3,592	25,144	-	612,813
臨時雇賃金(人材派遣料)	37,617	-	-	-	-	-	37,617
退職給付費用	25,598	-	-	-	-	-	25,598
福利厚生費	90,889	1,395	2,302	575	4,028	-	99,191
物品仕入費用	-	1,904	-	-	-	-	1,904
委託費	30,494	3,367	55,676	18,064	41,151	-	148,754
諸謝金	21,687	-	880	-	4,675	-	27,242
広報費	21,998	-	-	-	-	-	21,998
カウンセリング賛助会費	53,000	-	-	-	-	-	53,000
金融経済教育推進機構分担金	10,000	-	-	-	-	-	10,000
会場費	-	-	-	-	11,569	-	11,569
印刷製本費	730	-	3,365	333	1,265	-	5,695
会議費	4,807	-	108	-	-	-	4,915
旅費交通費	18,896	-	152	10	1,701	-	20,761
通信運搬費	13,461	10	6,839	6,698	8,487	-	35,497
租税公課	20	-	6	-	-	-	27
新聞図書費	278	-	26	-	-	-	305
消耗備品費	668	-	2	-	-	-	670
消耗品費	2,199	-	58	112	127	-	2,498
情報収集研修費	2,315	-	-	-	-	-	2,315
リース料	4,366	-	20	-	-	-	4,387
支払手数料	1,661	1	13	135	7,388	-	9,200
光熱水料費	4,223	46	133	33	234	-	4,670
賃借料	71,691	685	2,015	564	5,003	-	79,960
保守費	49,577	-	5,550	2,616	7,928	-	65,672
諸団体費	825	1,800	-	-	-	-	2,625
修繕費	1,887	-	82	-	-	-	1,969
事務所費	2,104	-	-	-	-	-	2,104
雑費	160	29	10	7	-	-	208

(単位:千円)

科 目	一般会計	事業 特別会計	資格試験 特別会計	主任者登録 特別会計	登録講習 特別会計	内部取引等消去	合 計
② 管理費	423,425	-	4,239	2,503	11,724	-	441,893
役員等報酬	95,880	-	-	-	-	-	95,880
給料手当	105,999	-	-	-	-	-	105,999
臨時雇賃金	3,370	-	-	-	-	-	3,370
退職給付費用	13,978	-	-	-	-	-	13,978
福利厚生費	28,113	-	-	-	-	-	28,113
諸謝金	1,569	-	-	-	-	-	1,569
顧問料	5,214	-	-	-	-	-	5,214
印刷製本費	498	-	-	-	-	-	498
委託費	3,338	-	-	-	-	-	3,338
会議費	5,034	-	-	-	-	-	5,034
旅費交通費	4,703	-	-	-	-	-	4,703
通信運搬費	13,607	-	-	-	-	-	13,607
租税公課	12,987	-	-	-	-	-	12,987
新聞図書費	184	-	-	-	-	-	184
消耗備品費	85	-	-	-	-	-	85
消耗品費	2,021	-	-	-	-	-	2,021
情報収集研修費	5,813	-	-	-	-	-	5,813
リース料	247	-	-	-	-	-	247
支払手数料	3,171	-	-	-	-	-	3,171
光熱水料費	6,109	-	-	-	-	-	6,109
賃借料	89,936	-	-	-	-	-	89,936
保険料	730	-	-	-	-	-	730
保守費	655	-	-	-	-	-	655
修繕費	33	-	-	-	-	-	33
事務所費	2,336	-	-	-	-	-	2,336
慶弔費	406	-	-	-	-	-	406
減価償却費	16,889	-	4,047	2,375	11,316	-	34,629
リース支払利息	288	-	191	127	407	-	1,015
雑費	220	-	-	-	-	-	220
経常費用計	1,456,136	17,402	95,853	35,247	130,431	-	1,735,070
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 17,410	△ 4,545	△ 5,077	5,504	64,176	-	42,647
評価損益等計	-	-	-	-	-	-	-
当期経常増減額	△ 17,410	△ 4,545	△ 5,077	5,504	64,176	-	42,647
2. 経常外増減の部							
(1) 経常外収益							
経常外収益計	-	-	-	-	-	-	-
(2) 経常外費用							
経常外費用計	-	-	-	-	-	-	-
当期経常外増減額	-	-	-	-	-	-	-
他会計振替前当期一般正味財産増減額	△ 17,410	△ 4,545	△ 5,077	5,504	64,176	-	42,647
税引前当期一般正味財産増減額	△ 17,410	△ 4,545	△ 5,077	5,504	64,176	-	42,647
法人税、住民税及び事業税	3,489	-	-	-	-	-	3,489
当期一般正味財産増減額	△ 20,899	△ 4,545	△ 5,077	5,504	64,176	-	39,158
一般正味財産期首残高	548,187	△ 3,929	207,044	△ 120,144	△ 17,038	-	614,119
一般正味財産期末残高	527,288	△ 8,474	201,967	△ 114,640	47,137	-	653,277
II 指定正味財産増減の部							
当期指定正味財産増減額	-	-	-	-	-	-	-
指定正味財産期首残高	2,684,178	-	-	-	-	-	2,684,178
指定正味財産期末残高	2,684,178	-	-	-	-	-	2,684,178
III 基金増減の部							
① 基金受入額	9,800	-	-	-	-	-	9,800
基金受入額	9,800	-	-	-	-	-	9,800
当期基金増減額	9,800	-	-	-	-	-	9,800
基金期首残高	297,910	-	-	-	-	-	297,910
基金期末残高	307,710	-	-	-	-	-	307,710
IV 正味財産期末残高	3,519,177	△ 8,474	201,967	△ 114,640	47,137	-	3,645,166

3. 財務諸表に対する注記

(1)重要な会計方針

「公益法人会計基準」(平成20年4月11日、平成21年10月16日、令和2年5月15日改正内閣府公益認定等委員会)を採用している。

①棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産については最終仕入原価法による。

②固定資産の減価償却の方法

定額法による減価償却を実施している。

③引当金の計上基準

退職給付引当金 …………… 職員に対する引当金のほかに、常勤役員等に対する退職慰労引当金を含み、それぞれの計上基準は、退職金規程及び常勤役員等退職慰労金規則に基づく期末要支給額に相当する金額を計上している。

④リース取引の処理方法

ファイナンスリースについては、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理による。

⑤消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

(2)特定資産の増減額及びその残高

特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位:千円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
特定資産				
長期活動目的特定資産 (預金) (注1)	2,684,178	-	-	2,684,178
退職給付引当資産 (預金) (注2)	230,916	20,000	57,295	193,621
合 計	2,915,095	20,000	57,295	2,877,800

(注1) 長期活動目的特定資産については、旧各協会等からの寄付のうち、将来の活動のために留保しておく資産である。

(注2) 退職給付引当資産については、将来の退職給付のために留保した資産である。

(3)特定資産の財源等の内訳

特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位:千円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産 からの充当額)	(うち一般正味財産 からの充当額)	(うち負債に 対応する額)
特定資産				
長期活動目的特定資産 (預金)	2,684,178	(2,684,178)	-	-
退職給付引当資産 (預金)	193,621	-	-	(193,621)
合 計	2,877,800	(2,684,178)	-	(193,621)

(4)固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。（単位：千円）

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物附属設備	34,189	32,366	1,823
什器備品	45,965	37,585	8,380
ソフトウェア	5,819	4,609	1,210
什器備品(リース資産)	106,119	50,334	55,785
ソフトウェア(リース資産)	21,943	16,457	5,485
合 計	214,037	141,352	72,684

(5)未収会費・加入金の内訳

（単位：千円）

未収会費	令和6年度上期	281
	令和6年度下期	703
	合計	984

※退会・除名・廃業・不更新・取消業者に係る未収会費・加入金は含まない。

(6)基金の増減額及びその残高

基金の増減額及びその残高は、次のとおりである。

（単位：千円）

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基金				
基金(預金)(注)	297,910	9,800	-	307,710

(注)基金については、会員の加入金であり、定款第66条の定め及び経理規則第31条に基づき、基金として受け入れている。

4. 附属明細書

(1)基金及び特定資産の明細

財務諸表に対する注記に記載のとおりである。

(2)引当金の明細

（単位：千円）

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
退職給付引当金	384,769	39,576	57,295	-	367,050

5. 財産目録

財産目録（令和7年3月31日現在）

（単位：千円）

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産)	現金預金			821,330
	現金	手元保管	運転資金として	1,180
	普通預金	三菱UFJ銀行他	運転資金として	820,149
	未収会費・加入金	会費等未収分	会費の未収分	984
	未収金	特定情報利用料等未収分	特定情報利用料等の未収分	16,397
	前払費用	本・支部家賃前払分等	本・支部事務所の令和7年4月分賃借料等	13,903
	前払金	講習会場前払分等	令和7年度講習受講会場の前払分等	1,670
	立替金	コンソーシアム運営費立替分	コンソーシアム運営費立替分	272
	貯蔵品	講習用教材在庫分	講習受講用教材の在庫分	10,477
	棚卸商品	法令集等在庫分	法令集等の在庫分	4,350
	流動資産合計			869,387
(固定資産)	基金			
	基金(預金)	加入金振替分(みずほ銀行)	本協会の業務運営を円滑にするための資産	307,710
	特定資産			
	長期活動目的特定資産(預金)	寄付分	旧各協会等からの寄付金	2,684,178
	退職給付引当資産(預金)	三井住友信託銀行	退職給付引当金見合の引当資産	193,621
	その他固定資産			
	建物附属設備	本部間仕切工事等	本部間仕切工事等	1,823
	什器備品	Web会議用マイク一式等	Web会議用マイク一式等	8,380
	ソフトウェア	会員サービス管理システム(改修)	会員サービス管理システム(改修)	1,210
	電話加入権	本・支部電話加入権	本・支部の電話加入権	298
	敷金	本・支部事務所敷金等	本・支部事務所敷金等	107,758
	什器備品(リース資産)	会員サービス管理システムサーバ等	会員サービス管理システムサーバ等	55,785
	ソフトウェア(リース資産)	講習eラーニングシステム(改修)等	講習eラーニングシステム(改修)等	5,485
固定資産合計				3,366,251
資産合計				4,235,638
(流動負債)	未払金	費用等未払分	未払賞与・委託費用等の未払分	102,611
	仮受金	講習未受講者等の仮受分	講習未受講者等の仮受分	277
	預り金	コンソーシアム運営費預り分	コンソーシアム運営費預り分	162
	源泉所得税預り金	源泉所得税預り金等	職員・弁護士等の給与・報酬支給に伴う源泉所得税等	4,970
	社会保険料等預り金	社会保険料等預り金	職員の社会保険料等の預り分	254
	前受金	講習受講料前受分	令和7年度講習受講料の前受分	40,910
	前受会費	上期会費前受分	令和7年度上期会費の前受分	102
	未払消費税等	消費税未払分	消費税の未払分	7,483
	未払法人税等	法人税未払分	法人住民税均等割の未払分	3,489
	流動負債合計			160,262
(固定負債)	リース未払金	会員サービス管理システムサーバ等	会員サービス管理システム等のリース債務	63,158
	退職給付引当金	役職員退職給付引当分	役職員に対する退職金の引当分	367,050
固定負債合計				430,208
負債合計				590,471
正味財産				3,645,166

6. 収支計算書 (参考)

①収支計算書 (令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位:千円)

科 目	予算額	決算額	差 異	備 考
I 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
① 基金運用収入	-	209	△ 209	
② 特定資産運用収入	30	195	△ 165	
③ 加入金収入	9,800	9,800	-	
④ 会費収入	1,382,400	1,378,086	4,313	
⑤ 行政事務受託収入	3,020	2,805	214	
⑥ 貸付自粛受託収入	7,144	9,159	△ 2,015	
⑦ 紛争解決手続収入	52,040	47,837	4,202	
⑧ 物品販売収入	2,342	2,038	303	
⑨ 特定情報利用料収入	10,621	10,809	△ 188	
⑩ 試験受験料収入	93,500	90,627	2,873	
⑪ 登録手数料収入	44,100	40,672	3,427	
⑫ 講習受講料収入	243,450	194,127	49,322	
⑬ 雑収入	775	1,151	△ 376	
事業活動収入計	1,849,222	1,787,518	61,703	
2. 事業活動支出				
① 事業費支出	1,410,259	1,347,757	62,501	
② 管理費支出	392,882	399,619	△ 6,737	
③ 法人税、住民税及び事業税	3,479	3,489	△ 10	
事業活動支出計	1,806,620	1,750,865	55,754	
事業活動収支差額	42,602	36,652	5,949	
II 投資活動収支の部				
1. 投資活動収入				
① 特定資産取崩収入	36,392	57,295	△ 20,903	
投資活動収入計	36,392	57,295	△ 20,903	
2. 投資活動支出				
① 基金取得支出	9,800	9,800	-	
② 特定資産取得支出	1,300	20,000	△ 18,700	
③ 固定資産等取得支出	-	3,401	△ 3,401	
投資活動支出計	11,100	33,201	△ 22,101	
投資活動収支差額	25,292	24,093	1,198	
III 財務活動収支の部				
1. 財務活動収入				
財務活動収入計	-	-	-	
2. 財務活動支出				
財務活動支出計	-	-	-	
財務活動収支差額	-	-	-	
IV 予備費支出				
当期収支差額	67,894	60,746	7,147	
前期繰越収支差額	648,378	648,378	-	
次期繰越収支差額	716,272	709,124	7,147	

②収支計算書内訳表（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）

（単位：千円）

科 目	一般会計			事業特別会計			資格試験特別会計		
	予算額	決算額	差 異	予算額	決算額	差 異	予算額	決算額	差 異
I 事業活動収支の部									
1. 事業活動収入									
① 基金運用収入	-	209	△ 209	-	-	-	-	-	-
② 特定資産運用収入	30	195	△ 165	-	-	-	-	-	-
③ 加入金収入	9,800	9,800	-	-	-	-	-	-	-
④ 会費収入	1,382,400	1,378,086	4,313	-	-	-	-	-	-
⑤ 行政事務受託収入	3,020	2,805	214	-	-	-	-	-	-
⑥ 貸付自粛受託収入	7,144	9,159	△ 2,015	-	-	-	-	-	-
⑦ 紛争解決手続収入	52,040	47,837	4,202	-	-	-	-	-	-
⑧ 物品販売収入	-	-	-	2,342	2,038	303	-	-	-
⑨ 特定情報利用料収入	-	-	-	10,621	10,809	△ 188	-	-	-
⑩ 試験受験料収入	-	-	-	-	-	-	93,500	90,627	2,873
⑪ 登録手数料収入	-	-	-	-	-	-	-	-	-
⑫ 講習受講料収入	-	-	-	-	-	-	-	-	-
⑬ 雑収入	775	433	341	-	10	△ 10	-	149	△ 149
事業活動収入計	1,455,209	1,448,525	6,683	12,963	12,857	105	93,500	90,776	2,723
2. 事業活動支出									
① 事業費支出	1,083,989	1,069,263	14,725	17,985	17,402	582	92,934	95,479	△ 2,545
② 管理費支出	392,882	399,619	△ 6,737	-	-	-	-	-	-
③ 法人税、住民税及び事業税	3,479	3,489	△ 10	-	-	-	-	-	-
事業活動支出計	1,480,350	1,472,371	7,978	17,985	17,402	582	92,934	95,479	△ 2,545
事業活動収支差額	△ 25,141	△ 23,846	△ 1,294	△ 5,022	△ 4,545	△ 476	566	△ 4,703	5,269
II 投資活動収支の部									
1. 投資活動収入									
① 特定資産取崩収入	36,392	57,295	△ 20,903	-	-	-	-	-	-
投資活動収入計	36,392	57,295	△ 20,903	-	-	-	-	-	-
2. 投資活動支出									
① 基金取得支出	9,800	9,800	-	-	-	-	-	-	-
② 特定資産取得支出	1,300	20,000	△ 18,700	-	-	-	-	-	-
③ 固定資産等取得支出	-	3,401	△ 3,401	-	-	-	-	-	-
投資活動支出計	11,100	33,201	△ 22,101	-	-	-	-	-	-
投資活動収支差額	25,292	24,093	1,198	-	-	-	-	-	-
III 財務活動収支の部									
1. 財務活動収入									
財務活動収入計	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2. 財務活動支出									
財務活動支出計	-	-	-	-	-	-	-	-	-
財務活動収支差額	-	-	-	-	-	-	-	-	-
IV 予備費支出									
当期収支差額	151	247	△ 96	△ 5,022	△ 4,545	△ 476	566	△ 4,703	5,269
前期繰越収支差額	581,482	581,482	-	△ 3,929	△ 3,929	-	206,866	206,866	-
次期繰越収支差額	581,633	581,729	△ 96	△ 8,951	△ 8,474	△ 476	207,432	202,163	5,269

(単位:千円)

科 目	主任者登録特別会計			登録講習特別会計			合 計		
	予算額	決算額	差 異	予算額	決算額	差 異	予算額	決算額	差 異
I 事業活動収支の部									
1. 事業活動収入									
① 基金運用収入	-	-	-	-	-	-	-	209	△ 209
② 特定資産運用収入	-	-	-	-	-	-	30	195	△ 165
③ 加入金収入	-	-	-	-	-	-	9,800	9,800	-
④ 会費収入	-	-	-	-	-	-	1,382,400	1,378,086	4,313
⑤ 行政事務受託収入	-	-	-	-	-	-	3,020	2,805	214
⑥ 貸付自粛受託収入	-	-	-	-	-	-	7,144	9,159	△ 2,015
⑦ 紛争解決手続収入	-	-	-	-	-	-	52,040	47,837	4,202
⑧ 物品販売収入	-	-	-	-	-	-	2,342	2,038	303
⑨ 特定情報利用料収入	-	-	-	-	-	-	10,621	10,809	△ 188
⑩ 試験受験料収入	-	-	-	-	-	-	93,500	90,627	2,873
⑪ 登録手数料収入	44,100	40,672	3,427	-	-	-	44,100	40,672	3,427
⑫ 講習受講料収入	-	-	-	243,450	194,127	49,322	243,450	194,127	49,322
⑬ 雑収入	-	78	△ 78	-	480	△ 480	775	1,151	△ 376
事業活動収入計	44,100	40,751	3,348	243,450	194,607	48,842	1,849,222	1,787,518	61,703
2. 事業活動支出									
① 事業費支出	46,611	35,214	11,396	168,740	130,397	38,342	1,410,259	1,347,757	62,501
② 管理費支出	-	-	-	-	-	-	392,882	399,619	△ 6,737
③ 法人税、住民税及び事業税	-	-	-	-	-	-	3,479	3,489	△ 10
事業活動支出計	46,611	35,214	11,396	168,740	130,397	38,342	1,806,620	1,750,865	55,754
事業活動収支差額	△ 2,511	5,537	△ 8,048	74,710	64,209	10,500	42,602	36,652	5,949
II 投資活動収支の部									
1. 投資活動収入									
① 特定資産取崩収入	-	-	-	-	-	-	36,392	57,295	△ 20,903
投資活動収入計	-	-	-	-	-	-	36,392	57,295	△ 20,903
2. 投資活動支出									
① 基金取得支出	-	-	-	-	-	-	9,800	9,800	-
② 特定資産取得支出	-	-	-	-	-	-	1,300	20,000	△ 18,700
③ 固定資産等取得支出	-	-	-	-	-	-	-	3,401	△ 3,401
投資活動支出計	-	-	-	-	-	-	11,100	33,201	△ 22,101
投資活動収支差額	-	-	-	-	-	-	25,292	24,093	1,198
III 財務活動収支の部									
1. 財務活動収入									
財務活動収入計	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2. 財務活動支出									
財務活動支出計	-	-	-	-	-	-	-	-	-
財務活動収支差額	-	-	-	-	-	-	-	-	-
IV 予備費支出									
当期収支差額	△ 2,511	5,537	△ 8,048	74,710	64,209	10,500	67,894	60,746	7,147
前期繰越収支差額	△ 119,863	△ 119,863	-	△ 16,177	△ 16,177	-	648,378	648,378	-
次期繰越収支差額	△ 122,374	△ 114,326	△ 8,048	58,532	48,032	10,500	716,272	709,124	7,147

7. 収支計算書に対する注記

(1)資金の範囲

資金の範囲には、現金、普通預金、未収会費・加入金、未収金、前払費用、前払金、立替金、貯蔵品、棚卸商品、未払金、仮受金、預り金、源泉所得税預り金、社会保険料等預り金、前受金、前受会費、未払消費税等、未払法人税等を含めている。

なお、前期末及び当期末残高は、下記(2)に記載するとおりである。

(2)次期繰越収支差額に含まれる資産及び負債の内訳

(単位:千円)

科 目	前期末残高	当期末残高
現 金	1,258	1,180
普 通 預 金	805,154	820,149
未 収 会 費 ・ 加 入 金	728	984
未 収 金	17,457	16,397
前 払 費 用	13,850	13,903
前 払 金	899	1,670
立 替 金	270	272
貯 蔵 品	26,090	10,477
棚 卸 商 品	6,038	4,350
合 計	871,748	869,387
未 払 金 (注1)	114,378	102,611
仮 受 金	457	277
預 り 金	441	162
源 泉 所 得 税 預 り 金	5,379	4,970
社 会 保 険 料 等 預 り 金	8,025	254
前 受 金	89,065	40,910
前 受 会 費	22	102
未 払 消 費 税 等	2,111	7,483
未 払 法 人 税 等	3,489	3,489
合 計	223,370	160,262
次 期 繰 越 収 支 差 額	648,378	709,124

(注1) 未払金期末残高には、未払賞与相当額(前期59百万円、当期58百万円)が含まれる。

第3編 資料

第1章 統計資料（金融庁・月次統計・公知情報等）

金融庁 貸金業関係資料

1. 貸金業者数の推移等

(1)各年度末の推移

（単位：社）

	平成17年3月末	平成18年3月末	平成19年3月末	平成20年3月末	平成21年3月末	平成22年3月末	平成23年3月末	平成24年3月末	平成25年3月末	平成26年3月末
財務局登録	762	702	664	580	473	409	349	330	315	302
都道府県登録	17,243	13,534	11,168	8,535	5,705	3,648	2,240	2,020	1,902	1,811
合計	18,005	14,236	11,832	9,115	6,178	4,057	2,589	2,350	2,217	2,113
	平成27年3月末	平成28年3月末	平成29年3月末	平成30年3月末	平成31年3月末	令和2年3月末	令和3年3月末	令和4年3月末	令和5年3月末	令和6年3月末
財務局登録	299	292	285	285	281	275	271	268	268	264
都道府県登録	1,712	1,634	1,580	1,485	1,435	1,372	1,367	1,312	1,280	1,251
合計	2,011	1,926	1,865	1,770	1,716	1,647	1,638	1,580	1,548	1,515

（注）財務局・都道府県からの提出資料に基づき作成。

出典：金融庁「貸金業関係資料集」

(2)財務局、都道府県別

（単位：社）

	令和6年9月末		令和6年9月末		令和6年9月末
関東財務局	128	東北財務局	20	四国財務局	10
東京都	556	宮城県	17	香川県	6
神奈川県	30	岩手県	4	徳島県	5
埼玉県	22	福島県	2	愛媛県	16
千葉県	16	秋田県	6	高知県	8
山梨県	2	青森県	5	小計	35
栃木県	6	山形県	3	四国管内合計	45
茨城県	4	小計	37	九州財務局	10
群馬県	9	東北管内合計	57	熊本県	11
新潟県	4	東海財務局	20	大分県	4
長野県	5	愛知県	47	宮崎県	10
小計	654	静岡県	27	鹿児島県	6
関東管内合計	782	三重県	10	小計	31
近畿財務局	29	岐阜県	10	九州管内合計	41
大阪府	119	小計	94	福岡財務支局	15
京都府	20	東海管内合計	114	福岡県	64
兵庫県	25	北陸財務局	7	佐賀県	4
奈良県	6	富山県	5	長崎県	7
和歌山県	6	石川県	6	小計	75
滋賀県	5	福井県	2	福岡管内合計	90
小計	181	小計	13	沖縄総合事務局	3
近畿管内合計	210	北陸管内合計	20	沖縄県	41
北海道財務局	5	中国財務局	12	小計	41
北海道	34	広島県	21	沖縄管内合計	44
小計	34	山口県	8		
北海道管内合計	39	岡山県	13	財務局計	259
		鳥取県	3	都道府県計	1,241
		島根県	1	総合計	1,500
		小計	46		
		中国管内合計	58		

出典：金融庁「貸金業関係資料集」

2. 貸付残高の推移

(1)消費者向、事業者向別の貸付残高（各年度末）

（単位：億円）

	平成17年3月末	平成18年3月末	平成19年3月末	平成20年3月末	平成21年3月末	平成22年3月末	平成23年3月末	平成24年3月末	平成25年3月末	平成26年3月末
消費者向貸付残高	198,574	209,005	203,053	179,191	157,281	126,477	95,519	78,315	67,790	62,287
事業者向貸付残高	234,932	204,853	233,674	235,707	221,186	172,880	165,225	167,731	164,696	167,082
合計	433,506	413,858	436,727	414,898	378,467	299,357	260,745	246,048	232,488	229,371
	平成27年3月末	平成28年3月末	平成29年3月末	平成30年3月末	平成31年3月末	令和2年3月末	令和3年3月末	令和4年3月末	令和5年3月末	令和6年3月末
消費者向貸付残高	60,148	60,627	62,179	64,882	69,233	73,207	70,954	71,720	74,629	79,921
事業者向貸付残高	161,511	158,622	160,118	170,200	182,928	194,844	258,669	279,285	295,009	332,317
合計	221,660	219,252	222,298	235,084	252,163	268,053	329,625	351,007	369,641	412,240

（注1）貸金業者から提出された業務報告書に基づき作成。

（注2）億円未満を切り捨てているため合計は必ずしも一致しない。

出典：金融庁「貸金業関係資料集」

(2)業態別の貸付残高（各年度末）

（単位：億円）

	平成21年 3月末	平成22年 3月末	平成23年 3月末	平成24年 3月末	平成25年 3月末	平成26年 3月末	平成27年 3月末	平成28年 3月末	平成29年 3月末	平成30年 3月末	平成31年 3月末	令和2年 3月末	令和3年 3月末	令和4年 3月末	令和5年 3月末	令和6年 3月末
消費者向 無担保 貸金業者	72,853 (-18.7%)	53,497 (-26.6%)	36,600 (-31.6%)	30,792 (-15.9%)	26,995 (-12.3%)	25,909 (-4.0%)	25,544 (-1.4%)	26,540 (3.9%)	27,004 (1.7%)	28,001 (3.7%)	29,543 (5.5%)	31,355 (6.1%)	29,882 (-4.7%)	30,573 (2.3%)	33,018 (8.0%)	33,031 (0.0%)
消費者向 有担保 貸金業者	1,933 (16.9%)	1,351 (-30.1%)	1,861 (37.7%)	1,460 (-21.5%)	1,492 (2.2%)	1,568 (5.1%)	1,553 (-1.0%)	1,545 (-0.5%)	1,355 (-12.3%)	1,803 (33.1%)	2,064 (14.5%)	3,333 (61.5%)	3,863 (15.9%)	1,332 (-65.5%)	6,138 (360.8%)	8,976 (46.2%)
消費者向 住宅向 貸金業者	6,158 (-11.9%)	5,719 (-7.1%)	6,282 (9.8%)	6,031 (-4.0%)	6,358 (5.4%)	6,358 (0.0%)	6,529 (2.7%)	7,139 (9.3%)	7,665 (7.4%)	7,383 (-3.7%)	8,295 (12.4%)	8,738 (5.3%)	8,898 (1.8%)	8,256 (-7.2%)	8,202 (-0.7%)	8,353 (1.8%)
事業者向 貸金業者	168,546 (-5.6%)	121,551 (-27.9%)	115,275 (-5.2%)	112,852 (-2.1%)	112,014 (-0.7%)	111,642 (-0.3%)	84,507 (-24.3%)	82,435 (-2.5%)	71,467 (-13.3%)	79,721 (11.5%)	87,588 (9.9%)	87,060 (-0.6%)	98,765 (13.4%)	108,663 (10.0%)	108,438 (-0.2%)	123,499 (13.9%)
手形割引 業者	961 (-39.8%)	770 (-19.9%)	615 (-20.1%)	644 (4.7%)	593 (-7.9%)	556 (-6.2%)	515 (-7.4%)	479 (-7.0%)	477 (-0.4%)	473 (-0.8%)	413 (-12.7%)	378 (-8.5%)	305 (-19.3%)	290 (-4.9%)	297 (2.4%)	245 (-17.5%)
クレジット カード 会社	24,635 (-6.5%)	22,381 (-9.1%)	18,817 (-15.9%)	15,908 (-15.5%)	13,783 (-13.4%)	13,524 (-1.9%)	17,073 (26.2%)	16,050 (-6.0%)	20,104 (25.3%)	20,774 (3.3%)	23,097 (11.2%)	32,197 (39.4%)	76,002 (136.1%)	98,719 (29.9%)	100,224 (1.5%)	107,864 (7.6%)
信販会社	54,434 (-1.9%)	46,746 (-14.1%)	38,532 (-17.6%)	32,923 (-14.6%)	28,371 (-13.8%)	26,602 (-6.2%)	26,608 (0.0%)	27,783 (4.4%)	29,997 (8.0%)	31,877 (6.3%)	35,057 (10.0%)	36,831 (5.1%)	36,024 (-2.2%)	35,610 (-1.1%)	38,192 (7.3%)	47,604 (24.6%)
流通・ メーカー系 会社	4,317 (6.8%)	8,463 (96.0%)	7,559 (-10.7%)	6,107 (-19.2%)	7,964 (30.4%)	8,761 (10.0%)	7,990 (-8.8%)	8,082 (1.2%)	8,791 (8.8%)	7,554 (-14.1%)	8,235 (9.0%)	7,739 (-6.0%)	8,154 (5.4%)	9,883 (21.2%)	8,807 (-10.9%)	8,617 (-2.2%)
建設・ 不動産 業者	4,962 (-13.4%)	3,800 (-23.4%)	2,368 (-37.7%)	2,268 (-4.2%)	2,207 (-2.7%)	2,259 (2.4%)	2,785 (23.3%)	2,685 (-3.6%)	2,702 (0.6%)	3,207 (18.7%)	3,022 (-5.8%)	3,329 (10.2%)	3,367 (1.1%)	4,435 (31.7%)	5,301 (19.5%)	8,739 (64.9%)
質屋	132 (-6.4%)	113 (-14.4%)	90 (-20.4%)	63 (-30.0%)	66 (4.8%)	62 (-6.1%)	57 (-8.1%)	44 (-22.8%)	46 (4.5%)	42 (-8.7%)	44 (4.8%)	47 (6.8%)	48 (2.1%)	44 (-8.3%)	46 (4.5%)	37 (-19.6%)
リース 会社	39,435 (-11.5%)	34,891 (-11.5%)	32,730 (-6.2%)	36,988 (13.0%)	32,639 (-11.8%)	32,081 (-1.7%)	48,449 (51.0%)	46,406 (-4.2%)	52,625 (13.4%)	54,149 (2.9%)	54,739 (1.1%)	56,995 (4.1%)	64,266 (12.8%)	53,150 (-17.3%)	60,926 (14.6%)	65,227 (7.1%)
日賦 貸金業者	95 (-33.1%)	69 (-27.4%)	2 (-97.1%)	0 (-100.0%)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)
非営利 特例対象 法人	- (-)	- (-)	7 (-)	6 (-14.3%)	2 (-66.7%)	44 (2,100.0%)	43 (-2.3%)	59 (37.2%)	61 (3.4%)	96 (57.4%)	61 (-36.5%)	46 (-24.6%)	46 (0.0%)	45 (-2.2%)	44 (-2.2%)	44 (0.0%)
合計	378,467 (-8.8%)	299,357 (-20.9%)	260,745 (-12.9%)	246,048 (-5.6%)	232,488 (-5.5%)	229,371 (-1.3%)	221,660 (-3.4%)	219,252 (-1.1%)	222,298 (1.4%)	235,084 (5.8%)	252,163 (7.3%)	268,053 (6.3%)	329,625 (23.0%)	351,007 (6.5%)	369,641 (5.3%)	412,240 (11.5%)

（注1）貸金業者から提出された業務報告書に基づき作成。

（注2）億円未満を切り捨てているため合計は必ずしも一致しない。

（注3）カッコ内の数字は対前年比増減率（％）。

出典：金融庁「貸金業関係資料集」

（参考）貸金業者の業態分類

業態	定義
①消費者向無担保貸金業者	消費者向貸付残高が合計貸付残高の5割超で、かつ、消費者向貸付残高のうち無担保（除住宅向）貸付残高が最も多いもののうち、⑥～⑫のいずれにも該当しないもの
②消費者向有担保貸金業者	消費者向貸付残高が合計貸付残高の5割超で、かつ、消費者向貸付残高のうち有担保（除住宅向）貸付残高が最も多いもののうち、⑥～⑫のいずれにも該当しないもの
③消費者向住宅向貸金業者	消費者向貸付残高が合計貸付残高の5割超で、かつ、消費者向貸付残高のうち住宅向貸付残高が最も多いもののうち、⑥～⑫のいずれにも該当しないもの
④事業者向貸金業者	事業者向貸付残高が合計貸付残高の5割超で、かつ、⑤～⑫のいずれにも該当しないもの
⑤手形割引業者	事業者向貸付残高が合計貸付残高の5割超で、かつ、事業者向貸付残高のうち手形割引残高が5割以上（全国事業者金融協会に加盟しているものにあつては2割5分超）のものうち、⑥～⑫のいずれにも該当しないもの
⑥クレジットカード会社	日本クレジットカード協会に加盟しているもの（⑦～⑫と重複する場合には⑥が優先する）
⑦信販会社	包括信用購入あっせん業者又は個別信用購入あっせん業者として登録を受けているもの（⑧～⑫と重複する場合には⑦が優先する）
⑧流通・メーカー系会社	電気機械器具関係の一般社団法人等、自動車関係の一般社団法人等に加盟しているもの（関係会社が同法人に加盟している場合も含む）または、日本百貨店協会、日本チェーンストア協会、日本商店連盟、日本専門店会連盟に加盟しているもの（関係会社が同協会等に加盟している場合も含む）（⑨、⑪と重複する場合には⑧が優先する）
⑨建設・不動産業者	建設・不動産関係の一般社団法人等に加盟しているもの（⑪と重複する場合には⑨が優先する）
⑩質屋	質屋の許可を受けているもの（⑧、⑨、⑪と重複する場合には⑩が優先する）
⑪リース会社	公益社団法人リース事業協会に加盟しているもの
⑫日賦貸金業者	日賦貸金業者として登録されているもの（⑧～⑪と重複する場合には⑫が優先する）
⑬非営利特例対象法人	上記にかかわらず、非営利特例対象法人として貸金業登録されているもの

出典：金融庁「貸金業関係資料集」

(3)財務局・都道府県別の貸付残高（令和6年3月末）

（単位：億円）

	業者数 （社）	消費者向 貸付残高	事業者向 貸付残高	合計
関東財務局	127	59,824	188,267	248,092
東京都	410	2,184	94,334	96,519
神奈川県	27	27	6,292	6,319
埼玉県	15	338	55	394
千葉県	14	0	1,003	1,004
山梨県	2	0	2	2
栃木県	5	4	0	5
茨城県	3	4	1	6
群馬県	10	4	495	499
新潟県	4	1	2	3
長野県	4	2	14	16
小計	494	2,568	102,201	104,770
関東管内合計	621	62,393	290,469	352,863
近畿財務局	30	12,800	2,150	14,951
大阪府	107	243	18,552	18,796
京都府	16	32	8	40
兵庫県	22	17	159	176
奈良県	6	6	20	26
和歌山県	6	11	5	17
滋賀県	4	0	0	0
小計	161	311	18,746	19,058
近畿管内合計	191	13,112	20,896	34,009
北海道財務局	5	890	1,882	2,772
北海道	32	276	171	448
小計	32	276	171	448
北海道管内合計	37	1,167	2,053	3,220
東北財務局	20	82	0	83
宮城県	16	5	15	21
岩手県	4	9	0	10
福島県	2	0	1	1
秋田県	6	2	2	4
青森県	5	12	0	13
山形県	3	1	1	2
小計	36	31	21	53
東北管内合計	56	114	22	136
東海財務局	21	1,746	10,208	11,954
愛知県	44	319	5,635	5,955
静岡県	27	31	286	318
三重県	11	9	6	15
岐阜県	10	1	34	36
小計	92	361	5,963	6,324
東海管内合計	113	2,107	16,171	18,279

	業者数 （社）	消費者向 貸付残高	事業者向 貸付残高	合計
北陸財務局	7	17	12	29
富山県	4	0	179	179
石川県	4	1	0	1
福井県	2	1	0	1
小計	10	2	180	183
北陸管内合計	17	19	192	212
中国財務局	12	75	524	600
広島県	21	27	96	123
山口県	7	9	23	32
岡山県	13	6	22	28
鳥取県	2	6	2	9
島根県	1	0	0	0
小計	44	49	145	194
中国管内合計	56	124	670	794
四国財務局	10	254	10	265
香川県	5	1	4	6
徳島県	5	1	8	10
愛媛県	15	14	20	34
高知県	7	28	21	49
小計	32	45	55	100
四国管内合計	42	299	66	366
九州財務局	10	146	8	154
熊本県	12	6	60	66
大分県	4	2	33	36
宮崎県	10	11	63	75
鹿児島県	6	9	49	59
小計	32	30	207	237
九州管内合計	42	176	215	392
福岡財務支局	15	152	1,223	1,375
福岡県	54	154	263	418
佐賀県	2	0	0	0
長崎県	7	14	1	16
小計	63	169	265	435
福岡管内合計	78	322	1,488	1,810
沖縄総合事務局	3	28	0	28
沖縄県	40	55	69	125
小計	40	55	69	125
沖縄管内合計	43	83	70	153

財務局計	260	76,018	204,289	280,308
都道府県計	1,036	3,903	128,028	131,932
総合計	1,296	79,921	332,317	412,240

（注1）貸金業者から提出された業務報告書に基づき作成。

（注2）業者数は、業務報告書提出業者（1,514）のうち、貸付残高のない業者（218）を除いたものである。

（注3）億円未満を切り捨てているため合計は必ずしも一致しない。

出典：金融庁「貸金業関係資料集」

3. 業態別貸付金利（令和6年3月末）

業態	業者数 (社)	消費者向貸付					事業者向貸付			合計		
		残高 (億円)	構成比	金利	うち 無担保残高 (億円)	金利	残高 (億円)	構成比	金利	残高 (億円)	構成比	金利
消費者向無担保 貸金業者	289	29,488	36.9%	14.85%	28,631	15.08%	3,542	1.1%	4.34%	33,031	8.0%	13.72%
うち大手	6	26,780	33.5%	14.85%	26,035	15.12%	3,386	1.0%	4.21%	30,166	7.3%	13.65%
うち大手以外	283	2,708	3.4%	14.82%	2,595	14.76%	155	0.0%	7.16%	2,864	0.7%	14.40%
消費者向有担保 貸金業者	59	3,288	4.1%	1.75%	12	16.69%	5,687	1.7%	4.27%	8,976	2.2%	3.26%
消費者向住宅向 貸金業者	30	6,781	8.5%	2.70%	4	2.29%	1,571	0.5%	3.17%	8,353	2.0%	2.78%
事業者向貸金業者	486	466	0.6%	5.57%	62	10.33%	123,032	37.0%	1.91%	123,499	30.0%	1.92%
手形割引業者	39	0	0.0%	16.13%	0	16.13%	245	0.1%	8.44%	245	0.1%	8.44%
クレジットカード 会社	130	7,198	9.0%	14.08%	6,895	14.63%	100,665	30.3%	1.11%	107,864	26.2%	1.97%
信販会社	89	27,413	34.3%	6.84%	11,408	13.75%	20,190	6.1%	1.48%	47,604	11.5%	4.56%
流通・メーカー系 会社	21	1,575	2.0%	6.78%	1,285	7.75%	7,042	2.1%	0.33%	8,617	2.1%	1.51%
建設・不動産業者	86	2,395	3.0%	3.00%	2	7.05%	6,343	1.9%	3.02%	8,739	2.1%	3.01%
質屋	11	1	0.0%	13.52%	0	15.80%	35	0.0%	4.18%	37	0.0%	4.50%
リース会社	42	1,288	1.6%	1.98%	4	2.56%	63,938	19.2%	2.34%	65,227	15.8%	2.33%
日賦貸金業者	1	－	－	－	－	－	0	0.0%	17.70%	0	0.0%	17.70%
非営利特例対象 法人	13	21	0.0%	2.40%	21	2.40%	22	0.0%	2.31%	44	0.0%	2.35%
合計	1,296	79,921	100.0%	9.68%	48,328	14.50%	332,317	100.0%	1.79%	412,240	100.0%	3.31%

（注1）貸金業者から提出された業務報告書に基づき作成。

（注2）「金利」は「平均約定金利」である。

（注3）「消費者向無担保貸金業者」の「大手」とは、貸付残高500億円超の業者である。

（注4）業者数は、業務報告書提出業者（1,514）のうち、貸付残高のない業者（218）を除いたものである。

（注5）億円未満を切り捨てているため合計は必ずしも一致しない。

出典：金融庁「貸金業関係資料集」

4. 業態別貸付件数、1件当たり平均貸付残高（令和6年3月末）

業態	業者数 (社)	消費者向貸付						事業者向貸付			合計	
		件数 (件)	残高 (億円)	1件当たり 平均貸付 残高 (千円)	うち 無担保件数 (件)	うち 無担保残高 (億円)	1件当たり 平均貸付 残高 (千円)	件数 (件)	残高 (億円)	1件当たり 平均貸付 残高 (千円)	件数 (件)	残高 (億円)
消費者向無担保 貸金業者	289	6,455,196	29,488	457	6,418,817	28,631	446	54,884	3,542	6,454	6,510,080	33,031
うち大手	6	5,703,714	26,780	470	5,691,308	26,035	457	48,687	3,386	6,955	5,752,401	30,166
うち大手以外	283	751,482	2,708	360	727,509	2,595	357	6,197	155	2,501	757,679	2,864
消費者向有担保 貸金業者	59	32,079	3,288	10,250	4,779	12	251	2,207	5,687	257,680	34,286	8,976
消費者向住宅向 貸金業者	30	43,380	6,781	15,632	1,108	4	361	4,691	1,571	33,490	48,071	8,353
事業者向貸金業者	486	36,355	466	1,282	31,819	62	195	72,597	123,032	169,473	108,952	123,499
手形割引業者	39	37	0	0	36	0	1,111	8,881	245	2,759	8,918	245
クレジットカード 会社	130	2,344,168	7,198	307	2,338,880	6,895	295	27,670	100,665	363,806	2,371,838	107,864
信販会社	89	8,895,064	27,413	308	8,748,871	11,408	130	293,025	20,190	6,890	9,188,089	47,604
流通・メーカー系 会社	21	368,068	1,575	428	362,443	1,285	355	3,491	7,042	201,719	371,559	8,617
建設・不動産業者	86	16,244	2,395	14,744	479	2	418	7,237	6,343	87,647	23,481	8,739
質屋	11	214	1	467	191	0	0	265	35	13,208	479	37
リース会社	42	6,701	1,288	19,221	1,128	4	355	9,838	63,938	649,909	16,539	65,227
日賦貸金業者	1	－	－	－	－	－	－	90	0	0	90	0
非営利特例対象 法人	13	1,592	21	1,319	1,592	21	1,319	375	22	5,867	1,967	44
合計	1,296	18,199,098	79,921	439	17,910,143	48,328	270	485,251	332,317	68,484	18,684,349	412,240

（注1）貸金業者から提出された業務報告書に基づき作成。

（注2）業者数は、業務報告書提出業者（1,514）のうち、貸付残高のない業者（218）を除いたものである。

（注3）「消費者向無担保貸金業者」の「大手」とは、貸付残高500億円超の業者である。

（注4）「件数」は各業者分を単純合計したもの（延べ数）。件数の捉え方は各業者の契約形態や債券管理方法等によるため、1件当たり平均貸付残高等について、業態間の単純な比較はできない。

（注5）億円未満を切り捨てているため合計は必ずしも一致しない。

出典：金融庁「貸金業関係資料集」

5. 消費者向無担保貸金業者の貸付残高（令和6年3月末）

(1)貸付金利別

金利	該当業者数（社）		消費者向無担保貸付				
		構成比	残高（億円）	構成比	件数（件）	構成比	1件当たり 平均貸付 残高（千円）
28%超	1	0.3%	0	0.0%	37	0.0%	405
26%超～28%以下	0	-	-	-	-	-	-
24%超～26%以下	2	0.7%	0	0.0%	144	0.0%	167
22%超～24%以下	4	1.4%	2	0.0%	1,473	0.0%	136
20%超～22%以下	4	1.4%	1	0.0%	827	0.0%	121
18%超～20%以下	40	13.8%	76	0.3%	46,465	0.7%	164
16%超～18%以下	164	56.7%	1,504	5.3%	518,700	8.1%	290
14%超～16%以下	32	11.1%	24,086	84.1%	5,230,882	81.5%	460
12%超～14%以下	12	4.2%	2,552	8.9%	594,880	9.3%	429
10%超～12%以下	3	1.0%	2	0.0%	479	0.0%	418
8%超～10%以下	5	1.7%	3	0.0%	3,839	0.1%	78
6%超～8%以下	3	1.0%	127	0.4%	13,463	0.2%	943
4%超～6%以下	5	1.7%	2	0.0%	241	0.0%	830
2%超～4%以下	10	3.5%	266	0.9%	6,982	0.1%	3,810
2%以下	4	1.4%	5	0.0%	405	0.0%	1,235
合計	289	100.0%	28,631	100.0%	6,418,817	100.0%	446

（注1）貸金業者から提出された業務報告書に基づき作成。

（注2）億円未満を切り捨てているため合計は必ずしも一致しない。

出典：金融庁「貸金業関係資料集」

(2)貸付残高規模別

貸付残高規模	該当業者数（社）		消費者向無担保貸付				
		構成比	残高（億円）	構成比	件数（件）	構成比	1件当たり 平均貸付 残高（千円）
5,000億円超	3	1.0%	22,659	79.1%	4,674,115	72.8%	485
1,000億円超～5,000億円以下	1	0.3%	2,527	8.8%	587,737	9.2%	430
500億円超～1,000億円以下	1	0.3%	763	2.7%	403,082	6.3%	189
100億円超～500億円以下	9	3.1%	1,690	5.9%	417,994	6.5%	404
50億円超～100億円以下	4	1.4%	286	1.0%	68,512	1.1%	417
10億円超～50億円以下	15	5.2%	386	1.3%	121,245	1.9%	318
5億円超～10億円以下	14	4.8%	99	0.3%	38,431	0.6%	258
1億円超～5億円以下	70	24.2%	156	0.5%	72,492	1.1%	215
5,000万円超～1億円以下	47	16.3%	32	0.1%	16,799	0.3%	190
1,000万円超～5,000万円以下	85	29.4%	26	0.1%	16,997	0.3%	153
1,000万円以下	40	13.8%	1	0.0%	1,413	0.0%	71
合計	289	100.0%	28,631	100.0%	6,418,817	100.0%	446

（注1）貸金業者から提出された業務報告書に基づき作成。

（注2）億円未満を切り捨てているため合計は必ずしも一致しない。

出典：金融庁「貸金業関係資料集」

6. 事業者向貸金業者の貸付残高（令和6年3月末）

(1)貸付金利別

金利	該当業者数（社）		事業者向貸付				
		構成比	残高（億円）	構成比	件数（件）	構成比	1件当たり平均貸付残高（百万円）
28％超	0	－	－	－	－	－	－
26％超～28％以下	0	－	－	－	－	－	－
24％超～26％以下	0	－	－	－	－	－	－
22％超～24％以下	1	0.2%	4	0.0%	41	0.1%	9.8
20％超～22％以下	0	－	－	－	－	－	－
18％超～20％以下	4	0.8%	5	0.0%	363	0.5%	1.4
16％超～18％以下	6	1.2%	7	0.0%	543	0.8%	1.3
14％超～16％以下	63	13.0%	106	0.1%	1,333	1.9%	8.0
12％超～14％以下	39	8.0%	932	0.8%	29,507	41.1%	3.2
10％超～12％以下	28	5.8%	713	0.6%	11,009	15.3%	6.5
8％超～10％以下	56	11.5%	3,070	2.5%	4,042	5.6%	76.0
6％超～8％以下	47	9.7%	7,788	6.3%	1,250	1.7%	623.0
4％超～6％以下	49	10.1%	9,263	7.5%	2,480	3.5%	373.5
2％超～4％以下	65	13.4%	5,704	4.6%	2,481	3.5%	229.9
2％以下	128	26.3%	95,419	77.6%	18,803	26.2%	507.5
合計	486	100.0%	123,015	100.0%	71,852	100.0%	171.2

（注1）貸金業者から提出された業務報告書に基づき作成。

（注2）事業者向貸金業者の貸付残高のうち、手形割引残高（約16億円）を除いている。

（注3）億円未満を切り捨てているため合計は必ずしも一致しない。

出典：金融庁「貸金業関係資料集」

(2)貸付残高規模別

貸付残高規模	該当業者数（社）		事業者向貸付				
		構成比	残高（億円）	構成比	件数（件）	構成比	1件当たり平均貸付残高（百万円）
5,000億円超	6	1.2%	73,805	60.0%	1,645	2.3%	4,486.6
1,000億円超～5,000億円以下	14	2.9%	25,572	20.8%	14,431	20.1%	177.2
500億円超～1,000億円以下	12	2.5%	8,457	6.9%	28,578	39.8%	29.6
100億円超～500億円以下	44	9.1%	10,407	8.5%	13,106	18.2%	79.4
50億円超～100億円以下	19	3.9%	1,397	1.1%	837	1.2%	166.9
10億円超～50億円以下	107	22.0%	2,709	2.2%	6,960	9.7%	38.9
5億円超～10億円以下	47	9.7%	340	0.3%	1,139	1.6%	29.9
1億円超～5億円以下	100	20.6%	273	0.2%	3,247	4.5%	8.4
5,000万円超～1億円以下	45	9.3%	32	0.0%	752	1.0%	4.3
1,000万円超～5,000万円以下	62	12.8%	18	0.0%	993	1.4%	1.8
1,000万円以下	30	6.2%	1	0.0%	164	0.2%	0.6
合計	486	100.0%	123,015	100.0%	71,852	100.0%	171.2

（注1）貸金業者から提出された業務報告書に基づき作成。

（注2）事業者向貸金業者の貸付残高のうち、手形割引残高（約16億円）を除いている。

（注3）億円未満を切り捨てているため合計は必ずしも一致しない。

出典：金融庁「貸金業関係資料集」

7. 貸金業者の行政処分件数の推移

（単位：件）

			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度				
							4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	計
貸金業者 財務局登録	処分事由	業務改善（法第24条の6の3）	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		業務停止（旧規制法第36条、法第24条の6の4）	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		登録取消し（旧規制法第37条、法第24条の6の4、法第24条の6の5）	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		所在不明者の登録取消し（旧規制法第38条、法第24条の6の6）	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		処分件数計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
貸金業者 都道府県登録	処分事由	業務改善（法第24条の6の3）	4	1	2	1	1	1	0	0	2
		業務停止（旧規制法第36条、法第24条の6の4）	3	3	1	1	0	0	1	0	1
		登録取消し（旧規制法第37条、法第24条の6の4、法第24条の6の5）	1	0	0	1	0	0	0	0	0
		所在不明者の登録取消し（旧規制法第38条、法第24条の6の6）	1	0	0	0	0	0	0	0	0
		処分件数計	9	4	3	3	1	1	1	0	3
計	処分事由	業務改善（法第24条の6の3）	4	1	2	1	1	1	0	0	2
		業務停止（旧規制法第36条、法第24条の6の4）	3	3	1	1	0	0	1	0	1
		登録取消し（旧規制法第37条、法第24条の6の4、法第24条の6の5）	1	0	0	1	0	0	0	0	0
		所在不明者の登録取消し（旧規制法第38条、法第24条の6の6）	1	0	0	0	0	0	0	0	0
		処分件数計	9	4	3	3	1	1	1	0	3

（注1）表中の「旧規制法」とは、貸金業の規制等に関する法律のことであり、「法」とは貸金業法のことである。

（注2）令和元年度は平成31年4月を含む。

出典：金融庁「貸金業関係資料集」

8. 金融庁・財務局・都道府県に寄せられた貸金業者に係る苦情等（苦情、相談・照会）件数

(1) 内容別

（単位：件）

区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度				
		計	計	計	計	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	計
苦情等受付件数		4,768	4,747	3,793	3,676	1,027	1,038	873	1,030	3,968
うち無登録業者に係るもの		998	1,171	670	485	154	194	129	184	661
苦情の内容	取立て行為	69	67	70	53	24	16	14	14	68
	契約内容	54	35	18	7	1	4	4	3	12
	金利	18	13	10	4	2	2	2	2	8
	年金担保	0	0	0	1	0	0	0	0	0
	帳簿の開示	20	26	11	7	4	3	2	0	9
	過剰貸付け	2	1	1	0	0	0	0	0	0
	行政当局詐称、登録業者詐称	9	5	0	4	0	0	0	0	0
	保証契約	1	0	0	1	0	0	0	0	0
	広告・勧誘（詐称以外）	66	38	30	7	1	0	0	0	1
	その他	277	213	126	122	14	19	13	27	73
苦情計		516	398	266	206	46	44	35	46	171
相談・照会の内容	債務整理等	210	162	366	419	134	115	114	129	492
	金利	50	39	30	37	8	8	8	10	34
	相談先	221	291	270	139	39	31	31	27	128
	登録確認（無登録の疑いあり）	998	1,171	670	485	154	194	129	184	661
	制度改正要望	10	35	32	5	0	0	0	0	0
	法令等解釈	557	569	488	235	75	61	38	42	216
	その他	2,206	2,082	1,671	2,150	571	585	518	592	2,266
相談・照会計		4,252	4,349	3,527	3,470	981	994	838	984	3,797

（注1）件数については、その内容が複数にわたる場合でも延べで計上せず、主なものを1件として計上。

（注2）令和元年度は平成31年4月を含む。

出典：金融庁「貸金業関係資料集」

(2)受付先別

(単位：件)

区分	令和元年度				令和2年度				令和3年度				令和4年度				令和5年度			
	金融庁	財務局	都道府県	計	金融庁	財務局	都道府県	計	金融庁	財務局	都道府県	計	金融庁	財務局	都道府県	計	金融庁	財務局	都道府県	計
苦情等受付件数	971	1,455	2,342	4,768	1,223	1,641	1,883	4,747	819	1,446	1,528	3,793	616	1,661	1,399	3,676	692	1,714	1,562	3,968
うち無登録業者に 係るもの	189	281	528	998	260	243	668	1,171	85	156	429	670	142	97	246	485	217	91	353	661
取立て行為	9	28	32	69	3	17	47	67	1	39	30	70	3	24	26	53	3	30	35	68
契約内容	6	8	40	54	2	14	19	35	1	15	2	18	3	4	0	7	0	5	7	12
金利	3	4	11	18	3	2	8	13	1	5	4	10	0	3	1	4	0	1	7	8
年金担保	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0
帳簿の開示	0	6	14	20	0	6	20	26	0	6	5	11	1	3	3	7	0	4	5	9
過剰貸付け	0	2	0	2	0	0	1	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
行政当局詐称、 登録業者詐称	0	5	4	9	1	1	3	5	0	0	0	0	0	4	0	4	0	0	0	0
保証契約	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0
広告・勧誘 (詐称以外)	37	2	27	66	27	3	8	38	13	8	9	30	3	2	2	7	0	1	0	1
その他	7	60	210	277	27	64	122	213	16	63	47	126	8	74	40	122	2	35	36	73
苦情計	62	115	339	516	63	107	228	398	32	137	97	266	18	116	72	206	5	76	90	171
債務整理等	12	63	135	210	21	48	93	162	2	228	136	366	8	322	89	419	6	364	122	492
金利	12	19	19	50	9	15	15	39	3	11	16	30	8	11	18	37	4	7	23	34
相談先	123	53	45	221	179	64	48	291	171	63	36	270	45	19	75	139	13	43	72	128
登録確認 (無登録の疑いあり)	189	281	528	998	260	243	668	1,171	85	156	429	670	142	97	246	485	217	91	353	661
制度改正要望	1	6	3	10	27	5	3	35	27	0	5	32	2	3	0	5	0	0	0	0
法令等解釈	188	94	275	557	228	80	261	569	185	100	203	488	52	45	138	235	36	58	122	216
その他	384	824	998	2,206	436	1,079	567	2,082	314	751	606	1,671	341	1,048	761	2,150	411	1,075	780	2,266
相談・照会計	909	1,340	2,003	4,252	1,160	1,534	1,655	4,349	787	1,309	1,431	3,527	598	1,545	1,327	3,470	687	1,638	1,472	3,797

(注) 令和元年度は平成31年4月を含む。

出典：金融庁「貸金業関係資料集」

日本貸金業協会 月次統計資料

1. 概要

(1)月次統計資料

月次統計資料として、以下の資料を公表している。

統計名	更新時期	概要
協会の状況	(前々月末実績を)毎月20日～25日頃	加盟協会員数の推移等
相談・苦情・紛争の状況	(前月末実績を)毎月20日～25日頃	日本貸金業協会設置の貸金業相談・紛争解決センターで受電した相談・苦情・紛争件数やその内容内訳
月次実態調査	(前々月末実績を)毎月20日～25日頃	特定の協会員の協力を得て作成している貸金市場の動向調査

(2)月次実態調査

月次実態調査とは、特定の協会員の協力を得て、その動向を月次で調査・分析した統計資料であり、全協会員の貸付残高の70％以上のカバレッジを確保している。

業態	協力社数	カバレッジ	対象事業者
消費者金融業態	13社	84.4%	・消費者向無担保貸金業者 ・消費者向有担保貸金業者 ・消費者向住宅向貸金業者 等
クレジット業態等	23社	95.9%	・クレジットカード会社 ・信販会社 ・流通・メーカー系会社
事業者金融業態	11社	34.0%	・事業者向貸金業者 ・リース会社 ・手形割引業者 等
全体	47社	73.8%	—

(注1) 協力社数は、令和7年7月末時点での数値。

(注2) カバレッジは、前年度における業務報告書に記載された3月末時点の貸付残高を用いて、全協会員の残高で（各業態別に）除したもの。

2. 協会員数

(1)協会員数と加入率の推移

(単位：社)

	平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	9月	3月	9月	3月	9月	3月	9月	3月	9月	3月	9月	3月	9月	3月
月末協会員数	1,486	1,410	1,362	1,312	1,279	1,246	1,241	1,214	1,193	1,176	1,168	1,148	1,136	1,106
登録貸金業者数	2,455	2,350	2,280	2,217	2,160	2,113	2,076	2,011	1,959	1,926	1,894	1,865	1,819	1,770
協会加入率	60.5%	60.0%	59.7%	59.2%	59.2%	59.0%	59.8%	60.4%	60.9%	61.1%	61.7%	61.6%	62.5%	62.5%

	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	9月	3月	9月	3月	9月	3月	9月	3月	9月	3月	9月	3月	9月	3月
月末協会員数	1,091	1,086	1,071	1,053	1,049	1,044	1,029	1,021	1,018	1,020	1,018	1,018	1,017	1,009
登録貸金業者数	1,745	1,716	1,680	1,647	1,652	1,638	1,601	1,580	1,568	1,548	1,535	1,515	1,500	1,473
協会加入率	62.5%	63.3%	63.8%	63.9%	63.5%	63.7%	64.3%	64.6%	64.9%	65.9%	66.3%	67.2%	67.8%	68.5%

(2)財務局・都道府県知事別の協会員数

財務局・都道府県知事別の協会員数と加入率（令和7年3月）

（単位：社）

	協会員数	登録業者数	加入率
関東財務局	114	123	92.7%
東京都	292	549	53.2%
神奈川県	23	29	79.3%
埼玉県	11	22	50.0%
千葉県	8	16	50.0%
山梨県	2	3	66.7%
栃木県	6	6	100.0%
茨城県	4	4	100.0%
群馬県	8	10	80.0%
新潟県	2	3	66.7%
長野県	2	5	40.0%
小計	358	647	55.3%
合計	472	770	61.3%
近畿財務局	29	29	100.0%
大阪府	84	110	76.4%
京都府	19	20	95.0%
兵庫県	12	25	48.0%
奈良県	5	6	83.3%
和歌山県	4	6	66.7%
滋賀県	5	5	100.0%
小計	129	172	75.0%
合計	158	201	78.6%
北海道財務局	5	5	100.0%
北海道	26	33	78.8%
小計	26	33	78.8%
合計	31	38	81.6%
東北財務局	20	20	100.0%
宮城県	10	15	66.7%
岩手県	4	4	100.0%
福島県	2	2	100.0%
秋田県	4	6	66.7%
青森県	3	5	60.0%
山形県	3	3	100.0%
小計	26	35	74.3%
合計	46	55	83.6%
東海財務局	20	20	100.0%
愛知県	28	47	59.6%
静岡県	21	26	80.8%
三重県	7	10	70.0%
岐阜県	5	10	50.0%
小計	61	93	65.6%
合計	81	113	71.7%

	協会員数	登録業者数	加入率
北陸財務局	7	7	100.0%
富山県	3	5	60.0%
石川県	3	6	50.0%
福井県	2	2	100.0%
小計	8	13	61.5%
合計	15	20	75.0%
中国財務局	12	12	100.0%
広島県	15	21	71.4%
山口県	7	8	87.5%
岡山県	10	14	71.4%
鳥取県	3	3	100.0%
島根県	1	1	100.0%
小計	36	47	76.6%
合計	48	59	81.4%
四国財務局	10	10	100.0%
香川県	5	6	83.3%
徳島県	3	5	60.0%
愛媛県	5	15	33.3%
高知県	6	8	75.0%
小計	19	34	55.9%
合計	29	44	65.9%
九州財務局	10	10	100.0%
熊本県	8	10	80.0%
大分県	2	4	50.0%
宮崎県	7	9	77.8%
鹿児島県	4	6	66.7%
小計	21	29	72.4%
合計	31	39	79.5%
福岡財務支局	12	15	80.0%
福岡県	34	64	53.1%
佐賀県	2	4	50.0%
長崎県	7	7	100.0%
小計	43	75	57.3%
合計	55	90	61.1%
沖縄総合事務局	3	3	100.0%
沖縄県	40	41	97.6%
小計	40	41	97.6%
合計	43	44	97.7%
財務局計	242	254	95.3%
都道府県計	767	1,219	62.9%
総合計	1,009	1,473	68.5%

財務局・都道府県知事別の協会員数の推移（令和5年～令和7年の各3月末）

（単位：社）

	令和5年3月末	令和6年3月末	令和7年3月末
関東財務局	121	120	114
東京都	264	276	292
神奈川県	25	23	23
埼玉県	8	9	11
千葉県	10	9	8
山梨県	3	2	2
栃木県	6	6	6
茨城県	4	4	4
群馬県	11	10	8
新潟県	2	2	2
長野県	2	2	2
小計	335	343	358
合計	456	463	472
近畿財務局	33	31	29
大阪府	84	88	84
京都府	19	19	19
兵庫県	14	13	12
奈良県	5	5	5
和歌山県	4	4	4
滋賀県	5	5	5
小計	131	134	129
合計	164	165	158
北海道財務局	5	5	5
北海道	27	26	26
小計	27	26	26
合計	32	31	31
東北財務局	20	20	20
宮城県	12	11	10
岩手県	4	4	4
福島県	2	2	2
秋田県	5	5	4
青森県	3	3	3
山形県	2	3	3
小計	28	28	26
合計	48	48	46
東海財務局	21	21	20
愛知県	30	28	28
静岡県	21	21	21
三重県	8	7	7
岐阜県	7	5	5
小計	66	61	61
合計	87	82	81

	令和5年3月末	令和6年3月末	令和7年3月末
北陸財務局	7	7	7
富山県	4	3	3
石川県	2	2	3
福井県	3	2	2
小計	9	7	8
合計	16	14	15
中国財務局	13	12	12
広島県	16	16	15
山口県	8	7	7
岡山県	10	10	10
鳥取県	2	2	3
島根県	1	1	1
小計	37	36	36
合計	50	48	48
四国財務局	10	10	10
香川県	5	5	5
徳島県	5	5	3
愛媛県	6	6	5
高知県	6	6	6
小計	22	22	19
合計	32	32	29
九州財務局	10	10	10
熊本県	9	10	8
大分県	3	3	2
宮崎県	7	7	7
鹿児島県	4	4	4
小計	23	24	21
合計	33	34	31
福岡財務支局	12	12	12
福岡県	35	35	34
佐賀県	2	2	2
長崎県	9	7	7
小計	46	44	43
合計	58	56	55
沖縄総合事務局	3	3	3
沖縄県	41	42	40
小計	41	42	40
合計	44	45	43

財務局計	255	251	242
都道府県計	765	767	767
総合計	1,020	1,018	1,009

3. 貸付残高・貸付件数

(1)業態別貸付残高・貸付件数の推移

業態別貸付残高とシェアの推移

(単位：百万円)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		47社	47社	47社	47社	47社	47社	47社	47社	47社	47社	47社	47社
業態 消費者金融	令和5年度	3,372,483	3,412,175	3,434,134	3,459,075	3,498,574	3,544,270	3,595,463	3,639,871	3,658,519	3,691,656	3,737,563	3,799,466
	令和6年度	3,833,546	3,882,538	3,905,198	3,941,449	3,956,007	4,000,774	4,031,522	4,088,409	4,093,302	4,117,417	4,154,528	4,216,885
	前年同月比	13.7%	13.8%	13.7%	13.9%	13.1%	12.9%	12.1%	12.3%	11.9%	11.5%	11.2%	11.0%
業態 事業者金融	令和5年度	1,066,406	1,085,392	1,125,815	1,134,653	1,152,720	1,160,882	1,164,517	1,174,119	1,184,379	1,198,264	1,201,434	1,254,401
	令和6年度	1,279,524	1,280,077	1,341,854	1,349,402	1,350,672	1,364,179	1,396,125	1,404,231	1,448,147	1,443,563	1,445,467	1,448,705
	前年同月比	20.0%	17.9%	19.2%	18.9%	17.2%	17.5%	19.9%	19.6%	22.3%	20.5%	20.3%	15.5%
業態等 クレジット	令和5年度	7,425,059	7,551,635	7,230,844	7,622,595	7,570,442	7,654,269	7,724,461	7,841,330	7,854,927	7,902,608	7,862,909	7,860,658
	令和6年度	8,056,845	8,193,331	7,959,530	8,004,704	8,090,767	7,846,383	8,107,756	8,323,406	8,202,059	8,343,209	8,271,708	7,914,827
	前年同月比	8.5%	8.5%	10.1%	5.0%	6.9%	2.5%	5.0%	6.1%	4.4%	5.6%	5.2%	0.7%
全体	令和5年度	11,863,948	12,049,202	11,790,793	12,216,323	12,221,737	12,359,421	12,484,441	12,655,320	12,697,825	12,792,527	12,801,906	12,914,525
	令和6年度	13,169,915	13,355,946	13,206,582	13,295,556	13,397,446	13,211,337	13,535,402	13,816,045	13,743,509	13,904,189	13,871,703	13,580,416
	前年同月比	11.0%	10.8%	12.0%	8.8%	9.6%	6.9%	8.4%	9.2%	8.2%	8.7%	8.4%	5.2%
業態別シェア	令和5年度	消費者金融業態	28.4%	28.3%	29.1%	28.3%	28.6%	28.7%	28.8%	28.8%	28.9%	29.2%	29.4%
		事業者金融業態	9.0%	9.0%	9.5%	9.3%	9.4%	9.4%	9.3%	9.3%	9.4%	9.4%	9.7%
		クレジット業態等	62.6%	62.7%	61.3%	62.4%	61.9%	61.9%	62.0%	61.9%	61.8%	61.4%	60.9%
		合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	令和6年度	消費者金融業態	29.1%	29.1%	29.6%	29.6%	29.5%	30.3%	29.8%	29.6%	29.8%	29.9%	31.1%
		事業者金融業態	9.7%	9.6%	10.2%	10.1%	10.1%	10.3%	10.2%	10.5%	10.4%	10.4%	10.7%
		クレジット業態等	61.2%	61.3%	60.3%	60.2%	60.4%	59.4%	59.9%	60.2%	59.7%	60.0%	58.3%
		合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

業態別貸付件数の推移

(単位：件)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		47社	47社	47社	47社	47社	47社	47社	47社	47社	47社	47社	47社
業態 消費者金融	令和5年度	5,153,678	5,220,533	5,235,070	5,267,447	5,317,528	5,373,187	5,434,865	5,494,840	5,465,359	5,498,603	5,545,138	5,599,340
	令和6年度	5,649,250	5,716,154	5,707,686	5,721,450	5,762,570	5,805,435	5,839,526	5,904,963	5,858,767	5,881,326	5,904,026	5,886,584
	前年同月比	9.6%	9.5%	9.0%	8.6%	8.4%	8.0%	7.4%	7.5%	7.2%	7.0%	6.5%	5.1%
業態 事業者金融	令和5年度	54,888	55,281	55,823	56,440	56,955	57,509	58,047	58,575	59,175	59,768	60,361	59,444
	令和6年度	59,799	60,372	60,764	61,532	62,121	62,755	63,261	63,871	64,350	60,110	63,793	64,327
	前年同月比	8.9%	9.2%	8.9%	9.0%	9.1%	9.1%	9.0%	9.0%	8.7%	0.6%	5.7%	8.2%
業態等 クレジット	令和5年度	106,350,297	108,682,841	106,731,833	107,754,355	107,636,622	108,545,806	108,424,610	109,316,566	109,723,108	109,736,385	109,978,439	110,275,658
	令和6年度	110,389,068	110,364,453	110,514,388	110,565,478	110,566,656	110,715,447	110,676,394	110,778,227	110,797,112	110,822,503	110,971,952	111,221,292
	前年同月比	3.8%	1.5%	3.5%	2.6%	2.7%	2.0%	2.1%	1.3%	1.0%	1.0%	0.9%	0.9%
全体	令和5年度	111,558,863	113,958,655	112,022,726	113,078,242	113,011,105	113,976,502	113,917,522	114,869,981	115,247,642	115,294,756	115,583,938	115,934,442
	令和6年度	116,098,117	116,140,979	116,282,838	116,348,460	116,391,347	116,583,637	116,579,181	116,747,061	116,720,229	116,763,939	116,939,771	117,172,203
	前年同月比	4.1%	1.9%	3.8%	2.9%	3.0%	2.3%	2.3%	1.6%	1.3%	1.3%	1.2%	1.1%

(注)クレジット業態等の貸付件数は、キャッシング機能付クレジットカード、ローンカードの発行件数を含む。

(2)消費者向貸付

業態別貸付残高の推移

（単位：百万円）

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		47社	47社	47社	47社	47社	47社	47社	47社	47社	47社	47社	47社
業態 消費者金融	令和5年度	3,104,291	3,139,763	3,158,340	3,181,022	3,212,399	3,252,250	3,297,406	3,340,893	3,354,566	3,386,303	3,422,636	3,478,467
	令和6年度	3,508,243	3,552,324	3,569,107	3,605,194	3,618,706	3,658,051	3,688,867	3,733,859	3,731,767	3,748,856	3,779,593	3,834,062
	前年同月比	13.0%	13.1%	13.0%	13.3%	12.6%	12.5%	11.9%	11.8%	11.2%	10.7%	10.4%	10.2%
業態 事業者金融	令和5年度	195,725	194,904	194,850	194,193	193,842	192,675	193,707	193,594	193,678	194,505	195,356	195,014
	令和6年度	194,094	194,429	193,611	195,644	197,854	199,924	203,614	205,288	205,265	205,782	206,518	206,268
	前年同月比	-0.8%	-0.2%	-0.6%	0.7%	2.1%	3.8%	5.1%	6.0%	6.0%	5.8%	5.7%	5.8%
業態等 クレジット	令和5年度	2,814,801	2,844,897	2,834,903	2,833,220	2,846,645	2,807,572	2,827,806	2,853,527	2,823,252	2,822,339	2,831,573	2,785,986
	令和6年度	2,886,170	2,912,967	2,839,176	2,825,203	2,828,942	2,842,972	2,858,623	2,881,541	2,893,051	2,892,153	2,888,705	2,913,981
	前年同月比	2.5%	2.4%	0.2%	-0.3%	-0.6%	1.3%	1.1%	1.0%	2.5%	2.5%	2.0%	4.6%
全体	令和5年度	6,114,817	6,179,564	6,188,092	6,208,435	6,252,887	6,252,498	6,318,918	6,388,013	6,371,495	6,403,147	6,449,566	6,459,467
	令和6年度	6,588,507	6,659,721	6,601,894	6,626,041	6,645,502	6,700,947	6,751,104	6,820,688	6,830,083	6,846,791	6,874,816	6,954,311
	前年同月比	7.7%	7.8%	6.7%	6.7%	6.3%	7.2%	6.8%	6.8%	7.2%	6.9%	6.6%	7.7%

業態別貸付件数の推移

（単位：件）

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		47社	47社	47社	47社	47社	47社	47社	47社	47社	47社	47社	47社
業態 消費者金融	令和5年度	5,124,896	5,191,363	5,205,781	5,237,984	5,287,986	5,343,533	5,405,048	5,463,990	5,434,530	5,467,689	5,514,053	5,568,098
	令和6年度	5,617,936	5,684,679	5,676,163	5,689,848	5,729,861	5,772,619	5,806,588	5,871,858	5,825,527	5,847,911	5,870,434	5,852,796
	前年同月比	9.6%	9.5%	9.0%	8.6%	8.4%	8.0%	7.4%	7.5%	7.2%	7.0%	6.5%	5.1%
業態 事業者金融	令和5年度	11,897	11,766	11,688	11,639	11,586	11,543	11,494	11,437	11,403	11,400	11,438	11,431
	令和6年度	11,299	11,236	11,168	11,223	11,273	11,319	11,423	11,475	11,449	11,445	11,462	11,427
	前年同月比	-5.0%	-4.5%	-4.4%	-3.6%	-2.7%	-1.9%	-0.6%	0.3%	0.4%	0.4%	0.2%	0.0%
業態等 クレジット	令和5年度	106,142,920	108,474,516	106,520,947	107,539,142	107,418,105	108,322,667	108,199,327	109,088,011	109,492,095	109,502,643	109,740,550	110,033,385
	令和6年度	110,143,967	110,115,921	110,263,167	110,312,080	110,311,011	110,457,917	110,415,911	110,514,184	110,531,142	110,552,693	110,699,862	110,944,962
	前年同月比	3.8%	1.5%	3.5%	2.6%	2.7%	2.0%	2.0%	1.3%	0.9%	1.0%	0.9%	0.8%
全体	令和5年度	111,279,713	113,677,645	111,738,416	112,788,765	112,717,677	113,677,743	113,615,869	114,563,438	114,938,028	114,981,732	115,266,041	115,612,914
	令和6年度	115,773,202	115,811,836	115,950,498	116,013,151	116,052,145	116,241,855	116,233,922	116,397,517	116,368,118	116,412,049	116,581,758	116,809,185
	前年同月比	4.0%	1.9%	3.8%	2.9%	3.0%	2.3%	2.3%	1.6%	1.2%	1.2%	1.1%	1.0%

（注）クレジット業態等の貸付件数は、キャッシング機能付クレジットカード、ローンカードの発行件数を含む。

貸付種別毎の貸付残高と貸付件数の推移

			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			47社	47社	47社	47社	47社	47社	47社	47社	47社	47社	47社	47社
貸付残高（百万円）	（住宅向を除く） 無担保貸付	令和5年度	4,034,749	4,089,863	4,079,266	4,083,356	4,107,613	4,146,782	4,184,471	4,231,965	4,185,430	4,205,251	4,234,236	4,239,533
		令和6年度	4,301,034	4,357,697	4,339,669	4,345,660	4,354,363	4,387,007	4,420,473	4,468,078	4,411,745	4,427,504	4,452,684	4,504,152
		前年同月比	6.6%	6.5%	6.4%	6.4%	6.0%	5.8%	5.6%	5.6%	5.4%	5.3%	5.2%	6.2%
	（住宅向を除く） 有担保貸付	令和5年度	136,509	139,861	143,922	148,277	152,482	158,146	160,398	161,276	165,787	167,036	168,176	170,346
		令和6年度	170,214	170,927	172,518	171,653	172,379	172,986	174,847	175,771	177,537	176,391	207,796	180,543
		前年同月比	24.7%	22.2%	19.9%	15.8%	13.0%	9.4%	9.0%	9.0%	7.1%	5.6%	23.6%	6.0%
	住宅向貸付	令和5年度	1,943,559	1,949,840	1,964,904	1,976,803	1,992,791	1,947,570	1,974,049	1,994,772	2,020,278	2,030,859	2,047,154	2,049,588
		令和6年度	2,117,259	2,131,097	2,089,707	2,108,728	2,118,760	2,140,955	2,155,783	2,176,839	2,240,801	2,242,897	2,214,336	2,269,616
		前年同月比	8.9%	9.3%	6.4%	6.7%	6.3%	9.9%	9.2%	9.1%	10.9%	10.4%	8.2%	10.7%
有残件数（件）	（住宅向を除く） 無担保貸付	令和5年度	111,079,152	113,477,607	111,537,430	112,587,264	112,515,104	113,481,019	113,418,499	114,365,012	114,738,684	114,782,222	115,065,646	115,420,428
		令和6年度	115,574,394	115,613,373	115,758,332	115,819,376	115,860,846	116,049,149	116,040,431	116,203,155	116,167,283	116,211,680	116,384,030	116,609,880
		前年同月比	4.0%	1.9%	3.8%	2.9%	3.0%	2.3%	2.3%	1.6%	1.2%	1.2%	1.1%	1.0%
	（住宅向を除く） 有担保貸付	令和5年度	13,469	13,310	13,405	13,486	13,534	13,667	13,703	13,820	13,822	13,819	13,837	13,888
		令和6年度	13,805	13,790	12,777	12,761	12,761	12,752	12,754	12,789	12,829	12,775	18,136	12,742
		前年同月比	2.5%	3.6%	-4.7%	-5.4%	-5.7%	-6.7%	-6.9%	-7.5%	-7.2%	-7.6%	31.1%	-8.3%
	住宅向貸付	令和5年度	187,092	186,728	187,581	188,015	189,039	183,057	183,667	184,606	185,522	185,691	186,558	178,598
		令和6年度	185,003	184,673	179,389	181,014	178,538	179,954	180,737	181,573	188,006	187,594	179,592	186,563
		前年同月比	-1.1%	-1.1%	-4.4%	-3.7%	-5.6%	-1.7%	-1.6%	-1.6%	1.3%	1.0%	-3.7%	4.5%

（注）「有残件数」には、クレジット業態等における、キャッシング機能付クレジットカード、ローンカードの発行件数も含む。

(3)事業者向貸付

業態別貸付残高の推移

（単位：百万円）

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		47社	47社	47社	47社	47社	47社	47社	47社	47社	47社	47社	47社
業態 消費者金融	令和5年度	268,192	272,412	275,794	278,053	286,175	292,020	298,057	298,977	303,953	305,352	314,927	320,999
	令和6年度	325,303	330,214	336,091	336,255	337,301	342,724	342,654	354,550	361,535	368,561	374,935	382,822
	前年同月比	21.3%	21.2%	21.9%	20.9%	17.9%	17.4%	15.0%	18.6%	18.9%	20.7%	19.1%	19.3%
業態 事業者金融	令和5年度	870,681	890,488	930,965	940,460	958,878	968,207	970,811	980,525	990,701	1,003,759	1,006,078	1,059,386
	令和6年度	1,085,430	1,085,648	1,148,243	1,153,759	1,152,818	1,164,255	1,192,511	1,198,942	1,242,882	1,237,781	1,238,949	1,242,437
	前年同月比	24.7%	21.9%	23.3%	22.7%	20.2%	20.2%	22.8%	22.3%	25.5%	23.3%	23.1%	17.3%
業態等 クレジット	令和5年度	4,610,258	4,706,738	4,395,942	4,789,375	4,723,797	4,846,697	4,896,655	4,987,804	5,031,675	5,080,269	5,031,335	5,074,672
	令和6年度	5,170,675	5,280,364	5,120,354	5,179,501	5,261,825	5,003,411	5,249,133	5,441,865	5,309,008	5,451,056	5,383,003	5,000,846
	前年同月比	12.2%	12.2%	16.5%	8.1%	11.4%	3.2%	7.2%	9.1%	5.5%	7.3%	7.0%	-1.5%
全体	令和5年度	5,749,132	5,869,638	5,602,701	6,007,888	5,968,850	6,106,924	6,165,523	6,267,306	6,326,329	6,389,381	6,352,341	6,455,058
	令和6年度	6,581,408	6,696,225	6,604,688	6,669,515	6,751,944	6,510,390	6,784,298	6,995,357	6,913,426	7,057,398	6,996,887	6,626,106
	前年同月比	14.5%	14.1%	17.9%	11.0%	13.1%	6.6%	10.0%	11.6%	9.3%	10.5%	10.1%	2.6%

業態別貸付件数の推移

（単位：件）

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		47社	47社	47社	47社	47社	47社	47社	47社	47社	47社	47社	47社
業態 消費者金融	令和5年度	28,782	29,170	29,289	29,463	29,542	29,654	29,817	30,850	30,829	30,914	31,085	31,242
	令和6年度	31,314	31,475	31,523	31,602	32,709	32,816	32,938	33,105	33,240	33,415	33,592	33,788
	前年同月比	8.8%	7.9%	7.6%	7.3%	10.7%	10.7%	10.5%	7.3%	7.8%	8.1%	8.1%	8.1%
業態 事業者金融	令和5年度	42,991	43,515	44,135	44,801	45,369	45,966	46,553	47,138	47,772	48,368	48,923	48,013
	令和6年度	48,500	49,136	49,596	50,309	50,848	51,436	51,838	52,396	52,901	48,665	52,331	52,900
	前年同月比	12.8%	12.9%	12.4%	12.3%	12.1%	11.9%	11.4%	11.2%	10.7%	0.6%	7.0%	10.2%
業態等 クレジット	令和5年度	207,377	208,325	210,886	215,213	218,517	223,139	225,283	228,555	231,013	233,742	237,889	242,273
	令和6年度	245,101	248,532	251,221	253,398	255,645	257,530	260,483	264,043	265,970	269,810	272,090	276,330
	前年同月比	18.2%	19.3%	19.1%	17.7%	17.0%	15.4%	15.6%	15.5%	15.1%	15.4%	14.4%	14.1%
全体	令和5年度	279,150	281,010	284,310	289,477	293,428	298,759	301,653	306,543	309,614	313,024	317,897	321,528
	令和6年度	324,915	329,143	332,340	335,309	339,202	341,782	345,259	349,544	352,111	351,890	358,013	363,018
	前年同月比	16.4%	17.1%	16.9%	15.8%	15.6%	14.4%	14.5%	14.0%	13.7%	12.4%	12.6%	12.9%

（注）クレジット業態等の貸付件数は、キャッシング機能付クレジットカード、ローンカードの発行件数を含む。

貸付種別毎の貸付残高と貸付件数の推移

			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			47社	47社	47社	47社	47社	47社	47社	47社	47社	47社	47社	47社
貸付残高 (百万円)	無担保貸付	令和5年度	311,857	332,619	328,745	334,759	343,354	354,015	356,841	366,426	365,275	368,021	370,685	370,969
		令和6年度	420,393	375,705	384,994	393,585	392,533	398,041	402,504	405,049	420,846	412,960	411,771	414,260
		前年同月比	34.8%	13.0%	17.1%	17.6%	14.3%	12.4%	12.8%	10.5%	15.2%	12.2%	11.1%	11.7%
	有担保貸付	令和5年度	1,309,165	1,327,331	1,379,160	1,384,828	1,399,288	1,416,518	1,422,872	1,429,096	1,441,055	1,451,897	1,458,197	1,510,769
		令和6年度	1,526,813	1,526,212	1,582,131	1,583,965	1,582,262	1,600,340	1,630,415	1,644,648	1,677,871	1,679,129	1,691,453	1,703,536
		前年同月比	16.6%	15.0%	14.7%	14.4%	13.1%	13.0%	14.6%	15.1%	16.4%	15.7%	16.0%	12.8%
	営業貸付 その他	令和5年度	4,128,109	4,209,688	3,894,795	4,288,301	4,226,209	4,336,391	4,385,809	4,471,784	4,519,999	4,569,462	4,523,459	4,573,320
		令和6年度	4,634,201	4,794,309	4,637,563	4,691,965	4,777,148	4,512,009	4,751,378	4,945,660	4,814,708	4,965,309	4,893,664	4,508,309
		前年同月比	12.3%	13.9%	19.1%	9.4%	13.0%	4.0%	8.3%	10.6%	6.5%	8.7%	8.2%	-1.4%
有残件数 (件)	無担保貸付	令和5年度	257,462	261,722	264,683	269,719	273,550	278,711	281,363	286,130	288,924	292,148	296,875	300,451
		令和6年度	303,749	307,911	311,131	313,986	317,739	320,171	323,316	327,257	329,559	329,145	335,031	339,910
		前年同月比	18.0%	17.6%	17.5%	16.4%	16.2%	14.9%	14.9%	14.4%	14.1%	12.7%	12.9%	13.1%
	有担保貸付	令和5年度	15,445	15,835	16,190	16,313	16,439	16,644	16,905	17,023	17,344	17,544	17,718	17,803
		令和6年度	17,973	18,037	18,074	18,178	18,327	18,529	18,884	19,253	19,588	19,804	20,113	20,211
		前年同月比	16.4%	13.9%	11.6%	11.4%	11.5%	11.3%	11.7%	13.1%	12.9%	12.9%	13.5%	13.5%
	営業貸付 その他	令和5年度	6,243	3,453	3,437	3,445	3,439	3,404	3,385	3,390	3,346	3,332	3,304	3,274
		令和6年度	3,193	3,195	3,135	3,145	3,136	3,082	3,059	3,034	2,964	2,941	2,869	2,897
		前年同月比	-48.9%	-7.5%	-8.8%	-8.7%	-8.8%	-9.5%	-9.6%	-10.5%	-11.4%	-11.7%	-13.2%	-11.5%

(注1)「その他営業貸付」とは、貸金業法における“貸付”のうち、関係会社間貸付等、他の項目に含まれない貸付をいう。
(注2)「有残件数」には、クレジット業態等における、キャッシング機能付クレジットカード、ローンカードの発行件数も含む。

4. 月間貸付金額・契約数

(1)消費者向貸付

業態別月間貸付金額の推移

（単位：百万円）

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		47社	47社	47社	47社	47社	47社	47社	47社	47社	47社	47社	47社
業態 消費者金融	令和5年度	128,862	129,457	129,833	122,079	154,872	138,160	135,997	135,950	134,404	122,867	128,749	158,239
	令和6年度	144,108	141,767	130,495	131,924	156,934	142,992	137,383	134,683	124,475	117,128	127,667	169,750
	前年同月比	11.8%	9.5%	0.5%	8.1%	1.3%	3.5%	1.0%	-0.9%	-7.4%	-4.7%	-0.8%	7.3%
業態 事業者金融	令和5年度	2,330	2,202	3,353	1,751	3,015	2,589	3,708	3,378	4,502	4,726	4,705	5,265
	令和6年度	3,949	5,458	6,188	6,568	7,194	6,766	8,513	6,514	6,503	5,108	6,900	7,074
	前年同月比	69.5%	147.9%	84.6%	275.1%	138.6%	161.4%	129.6%	92.9%	44.4%	8.1%	46.7%	34.3%
業態等 クレジット	令和5年度	133,094	147,752	128,562	120,698	129,951	145,936	141,574	147,542	115,977	116,527	129,672	148,016
	令和6年度	139,244	150,803	122,276	120,095	126,662	140,818	143,618	143,838	117,367	124,922	128,806	160,762
	前年同月比	4.6%	2.1%	-4.9%	-0.5%	-2.5%	-3.5%	1.4%	-2.5%	1.2%	7.2%	-0.7%	8.6%
全体	令和5年度	264,285	279,410	261,748	244,528	287,838	286,685	281,279	286,870	254,882	244,119	263,126	311,520
	令和6年度	287,301	298,027	258,959	258,587	290,790	290,575	289,514	285,036	248,344	247,158	263,373	337,587
	前年同月比	8.7%	6.7%	-1.1%	5.7%	1.0%	1.4%	2.9%	-0.6%	-2.6%	1.2%	0.1%	8.4%

業態別月間契約数の推移

（単位：件）

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		47社	47社	47社	47社	47社	47社	47社	47社	47社	47社	47社	47社
業態 消費者金融	令和5年度	113,720	119,914	108,865	104,448	114,625	126,369	120,290	114,972	89,960	95,690	106,976	127,712
	令和6年度	117,915	130,027	99,241	96,647	107,248	120,961	117,051	106,614	82,375	93,831	103,567	122,167
	前年同月比	3.7%	8.4%	-8.8%	-7.5%	-6.4%	-4.3%	-2.7%	-7.3%	-8.4%	-1.9%	-3.2%	-4.3%
業態 事業者金融	令和5年度	120	99	130	102	126	127	136	177	204	174	209	233
	令和6年度	182	225	266	283	293	286	340	308	274	220	286	307
	前年同月比	51.7%	127.3%	104.6%	177.5%	132.5%	125.2%	150.0%	74.0%	34.3%	26.4%	36.8%	31.8%
業態等 クレジット	令和5年度	974,813	701,148	790,780	774,465	697,986	771,892	767,926	946,843	836,267	806,734	849,996	1,090,965
	令和6年度	809,096	709,154	775,572	696,807	687,139	780,694	695,123	796,496	737,377	766,239	755,014	989,679
	前年同月比	-17.0%	1.1%	-1.9%	-10.0%	-1.6%	1.1%	-9.5%	-15.9%	-11.8%	-5.0%	-11.2%	-9.3%
全体	令和5年度	1,088,653	821,161	899,775	879,015	812,737	898,388	888,352	1,061,992	926,431	902,598	957,181	1,218,910
	令和6年度	927,193	839,406	875,079	793,737	794,680	901,941	812,514	903,418	820,026	860,290	858,867	1,112,153
	前年同月比	-14.8%	2.2%	-2.7%	-9.7%	-2.2%	0.4%	-8.5%	-14.9%	-11.5%	-4.7%	-10.3%	-8.8%

（注）クレジット業態等の契約数は、キャッシング機能付クレジットカード、ローンカードの発行件数を含む。

消費者金融業態における消費者無担保貸付の成約率の推移

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和5年度	35.3%	34.3%	37.9%	36.7%	36.5%	36.7%	35.6%	35.4%	34.6%	33.5%	34.5%	34.7%
令和6年度	33.2%	34.0%	33.3%	31.2%	32.2%	31.8%	32.2%	32.9%	31.6%	31.0%	32.0%	31.2%
前年同月差	-2.2%	-0.3%	-4.6%	-5.5%	-4.3%	-5.0%	-3.4%	-2.5%	-3.1%	-2.5%	-2.5%	-3.5%

(注1)成約率は、消費者金融業態における消費者向無担保貸付の成約率（当月契約数/当月申込数）。

(注2)前年同月差は、令和6年度の成約率から令和5年度の成約率を単純減算したもの。

(2)事業者向貸付

業態別月間貸付金額の推移

(単位：百万円)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		47社	47社	47社	47社	47社	47社	47社	47社	47社	47社	47社	47社
消費者金融業態	令和5年度	20,228	17,349	21,445	16,963	21,022	24,866	21,013	16,383	24,431	14,243	23,464	25,768
	令和6年度	25,253	20,565	23,357	20,602	20,513	25,336	17,744	25,504	34,766	21,581	25,970	33,976
	前年同月比	24.8%	18.5%	8.9%	21.5%	-2.4%	1.9%	-15.6%	55.7%	42.3%	51.5%	10.7%	31.9%
事業者金融業態	令和5年度	68,759	59,596	74,740	79,315	84,625	53,430	54,089	54,972	59,701	49,015	42,428	210,050
	令和6年度	99,391	89,688	111,202	111,861	114,539	78,163	84,281	78,412	105,345	94,439	104,757	144,155
	前年同月比	44.6%	50.5%	48.8%	41.0%	35.3%	46.3%	55.8%	42.6%	76.5%	92.7%	146.9%	-31.4%
クレジット等業態	令和5年度	581,867	578,602	507,893	631,990	495,925	502,754	497,379	538,702	534,830	564,014	591,963	580,147
	令和6年度	589,628	656,747	562,451	654,311	567,162	437,425	632,826	709,800	653,196	641,868	685,053	501,891
	前年同月比	1.3%	13.5%	10.7%	3.5%	14.4%	-13.0%	27.2%	31.8%	22.1%	13.8%	15.7%	-13.5%
全体	令和5年度	670,854	655,546	604,078	728,268	601,572	581,051	572,481	610,056	618,962	627,273	657,855	815,965
	令和6年度	714,273	767,000	697,010	786,775	702,213	540,924	734,850	813,715	793,307	757,888	815,780	680,023
	前年同月比	6.5%	17.0%	15.4%	8.0%	16.7%	-6.9%	28.4%	33.4%	28.2%	20.8%	24.0%	-16.7%

業態別月間契約数の推移

(単位：件)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		47社	47社	47社	47社	47社	47社	47社	47社	47社	47社	47社	47社
消費者金融業態	令和5年度	511	543	582	506	529	566	604	494	585	441	564	605
	令和6年度	534	564	544	556	541	570	555	615	650	558	584	672
	前年同月比	4.5%	3.9%	-6.5%	9.9%	2.3%	0.7%	-8.1%	24.5%	11.1%	26.5%	3.5%	11.1%
事業者金融業態	令和5年度	260	327	309	272	272	315	271	278	330	250	242	326
	令和6年度	280	269	312	329	306	338	369	327	335	287	301	390
	前年同月比	7.7%	-17.7%	1.0%	21.0%	12.6%	7.3%	36.2%	17.6%	1.5%	14.8%	24.4%	19.6%
クレジット等業態	令和5年度	1,010	908	969	953	983	1,125	1,036	955	1,163	912	920	1,097
	令和6年度	1,056	876	810	801	769	768	1,314	1,033	854	746	823	905
	前年同月比	4.6%	-3.5%	-16.4%	-15.9%	-21.8%	-31.7%	26.8%	8.2%	-26.6%	-18.2%	-10.5%	-17.5%
全体	令和5年度	1,781	1,778	1,860	1,731	1,784	2,006	1,911	1,727	2,078	1,603	1,726	2,028
	令和6年度	1,870	1,709	1,666	1,686	1,616	1,676	2,238	1,975	1,839	1,591	1,708	1,967
	前年同月比	5.0%	-3.9%	-10.4%	-2.6%	-9.4%	-16.5%	17.1%	14.4%	-11.5%	-0.7%	-1.0%	-3.0%

(注)クレジット業態等の契約数は、キャッシング機能付クレジットカード、ローンカードの発行件数を含む。

5. 平均約定金利

消費者向貸付における貸付種別毎の平均約定金利の推移

令和3年度												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	50社	50社	50社	50社	50社	50社	50社	50社	50社	50社	50社	50社
無担保貸付 (住宅向を除く)	14.89%	14.91%	14.94%	14.90%	14.89%	14.87%	14.90%	14.92%	14.89%	14.86%	14.91%	14.87%
有担保貸付 (住宅向を除く)	4.99%	4.90%	4.89%	4.82%	4.82%	4.74%	4.73%	4.67%	4.63%	4.61%	4.60%	4.49%
住宅向貸付	2.29%	2.35%	2.28%	2.34%	2.31%	2.28%	2.34%	2.27%	2.33%	2.29%	2.19%	2.39%
全体	10.59%	10.65%	10.62%	10.57%	10.55%	10.51%	10.54%	10.54%	10.49%	10.45%	10.43%	10.49%

令和4年度												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	49社	49社	49社	48社	48社	48社	48社	48社	48社	48社	48社	48社
無担保貸付 (住宅向を除く)	14.75%	14.80%	14.97%	14.84%	14.93%	14.86%	14.94%	14.91%	14.95%	14.92%	14.96%	14.91%
有担保貸付 (住宅向を除く)	4.47%	4.44%	4.39%	4.36%	4.32%	4.28%	4.29%	4.71%	4.18%	4.29%	4.22%	4.07%
住宅向貸付	2.28%	2.34%	2.31%	2.39%	2.36%	2.31%	2.38%	2.31%	2.42%	2.39%	2.28%	2.47%
全体	10.26%	10.32%	10.50%	10.48%	10.53%	10.46%	10.54%	10.50%	10.48%	10.45%	10.43%	10.52%

令和5年度												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	47社	47社	47社	47社	47社	47社	47社	47社	47社	47社	47社	47社
無担保貸付 (住宅向を除く)	14.82%	14.81%	14.97%	14.95%	14.99%	14.93%	14.98%	14.97%	14.99%	14.96%	14.99%	14.80%
有担保貸付 (住宅向を除く)	4.02%	3.91%	3.86%	3.43%	3.77%	3.70%	3.68%	3.77%	3.71%	3.69%	3.68%	3.66%
住宅向貸付	2.34%	2.40%	2.39%	2.47%	2.38%	2.31%	2.37%	2.32%	2.38%	2.33%	2.24%	2.37%
全体	10.30%	10.34%	10.52%	10.49%	10.33%	10.36%	10.38%	10.51%	10.47%	10.43%	10.41%	10.32%

令和6年度												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	47社	47社	47社	47社	47社	47社	47社	47社	47社	47社	47社	47社
無担保貸付 (住宅向を除く)	14.93%	14.90%	14.98%	15.02%	15.00%	15.02%	15.04%	15.02%	15.06%	15.02%	15.07%	14.91%
有担保貸付 (住宅向を除く)	3.66%	3.65%	3.68%	3.68%	3.67%	3.65%	3.65%	3.65%	3.69%	3.73%	3.54%	3.73%
住宅向貸付	2.28%	2.34%	2.29%	2.36%	2.32%	2.32%	2.40%	2.31%	2.45%	2.42%	2.30%	2.57%
全体	10.32%	10.34%	10.42%	10.43%	10.40%	10.41%	10.44%	10.40%	10.35%	10.32%	10.32%	10.32%

6. 店舗数

業態別店舗数の推移

(単位: 店)

			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			47社	47社	47社	47社	47社	47社	47社	47社	47社	47社	47社	47社
消費者金融業態	有人店舗数	令和5年度	103	101	101	100	101	101	101	101	101	101	100	101
		令和6年度	102	100	98	98	99	100	101	102	102	102	101	103
		前年同月比	-1.0%	-1.0%	-3.0%	-2.0%	-2.0%	-1.0%	0.0%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	2.0%
	無人店舗数	令和5年度	2,784	2,746	2,718	2,680	2,636	2,595	2,552	2,517	2,478	2,442	2,406	2,357
		令和6年度	2,326	2,293	2,249	2,215	2,187	2,167	2,130	2,099	2,046	2,004	1,966	1,915
		前年同月比	-16.5%	-16.5%	-17.3%	-17.4%	-17.0%	-16.5%	-16.5%	-16.6%	-17.4%	-17.9%	-18.3%	-18.8%
	合計	令和5年度	2,887	2,847	2,819	2,780	2,737	2,696	2,653	2,618	2,579	2,543	2,506	2,458
		令和6年度	2,428	2,393	2,347	2,313	2,286	2,267	2,231	2,201	2,148	2,106	2,067	2,018
		前年同月比	-15.9%	-15.9%	-16.7%	-16.8%	-16.5%	-15.9%	-15.9%	-15.9%	-16.7%	-17.2%	-17.5%	-17.9%
事業者金融業態	有人店舗数	令和5年度	60	60	60	58	58	58	60	60	58	58	60	60
		令和6年度	60	60	60	60	60	59	59	59	59	59	59	54
		前年同月比	0.0%	0.0%	0.0%	3.4%	3.4%	1.7%	-1.7%	-1.7%	1.7%	1.7%	-1.7%	-10.0%
	無人店舗数	令和5年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		令和6年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		前年同月比	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	合計	令和5年度	60	60	60	58	58	58	60	60	58	58	60	60
		令和6年度	60	60	60	60	60	59	59	59	59	59	59	54
		前年同月比	0.0%	0.0%	0.0%	3.4%	3.4%	1.7%	-1.7%	-1.7%	1.7%	1.7%	-1.7%	-10.0%
クレジット業態等	有人店舗数	令和5年度	437	437	416	413	403	400	400	401	400	401	402	371
		令和6年度	382	382	382	381	380	377	375	375	375	368	366	361
		前年同月比	-12.6%	-12.6%	-8.2%	-7.7%	-5.7%	-5.8%	-6.3%	-6.5%	-6.3%	-8.2%	-9.0%	-2.7%
	無人店舗数	令和5年度	424	421	415	406	400	400	395	379	376	372	369	366
		令和6年度	361	357	356	353	349	347	340	333	329	328	326	322
		前年同月比	-14.9%	-15.2%	-14.2%	-13.1%	-12.8%	-13.3%	-13.9%	-12.1%	-12.5%	-11.8%	-11.7%	-12.0%
	合計	令和5年度	861	858	831	819	803	800	795	780	776	773	771	737
		令和6年度	743	739	738	734	729	724	715	708	704	696	692	683
		前年同月比	-13.7%	-13.9%	-11.2%	-10.4%	-9.2%	-9.5%	-10.1%	-9.2%	-9.3%	-10.0%	-10.2%	-7.3%
全体	有人店舗数	令和5年度	600	598	577	571	562	559	561	562	559	560	562	532
		令和6年度	544	542	540	539	539	536	535	536	536	529	526	518
		前年同月比	-9.3%	-9.4%	-6.4%	-5.6%	-4.1%	-4.1%	-4.6%	-4.6%	-4.1%	-5.5%	-6.4%	-2.6%
	無人店舗数	令和5年度	3,208	3,167	3,133	3,086	3,036	2,995	2,947	2,896	2,854	2,814	2,775	2,723
		令和6年度	2,687	2,650	2,605	2,568	2,536	2,514	2,470	2,432	2,375	2,332	2,292	2,237
		前年同月比	-16.2%	-16.3%	-16.9%	-16.8%	-16.5%	-16.1%	-16.2%	-16.0%	-16.8%	-17.1%	-17.4%	-17.8%
	合計	令和5年度	3,808	3,765	3,710	3,657	3,598	3,554	3,508	3,458	3,413	3,374	3,337	3,255
		令和6年度	3,231	3,192	3,145	3,107	3,075	3,050	3,005	2,968	2,911	2,861	2,818	2,755
		前年同月比	-15.2%	-15.2%	-15.2%	-15.0%	-14.5%	-14.2%	-14.3%	-14.2%	-14.7%	-15.2%	-15.6%	-15.4%

7. 信用保証残高・信用保証件数

信用保証残高の推移

（単位：百万円）

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		47社	47社	47社	47社	47社	47社	47社	47社	47社	47社	47社	47社
対する信用保証 金融機関の貸付に	令和5年度	8,677,971	8,743,415	8,804,984	8,835,678	8,881,826	8,961,451	9,034,172	9,113,912	9,149,577	9,192,989	9,239,124	9,329,593
	令和6年度	9,417,422	9,517,737	9,567,662	9,605,753	9,684,305	9,772,725	9,847,494	9,953,349	9,999,705	10,063,800	10,127,061	10,242,448
	前年同月比	8.5%	8.9%	8.7%	8.7%	9.0%	9.1%	9.0%	9.2%	9.3%	9.5%	9.6%	9.8%

信用保証件数の推移

（単位：件）

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		47社	47社	47社	47社	47社	47社	47社	47社	47社	47社	47社	47社
対する信用保証 金融機関の貸付に	令和5年度	7,463,016	7,480,072	7,485,958	7,466,734	7,478,602	7,495,035	7,503,228	7,530,529	7,502,134	7,485,440	7,503,355	7,524,394
	令和6年度	7,535,770	7,559,899	7,560,969	7,534,425	7,552,088	7,568,504	7,592,986	7,613,999	7,590,644	7,583,341	7,608,142	7,638,306
	前年同月比	1.0%	1.1%	1.0%	0.9%	1.0%	1.0%	1.2%	1.1%	1.2%	1.3%	1.4%	1.5%

8. 利息返還金・利息返還に伴う元本毀損額

業態別の利息返還金と利息返還に伴う元本毀損額の推移

(単位：百万円)

			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			47社	47社	47社	47社	47社	47社	47社	47社	47社	47社	47社	47社
利息返還金	消費者金融業態	令和5年度	4,309	4,267	5,683	4,624	4,312	5,368	3,596	3,925	5,349	3,429	3,945	4,903
		令和6年度	2,890	3,293	4,549	3,685	2,958	4,492	3,183	2,604	3,620	2,221	2,451	4,598
		前年同月比	-32.9%	-22.8%	-20.0%	-20.3%	-31.4%	-16.3%	-11.5%	-33.7%	-32.3%	-35.2%	-37.9%	-6.2%
	事業者金融業態	令和5年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		令和6年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		前年同月比	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	クレジット業態等	令和5年度	2,806	2,854	2,611	2,674	2,521	2,298	2,529	2,383	2,500	2,471	2,198	2,286
		令和6年度	2,182	2,008	2,020	2,041	2,006	1,750	1,884	1,895	1,747	1,521	1,617	1,580
		前年同月比	-22.2%	-29.6%	-22.6%	-23.7%	-20.4%	-23.8%	-25.5%	-20.5%	-30.1%	-38.4%	-26.4%	-30.9%
	合計	令和5年度	7,116	7,121	8,294	7,298	6,833	7,666	6,126	6,309	7,849	5,900	6,143	7,189
		令和6年度	5,072	5,301	6,569	5,726	4,964	6,242	5,068	4,498	5,367	3,742	4,068	6,178
		前年同月比	-28.7%	-25.6%	-20.8%	-21.5%	-27.3%	-18.6%	-17.3%	-28.7%	-31.6%	-36.6%	-33.8%	-14.1%
利息返還に伴う元本毀損額	消費者金融業態	令和5年度	462	463	596	500	491	498	423	389	455	414	368	459
		令和6年度	328	343	469	364	349	433	292	643	438	289	411	490
		前年同月比	-29.0%	-26.0%	-21.3%	-27.2%	-28.9%	-13.1%	-31.0%	65.1%	-3.7%	-30.3%	11.5%	6.8%
	事業者金融業態	令和5年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		令和6年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		前年同月比	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	クレジット業態等	令和5年度	451	475	458	458	445	425	457	407	398	386	393	402
		令和6年度	343	355	352	360	326	255	316	276	294	269	243	251
		前年同月比	-23.9%	-25.1%	-23.2%	-21.5%	-26.9%	-39.9%	-30.8%	-32.1%	-26.0%	-30.3%	-38.1%	-37.5%
	合計	令和5年度	913	937	1,054	958	936	923	880	796	852	800	761	861
		令和6年度	671	698	820	724	675	688	608	919	732	557	654	742
		前年同月比	-26.5%	-25.5%	-22.1%	-24.4%	-27.9%	-25.5%	-30.9%	15.4%	-14.1%	-30.3%	-14.1%	-13.9%
全体	令和5年度		8,029	8,058	9,347	8,256	7,769	8,589	7,005	7,105	8,701	6,700	6,904	8,050
	令和6年度		5,744	5,999	7,389	6,449	5,639	6,930	5,676	5,417	6,100	4,299	4,722	6,920
	前年同月比		-28.5%	-25.6%	-20.9%	-21.9%	-27.4%	-19.3%	-19.0%	-23.8%	-29.9%	-35.8%	-31.6%	-14.0%

公知情報等・その他統計データ

1. 指定信用情報機関への情報登録状況

株式会社日本信用情報機構（JICC）への登録状況

		登録人数(万人)	5件以上の 借入利用者(万人)	全体人数に 対する割合	登録件数(万件)	5件以上の 借入利用者(万件)	登録残高 合計額(億円)	5件以上の 借入利用者(億円)
令和元年	1月	1,079	9.6	0.9%	1,614	51.6	79,179	2,236
	2月	1,083	9.6	0.9%	1,620	51.6	79,843	2,268
	3月	1,083	9.7	0.9%	1,621	52.0	80,595	2,320
	4月	1,090	9.8	0.9%	1,632	52.5	81,314	2,402
	5月	1,092	10.0	0.9%	1,637	53.3	81,785	2,432
	6月	1,093	10.0	0.9%	1,638	53.5	82,238	2,436
	7月	1,089	9.6	0.9%	1,626	51.4	82,123	2,367
	8月	1,083	9.6	0.9%	1,619	51.4	82,415	2,360
	9月	1,096	9.8	0.9%	1,639	52.2	83,570	2,412
	10月	1,092	9.8	0.9%	1,634	52.4	83,821	2,425
	11月	1,096	9.9	0.9%	1,642	53.2	84,598	2,448
	12月	1,095	10.0	0.9%	1,641	53.3	85,042	2,470
令和2年	1月	1,085	10.0	0.9%	1,628	53.5	85,177	2,486
	2月	1,091	10.2	0.9%	1,639	54.4	84,726	2,542
	3月	1,091	10.3	0.9%	1,643	55.2	85,707	2,602
	4月	1,077	10.2	0.9%	1,623	54.7	85,473	2,573
	5月	1,068	10.1	0.9%	1,610	54.1	85,343	2,568
	6月	1,064	9.9	0.9%	1,601	53.3	85,247	2,564
	7月	1,043	9.6	0.9%	1,567	51.2	84,470	2,494
	8月	1,038	9.5	0.9%	1,558	50.7	84,513	2,483
	9月	1,040	9.6	0.9%	1,561	51.1	84,760	2,504
	10月	1,035	9.5	0.9%	1,552	50.7	84,957	2,494
	11月	1,043	9.7	0.9%	1,566	51.8	85,709	2,533
	12月	1,031	9.4	0.9%	1,545	50.5	85,434	2,483
令和3年	1月	1,023	9.4	0.9%	1,534	50.2	85,491	2,463
	2月	1,027	9.5	0.9%	1,540	51.0	86,003	2,490
	3月	1,027	9.6	0.9%	1,542	51.4	86,515	2,523
	4月	1,024	9.6	0.9%	1,536	51.6	86,470	2,516
	5月	1,023	9.7	0.9%	1,537	52.2	87,143	2,613
	6月	1,025	9.8	1.0%	1,539	52.3	87,528	2,620
	7月	1,015	9.7	1.0%	1,525	51.9	87,514	2,595
	8月	1,018	9.8	1.0%	1,531	52.7	87,934	2,628
	9月	1,017	10.0	1.0%	1,531	53.4	88,369	2,652
	10月	1,018	10.0	1.0%	1,533	53.9	88,817	2,674
	11月	1,028	10.3	1.0%	1,550	55.3	89,591	2,718
	12月	1,016	10.1	1.0%	1,530	54.0	89,166	2,657
令和4年	1月	1,014	10.2	1.0%	1,529	54.8	89,423	2,685
	2月	1,017	10.4	1.0%	1,536	55.8	89,488	2,658
	3月	1,016	10.5	1.0%	1,535	56.2	89,835	2,673
	4月	1,015	10.5	1.0%	1,533	56.4	89,975	2,698
	5月	1,023	10.8	1.1%	1,549	58.0	90,604	2,756
	6月	1,021	10.8	1.1%	1,546	58.1	90,704	2,777
	7月	1,015	10.8	1.1%	1,539	58.1	90,753	2,774
	8月	1,021	11.0	1.1%	1,549	59.2	91,217	2,819
	9月	1,023	11.3	1.1%	1,556	60.4	91,785	2,875
	10月	1,028	11.5	1.1%	1,566	61.7	92,298	2,919
	11月	1,038	11.7	1.1%	1,582	63.1	93,014	2,973
	12月	1,027	11.7	1.1%	1,567	62.8	92,661	2,967
令和5年	1月	1,032	12.1	1.2%	1,579	65.1	93,173	3,025
	2月	1,037	12.5	1.2%	1,591	67.4	93,647	3,104
	3月	1,040	12.8	1.2%	1,599	68.9	94,104	3,143
	4月	1,044	13.0	1.2%	1,605	70.4	94,142	3,185
	5月	1,057	13.5	1.3%	1,629	73.2	94,908	3,270
	6月	1,055	13.6	1.3%	1,629	73.7	94,948	3,281
	7月	1,053	13.7	1.3%	1,628	73.9	94,994	3,287
	8月	1,056	13.9	1.3%	1,635	75.0	95,271	3,338
	9月	1,063	14.2	1.3%	1,650	76.8	95,893	3,361
	10月	1,069	14.5	1.4%	1,661	78.3	96,473	3,420
	11月	1,071	14.5	1.4%	1,666	78.6	96,919	3,426
	12月	1,063	14.2	1.3%	1,654	76.8	96,530	3,388
令和6年	1月	1,066	14.4	1.4%	1,661	77.7	96,972	3,446
	2月	1,068	14.6	1.4%	1,667	78.6	97,395	3,490
	3月	1,068	14.6	1.4%	1,667	78.8	97,802	3,498
	4月	1,077	14.7	1.4%	1,680	79.7	98,435	3,524
	5月	1,077	14.8	1.4%	1,685	80.3	98,826	3,567
	6月	1,078	14.7	1.4%	1,686	79.4	99,027	3,541
	7月	1,066	14.6	1.4%	1,673	78.8	86,153	3,509
	8月	1,062	14.6	1.4%	1,669	78.9	86,047	3,508
	9月	1,071	14.9	1.4%	1,685	80.6	86,835	3,572
	10月	1,070	15.0	1.4%	1,687	81.1	87,002	3,579
	11月	1,076	15.2	1.4%	1,698	82.0	87,737	3,637
	12月	1,074	14.9	1.4%	1,693	80.5	87,669	3,597
令和7年	1月	1,065	14.9	1.4%	1,684	80.5	87,595	3,600
	2月	1,070	15.1	1.4%	1,690	81.5	87,975	3,648
	3月	1,071	15.2	1.4%	1,693	81.7	88,366	3,659

(注1) 各月の数値は、月末時点における「残高あり」の数値。

(注2) 登録人数は、名寄せベース。

(注3) 登録人数及び登録件数は、小数点以下を切り捨てとしている。

出典：株式会社日本信用情報機構

株式会社シー・アイ・シー（CIC）への登録状況

		登録人数(万人)	5件以上の 借入利用者(万人)	全体人数に 対する割合	登録件数(万件)	5件以上の 借入利用者(万件)	登録残高 合計額(億円)	5件以上の 借入利用者(億円)
平成30年	1月	1,140	12	1.1%	1,673	66	83,574	2,786
	2月	1,142	12	1.1%	1,678	66	83,959	2,834
	3月	1,144	12	1.0%	1,682	67	84,674	2,873
	4月	1,148	12	1.0%	1,685	66	85,372	2,891
	5月	1,153	12	1.0%	1,694	66	85,860	2,923
	6月	1,156	12	1.0%	1,700	66	86,484	2,947
	7月	1,149	12	1.0%	1,688	65	86,631	2,935
	8月	1,149	12	1.0%	1,690	66	87,117	2,963
	9月	1,154	12	1.0%	1,698	66	87,967	3,004
	10月	1,158	12	1.0%	1,707	67	88,711	3,047
	11月	1,162	12	1.0%	1,715	68	89,523	3,100
	12月	1,159	12	1.0%	1,710	67	89,899	3,083
令和元年	1月	1,151	12	1.0%	1,698	67	89,763	3,083
	2月	1,149	12	1.0%	1,697	67	90,280	3,129
	3月	1,151	12	1.0%	1,703	68	91,141	3,197
	4月	1,154	12	1.0%	1,707	68	91,816	3,265
	5月	1,160	13	1.1%	1,719	69	92,397	3,330
	6月	1,165	13	1.1%	1,728	70	93,096	3,353
	7月	1,153	12	1.0%	1,707	68	92,846	3,284
	8月	1,151	12	1.0%	1,705	68	93,223	3,287
	9月	1,154	12	1.0%	1,711	68	94,104	3,316
	10月	1,157	13	1.1%	1,715	68	94,780	3,323
	11月	1,161	13	1.1%	1,724	69	95,615	3,377
	12月	1,157	13	1.1%	1,718	69	96,036	3,367
令和2年	1月	1,149	12	1.0%	1,706	68	96,010	3,342
	2月	1,150	13	1.1%	1,710	69	96,800	3,403
	3月	1,149	13	1.1%	1,712	70	97,765	3,461
	4月	1,142	13	1.1%	1,704	70	98,532	3,496
	5月	1,131	13	1.1%	1,687	69	98,233	3,467
	6月	1,123	12	1.1%	1,672	67	98,117	3,435
	7月	1,107	12	1.1%	1,642	64	97,522	3,350
	8月	1,088	11	1.0%	1,610	61	96,803	3,228
	9月	1,086	11	1.0%	1,607	61	97,248	3,234
	10月	1,087	11	1.0%	1,608	61	97,448	3,248
	11月	1,088	11	1.0%	1,612	63	98,136	3,312
	12月	1,084	11	1.0%	1,605	62	98,210	3,272
令和3年	1月	1,073	11	1.0%	1,588	61	97,865	3,232
	2月	1,066	11	1.0%	1,581	61	98,068	3,247
	3月	1,065	11	1.0%	1,581	62	98,252	3,285
	4月	1,066	11	1.0%	1,582	62	98,687	3,296
	5月	1,067	11	1.0%	1,584	62	98,970	3,297
	6月	1,063	12	1.1%	1,582	63	99,119	3,303
	7月	1,057	11	1.0%	1,571	62	99,166	3,277
	8月	1,055	11	1.0%	1,569	62	99,419	3,286
	9月	1,054	12	1.1%	1,571	63	99,910	3,301
	10月	1,057	12	1.1%	1,576	64	100,523	3,325
	11月	1,059	12	1.1%	1,581	65	100,233	3,357
	12月	1,058	12	1.1%	1,580	65	100,508	3,349

		登録人数(万人)	5件以上の 借入利用者(万人)	全体人数に 対する割合	登録件数(万件)	5件以上の 借入利用者(万件)	登録残高 合計額(億円)	5件以上の 借入利用者(億円)
令和4年	1月	1,049	12	1.1%	1,565	64	100,021	3,310
	2月	1,048	12	1.1%	1,566	65	99,963	3,312
	3月	1,047	12	1.1%	1,567	66	100,252	3,346
	4月	1,050	12	1.1%	1,572	67	100,757	3,398
	5月	1,051	12	1.1%	1,575	67	101,085	3,407
	6月	1,056	13	1.2%	1,586	69	101,647	3,450
	7月	1,051	13	1.2%	1,578	68	101,730	3,427
	8月	1,050	13	1.2%	1,578	69	102,056	3,444
	9月	1,054	13	1.2%	1,587	70	102,767	3,503
	10月	1,060	13	1.2%	1,599	71	103,609	3,556
	11月	1,066	13	1.2%	1,612	73	104,333	3,605
	12月	1,067	13	1.2%	1,614	73	104,341	3,616
令和5年	1月	1,061	14	1.3%	1,608	74	104,427	3,642
	2月	1,066	14	1.3%	1,621	77	105,167	3,721
	3月	1,071	14	1.3%	1,634	79	105,403	3,797
	4月	1,078	15	1.4%	1,647	81	106,194	3,852
	5月	1,084	15	1.4%	1,660	83	106,724	3,917
	6月	1,091	16	1.5%	1,675	85	107,496	3,993
	7月	1,088	16	1.5%	1,671	85	107,736	3,968
	8月	1,089	16	1.5%	1,677	86	108,286	4,014
	9月	1,095	16	1.5%	1,690	88	108,012	4,080
	10月	1,100	17	1.5%	1,703	90	108,826	4,111
	11月	1,102	17	1.5%	1,710	92	109,715	4,176
	12月	1,103	17	1.5%	1,712	91	110,298	4,171
令和6年	1月	1,096	17	1.6%	1,702	90	110,410	4,144
	2月	1,099	17	1.5%	1,710	91	111,236	4,181
	3月	1,104	17	1.5%	1,722	93	111,177	4,220
	4月	1,106	17	1.5%	1,723	93	111,017	4,248
	5月	1,112	17	1.5%	1,736	94	111,939	4,303
	6月	1,119	18	1.6%	1,748	95	112,865	4,341
	7月	1,111	17	1.5%	1,735	93	112,920	4,279
	8月	1,112	17	1.5%	1,739	93	113,393	4,311
	9月	1,112	17	1.5%	1,743	94	113,601	4,370
	10月	1,118	18	1.6%	1,756	96	114,486	4,393
	11月	1,123	18	1.6%	1,768	98	115,533	4,473
	12月	1,122	18	1.6%	1,765	96	115,948	4,425
令和7年	1月	1,116	18	1.6%	1,755	95	115,878	4,406
	2月	1,118	18	1.6%	1,763	97	116,545	4,473
	3月	1,116	18	1.6%	1,760	96	116,907	4,480

(注1) 各月の数値は、毎月20日時点における「残高あり」の数値。

(注2) 小数点第1位を四捨五入している。

出典：株式会社シー・アイ・シー

2. 金融機関の貸出の状況

預金取扱機関・公的金融機関の貸出残高の推移

（単位：億円）

	預金取扱機関の貸出残高				公的金融機関の貸出残高			全体
	住宅貸付	消費者信用	企業・政府等向け	合計	住宅貸付	消費者信用・企業・政府等向け	合計	
令和元年度	1,714,628	185,947	6,083,989	7,984,564	227,910	1,908,287	2,136,197	10,120,761
令和2年度	1,769,294	177,299	6,257,483	8,204,076	229,665	2,205,824	2,435,489	10,639,565
令和3年度	1,826,878	175,415	6,430,233	8,432,526	228,013	2,220,798	2,448,811	10,881,337
令和4年度	1,877,805	178,838	6,720,666	8,777,309	224,312	2,240,564	2,464,876	11,242,185
令和5年度	1,938,038	187,318	6,999,798	9,125,154	216,252	2,197,618	2,413,870	11,539,024
令和6年度	2,004,400	196,028	7,140,426	9,340,854	207,653	2,148,481	2,356,134	11,696,988

（注）資金循環統計は、原則として年に1回、新たに入手した基礎資料や制度変更等の反映及び推計方法の見直しに伴う遡及改定を実施している。

出典：日本銀行

3. 一般社団法人生命保険協会会員会社の貸付状況

（単位：百万円）

		保険約款貸付			一般貸付							合計	うち非居住者貸付
			契約者貸付	保険料振替貸付		企業貸付	国・国際機関・政府関係機関貸付	公共団体・公企業貸付	住宅ローン	消費者ローン	その他		
令和2年 3月末 (全42社合計)	金額	2,861,471	2,616,348	245,109	27,337,151	23,308,611	281,726	1,999,017	1,096,757	543,594	107,425	30,198,633	3,802,837
	構成比	9.5%	8.7%	0.8%	90.5%	77.2%	0.9%	6.6%	3.6%	1.8%	0.4%	100.0%	12.6%
令和3年 3月末 (全42社合計)	金額	2,687,848	2,457,834	229,996	26,898,409	23,111,069	65,409	1,955,875	1,083,851	557,390	124,799	29,586,270	4,303,005
	構成比	9.1%	8.3%	0.8%	90.9%	78.1%	0.2%	6.6%	3.7%	1.9%	0.4%	100.0%	14.5%
令和4年 3月末 (全42社合計)	金額	2,551,978	2,329,336	222,628	26,613,422	22,622,556	290,739	1,924,954	1,080,792	575,532	118,831	29,165,412	4,788,623
	構成比	8.8%	8.0%	0.8%	91.2%	77.6%	1.0%	6.6%	3.7%	2.0%	0.4%	100.0%	16.4%
令和5年 3月末 (全42社合計)	金額	2,529,157	2,311,516	217,629	26,404,276	22,486,089	227,307	1,879,615	1,107,473	582,509	121,261	28,933,445	5,080,062
	構成比	8.7%	8.0%	0.8%	91.3%	77.7%	0.8%	6.5%	3.8%	2.0%	0.4%	100.0%	17.6%
令和6年 3月末 (全42社合計)	金額	2,563,250	2,345,342	217,892	26,858,323	23,008,862	137,948	1,873,108	1,122,550	609,579	106,258	29,421,583	5,770,280
	構成比	8.7%	8.0%	0.7%	91.3%	78.2%	0.5%	6.4%	3.8%	2.1%	0.4%	100.0%	19.6%
令和7年 3月末 (全41社合計)	金額	2,534,127	2,322,917	211,190	25,682,690	22,137,179	47,445	1,772,002	1,099,683	592,433	33,932	28,216,821	5,731,418
	構成比	9.0%	8.2%	0.7%	91.0%	78.5%	0.2%	6.3%	3.9%	2.1%	0.1%	100.0%	20.3%

出典：一般社団法人生命保険協会

4. リース取扱高の状況

企業規模別リース取扱高の推移

（単位：億円）

	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		前年度比
	取 扱 高 ス	構 成 比	取 扱 高 ス	構 成 比	取 扱 高 ス	構 成 比	取 扱 高 ス	構 成 比	取 扱 高 ス	構 成 比	取 扱 高 ス	構 成 比	
大企業（資本金1億円超の法人）	19,719	37.0%	17,035	37.1%	14,963	35.5%	16,000	37.1%	16,181	34.9%	16,816	33.1%	103.9%
上場企業等	8,934	16.8%	7,483	16.3%	6,148	14.6%	6,695	15.5%	7,115	15.4%	7,019	13.8%	98.7%
中小企業（資本金1億円以下の法人、個人事業者）	26,996	50.6%	23,294	50.7%	21,287	50.5%	22,296	51.7%	24,945	53.9%	27,186	53.5%	109.0%
官公庁・その他	6,616	12.4%	5,581	12.2%	5,936	14.1%	4,810	11.2%	5,173	11.2%	6,845	13.5%	132.3%
合計	53,331	100.0%	45,910	100.0%	42,186	100.0%	43,106	100.0%	46,299	100.0%	50,847	100.0%	109.8%

出典：公益社団法人リース事業協会

業種別リース取扱高の推移

（単位：億円）

	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		前年度比
	取 扱 高 ス	構 成 比	取 扱 高 ス	構 成 比	取 扱 高 ス	構 成 比	取 扱 高 ス	構 成 比	取 扱 高 ス	構 成 比	取 扱 高 ス	構 成 比	
農業・林業・漁業・鉱業	566	1.1%	512	1.1%	495	1.2%	547	1.3%	610	1.3%	582	1.1%	95.4%
建設業	3,373	6.3%	3,126	6.8%	2,982	7.1%	3,051	7.1%	3,299	7.1%	3,423	6.7%	103.8%
製造業	9,902	18.6%	7,744	16.9%	7,026	16.7%	7,582	17.6%	8,274	17.9%	8,040	15.8%	97.2%
食品等製造業	1,412	2.6%	1,047	2.3%	1,128	2.7%	1,173	2.7%	1,200	2.6%	1,258	2.5%	104.8%
繊維・木材・パルプ等製造業	718	1.3%	560	1.2%	506	1.2%	589	1.4%	692	1.5%	663	1.3%	95.8%
化学・石油・プラスチック製品等製造業	885	1.7%	820	1.8%	728	1.7%	807	1.9%	848	1.8%	902	1.8%	106.4%
鉄鋼・非鉄・金属製品等製造業	1,405	2.6%	1,216	2.6%	979	2.3%	1,051	2.4%	1,165	2.5%	1,217	2.4%	104.5%
生産用・電気・情報通信・輸送等機械器具製造業	4,203	7.9%	3,083	6.7%	2,734	6.5%	2,960	6.9%	3,287	7.1%	2,836	5.6%	86.3%
その他の製造業	1,278	2.4%	1,018	2.2%	951	2.3%	1,002	2.3%	1,082	2.3%	1,164	2.3%	107.6%
非製造業	33,789	63.4%	28,975	63.1%	26,304	62.4%	26,859	62.3%	29,128	62.9%	31,994	62.9%	109.8%
電気・ガス・熱供給・水道業	740	1.4%	787	1.7%	411	1.0%	336	0.8%	531	1.1%	620	1.2%	116.7%
情報通信業	3,206	6.0%	3,552	7.7%	3,145	7.5%	2,555	5.9%	2,303	5.0%	2,524	5.0%	109.6%
運輸業・郵便業	3,431	6.4%	2,804	6.1%	2,620	6.2%	2,524	5.9%	3,230	7.0%	3,655	7.2%	113.1%
卸売業・小売業	8,438	15.8%	6,925	15.1%	6,501	15.4%	6,710	15.6%	7,106	15.3%	7,362	14.5%	103.6%
金融業・保険業	1,605	3.0%	1,330	2.9%	1,416	3.4%	1,693	3.9%	2,018	4.4%	2,134	4.2%	105.7%
不動産業・物品賃貸業	3,081	5.8%	2,554	5.6%	2,210	5.2%	2,143	5.0%	2,495	5.4%	2,467	4.9%	98.9%
宿泊業・飲食サービス業	1,364	2.6%	884	1.9%	764	1.8%	950	2.2%	1,013	2.2%	1,149	2.3%	113.5%
医療・福祉	3,602	6.8%	3,006	6.5%	2,855	6.8%	3,391	7.9%	3,733	8.1%	3,903	7.7%	104.6%
その他サービス	8,323	15.6%	7,133	15.5%	6,382	15.1%	6,556	15.2%	6,699	14.5%	8,180	16.1%	122.1%
公務・その他	5,701	10.7%	5,552	12.1%	5,379	12.7%	5,067	11.8%	4,988	10.8%	6,808	13.4%	136.5%
合計	53,331	100.0%	45,910	100.0%	42,186	100.0%	43,106	100.0%	46,299	100.0%	50,847	100.0%	109.8%

出典：公益社団法人リース事業協会

5. 多重債務に関する相談の状況

国民生活センター（PIO-NET）に寄せられた多重債務に関する相談件数

（単位：件）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
相談件数	20,389	21,445	23,486	2,673（前年同期：2,376）

（注1）相談件数は令和6年5月31日現在（消費生活センター等からの経由相談は含まれていません）。

（注2）ここでは、債務額や借入先数にかかわらず、借り手が債務に大きな負担を感じ、支払いが困難であると申し出ている相談を「多重債務」としています。

出典：独立行政法人国民生活センター

日本司法支援センター（法テラス）における代理援助件数の推移

【民事法律扶助】代理援助の事件別内訳

（単位：件）

	家事事件	多重債務事件	その他事件	合計	多重債務事件が占める割合
平成30年度	35,940	61,686	18,204	115,830	53.3%
令和元年度	35,223	59,781	17,233	112,237	53.3%
令和2年度	33,860	54,819	16,951	105,630	51.9%
令和3年度	32,753	54,852	15,873	103,478	53.0%
令和4年度	30,268	56,864	14,462	101,594	56.0%
令和5年度	29,266	61,675	14,135	105,076	58.7%

出典：日本司法支援センター

6. 多重債務に関するカウンセリングの実施状況

カウンセリングの実施状況

（単位：件）

	電話相談件数	カウンセリング件数									
		他機関案内		電話回答・助言		カウンセリング受付		新規カウンセリング	任意整理に着手		
		件数	割合	件数	割合	件数	割合		件数	件数	件数
令和元年度	5,470	2,270	41.5%	1,719	31.4%	1,481	27.1%	1,151	479	322	350
令和2年度	4,029	1,774	44.0%	1,462	36.3%	793	19.7%	632	261	163	208
令和3年度	4,081	1,659	40.7%	1,321	32.4%	1,101	27.0%	912	385	255	272
令和4年度	4,077	1,703	41.8%	1,271	31.2%	1,103	27.1%	795	350	200	245
令和5年度	4,617	1,927	41.7%	1,495	32.4%	1,195	25.9%	872	361	226	285
令和6年度	4,935	2,167	43.9%	1,624	32.9%	1,144	23.2%	836	389	176	271

（注1）「電話相談件数」は、「多重債務ほっとライン」で受け付けた件数。

（注2）「他機関案内」は、弁護士会など他機関へ案内した件数。

（注3）「電話回答・助言」は、電話相談段階での回答・助言のみで解決した件数。

（注4）「カウンセリング受付」は、カウンセリングの予約を受け付けた件数。

（注5）「新規カウンセリング」は、電話相談で予約して来所した相談者の初回カウンセリングの件数。なお、「カウンセリング受付」件数と「新規カウンセリング」件数の差は、申込みのキャンセルと受付・実施年度のずれによるもの。

（注6）「任意整理に着手」は、協会が介入して任意整理等の手続に入った件数。

（注7）「他機関紹介」は、自己破産、個人再生、過払金返還請求の手続が必要などの理由により弁護士会の相談センターや日本司法支援センターなどを紹介した件数。

（注8）「割合」は、「電話相談件数」に占める割合を示す。

出典：公益財団法人日本クレジットカウンセリング協会

各拠点別カウンセリングの実施状況

（単位：件）

		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
東京	電話相談件数	1,252	－	1,267	－	1,204	－	1,396	－	1,497	－
	新規カウンセリング	262	100.0%	376	100.0%	279	100.0%	338	100.0%	337	100.0%
	任意整理に着手	128	48.9%	172	45.7%	164	58.8%	168	49.7%	162	48.1%
	他機関紹介	66	25.2%	103	27.4%	56	20.1%	64	18.9%	74	22.0%
	助言で終了等	68	26.0%	101	26.9%	59	21.1%	106	31.4%	101	30.0%
大阪	電話相談件数	662	－	642	－	629	－	802	－	827	－
	新規カウンセリング	122	100.0%	138	100.0%	150	100.0%	150	100.0%	145	100.0%
	任意整理に着手	20	16.4%	36	26.1%	31	20.7%	29	19.3%	54	37.2%
	他機関紹介	39	32.0%	56	40.6%	67	44.7%	73	48.7%	34	23.4%
	助言で終了等	63	51.6%	46	33.3%	52	34.7%	48	32.0%	57	39.3%
福岡	電話相談件数	301	－	316	－	291	－	331	－	349	－
	新規カウンセリング	39	100.0%	59	100.0%	45	100.0%	54	100.0%	60	100.0%
	任意整理に着手	12	30.8%	13	22.0%	6	13.3%	11	20.4%	11	18.3%
	他機関紹介	10	25.6%	13	22.0%	7	15.6%	7	13.0%	10	16.7%
	助言で終了等	17	43.6%	33	55.9%	32	71.1%	36	66.7%	39	65.0%
名古屋	電話相談件数	283	－	269	－	306	－	342	－	328	－
	新規カウンセリング	42	100.0%	71	100.0%	59	100.0%	78	100.0%	66	100.0%
	任意整理に着手	30	71.4%	43	60.6%	37	62.7%	39	50.0%	53	80.3%
	他機関紹介	10	23.8%	14	19.7%	8	13.6%	14	17.9%	7	10.6%
	助言で終了等	2	4.8%	14	19.7%	14	23.7%	25	32.1%	6	9.1%
仙台	電話相談件数	170	－	204	－	207	－	245	－	262	－
	新規カウンセリング	29	100.0%	64	100.0%	61	100.0%	71	100.0%	64	100.0%
	任意整理に着手	16	55.2%	24	37.5%	27	44.3%	34	47.9%	43	67.2%
	他機関紹介	4	13.8%	20	31.3%	18	29.5%	24	33.8%	14	21.9%
	助言で終了等	9	31.0%	20	31.3%	16	26.2%	13	18.3%	7	10.9%
広島	電話相談件数	198	－	221	－	231	－	230	－	280	－
	新規カウンセリング	32	100.0%	58	100.0%	45	100.0%	49	100.0%	42	100.0%
	任意整理に着手	6	18.8%	23	39.7%	9	20.0%	7	14.3%	13	31.0%
	他機関紹介	15	46.9%	12	20.7%	6	13.3%	18	36.7%	13	31.0%
	助言で終了等	11	34.4%	23	39.7%	30	66.7%	24	49.0%	16	38.1%
新潟	電話相談件数	41	－	44	－	27	－	25	－	32	－
	新規カウンセリング	0	－	0	－	0	－	0	－	0	－
	任意整理に着手	0	－	0	－	0	－	0	－	0	－
	他機関紹介	0	－	0	－	0	－	0	－	0	－
	助言で終了等	0	－	0	－	0	－	0	－	0	－
静岡	電話相談件数	106	－	133	－	134	－	119	－	96	－
	新規カウンセリング	16	100.0%	37	100.0%	30	100.0%	24	100.0%	1	100.0%
	任意整理に着手	8	50.0%	15	40.5%	11	36.7%	14	58.3%	0	0.0%
	他機関紹介	2	12.5%	12	32.4%	8	26.7%	6	25.0%	1	100.0%
	助言で終了等	6	37.5%	10	27.0%	11	36.7%	4	16.7%	0	0.0%
熊本	電話相談件数	57	－	50	－	51	－	68	－	62	－
	新規カウンセリング	6	100.0%	3	100.0%	5	100.0%	2	100.0%	4	100.0%
	任意整理に着手	2	33.3%	1	33.3%	1	20.0%	0	0.0%	1	25.0%
	他機関紹介	2	33.3%	1	33.3%	2	40.0%	2	100.0%	1	25.0%
	助言で終了等	2	33.3%	1	33.3%	2	40.0%	0	0.0%	2	50.0%
福島・他	電話相談件数	959	－	935	－	997	－	1,059	－	1,202	－
	新規カウンセリング	84	100.0%	106	100.0%	121	100.0%	106	100.0%	117	100.0%
	任意整理に着手	39	28.6%	58	54.7%	64	52.9%	59	55.7%	52	44.4%
	他機関紹介	15	26.2%	24	22.6%	28	23.1%	18	17.0%	22	18.8%
	助言で終了等	30	45.1%	24	22.6%	29	24.0%	29	27.4%	43	36.8%
全体	電話相談件数	4,029	－	4,081	－	4,077	－	4,617	－	4,935	－
	新規カウンセリング	632	100.0%	912	100.0%	795	100.0%	872	100.0%	836	100.0%
	任意整理に着手	261	41.3%	385	42.2%	350	44.0%	361	41.4%	389	46.5%
	他機関紹介	163	25.8%	255	28.0%	200	25.2%	226	25.9%	176	21.1%
	助言で終了等	208	32.9%	272	29.8%	245	30.8%	285	32.7%	271	32.4%

（注1）「福島・他」には、福島及び高松、金沢、沖縄、横浜、さいたま、岐阜、松山、前橋、宮崎、三重、長野を含む。

（注2）新潟、静岡、福島、岐阜、三重、長野は、当面の間、新規案件の受付を停止している。

（注3）「電話相談件数」は、「多重債務ほっとライン」で受け付けた件数。

（注4）「新規カウンセリング」は、電話相談で予約して来所した相談者の初回カウンセリングの件数。なお、「カウンセリング受付」件数と「新規カウンセリング」件数の差は、申込みのキャンセルと受付・実施年度のずれによるもの。

（注5）「任意整理に着手」は、協会が介入して任意整理等の手続に入った件数。

（注6）「他機関紹介」は、自己破産、個人再生、過払金返還請求の手続が必要などの理由により弁護士会の相談センターや日本司法支援センターなどを紹介した件数。

（注7）「割合」は、「新規カウンセリング」件数に占める割合を示す。

出典：公益財団法人日本クレジットカウンセリング協会

7. 自己破産の状況

破産新受事件数 (単位：件)

	自然人の自己破産		法人・その他の自己破産		合計
平成29年		68,792		6,848	75,640
平成30年		73,099		6,583	79,682
令和元年		73,095		6,743	79,838
令和2年		71,679		6,085	77,764
令和3年		68,240		4,871	73,111
令和4年		64,833		5,474	70,307
令和5年		70,589		7,317	77,906

出典：最高裁判所

8. 自殺者数の状況

男女別の自殺者数 (単位：人)

	平成30年		令和元年		令和2年		令和3年		令和4年		令和5年		令和6年	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
男性	14,290	68.6%	14,078	69.8%	14,055	66.7%	13,939	66.4%	14,746	67.4%	14,862	68.1%	13,801	67.9%
女性	6,550	31.4%	6,091	30.2%	7,026	33.3%	7,068	33.6%	7,135	32.6%	6,975	31.9%	6,519	32.1%
合計	20,840	100.0%	20,169	100.0%	21,081	100.0%	21,007	100.0%	21,881	100.0%	21,837	100.0%	20,320	100.0%

出典：警察庁

年齢階級別の自殺者数 (単位：人)

	平成30年		令和元年		令和2年		令和3年		令和4年		令和5年		令和6年	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
～19歳	599	2.9%	659	3.3%	777	3.7%	750	3.6%	798	3.6%	810	3.7%	800	3.9%
20～29歳	2,152	10.3%	2,117	10.5%	2,521	12.0%	2,611	12.4%	2,483	11.3%	2,521	11.5%	2,465	12.1%
30～39歳	2,597	12.5%	2,526	12.5%	2,610	12.4%	2,554	12.2%	2,545	11.6%	2,587	11.8%	2,399	11.8%
40～49歳	3,498	16.8%	3,426	17.0%	3,568	16.9%	3,575	17.0%	3,665	16.7%	3,625	16.6%	3,214	15.8%
50～59歳	3,575	17.2%	3,435	17.0%	3,425	16.2%	3,618	17.2%	4,093	18.7%	4,194	19.2%	3,799	18.7%
60歳～	8,367	40.1%	7,953	39.4%	8,126	38.5%	7,860	37.4%	8,249	37.7%	8,069	37.0%	7,615	37.5%
不詳	52	0.2%	53	0.3%	54	0.3%	39	0.2%	48	0.2%	31	0.1%	28	0.1%
合計	20,840	100.0%	20,169	100.0%	21,081	100.0%	21,007	100.0%	21,881	100.0%	21,837	100.0%	20,320	100.0%

出典：警察庁

原因・動機別の自殺者数 (単位：人)

	平成30年		令和元年		令和2年		令和3年		令和4年		令和5年		令和6年	
	人数・件数	構成比	人数・件数	構成比	人数・件数	構成比	人数・件数	構成比	人数・件数	構成比	人数・件数	構成比	人数・件数	構成比
原因・動機特定者数(人)	15,551	74.6%	14,922	74.0%	15,127	71.8%	15,093	71.8%	19,164	87.6%	19,449	89.1%	18,335	90.2%
家庭問題(件)	3,147	—	3,039	—	3,128	—	3,200	—	4,775	—	4,708	—	4,297	—
健康問題(件)	10,423	—	9,861	—	10,195	—	9,860	—	12,774	—	12,403	—	12,029	—
経済・生活問題(件)	3,432	—	3,395	—	3,216	—	3,376	—	4,697	—	5,181	—	5,092	—
勤務問題(件)	2,018	—	1,949	—	1,918	—	1,935	—	2,968	—	2,875	—	2,564	—
交際問題(件)	715	—	726	—	799	—	797	—	828	—	877	—	868	—
学校問題(件)	354	—	355	—	405	—	370	—	579	—	524	—	572	—
その他(件)	1,081	—	1,056	—	1,221	—	1,302	—	1,734	—	1,776	—	1,704	—
原因・動機不特定者数(人)	5,289	25.4%	5,247	26.0%	5,954	28.2%	5,914	28.2%	2,717	12.4%	2,388	10.9%	1,985	9.8%
自殺者総数(人)	20,840	100.0%	20,169	100.0%	21,081	100.0%	21,007	100.0%	21,881	100.0%	21,837	100.0%	20,320	100.0%

(注1) 自殺の多くは多様かつ複合的な原因及び背景を有しており、様々な要因が連鎖する中で起きていることに留意が必要である。
(注2) 令和3年までは、遺書等の生前の言動を裏付ける資料がある場合に限り、自殺者1人につき3つまで計上可能としていたが、令和4年からは、家族等の証言から考える場合も含め、自殺者1人につき4つまで計上可能とした。このため、原因・動機特定者数と原因・動機の件数の和は一致するとは限らない。

出典：警察庁

9. ヤミ金融事犯の検挙状況

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
検挙事件数(件)	718	639	592	502	627	671	639
無登録・高金利事犯	130	118	106	85	60	56	70
ヤミ金融関連事犯	588	521	486	417	567	615	569
検挙人員(人)	814	724	701	598	708	732	710
無登録・高金利事犯	207	191	197	167	128	101	127
ヤミ金融関連事犯	607	533	504	431	580	631	583
検挙法人数(社)	3	2	5	8	3	4	4
無登録・高金利事犯	2	1	5	8	1	4	4
ヤミ金融関連事犯	1	1	0	0	2	0	0
被害人員(人)	14,469	10,529	17,417	117,689	35,298	48,631	22,501
無登録・高金利事犯	14,233	10,343	17,279	117,566	35,139	48,530	22,407
ヤミ金融関連事犯	236	186	138	123	159	101	94
被害額(千円)	3,591,600	6,714,640	4,343,270	9,403,400	5,547,240	23,377,770	4,480,890
無登録・高金利事犯	3,519,720	6,710,680	4,341,690	9,402,900	5,543,010	23,303,040	4,469,950
ヤミ金融関連事犯	71,880	3,960	1,580	500	4,220	74,730	10,940

(注) 被害額は1万円未満切り捨てとしているため被害額の合計が類型別の被害額の合計と異なることがあり得る。

出典：警察庁

10. 生活保護の被保護者の状況

被保護実世帯数及び被保護実人員

	平成30年3月	令和元年3月	令和2年3月	令和3年3月	令和4年3月	令和5年3月	令和6年3月	令和7年3月
被保護実世帯数	1,639,780	1,636,337	1,635,200	1,641,536	1,642,826	1,647,327	1,650,384	1,647,346
被保護実人員	2,116,812	2,090,582	2,066,650	2,053,271	2,036,055	2,027,851	2,018,682	2,000,090

(注) 保護停止中を含む。

出典：厚生労働省

11. 正規・非正規の職員・従業員の雇用状況

正規・非正規の職員・従業員の雇用者数（役員を除く雇用者数）

（単位：万人）

	平成30年		令和元年		令和2年		令和3年		令和4年		令和5年		令和6年	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
正規の職員・従業員	3,492	62.1%	3,515	61.7%	3,556	62.8%	3,587	63.3%	3,588	63.1%	3,606	62.9%	3,645	63.2%
非正規の職員・従業員	2,126	37.9%	2,173	38.3%	2,100	37.2%	2,075	36.7%	2,101	36.9%	2,124	37.1%	2,126	36.8%
合計	5,617	100.0%	5,688	100.0%	5,655	100.0%	5,662	100.0%	5,689	100.0%	5,730	100.0%	5,771	100.0%

(注) 令和4年1～3月期平均結果(5月13日公表)から、結果算出に用いるベンチマーク人口について、令和2年国勢調査結果を基準とする推計人口への切替えを行った。

これに伴い、切替え以後の公表資料における過去数値(比率を除く)を、新基準のベンチマーク人口に基づいて遡及又は補正した時系列接続用数値に変更している。

【参考】<https://www.stat.go.jp/data/roudou/benchpop/change.html>

出典：総務省統計局

男女別の正規・非正規の職員・従業員の雇用者数（役員を除く雇用者数）

（単位：万人）

		平成30年		令和元年		令和2年		令和3年		令和4年		令和5年		令和6年	
		人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
男性	正規の職員・従業員	2,349	77.8%	2,347	77.2%	2,353	77.8%	2,353	78.2%	2,339	77.8%	2,338	77.4%	2,347	77.5%
	非正規の職員・従業員	669	22.2%	691	22.8%	665	22.2%	653	21.8%	669	22.2%	683	22.6%	682	22.5%
	合計	3,018	100.0%	3,038	100.0%	3,018	100.0%	3,007	100.0%	3,008	100.0%	3,021	100.0%	3,029	100.0%
女性	正規の職員・従業員	1,144	43.9%	1,169	44.0%	1,204	45.6%	1,233	46.4%	1,249	46.6%	1,267	46.8%	1,298	47.3%
	非正規の職員・従業員	1,457	56.1%	1,482	56.0%	1,435	54.4%	1,422	53.6%	1,432	53.4%	1,441	53.2%	1,444	52.7%
	合計	2,599	100.0%	2,650	100.0%	2,637	100.0%	2,655	100.0%	2,681	100.0%	2,708	100.0%	2,742	100.0%

（注）令和4年1～3月期平均結果（5月13日公表）から、結果算出に用いるベンチマーク人口について、令和2年国勢調査結果を基準とする推計人口への切替えを行った。

これに伴い、切替え以後の公表資料における過去数値（比率を除く）を、新基準のベンチマーク人口に基づいて遡及又は補正した時系列接続用数値に変更している。

【参考】<https://www.stat.go.jp/data/roudou/benchpop/change.html>

出典：総務省統計局

年齢階級別の正規・非正規の職員・従業員の雇用者数（役員を除く雇用者数）

（単位：万人）

		平成30年		令和元年		令和2年		令和3年		令和4年		令和5年		令和6年	
		人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
正規の職員・従業員	15～24歳	269	7.7%	273	7.8%	274	7.7%	274	7.6%	263	7.3%	267	7.4%	264	7.2%
	25～34歳	799	22.9%	798	22.7%	806	22.7%	817	22.8%	816	22.7%	815	22.6%	835	22.9%
	35～44歳	921	26.4%	899	25.6%	883	24.8%	871	24.3%	853	23.8%	842	23.4%	836	22.9%
	45～54歳	904	25.9%	930	26.5%	952	26.8%	970	27.0%	985	27.5%	984	27.3%	984	27.0%
	55～64歳	488	14.0%	501	14.3%	522	14.7%	531	14.8%	546	15.2%	571	15.8%	596	16.4%
	65歳以上	111	3.2%	114	3.2%	120	3.4%	124	3.5%	125	3.5%	126	3.5%	130	3.6%
	合計	3,492	100.0%	3,515	100.0%	3,556	100.0%	3,587	100.0%	3,588	100.0%	3,605	100.0%	3,645	100.0%
非正規の職員・従業員	15～24歳	272	12.8%	285	13.1%	267	12.7%	262	12.6%	267	12.7%	277	13.0%	290	13.6%
	25～34歳	267	12.6%	264	12.1%	248	11.8%	237	11.4%	233	11.1%	237	11.2%	230	10.8%
	35～44歳	374	17.6%	361	16.6%	336	16.0%	323	15.6%	322	15.3%	312	14.7%	301	14.2%
	45～54歳	427	20.1%	439	20.2%	433	20.6%	435	21.0%	437	20.8%	430	20.2%	421	19.8%
	55～64歳	430	20.2%	437	20.1%	428	20.4%	425	20.5%	439	20.9%	451	21.2%	452	21.3%
	65歳以上	358	16.8%	388	17.9%	389	18.5%	393	18.9%	405	19.3%	417	19.6%	433	20.4%
	合計	2,126	100.0%	2,173	100.0%	2,100	100.0%	2,075	100.0%	2,101	100.0%	2,124	100.0%	2,126	100.0%
合計	15～24歳	541	9.6%	557	9.8%	542	9.6%	536	9.5%	530	9.3%	544	9.5%	554	9.6%
	25～34歳	1,065	19.0%	1,062	18.7%	1,054	18.6%	1,055	18.6%	1,049	18.4%	1,052	18.4%	1,065	18.5%
	35～44歳	1,293	23.0%	1,259	22.1%	1,217	21.5%	1,194	21.1%	1,175	20.7%	1,154	20.1%	1,137	19.7%
	45～54歳	1,331	23.7%	1,370	24.1%	1,384	24.5%	1,405	24.8%	1,421	25.0%	1,414	24.7%	1,405	24.3%
	55～64歳	918	16.3%	938	16.5%	950	16.8%	955	16.9%	985	17.3%	1,023	17.9%	1,048	18.2%
	65歳以上	469	8.3%	502	8.8%	509	9.0%	517	9.1%	529	9.3%	543	9.5%	563	9.8%
	合計	5,617	100.0%	5,688	100.0%	5,655	100.0%	5,662	100.0%	5,689	100.0%	5,730	100.0%	5,771	100.0%

（注）令和4年1～3月期平均結果（5月13日公表）から、結果算出に用いるベンチマーク人口について、令和2年国勢調査結果を基準とする推計人口への切替えを行った。

これに伴い、切替え以後の公表資料における過去数値（比率を除く）を、新基準のベンチマーク人口に基づいて遡及又は補正した時系列接続用数値に変更している。

【参考】<https://www.stat.go.jp/data/roudou/benchpop/change.html>

出典：総務省統計局

年齢階級別の平均給与

（単位：万円）

	令和元年			令和2年			令和3年			令和4年			令和5年		
	男性	女性	合計	男性	女性	合計	男性	女性	合計	男性	女性	合計	男性	女性	合計
19歳以下	160	111	135	146	115	129	152	113	133	137	114	124	133	93	112
20-24歳	278	248	264	277	242	260	287	249	269	291	253	273	279	253	267
25-29歳	403	328	369	393	319	362	404	328	371	420	349	389	429	353	394
30-34歳	470	321	410	458	309	400	472	322	413	485	338	425	492	345	431
35-39歳	529	313	445	518	311	437	533	321	449	549	333	462	556	336	466
40-44歳	582	318	476	571	317	470	584	324	480	602	335	491	612	343	501
45-49歳	629	324	499	621	321	498	630	328	504	643	346	521	653	343	521
50-54歳	679	320	525	656	319	514	664	328	520	684	340	537	689	343	540
55-59歳	686	301	518	668	311	518	687	316	529	702	329	546	712	330	545
60-64歳	522	254	411	521	257	415	537	262	423	569	267	441	573	278	445
65-69歳	406	211	324	421	208	332	423	216	338	428	227	342	456	222	354
70歳以上	343	205	282	357	191	285	369	210	300	367	211	298	368	197	293
全体平均	540	296	436	532	293	433	545	302	443	563	314	458	569	316	460
正社員（正職員）	566	392	508	556	388	502	577	394	516	584	407	523	594	413	530
正社員（正職員）以外	225	153	175	227	153	176	263	161	195	270	166	201	269	169	202

（注1）この調査は、各年12月31日現在の源泉徴収義務者（民間の事業所に限る）に勤務している給与所得者（所得税の納税の有無を問わない。）を対象としている。

（注2）「給与」とは、各年における1年間の支給総額（給料・手当及び賞与の合計額をいい、給与所得控除前の収入金額である。）で、通勤手当等の非課税分は含まない。

「平均給与」とは、給与支給総額を給与所得者数で除したものである。

「正社員（正職員）」とは、役員、青色専従者を除く就業規則等、雇用管理上において、正社員（正職員）として処遇している給与所得者をいう。

「正社員（正職員）以外」とは、役員、青色専従者を除くパート・アルバイト等、「正社員（正職員）」として処遇していない給与所得者をいう。

（注3）小数点以下第1位を四捨五入している。

出典：国税庁「民間給与実態統計調査」

12. 企業の倒産状況

倒産件数と負債総額の推移

	件数（件）		負債総額（百万円）	
		前年度比		前年度比
平成23年度	11,435	-0.5%	3,916,518	-14.1%
平成24年度	10,710	-6.3%	2,929,117	-25.2%
平成25年度	10,102	-5.7%	2,747,393	-6.2%
平成26年度	9,044	-10.5%	1,887,031	-31.3%
平成27年度	8,408	-7.0%	1,906,386	1.0%
平成28年度	8,153	-3.0%	1,946,515	2.1%
平成29年度	8,285	1.6%	2,593,226	33.2%
平成30年度	8,057	-2.8%	1,554,809	-40.0%
令和元年度	8,480	5.3%	1,218,789	-21.6%
令和2年度	7,314	-13.8%	1,217,469	-0.1%
令和3年度	5,916	-19.1%	1,182,871	-2.8%
令和4年度	6,799	14.9%	2,338,591	97.7%
令和5年度	8,881	30.6%	2,434,474	4.1%

	件数（件）		負債総額（百万円）	
		前年度比		前年度比
令和6年度	10,070	13.4%	2,252,572	-7.5%
4月	760	24.6%	94,600	-54.7%
5月	1,016	46.4%	126,097	-54.9%
6月	807	3.2%	107,918	-12.4%
7月	920	31.2%	776,931	330.5%
8月	746	0.5%	92,759	-6.8%
9月	741	9.1%	131,187	-81.1%
10月	925	17.1%	175,568	-42.5%
11月	834	7.9%	152,244	72.7%
12月	848	5.2%	210,076	107.0%
1月	830	18.6%	120,519	43.1%
2月	768	4.6%	167,287	22.9%
3月	875	0.6%	97,386	-26.2%

出典：株式会社帝国データバンク

倒産主因別件数の推移 (単位：件)

	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		前年度比	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比 (ポイント)
販売不振	6,566	77.4%	5,615	76.8%	4,505	76.2%	5,148	75.7%	7,027	79.1%	8,261	82.0%	17.6%	2.9
輸出不振	1	0.0%	2	0.0%	4	0.1%	2	0.0%	0	0.0%	4	0.0%	－	0.0
売掛金回収難	67	0.8%	36	0.5%	14	0.2%	30	0.4%	44	0.5%	49	0.5%	11.4%	0.0
不良債権の累積	20	0.2%	14	0.2%	16	0.3%	9	0.1%	15	0.2%	16	0.2%	6.7%	0.0
業界不振	69	0.8%	59	0.8%	35	0.6%	60	0.9%	69	0.8%	59	0.6%	-14.5%	-0.2
不況型合計	6,723	79.3%	5,726	78.3%	4,574	77.3%	5,249	77.2%	7,155	80.6%	8,389	83.3%	17.2%	2.7
放漫経営	155	1.8%	151	2.1%	117	2.0%	138	2.0%	146	1.6%	162	1.6%	11.0%	0.0
設備投資の失敗	57	0.7%	43	0.6%	29	0.5%	35	0.5%	38	0.4%	46	0.5%	21.1%	0.1
その他の経営計画の失敗	297	3.5%	294	4.0%	262	4.4%	262	3.9%	312	3.5%	254	2.5%	-18.6%	-1.0
経営者の病気、死亡	－	－	－	－	275	4.6%	277	4.1%	285	3.2%	316	3.1%	10.9%	-0.1
その他	1,248	14.7%	1,100	15.0%	659	11.1%	838	12.3%	945	10.6%	903	9.0%	-4.4%	-1.6
合計	8,480	100.0%	7,314	100.0%	5,916	100.0%	6,799	100.0%	8,881	100.0%	10,070	100.0%	13.4%	－

(注) 構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100とはならない。出典：株式会社帝国データバンク

負債額規模別の倒産件数（令和6年度） (単位：件)

		令和6年 4月	令和6年 5月	令和6年 6月	令和6年 7月	令和6年 8月	令和6年 9月	令和6年 10月	令和6年 11月	令和6年 12月	令和7年 1月	令和7年 2月	令和7年 3月	合計
5,000万円未満	件数	437	624	491	542	473	450	554	491	511	518	481	550	6,122
	構成比	57.5%	61.4%	60.8%	58.9%	63.4%	60.7%	59.9%	58.9%	60.3%	62.4%	62.6%	62.9%	60.8%
1億円未満	件数	115	146	113	142	88	118	152	120	125	123	99	124	1,465
	構成比	15.1%	14.4%	14.0%	15.4%	11.8%	15.9%	16.4%	14.4%	14.7%	14.8%	12.9%	14.2%	14.5%
5億円未満	件数	166	196	166	189	156	130	178	176	168	158	146	165	1,994
	構成比	21.8%	19.3%	20.6%	20.5%	20.9%	17.5%	19.2%	21.1%	19.8%	19.0%	19.0%	18.9%	19.8%
10億円未満	件数	24	30	21	28	12	17	18	22	21	19	19	20	251
	構成比	3.2%	3.0%	2.6%	3.0%	1.6%	2.3%	1.9%	2.6%	2.5%	2.3%	2.5%	2.3%	2.5%
50億円未満	件数	18	19	13	13	15	24	19	21	17	10	21	14	204
	構成比	2.4%	1.9%	1.6%	1.4%	2.0%	3.2%	2.1%	2.5%	2.0%	1.2%	2.7%	1.6%	2.0%
100億円未満	件数	0	1	3	5	1	1	3	2	5	1	1	2	25
	構成比	0.0%	0.1%	0.4%	0.5%	0.1%	0.1%	0.3%	0.2%	0.6%	0.1%	0.1%	0.2%	0.2%
100億円以上	件数	0	0	0	1	1	1	1	2	1	1	1	0	9
	構成比	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.1%
合計	件数	760	1,016	807	920	746	741	925	834	848	830	768	875	10,070
	構成比	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(注) 構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100とはならない。出典：株式会社帝国データバンク

資本金規模別の倒産件数（令和6年度）

（単位：件）

		令和6年 4月	令和6年 5月	令和6年 6月	令和6年 7月	令和6年 8月	令和6年 9月	令和6年 10月	令和6年 11月	令和6年 12月	令和7年 1月	令和7年 2月	令和7年 3月	合計
個人事業主 +1,000万円未満	件数	521	722	585	668	529	531	643	592	617	590	538	617	7,153
	構成比	68.6%	71.1%	72.5%	72.6%	70.9%	71.7%	69.5%	71.0%	72.8%	71.1%	70.1%	70.5%	71.0%
5,000万円未満	件数	215	265	203	217	197	188	255	216	206	222	203	236	2,623
	構成比	28.3%	26.1%	25.2%	23.6%	26.4%	25.4%	27.6%	25.9%	24.3%	26.7%	26.4%	27.0%	26.0%
1億円未満	件数	20	26	15	28	14	16	18	20	18	15	25	15	230
	構成比	2.6%	2.6%	1.9%	3.0%	1.9%	2.2%	1.9%	2.4%	2.1%	1.8%	3.3%	1.7%	2.3%
1億円以上	件数	4	3	4	7	6	6	9	6	7	3	2	7	64
	構成比	0.5%	0.3%	0.5%	0.8%	0.8%	0.8%	1.0%	0.7%	0.8%	0.4%	0.3%	0.8%	0.6%
合計	件数	760	1,016	807	920	746	741	925	834	848	830	768	875	10,070
	構成比	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

（注）構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100とはならない。

出典：株式会社帝国データバンク

業歴別の倒産件数（令和6年度）

（単位：件）

		令和6年 4月	令和6年 5月	令和6年 6月	令和6年 7月	令和6年 8月	令和6年 9月	令和6年 10月	令和6年 11月	令和6年 12月	令和7年 1月	令和7年 2月	令和7年 3月	合計
3年未満	件数	24	38	34	39	37	28	29	42	32	35	21	26	385
	構成比	3.2%	3.7%	4.2%	4.2%	5.0%	3.8%	3.1%	5.0%	3.8%	4.2%	2.7%	3.0%	3.8%
5年未満	件数	53	71	79	58	47	46	65	64	67	61	49	54	714
	構成比	7.0%	7.0%	9.8%	6.3%	6.3%	6.2%	7.0%	7.7%	7.9%	7.3%	6.4%	6.2%	7.1%
10年未満	件数	131	206	163	189	154	137	193	171	163	163	171	166	2,007
	構成比	17.2%	20.3%	20.2%	20.5%	20.6%	18.5%	20.9%	20.5%	19.2%	19.6%	22.3%	19.0%	19.9%
15年未満	件数	96	140	98	112	102	105	118	113	95	108	92	118	1,297
	構成比	12.6%	13.8%	12.1%	12.2%	13.7%	14.2%	12.8%	13.5%	11.2%	13.0%	12.0%	13.5%	12.9%
20年未満	件数	82	112	76	95	75	69	92	86	91	92	82	91	1,043
	構成比	10.8%	11.0%	9.4%	10.3%	10.1%	9.3%	9.9%	10.3%	10.7%	11.1%	10.7%	10.4%	10.4%
30年未満	件数	111	145	101	135	102	111	132	107	133	108	102	127	1,414
	構成比	14.6%	14.3%	12.5%	14.7%	13.7%	15.0%	14.3%	12.8%	15.7%	13.0%	13.3%	14.5%	14.0%
30年以上	件数	263	304	256	292	229	245	296	251	267	263	251	293	3,210
	構成比	34.6%	29.9%	31.7%	31.7%	30.7%	33.1%	32.0%	30.1%	31.5%	31.7%	32.7%	33.5%	31.9%
合計	件数	760	1,016	807	920	746	741	925	834	848	830	768	875	10,070
	構成比	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

（注）構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100とはならない。

出典：株式会社帝国データバンク

13. 国内物価指数の状況

消費者物価指数の推移（令和2年基準）

	年度平均指数	前年度比		月次指数	前月比	前年同月比
平成25年度	95.2	0.9	令和6年4月	107.7	0.4	2.5
平成26年度	98.0	2.9	令和6年5月	108.1	0.4	2.8
平成27年度	98.2	0.2	令和6年6月	108.2	0.1	2.8
平成28年度	98.2	-0.1	令和6年7月	108.6	0.4	2.8
平成29年度	98.9	0.7	令和6年8月	109.1	0.5	3.0
平成30年度	99.6	0.7	令和6年9月	108.9	-0.3	2.5
令和元年度	100.1	0.5	令和6年10月	109.5	0.6	2.3
令和2年度	99.9	-0.2	令和6年11月	110.0	0.4	2.9
令和3年度	100.0	0.1	令和6年12月	110.7	0.6	3.6
令和4年度	103.2	3.2	令和7年1月	111.2	0.5	4.0
令和5年度	106.3	3.0	令和7年2月	110.8	-0.4	3.7
令和6年度	109.5	3.0	令和7年3月	111.1	0.3	3.6

出典：総務省統計局

国内企業物価指数総平均の推移（令和2年基準）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
国内企業物価指数	99.0	101.2	101.3	99.9	107.0	117.2	120.0	123.9

(注1) 企業物価指数は、長期の時系列データを利用するユーザーの利便性を考慮して、基準を跨いで指数系列を接続する接続指数を作成している。令和2年基準接続指数は、令和2年基準の品目分類編成をベースに過去に遡及して接続する接続指数であり、基本分類指数及び参考指数の類別以上（ないしはそれに準ずる上位分類）、品目を対象として作成している。

(注2) 小数点第2位を四捨五入している。

出典：日本銀行

14. 完全失業者数と完全失業率の状況

完全失業者数と完全失業率の推移（原数値） (単位：万人)

	平成24年3月		平成25年3月		平成26年3月		平成27年3月		平成28年3月		平成29年3月		平成30年3月	
	人数	失業率	人数	失業率	人数	失業率	人数	失業率	人数	失業率	人数	失業率	人数	失業率
男性	190	5.0%	181	4.8%	150	4.0%	142	3.8%	132	3.5%	111	3.0%	103	2.7%
女性	117	4.3%	101	3.6%	98	3.5%	88	3.1%	84	3.0%	77	2.7%	69	2.3%
合計	307	4.7%	280	4.3%	246	3.8%	228	3.5%	216	3.3%	188	2.8%	174	2.5%

	令和元年3月末		令和2年3月		令和3年3月		令和4年3月		令和5年3月		令和6年3月		令和7年3月	
	人数	失業率	人数	失業率	人数	失業率	人数	失業率	人数	失業率	人数	失業率	人数	失業率
男性	106	2.8%	107	2.8%	115	3.0%	107	2.8%	115	3.0%	103	2.7%	104	2.7%
女性	68	2.2%	69	2.3%	75	2.4%	73	2.4%	78	2.5%	82	2.6%	75	2.4%
合計	175	2.5%	177	2.6%	189	2.7%	180	2.6%	193	2.8%	185	2.7%	180	2.6%

出典：総務省統計局

15. 手形交換高の状況

手形交換所における手形交換高の推移

	手形交換高			
	枚数（千枚）	前年度比	金額（百万円）	前年度比
平成24年度	76,419	-5.03%	365,383,061	-5.55%
平成25年度	72,861	-4.66%	364,293,267	-0.30%
平成26年度	67,722	-7.05%	321,418,449	-11.77%
平成27年度	62,941	-7.06%	304,534,336	-5.25%
平成28年度	58,338	-7.31%	435,562,521	43.03%
平成29年度	53,851	-7.69%	362,443,625	-16.79%
平成30年度	50,643	-5.96%	223,512,942	-38.33%
令和元年度	46,850	-7.49%	178,608,405	-20.09%
令和2年度	39,114	-16.51%	126,662,170	-29.08%
令和3年度	34,816	-10.99%	118,406,615	-6.52%
令和4年度	18,781	-	60,529,190	-

(注1) 単位未満は「0」、該当計数なしは「-」としている。

(注2) 手形交換所は、令和4年11月2日をもって手形交換所業務を終了したため、令和4年度における前年度比は「-」としている。

出典：一般社団法人全国銀行協会

電子交換所における手形交換高の推移

		手形交換高									
						小切手		手形		その他	
		枚数(千枚)	前年(同月)比	金額(百万円)	前年(同月)比	枚数(千枚)	金額(百万円)	枚数(千枚)	金額(百万円)	枚数(千枚)	金額(百万円)
令和4年度	令和4年11月中	2,653	－	7,933,498	－	1,024	3,586,835	1,111	2,294,350	518	2,052,312
	令和4年12月中	2,922	－	8,320,798	－	1,376	5,114,808	693	1,397,698	853	1,808,292
	令和5年1月中	3,027	－	8,030,464	－	1,007	3,755,932	1,535	3,251,240	485	1,023,291
	令和5年2月中	2,675	－	6,640,712	－	1,035	3,512,215	1,124	2,415,468	517	713,030
	令和5年3月中	2,931	－	10,307,111	－	1,181	4,706,208	1,123	2,429,091	626	3,171,813
合計		14,208	－	41,232,583	－	5,623	20,675,998	5,586	11,787,847	2,999	8,768,738
令和5年度	令和5年4月中	2,266	－	6,205,427	－	1,043	3,579,981	665	1,394,837	558	1,230,609
	令和5年5月中	3,134	－	9,589,835	－	1,095	3,660,571	1,488	3,201,001	550	2,728,263
	令和5年6月中	2,752	－	9,124,807	－	1,038	4,351,630	1,003	2,149,297	711	2,623,881
	令和5年7月中	2,767	－	7,190,987	－	1,014	3,711,403	1,022	2,240,091	731	1,239,493
	令和5年8月中	2,565	－	6,958,673	－	1,000	3,411,873	1,016	2,241,195	549	1,305,605
	令和5年9月中	2,076	－	7,047,854	－	948	4,143,219	583	1,222,423	546	1,682,212
	令和5年10月中	2,838	－	8,049,502	－	983	3,944,540	1,297	2,726,312	558	1,378,650
	令和5年11月中	2,428	-8.5%	7,597,690	-4.2%	949	3,511,142	922	1,934,418	556	2,152,131
	令和5年12月中	2,408	-17.6%	6,679,753	-19.7%	1,053	4,125,240	556	1,148,949	799	1,405,564
	令和6年1月中	2,594	-14.3%	7,622,053	-5.1%	854	3,352,472	1,240	2,643,237	500	1,626,344
	令和6年2月中	2,287	-14.5%	6,275,168	-5.5%	859	3,432,767	901	1,969,261	527	873,141
	令和6年3月中	1,979	-32.5%	6,596,013	-36.0%	880	4,013,604	541	1,172,559	557	1,409,849
合計		30,094	111.8%	88,937,762	115.7%	11,716	45,238,442	11,234	24,043,580	7,142	19,655,742
令和6年度	令和6年4月中	2,638	16.4%	8,903,704	43.5%	860	3,937,166	1,227	2,680,491	551	2,286,046
	令和6年5月中	2,277	-27.3%	9,194,200	-4.1%	901	3,742,390	837	1,808,822	540	3,642,988
	令和6年6月中	1,869	-32.1%	6,237,911	-31.6%	804	3,606,710	480	1,021,750	585	1,609,451
	令和6年7月中	2,696	-2.6%	7,152,805	-0.5%	856	3,842,106	1,124	2,472,196	715	838,503
	令和6年8月中	1,714	-33.2%	5,187,755	-25.4%	779	3,236,615	478	1,021,629	457	929,511
	令和6年9月中	2,272	9.5%	6,999,128	-0.7%	755	3,650,187	1,053	2,292,229	464	1,056,712
	令和6年10月中	2,029	-28.5%	5,655,179	-29.7%	806	3,349,011	718	1,501,338	505	804,830
	令和6年11月中	1,632	-32.8%	4,729,036	-37.8%	743	3,118,924	425	881,869	465	728,242
	令和6年12月中	2,239	-7.0%	6,375,027	-4.6%	836	3,814,163	712	1,507,351	691	1,053,512
	令和7年1月中	2,146	-17.3%	6,457,768	-15.3%	691	3,359,512	1,024	2,203,492	430	894,763
	令和7年2月中	1,815	-20.7%	5,129,136	-18.3%	663	2,871,669	734	1,605,554	418	651,912
	令和7年3月中	1,842	-6.9%	6,298,128	-4.5%	708	3,457,523	654	1,452,212	480	1,388,394
合計		25,169	-16.4%	78,319,777	-11.9%	9,402	41,985,976	9,466	20,448,933	6,301	15,884,864

(注1) 令和4年度は電子交換所開業後の令和4年11月～令和5年3月分。

(注2) 令和5年11月中の前年同月比は令和4年11月中（電子交換所開業後の令和4年11月4日～同月30日分）との対比。

出典：一般社団法人全国銀行協会

16. 株式会社全銀電子債権ネットワーク(でんさいネット)の利用者登録状況

利用者登録数と利用契約件数の推移

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者登録数（社）	455,573	458,045	456,241	457,740	467,180	482,853	495,151	523,122
利用契約件数（件）	617,025	621,179	619,163	621,421	635,929	658,008	675,932	714,088

(注1) 「利用者登録数」は、同一の利用者が複数の利用契約を締結している場合に、同一の利用者の単位で名寄せを行った結果の数（各年度末時点の数）。

(注2) 「利用契約件数」は、利用契約件数の総数（各年度末時点の数）。

出典：株式会社全銀電子債権ネットワーク

貸金業が担う資金供給機能等に関するアンケート調査結果について

I. 資金需要者等の借入意識や借入行動等に関する調査 (資金需要者向け調査)

物価上昇による家計や企業への影響は依然として大きく、個人消費も低迷しており、資金需要者等の借入意識や行動にも変化が生じている可能性があります。

また、デジタル化の進展を背景として、インターネット取引やSNSの利用が拡大する中、それらを介した金融犯罪の手口は巧妙化・複雑化し、起業・副業・アルバイト詐欺、投資詐欺等に関するトラブルが若年者を中心に増加するなど憂慮すべき状況にあります。

こうした背景を踏まえ、資金需要者等の借入状況や意識、行動及び金融リテラシーなどを調査し、貸金業者に求められている資金供給機能や社会的役割等を把握したうえで対応策を講じるなど、資金需要者等の利益の保護及び貸金業の健全な発展に資することを目的として、資金需要者等を対象としたアンケート調査を実施いたしました。

調査概要

(1)調査方法	インターネット調査法（スマートフォン等を利用したモバイルリサーチ）
(2)調査対象	調査会社が保有する全国18歳以上のインターネットモニター会員
(3)調査期間	2024年7月31日から2024年8月19日
(4)主な調査項目 (個人・事業者共通)	<テーマ調査> ・物価上昇やエネルギー価格高騰などによる資金需要者等への影響 ・資金需要者等の金融知識や借入に対する意識・行動 等 <定点調査> ・資金需要者等を取り巻く環境の変化について ・資金需要者等の借入に対する意識等について ・資金需要者等の借入行動等について ・資金需要者等の借入できなかった際の行動・影響 ・借入金の返済状況・セーフティネットの認知度について ・資金需要者等の借入に関する知識・スキル（金融リテラシー） ・社会問題となり得る可能性のある行動等について 等

▶調査対象

プレ調査	回収サンプル数 61,402 名
個人向け 本調査	【貸金業者からの借入経験のある個人】 回収サンプル数 2,200 名（借入残高あり 1,100 名、借入残高なし 1,100 名） ※現在、消費者金融会社やクレジットカード会社・信販会社、その他貸金業者から借入残高がある個人の借入利用者1,100 名と借入残高のない借入経験者1,100 名を抽出。 ※日本信用情報機構の統計データ（2024 年 3 月末時点）に基づき、男女・年代別で割付を行った。 ※回収サンプル数 2,200 名のうち、200 名は 18 歳から 22 歳までの若年者（借入残高あり 100 名、借入残高なし 100 名）を抽出。 【貸金業者からの借入経験のない個人】 回収サンプル数 550 名 ※男女・年代別に偏りが生じないように均等割付を行った。
事業者向け 本調査	【貸金業者からの借入経験のある事業者】 回収サンプル数 1,300 名 ※貸金業者から事業性資金（運転資金・設備資金等）の借入をしたことがある個人事業主の借入利用者 952 名と、小規模企業経営者の借入利用者 348 名を抽出。 ※小規模企業経営者の事業規模については、「中小企業基本法第 2 条第 5 項」の規定等に基づいて該当する事業者を抽出。 ※回収サンプル数 1,300 名のうち、300 名は事業者金融の利用頻度が高い業種として、「土木・建設業」「内装・電気工事業」「製造業」「飲食業」「小売業」を抽出。

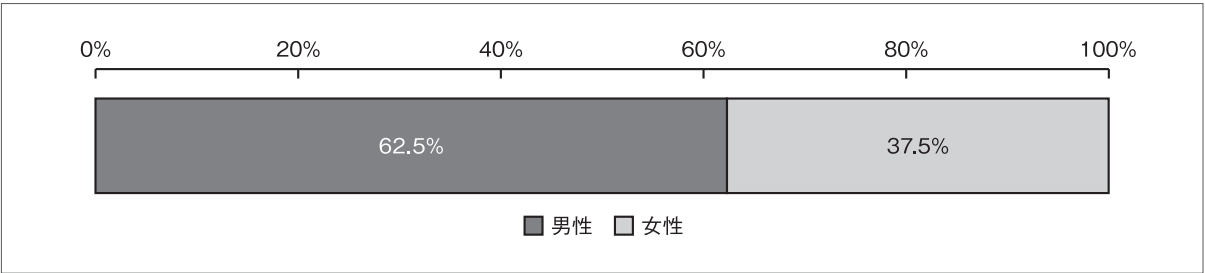
調査結果概要

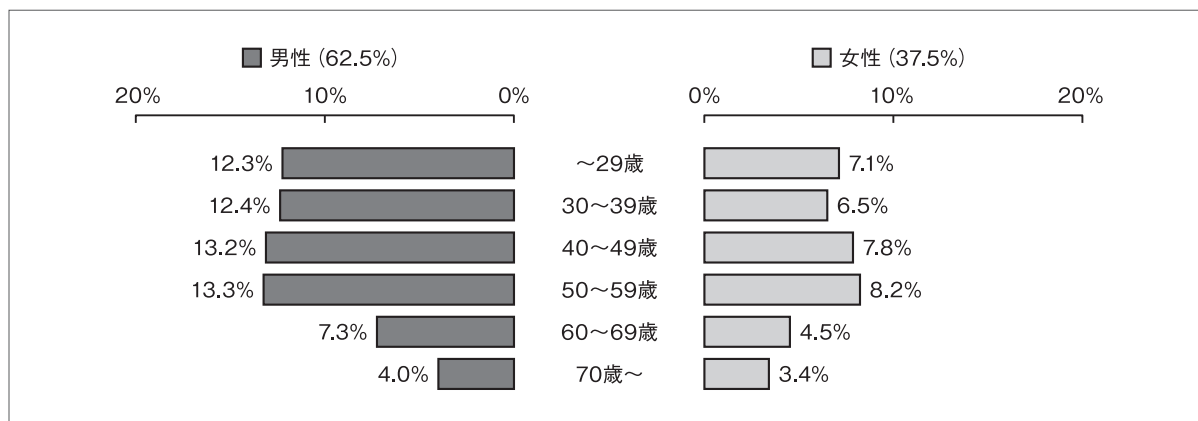
1. 貸金市場の状況

(1)男女・年代別の消費者向無担保貸付残高のある人数構成比 <JICC「統計データ」より>

2024 年 3 月末時点における消費者向無担保貸付残高のある人数構成比を男女別にみると、男性が 62.5%、女性が 37.5%となっており、年代別でみると男性では 50 歳代が 13.3%、女性では 50 歳代が 8.2%と最も高くなっている。 **図 1**

図 1 【男女・年代別の消費者向無担保貸付残高のある人数構成比 (n=6,614 千人)】

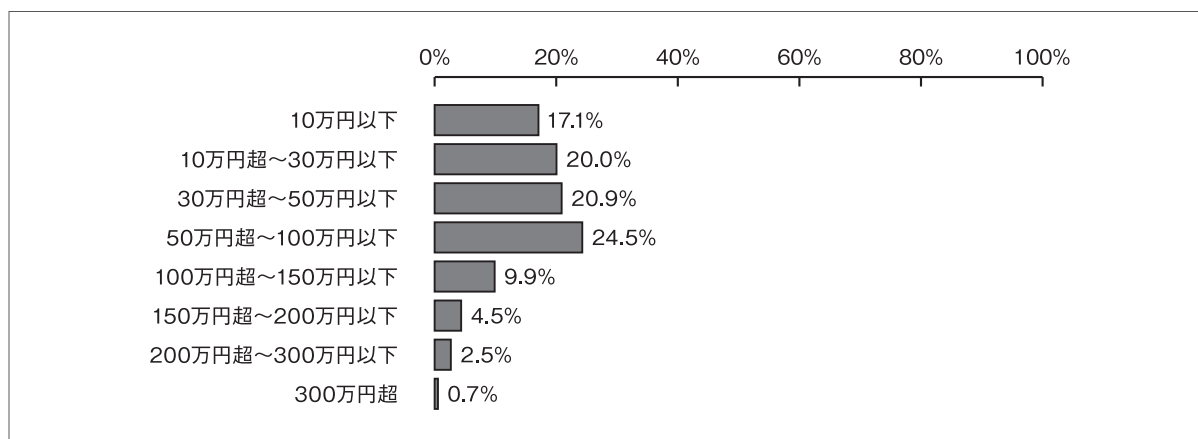




(2) 残高区分別の消費者向無担保貸付残高のある人数構成比 <JICC「統計データ」より>

残高区分別に消費者向無担保貸付残高のある人数構成比をみると、50万円以下の占める割合が58.0%となっている。 図2

図2 【残高区分別の消費者向無担保貸付残高のある人数構成比 (n=6,614千人)】



※構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100とはならない。

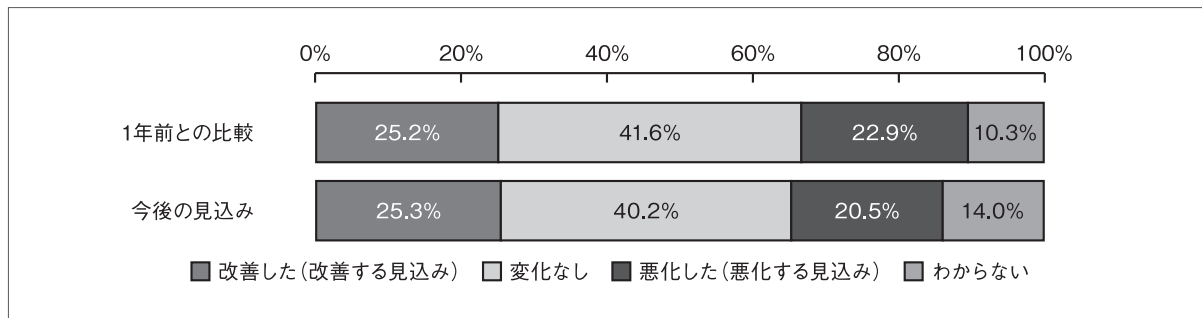
2. 資金需要者等を取り巻く環境の変化と借入に対する意識・行動等

(1) 借入経験のある個人を取り巻く環境の変化と借入に対する意識・行動等

① 家計収支状況の変化

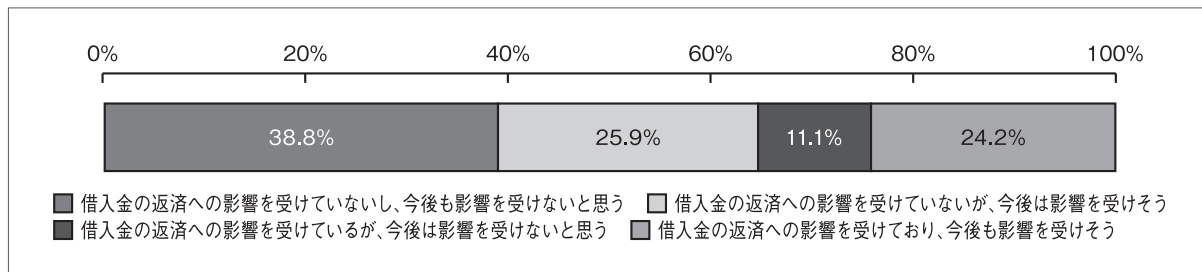
借入経験のある個人に対して、家計収支状況の変化と今後の見込みについて調査したところ、1年前との比較では「変化なし」が41.6%と最も高く、次いで「改善した」が25.2%、「悪化した」が22.9%と続いており、今後の見込みでも、40.2%が「変化なし」と回答している。 図3

図3 【借入経験のある個人の家計収支状況の変化と今後の見込み (n=2,200)】



また、家計収支状況の変化による借入金の返済への影響をみると、現状では35.3%が借入金の返済への影響を受けていると回答した一方で、50.1%が今後は影響を受けそうと回答していることから、現状に比べ今後への不安が全体として強いことがわかった。【図4】

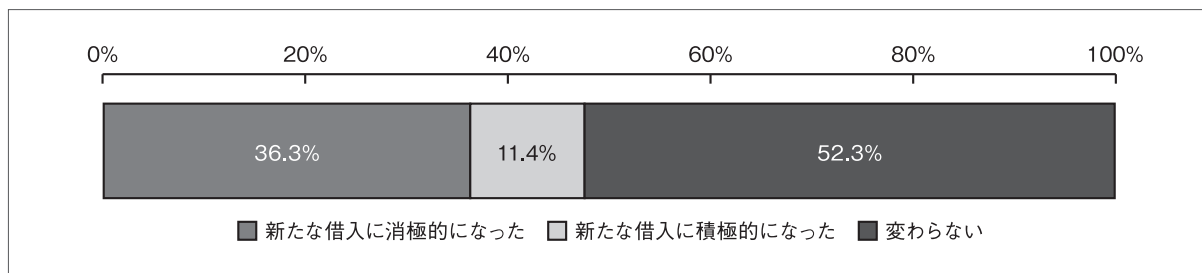
図4 【借入経験のある個人の家計収支状況の変化による借入金の返済への影響 (n=1,100)】



②借入意識や借入行動の変化

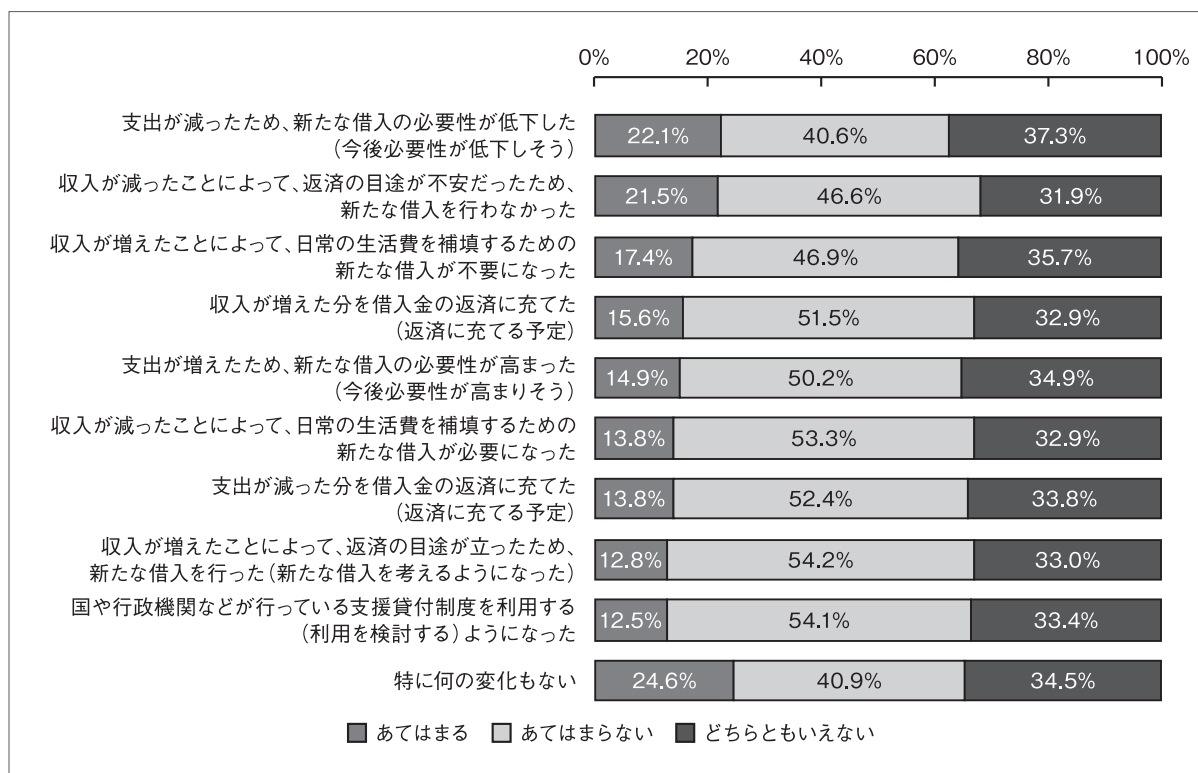
直近1年間における借入意識の変化をみると、「変わらない」が52.3%と最も高く、次いで「新たな借入に消極的になった」が36.3%となった。【図5】

図5 【借入経験のある個人の借入意識の変化 (n=2,200)】



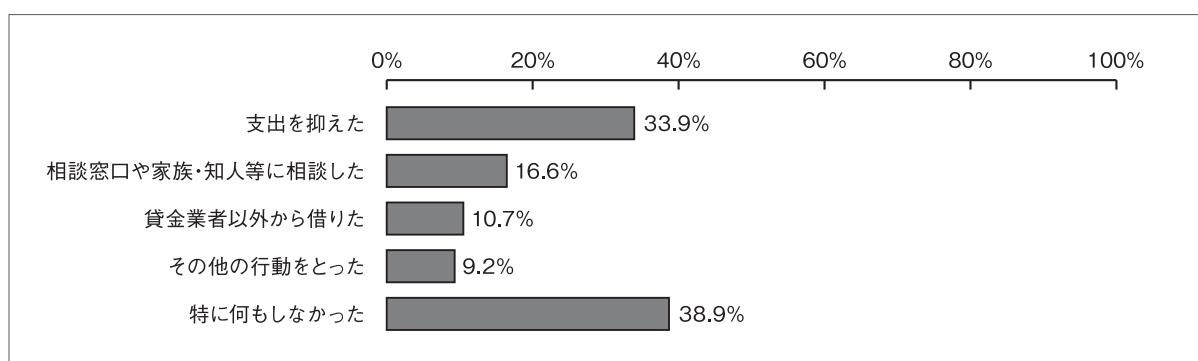
また、借入行動の変化については、「特に何の変化もない」が24.6%と最も高く、次いで「支出が減ったため、新たな借入の必要性が低下した（今後必要性が低下しそう）」が22.1%となった。【図6】

図6 【借入経験のある個人の借入行動の変化 (n = 2,200)】



③希望どおりに借入できなかった際に行った行動

借入経験のある個人に対して、希望どおりに借入できなかった(申込まなかった)際に行った行動について調査したところ、「特に何もしなかった」が38.9%と最も高く、次いで「支出を抑えた」が33.9%、「相談窓口や家族・知人等に相談した」が16.6%となった。 図7

図7 【借入経験のある個人が希望どおりに借入できなかった(申込まなかった)際に行った行動
(複数回答n = 872)】

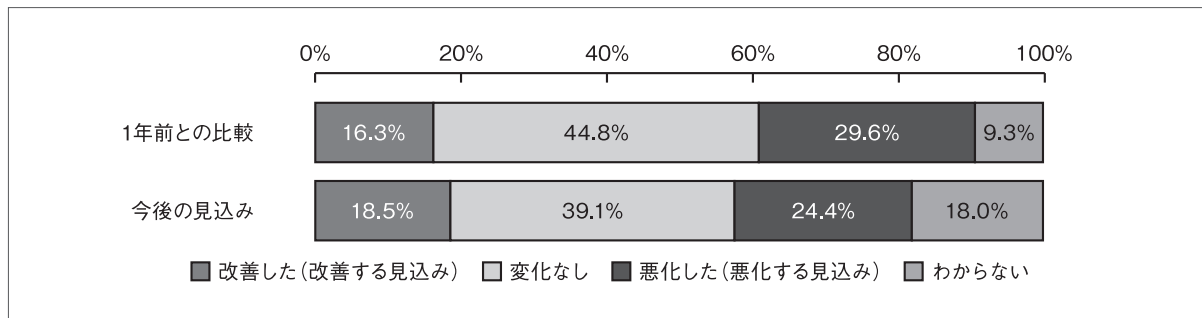
(2)借入経験のある事業者を取り巻く環境の変化と借入に対する意識・行動等

①事業環境の変化

借入経験のある事業者に対して、事業環境の変化と今後の見込みについて調査したところ、16.3%が1年前と比較して「改善した」と回答しており、今後の見込みでは18.5%が「改善する見込み」と回答している。

図8

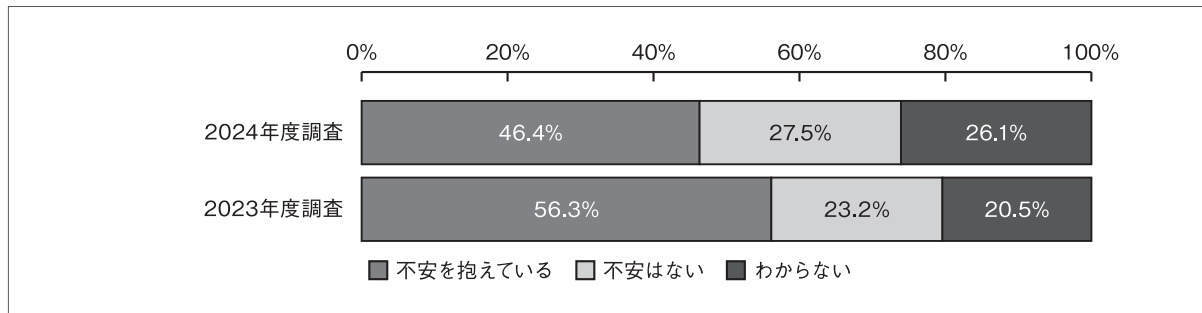
図8 【借入経験のある事業者の事業環境の変化と今後の見込み (n=1,300)】



②事業活動における資金繰りについて

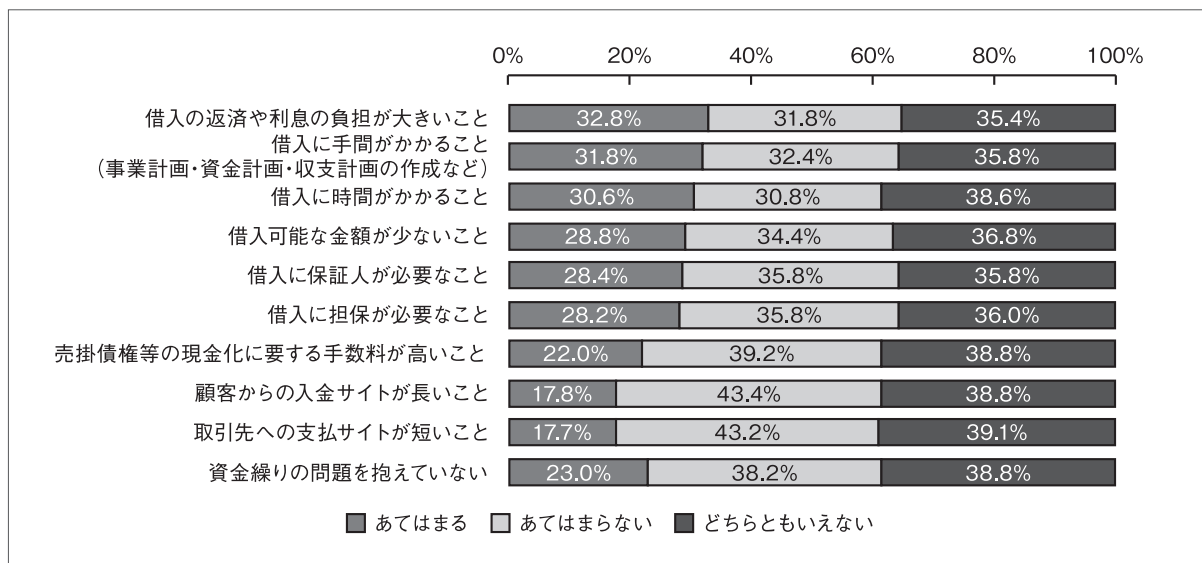
借入経験のある事業者の将来の資金繰りの不安をみると、「不安はない」は27.5%にとどまり、46.4%が「不安を抱えている」と回答している。先行きの不透明さを厳しく捉えている事業者が依然として多数を占めている一方、前年比ではわずかに不安が緩和されている傾向がみられた。 図9

図9 【借入経験のある事業者の事業活動における将来の資金繰りの不安 (n=1,000)】



また、事業活動における資金調達や資金繰りに対する問題意識について調査したところ、「借入の返済や利息の負担が大きいこと」が32.8%と最も高く、次いで「借入に手間がかかること（事業計画・資金計画・収支計画の作成など）」が31.8%、「借入に時間がかかること」が30.6%と続いている。 図10

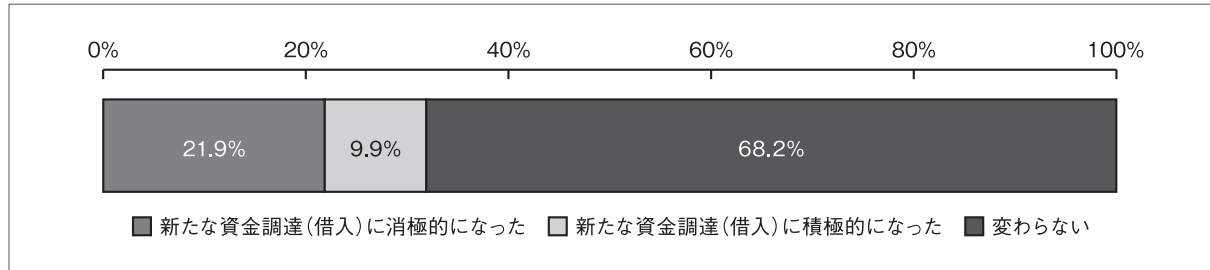
図10 【借入経験のある事業者の事業活動における資金調達や資金繰りに対する問題意識 (n=1,300)】



③借入意識や借入行動の変化

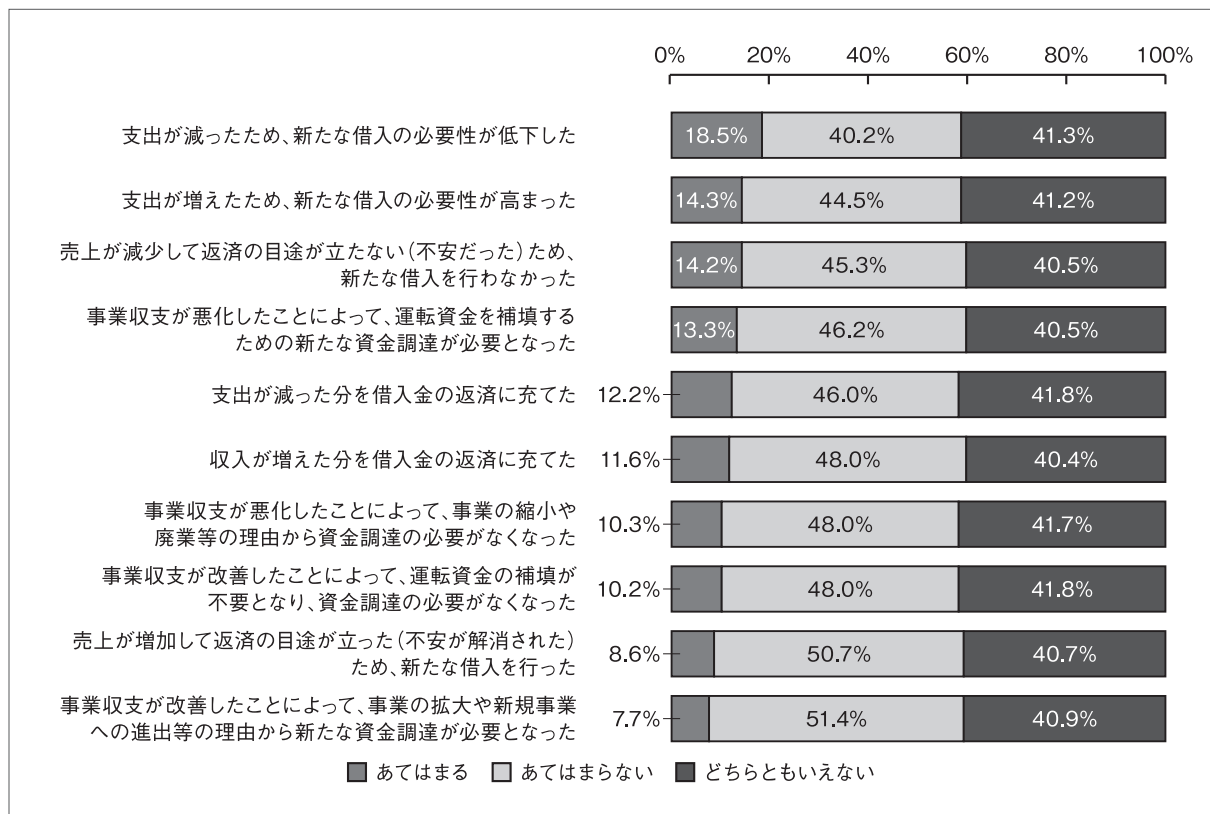
直近1年間における借入意識の変化をみると、「変わらない」が68.2%と最も高く、次いで「新たな資金調達（借入）に消極的になった」が21.9%となった。【図11】

【図11】 借入経験のある事業者の借入意識の変化（n=1,300）



また、借入行動の変化については、「支出が減ったため、新たな借入の必要性が低下した」が18.5%と最も高く、次いで「支出が増えたため、新たな借入の必要性が高まった」が14.3%となった。【図12】

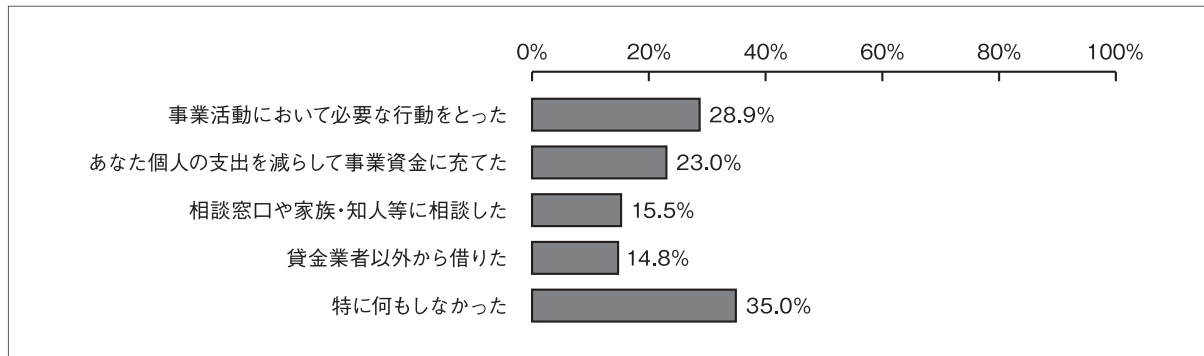
【図12】 借入経験のある事業者の借入行動の変化（n=1,300）



④希望どおりに借入できなかった際に行った行動

借入経験のある事業者に対して、希望どおりに借入できなかった（申込まなかった）際に行った行動について調査したところ、「特に何もしなかった」が35.0%と最も高く、次いで「事業活動において必要な行動をとった」が28.9%、「あなた個人の支出を減らして事業資金に充てた」が23.0%となった。【図13】

図13 【借入経験のある事業者が希望どおりに借入できなかった（申込まなかった）際に行った行動
（複数回答 n = 440）】



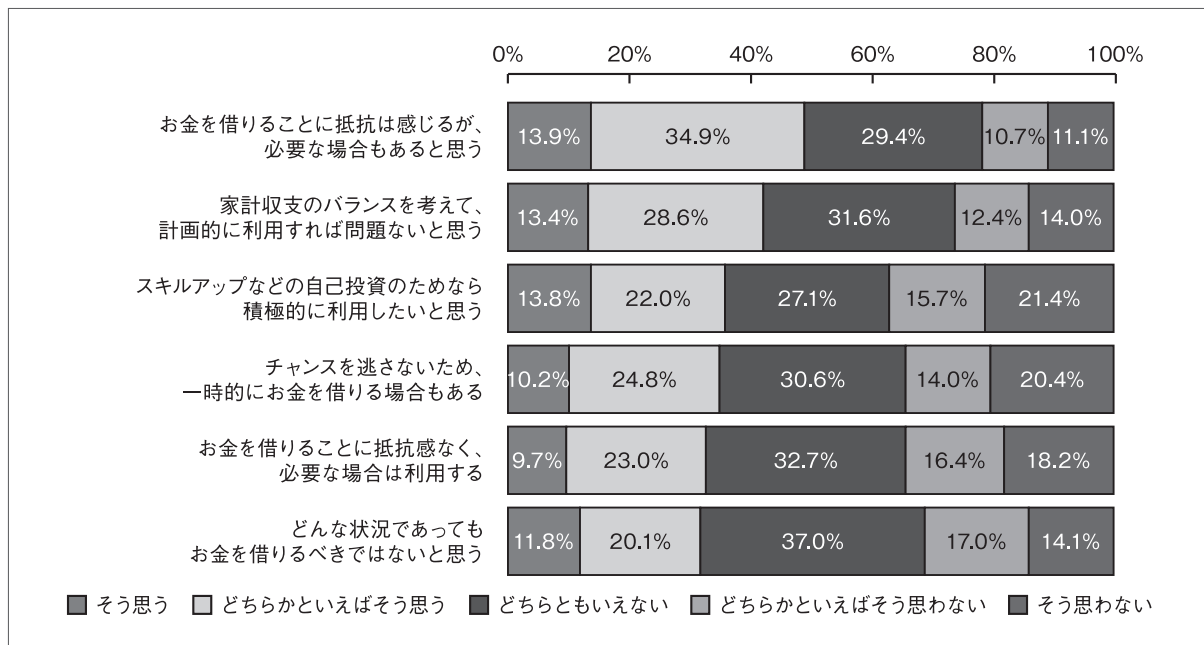
3. 資金需要者等の金融リテラシーと借入に対する意識・行動等

(1) 借入に対する意識・行動等

① お金を借りることに対する意識

借入経験のある個人のお金を借りることに対する意識について、「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と回答した割合の合計をみると、「お金を借りることに抵抗は感じるが、必要な場合もあると思う」が48.8%と最も高く、次いで「家計収支のバランスを考えて、計画的に利用すれば問題ないと思う」が42.0%、「スキルアップなどの自己投資のためなら積極的に利用したいと思う」が35.8%となった。【図14】

図14 【借入経験のある個人のお金を借りることに対する意識 (n=2,200)】

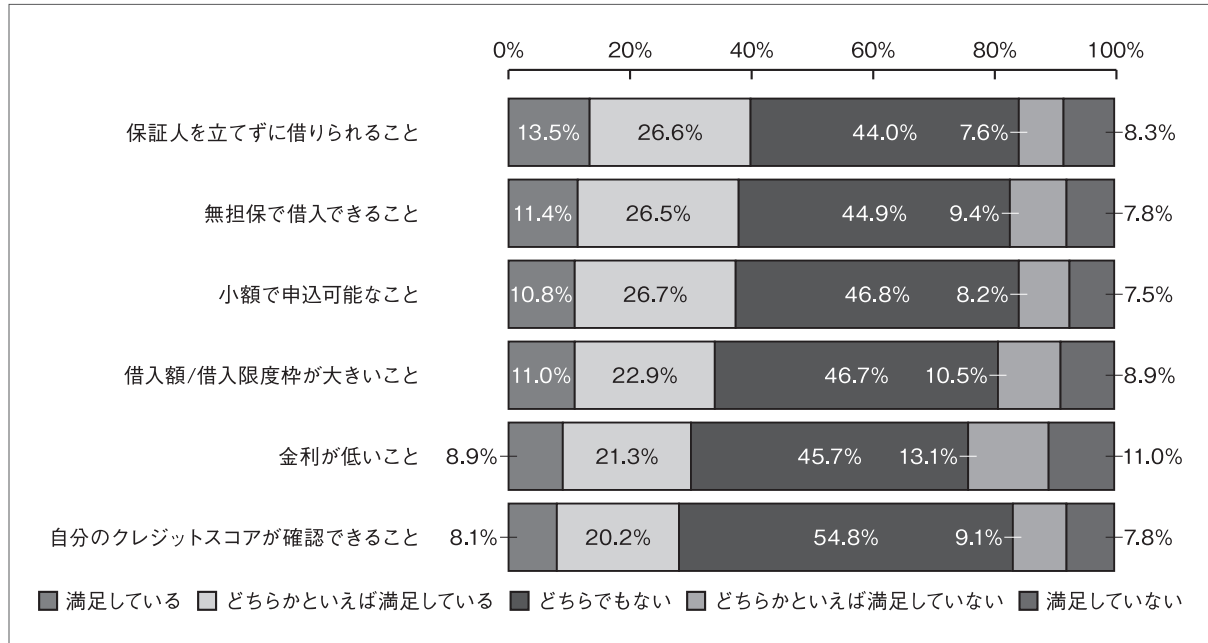


②貸金業者からの借入に関する満足度

借入経験のある個人に対して、貸金業者からの借入に関する満足度を調査したところ、「満足している」、「どちらかといえば満足している」と回答した割合の合計は、「保証人を立てずに借りられること」が40.1%と最も高く、次いで「無担保で借入できること」が37.9%、「小額で申込可能なこと」が37.5%となった。

図 15

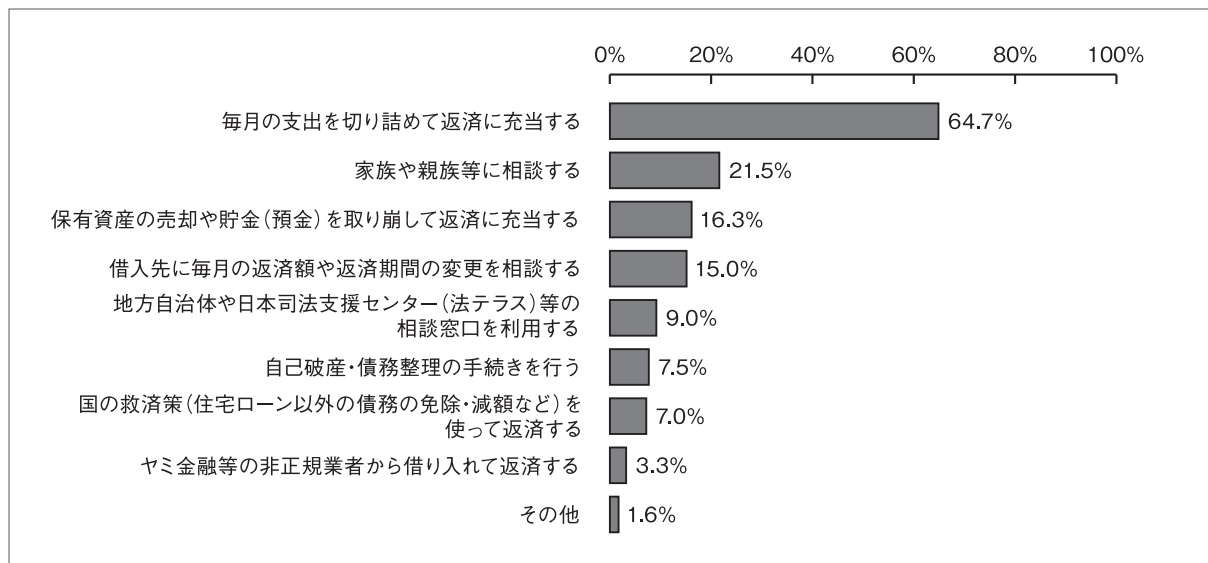
図 15 【借入経験のある個人の貸金業者からの借入に関する満足度 (n=2,200)】



③返済が困難になった場合における手段や行動等

借入経験のある個人の返済が困難になった場合における手段や行動等について調査したところ、「毎月の支出を切り詰めて返済に充当する」が64.7%と最も高く、次いで「家族や親族等に相談する」が21.5%、「保有資産の売却や貯金（預金）を取り崩して返済に充当する」が16.3%と続いている。図 16

図 16 【借入経験のある個人の返済が困難になった場合における手段や行動等（複数回答 n=2,200）】



(2)借入に関する知識・スキル（金融リテラシー）

①金融リテラシーの習得状況（ミニテストの結果）

金融リテラシーの習得度を測るために、家計管理、生活設計、金融知識、外部知見の4つの観点に基づいた5問のミニテストを実施した。図17-1

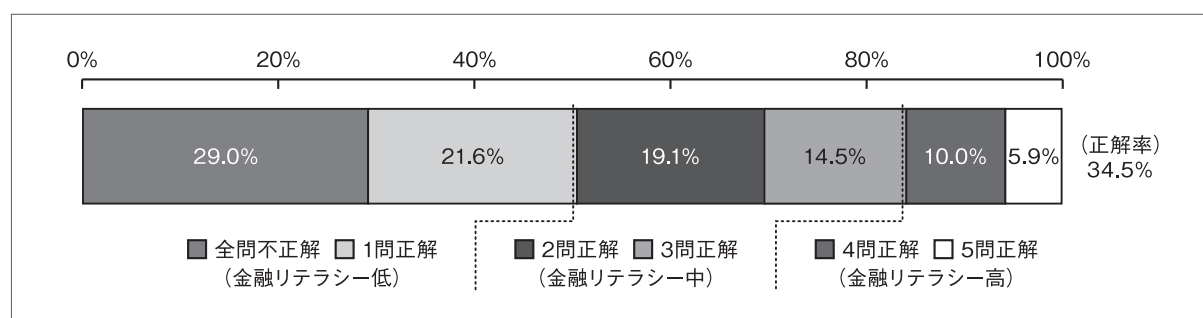
図17-1 【ミニテストの内容】

	質問内容	正解率
問1(家計管理)	家計の行動に関する次の記述のうち、適切でないものはどれでしょうか。 ⇒正解：支払を遅らせるため、クレジットカードの分割払を多用する	36.8%
問2(生活設計)	一般に「人生の3大費用」といえば、何を指すでしょうか。 ⇒正解：子の教育費、住宅購入費、老後の生活費	38.2%
問3(金融知識)	金利が上がっていくときに、資金の運用（預金等）、借入れについて適切な対応はどれでしょうか。 ⇒正解：運用は変動金利、借入れは固定金利にする	31.0%
問4(金融知識)	10万円の借入れがあり、借入金利は複利で年率20%です。返済をしないと、この金利では、何年で残高は倍になるでしょうか。 ⇒正解：2年以上5年未満	31.6%
問5(外部知見)	金融商品の契約についてトラブルが発生した際に利用する相談窓口や制度として、適切でないものはどれでしょうか。 ⇒正解：格付会社	34.9%

※本調査では、金融経済教育推進機構が行っている「金融リテラシー調査」と同じ設問を採用しています。

ミニテストの結果をみると、全体の正解率は34.5%となっており、「全問不正解」・「1問正解」（金融リテラシー低）が約5割、「2問正解」・「3問正解」（金融リテラシー中）が約3.5割、「4問正解」・「5問正解」（金融リテラシー高）が約1.5割という結果となった。図17-2①

図17-2① 【ミニテストの結果（n=2,750）】



また、借入経験の有無や男女、年代別などで正解率に差がでる結果となった。借入経験別では、借入経験のある個人の方がより正解率が高く、年代別では、年齢が高いほど正解率が高くなっている。20代以下においては、3割以上が全問不正解となるなど、若年者の金融リテラシーの不足が顕著にあらわれる結果となった。図17-2② 図17-2③ 図17-2④

図17-2② 【ミニテストの結果（借入経験別）】

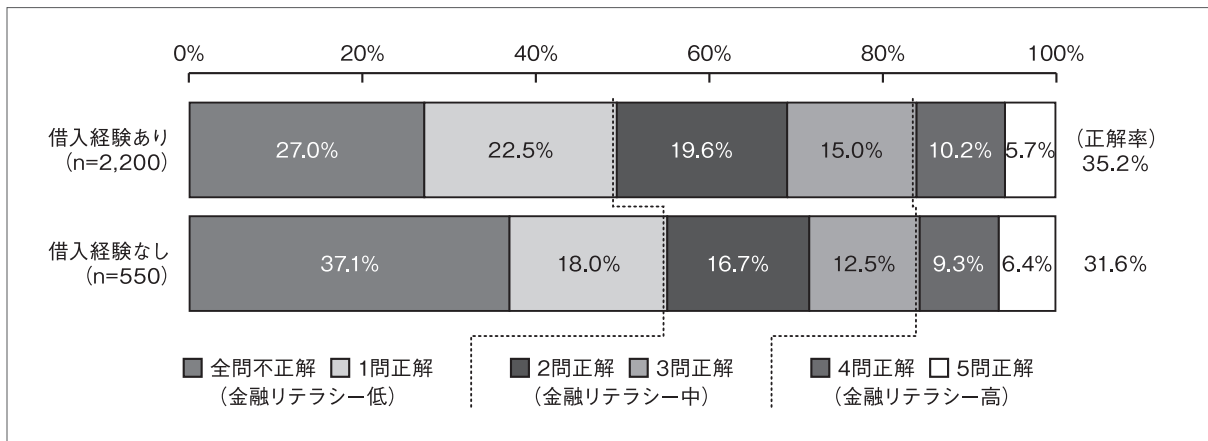


図17-2③ 【ミニテストの結果（借入経験あり・男女別）】

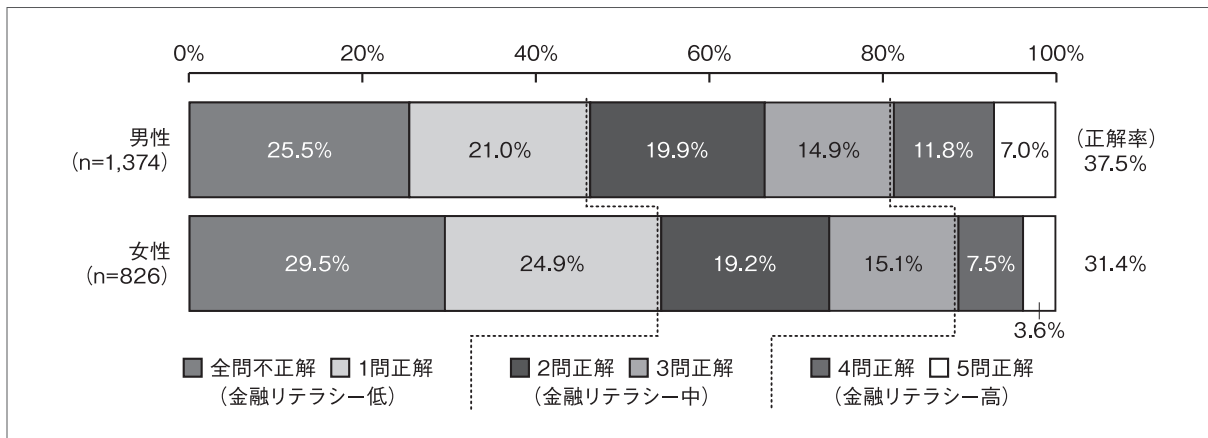
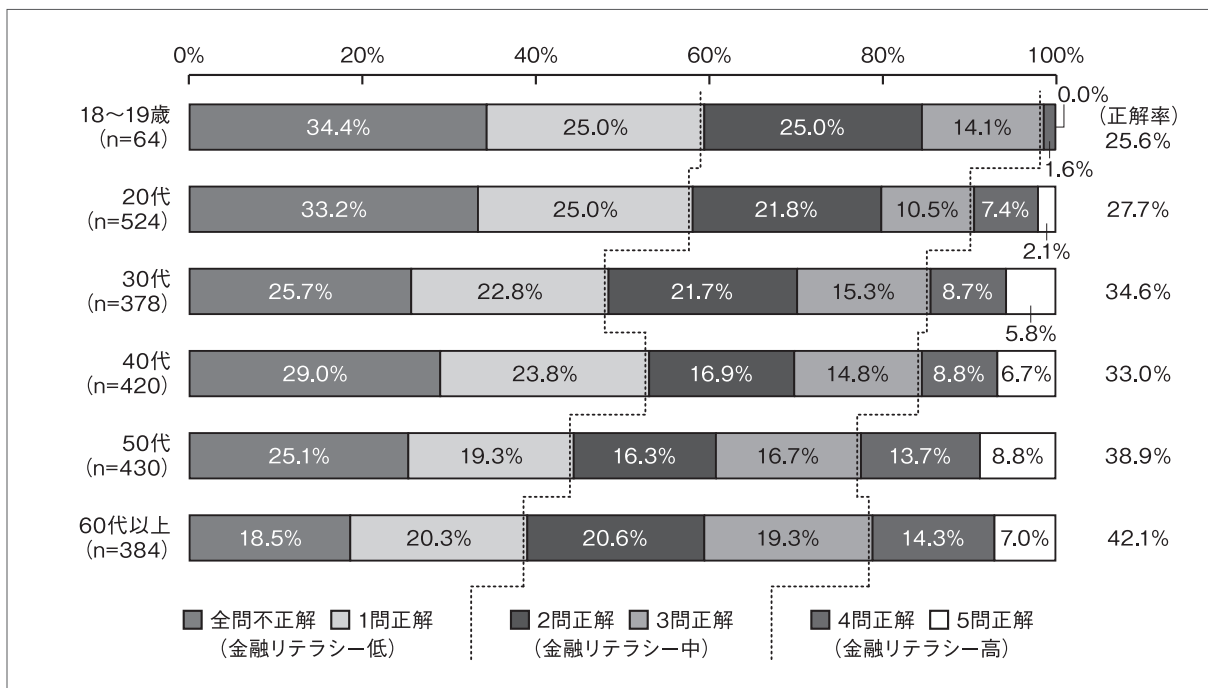


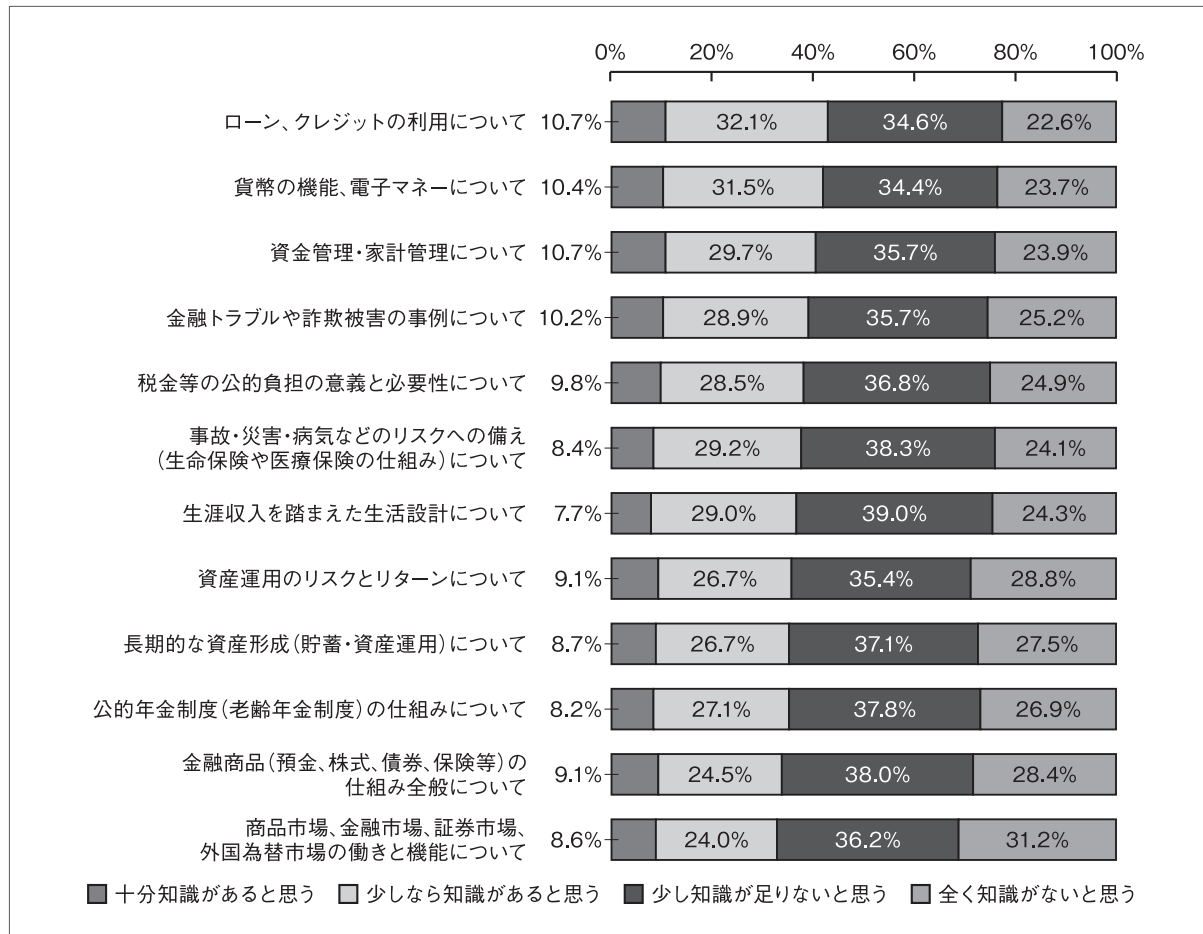
図17-2④ 【ミニテストの結果（借入経験あり・年代別）】



②金融商品・サービスに関する知識等の習得状況（自己評価）

金融商品・サービスに関する知識等の習得状況（自己評価）について調査したところ、「十分知識があると思う」「少しなら知識があると思う」と回答した割合の合計は、「ローン、クレジットの利用について」が42.8%と最も高く、次いで「貨幣の機能、電子マネーについて」が41.9%、「資金管理・家計管理について」が40.4%と続いている。【図18-1】

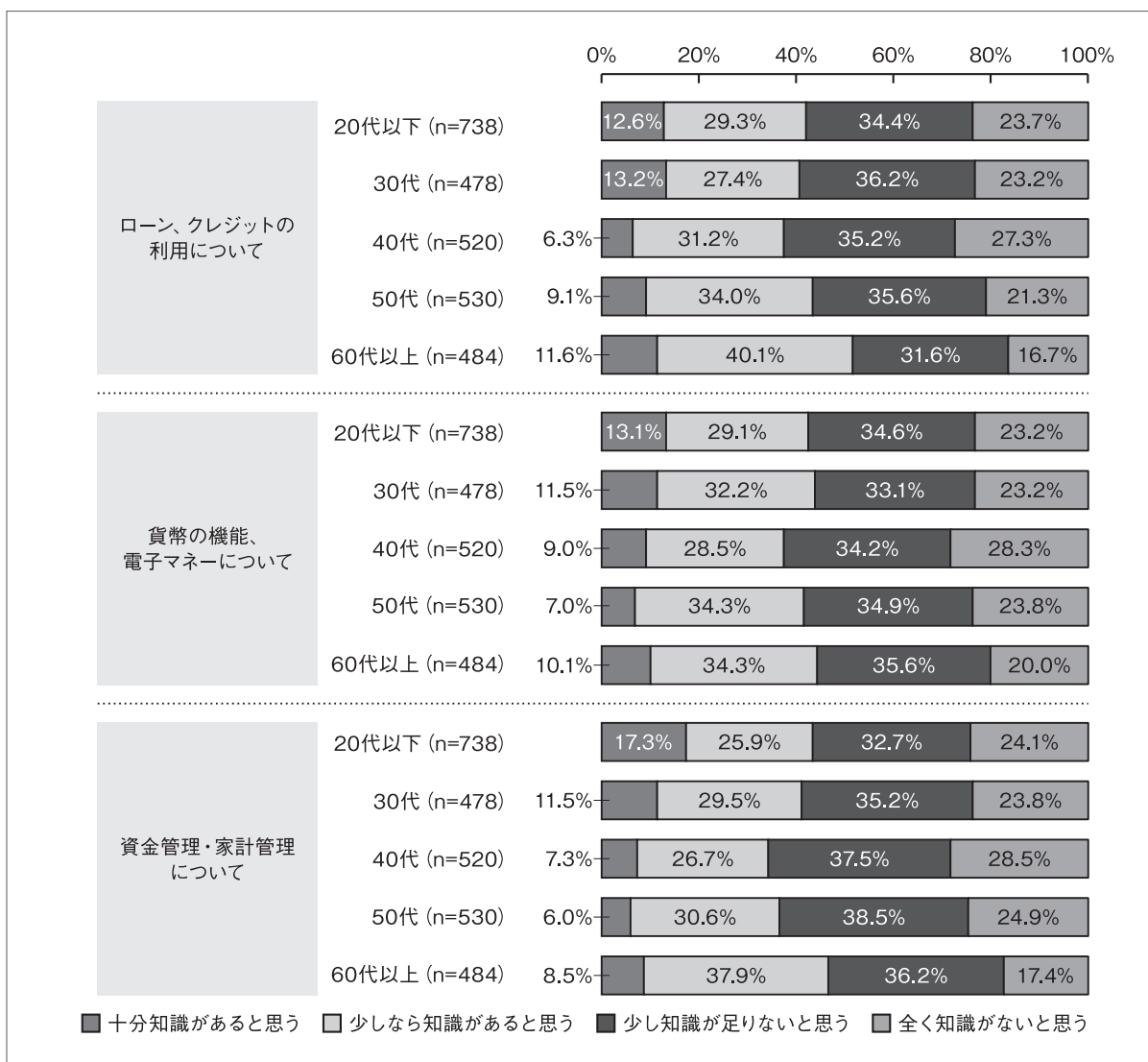
図18-1 【金融商品・サービスに関する知識等の習得状況（自己評価）（n=2,750）】



また、上位3項目について年代別にみると、いずれの項目でも、20代以下は、ミニテストの正解率に反して、自己評価が高い結果となっていることから、「ダニング＝クルーガー効果※」の影響がある可能性が考えられ、若年者における詐欺被害拡大が懸念される結果となっている。【図18-2】

※「ダニング＝クルーガー効果（Dunning-Kruger effect）」とは、能力の低い人や経験の浅い人が、自分の能力を正しく認識できず、自分を過大評価してしまう認知バイアスの一種。

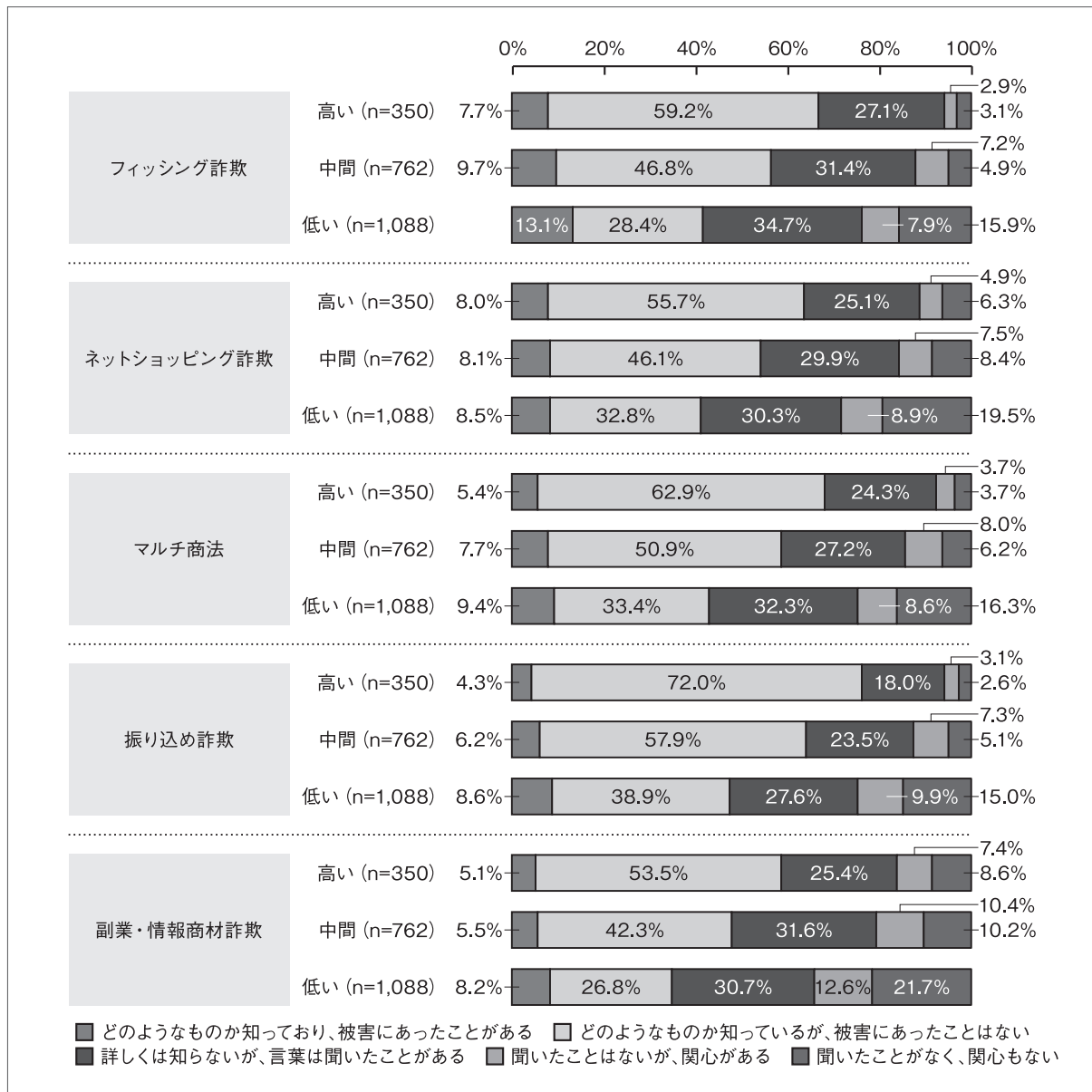
図 18-2 【金融商品・サービスに関する知識等の習得状況（自己評価）（上位3項目・年代別）】



③ 金融詐欺に関する知識・理解度

借入経験のある個人の金融詐欺に関する知識・理解度について金融リテラシー分類別にみると、リテラシーが高いほど、「どのようなものか知っているが、被害にあったことはない」と回答した割合が高い傾向にある。「どのようなものか知っており、被害にあったことがある」と回答した割合は、リテラシーが低いほど高い傾向にあるものの、リテラシーが高い層であっても、相当程度が金融詐欺の被害にあったことがあると回答している。 図 19

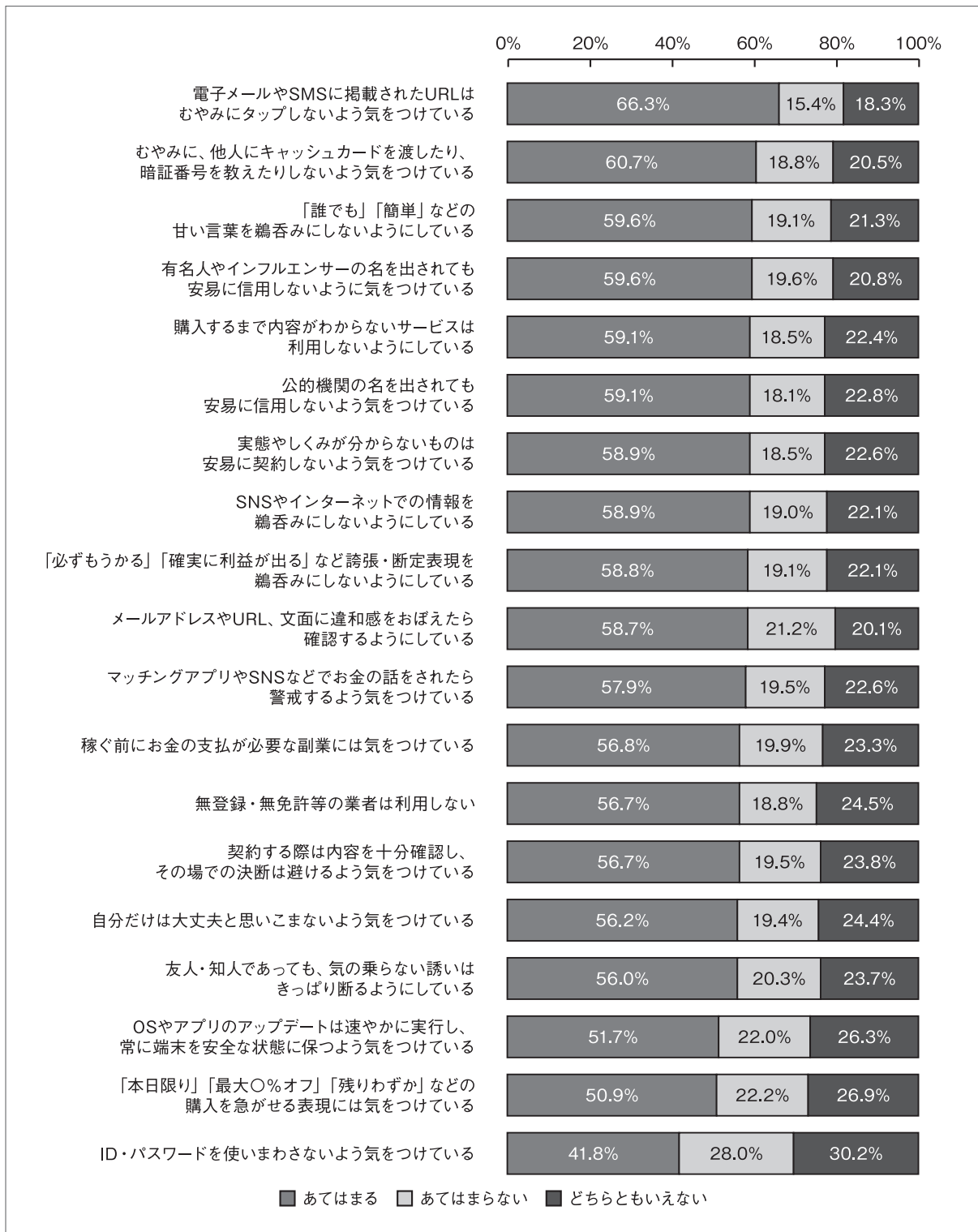
図19 【借入経験のある個人の金融詐欺に関する知識・理解度（金融リテラシー分類別）】



④金融詐欺や悪質商法等に関する意識について

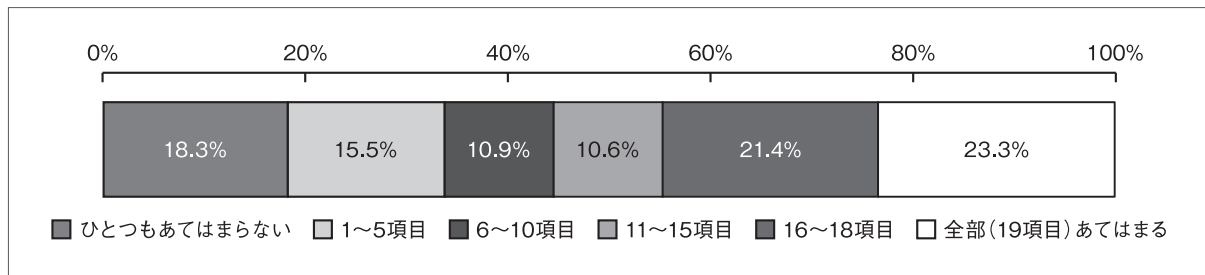
借入経験のある個人の金融詐欺や悪質商法等に関する意識（被害にあわないために心掛けていること）についてみると、「電子メールやSMSに掲載されたURLはむやみにタップしないよう気をつけている」が66.3%と最も高く、次いで「むやみに、他人にキャッシュカードを渡したり、暗証番号を教えたりしないよう気をつけている」が60.7%となっている。図20-1

図 20-1 【借入経験のある個人の金融詐欺や悪質商法等に関する意識について (n=2,200)】



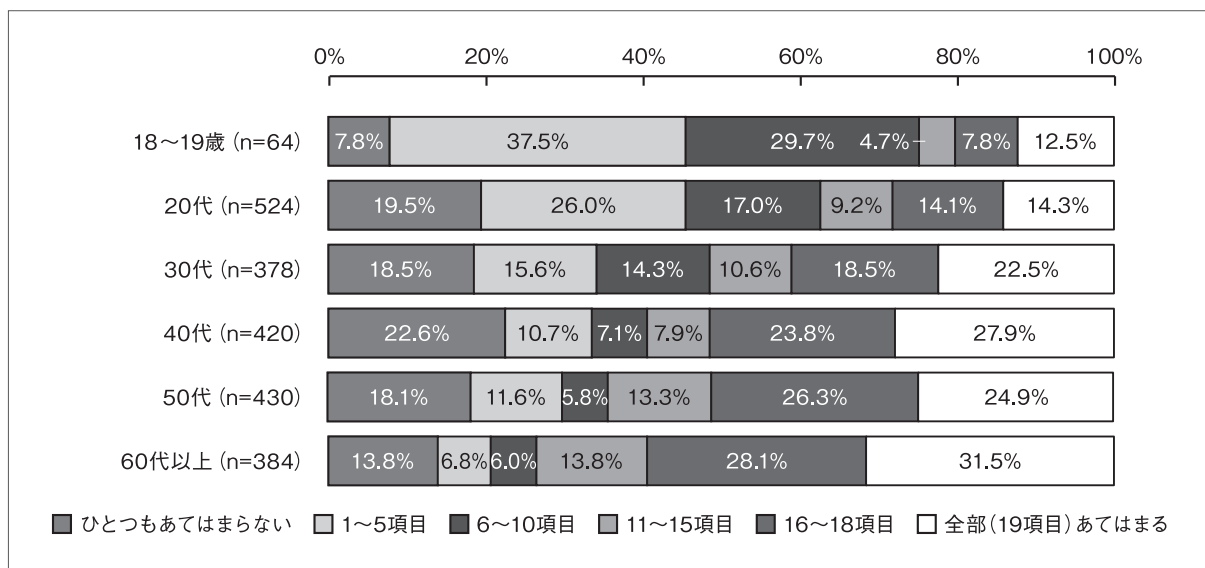
金融詐欺や悪質商法等に関する意識（被害にあわないために心掛けていること）について「あてはまる」と回答された項目数をみると、44.7%が15項目超となった一方で、18.3%は「ひとつもあてはまらない」という結果となった。図 20-2 ①

図 20-2 ① 【金融詐欺や悪質商法等に関する意識について「あてはまる」と回答された項目数 (n=2,200)】



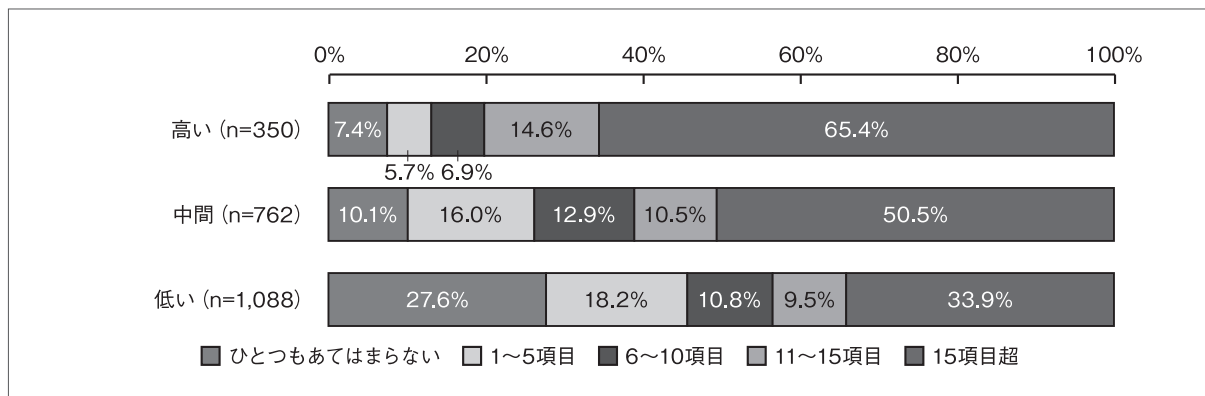
年代別にみると年齢が高いほど「16～18項目」が多く、「1～5項目」が少なくなっており、20代以下においては、「1～5項目」が「16～18項目」を上回る結果となった。図 20-2 ②

図 20-2 ② 【金融詐欺や悪質商法等に関する意識について「あてはまる」と回答された項目数 (年代別)】



金融リテラシー分類別にみると、リテラシーが高いほど「15項目超」が多く、5項目以下が少ない結果となった。図 20-2 ③

図 20-2 ③ 【金融詐欺や悪質商法等に関する意識について「あてはまる」と回答された項目数 (金融リテラシー分類別)】

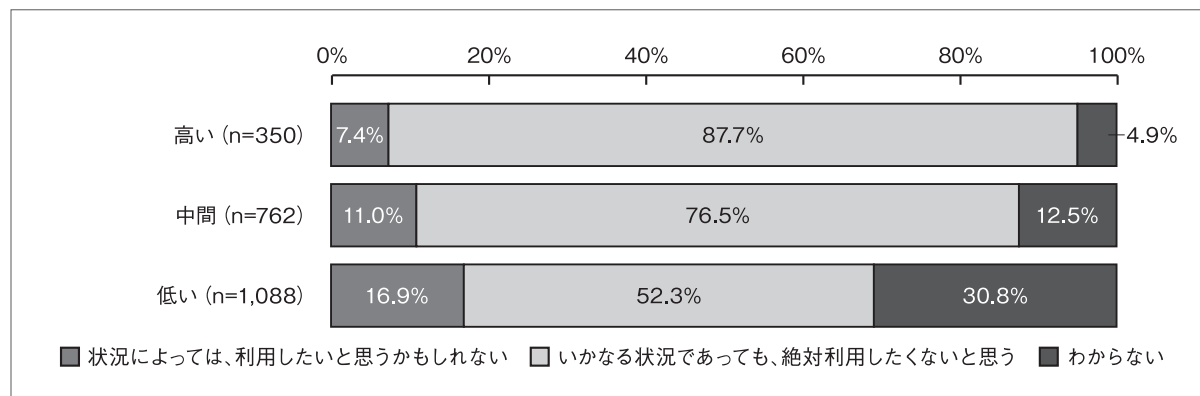


⑤ ヤミ金融等の利用に対する意識

借入経験のある個人のヤミ金融等の利用に対する意識について調査したところ、「状況によっては、利用したいと思うかもしれない」と回答した割合は、金融リテラシーが低いほど高くなる結果となった。

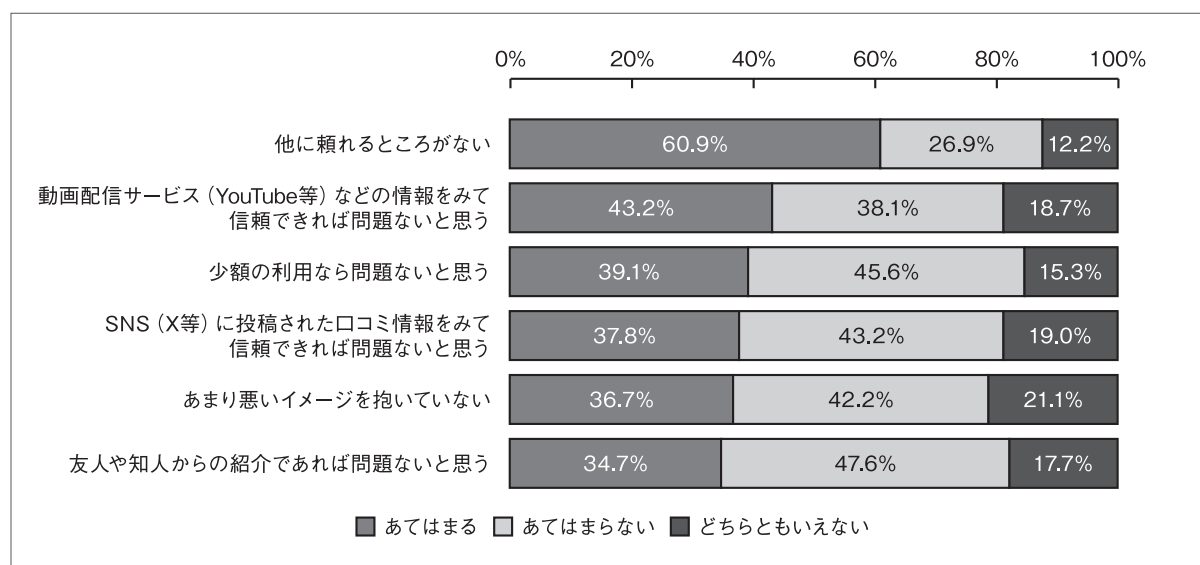
図 21-1

図 21-1 【借入経験のある個人のヤミ金融等の利用に対する意識（金融リテラシー分類別）】



また、ヤミ金融等を利用したいと思うかもしれない理由について調査したところ、「他に頼れるところがない」が60.9%と最も高く、次いで「動画配信サービス（YouTube等）などの情報をみて信頼できれば問題ないと思う」が43.2%、「少額の利用なら問題ないと思う」が39.1%となった。図 21-2

図 21-2 【ヤミ金融等を利用したいと思うかもしれない理由（n=294）】

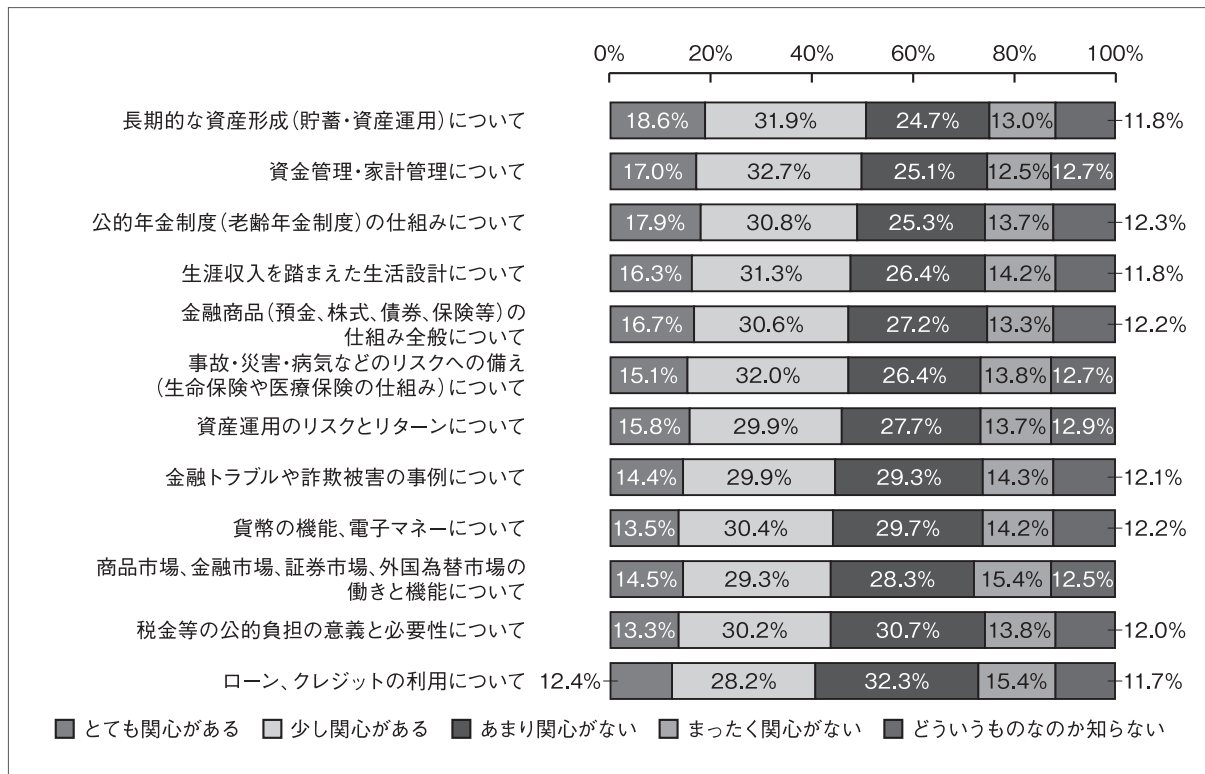


⑥ 金融経済教育で関心のあるもの

金融経済教育で関心のあるものについて、「とても関心がある」、「少し関心がある」と回答した割合の合計をみると、「長期的な資産形成（貯蓄・資産運用）」についてが50.5%と最も高く、次いで「資金管理・家計管理について」が49.7%、「公的年金制度（老齢年金制度）の仕組みについて」が48.7%となった。

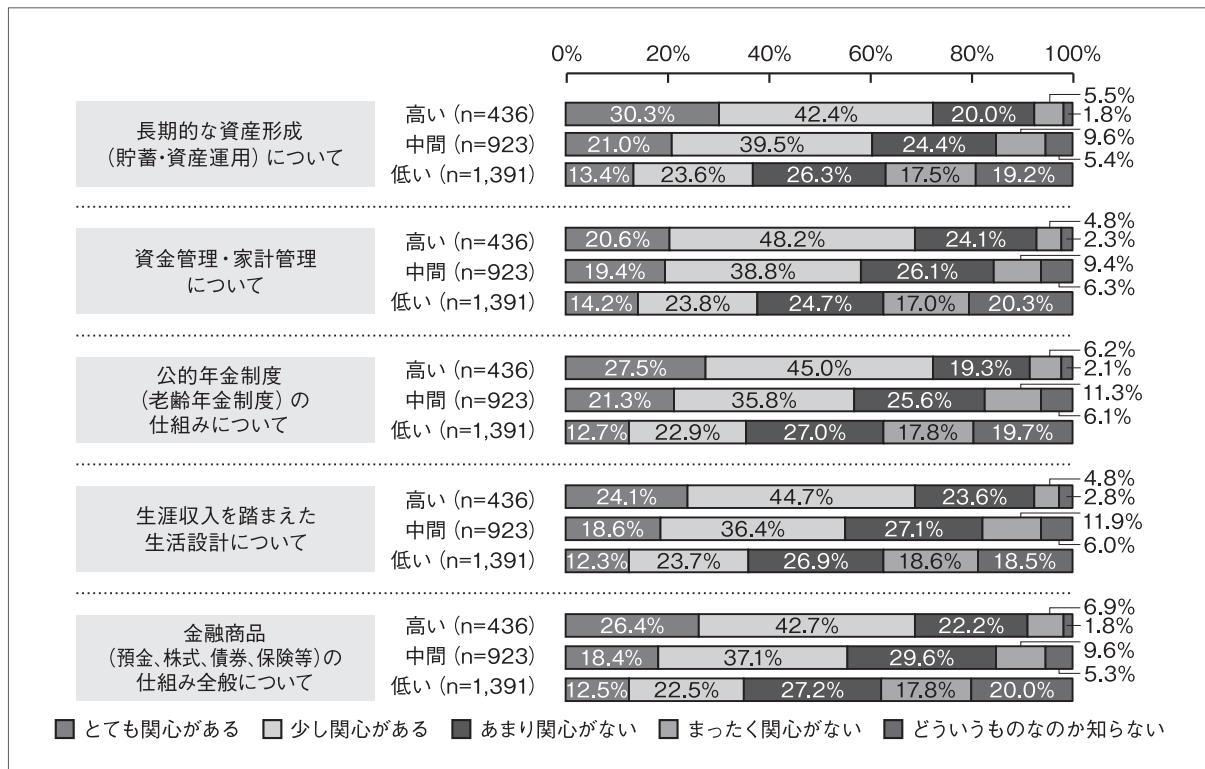
図 22-1

図 22-1 【金融経済教育で関心のあるもの (n=2,750)】



また、上位5項目について、金融リテラシー分類別にみると、リテラシーが高いほど関心も高くなる結果となった。図 22-2

図 22-2 【金融経済教育で関心のあるもの(上位5項目・金融リテラシー分類別)】



4. 行動経済学等を活用した消費行動等の調査・分析

(1) 借入利用者の分類について

本調査では、お金を借り入れて返済する際意思決定などについて、「時間選好率※」や「現在バイアス※」といった行動経済学・心理学の知見から調査・分析を行った。

なお、調査・分析にあたっては、和田良子氏（敬愛大学経済学部 教授）監修のもと、設問の企画や調査結果の評価等を行っている。図 23-1

※「時間選好率」とは、すぐにもらえる報酬ほどその価値を大きく感じ、もらえる時間が遅くなると徐々に価値が減少していく性質を意味し、「時間選好率」の高い人は、現在得られる効用を好む傾向にあり、現在志向が強くせっかちであるとされ、一方、「時間選好率」の低い人は、将来得られる効用を好む傾向にあり、未来志向が強く我慢強いとされている。

※「現在バイアス」とは、目の前にある事柄を過大に評価してしまう心理傾向のこと。

図 23-1 【設問の内容】

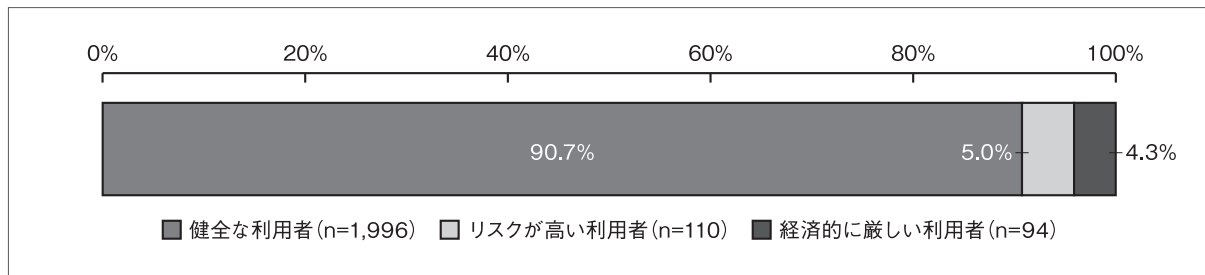
	設問項目	目的
1	支出金額の推移	借入利用者の支出状況を確認し、やむを得ない消費なのか、それとも嗜癖的な消費なのかを確認
2	支出金額増加の理由	
3	高額な消費に伴う借入をした場合の計画有無	借入利用者が借入する際に立てた計画を守れるか否かについて、段階的に細かく計画の実効性を確認
4	計画の実効性について	
5	現在と将来における価値の比較について	仮定質問から、借入利用者の時間選好率を確認
6	金銭報酬についての現在と将来の代替性について	仮定質問から、借入利用者の時間選好率と現在バイアスを確認

本調査の結果をもとに、借入経験のある個人を「健全な利用者」、「リスクが高い利用者」、「経済的に厳しい利用者」の3つに分類を行ったところ、「健全な利用者」が90.7%、「リスクが高い利用者」が5.0%、「経済的に厳しい利用者」が4.3%となった。図 23-2 図 23-3

図 23-2 【利用者の分類方法】

利用者分類	分類方法
健全な利用者	「リスクが高い利用者」もしくは「経済的に厳しい利用者」に該当しない
リスクが高い利用者	以下①～③の全てに該当する ①設問1で、毎月の支出金額が「増加している」と回答 ②設問2で、支出金額が増加しても消費量を減らすことができなかった等と回答 ③設問4(計画を守れるか否か)で、「逸脱するほうが多い」「ほとんど守れない」「絶対に守れない」と回答
経済的に厳しい利用者	毎月の消費支出が収入を上回っており、かつ、金銭債務の支出が収入の4割を超えている

図 23-3 【利用者の構成比 (n=2,200)】

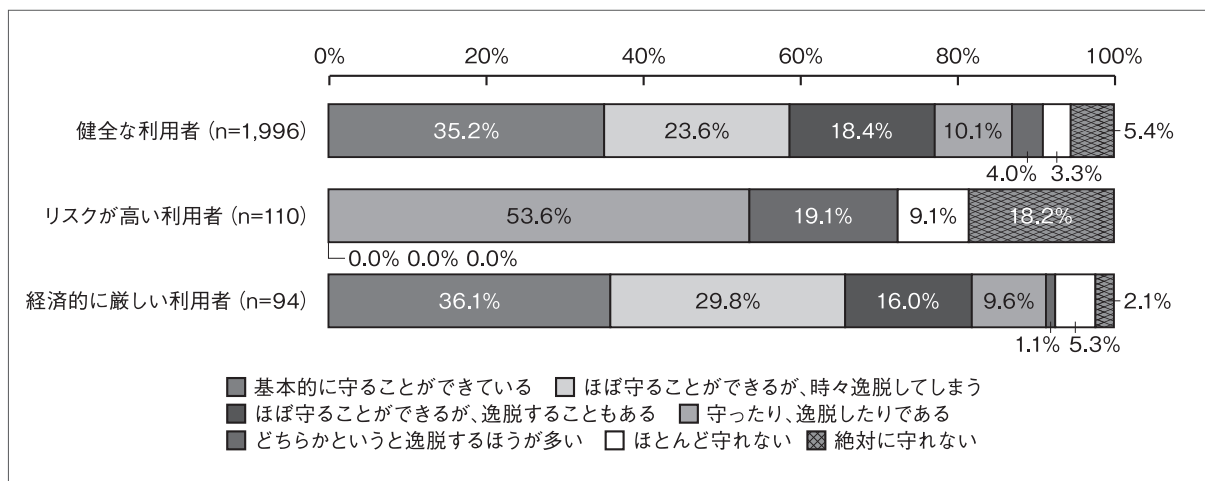


(2)計画の実効性について

利用者分類別に、返済計画の遵守状況をみると、「基本的に守ることができている」と回答した割合は、経済的に厳しい利用者が 36.1%であり、健全な利用者の 35.2%とほぼ同程度となっており、経済的に厳しい利用者の計画・自己管理能力が高いことがわかる結果となった。

一方、リスクが高い利用者は、「絶対に守れない」の割合が 18.2%と、他の利用者より高くなっている。返済計画を守れない理由としては、借入時点での計画が不十分であることに加え、現在バイアスの影響を認識できていない可能性が挙げられる。そのため、借入時には翌月の節約を想定していても、返済時には「今」の消費を優先し、計画通りに返済できなくなってしまうと考えられる。 図 24

図 24 【返済計画の遵守状況 (利用者分類別)】



(3)現在と将来における価値の比較について

借入利用者の時間選好率を測定するため、現在と将来における価値の比較（15万円分の食事券の使い方）について調査を行った。図 25-1

図 25-1 【設問の内容】

もしも、あなたに有効期限付きの食事券 15 万円があたったとします。有効期限が今から 2 年間の時、3 年間の時、どのように利用しようと考えますか。それぞれ利用する金額を万円単位でご記入ください。（それぞれ金額合計が 15 万円になるように記入してください。）

なお、食事券は売却できず、物価も、発行したレストランの提供する食事内容は変わらないものとして考えてください。

【有効期限が 2 年の場合の食事券の使い方】

1年目に使う金額	万円
2年目に使う金額	万円
合計	15万円

【有効期限が 3 年の場合の食事券の使い方】

1年目に使う金額	万円
2年目に使う金額	万円
3年目に使う金額	万円
合計	15万円

【解説】

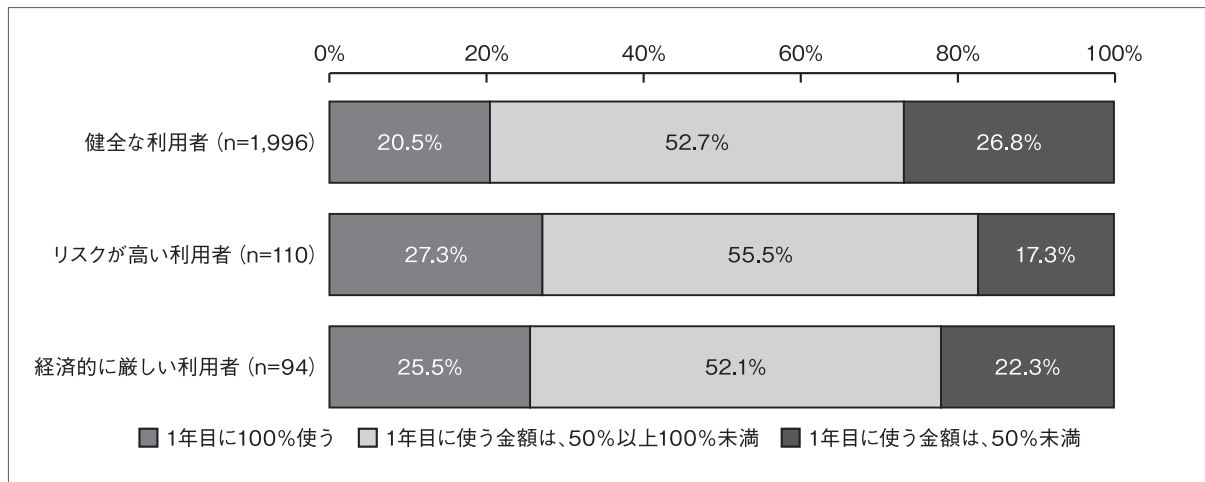
この設問では、借入利用者が今と将来の消費のどちらに重点を置いているかの程度に着目し、どのように計画を立てることがその人にとって最も良い消費なのかをみています。

例えば、音楽・バレエなどのコンサートや贅沢な食事、ホテルへの宿泊・旅行などを楽しむ消費は、まさに消費をしているその時だけで便益が終わってしまいます。このような消費は、「今」を「将来」よりも大切に考える人ほど多いことが予想されます。お金を借入するということは、返済をするために将来の消費を借入前よりも減らすことを意味しますので、複数の時点にわたる消費計画が必要となります。

この設問では、1 年目に 100% 使う人は時間選好率が非常に高く、均等に使う人は 0.50 % 未満ならマイナスと考えられる。

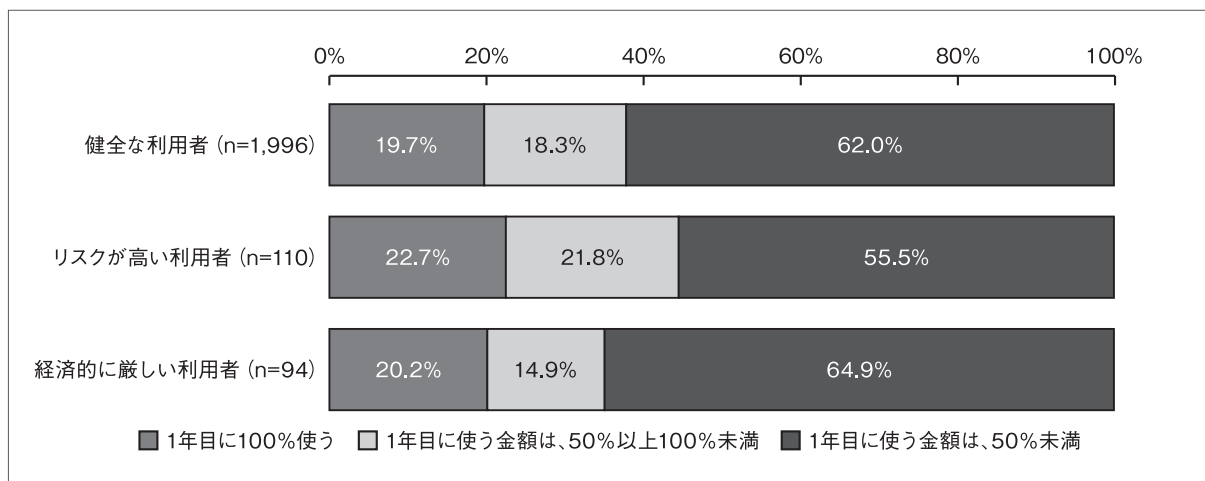
有効期限が 2 年の場合における食事券の使い方について、利用者分類別に「1 年目に 100 % 使う」と回答した割合をみると、健全な利用者は 20.5 %、経済的に厳しい利用者は 25.5 %、リスクが高い利用者は 27.3 % となった。一方、「1 年目に使う金額は、50 % 未満」との回答は、それぞれ 26.8 %、22.3 %、17.3 % となり、リスクが高いほど現在の消費を優先する傾向が示される結果となった。図 25-2

図 25-2 【有効期限が2年の場合における食事券（15万円分）の使い方（利用者分類別）】



また、有効期限が3年の場合において、健全な利用者と経済的に厳しい利用者は、6割以上が「1年目に使う金額は、50%未満」と回答しており、3年の複数年にわたり消費を抑制する計画を立てることができる利用者であることがうかがえる。図 25-3

図 25-3 【有効期限が3年の場合における食事券（15万円分）の使い方（利用者分類別）】



「行動経済学からみた 金融リテラシーの重要性」

～ 計画を守るためのコミットメントが必要 ～

和田 良子（敬愛大学 経済学部 教授）

行動経済学は、2017年にリチャード・セイラーがノーベル経済学賞を受賞したことで有名になりました。この分野を切り開いたのは、数理経済学者のエイモス・トヴェルスキーと心理学者のダニエル・カーネマンです。経済学が心理学の新しい視点を取り入れたということになります。リチャード・セイラーは、彼らが発見した新しい視点による世の中の理解をまとめた業績でノーベル経済学賞を受賞しました。主な主張が、「私たちは、経済学が仮定してきたような完全に合理的な人間ではなく、むしろある条件下では、常に、すなわち系統的にエラーを犯す“ヒューマン”である」というものです。経済学が仮定してきた合理的なふるまいに基づく個人を“エコノ”と紹介し、そのような経済主体を仮定しては、私たちの日常における意思決定を説明できないことを主張したのです。それは経済学にとって衝撃的な内容であったと同時に、新しい見方を取り入れることで経済学が説明し得る世界を広げたとも言えます。

今回、日本貸金業協会が行った「資金需要者等の借入意識や借入行動等に関する調査」において、行動経済学の知見に基づいた設問を用意することによって、資金需要者等がお金を借入れして返済する意思決定と、場合によりそれがうまくいかないケースについて、理解しようと試みました。

お金にまつわる意思決定といえば、資産運用が一般的です。その目的は、もちろん将来の生活を豊かにすることにあります。一方、借入れをして返済をする行為は、資産を増やす行為ではありませんが、生活を維持したり、向上させた

りするために必要な場合は多々あります。借入と返済をうまく計画して実践していくことは、豊かな人生をもたらすための機動的な手法の一つと考えられます。

借入と返済のように、異なる時点にまたがる意思決定を左右する重要な要素のひとつに、今を将来よりもどれくらい大切に感じるかの価値観（時間選好率）があります。この時間選好率が高ければ高いほど、将来手にする報酬と現在手にする報酬の心理的な差が大きいことがわかっています。例えば、この時間選好率が高い人は、将来のために貯金をするよりも、今すぐ消費することを好みます。逆に、この時間選好率が低い人は、今の消費を抑制して、将来のために貯金することを望みます。

一般的には、女性の時間選好率は男性よりも低く、年代が若いほど低いことが様々な実験によって発見されており、今回の調査でも、それを裏付けるような結果が得られました。行動経済学において、時間選好率は、現在の報酬を先延ばししたときに欲しいプレミアムで測定されます。さらに、時間選好率は、時間とともに一定ではなく、今より先のある時点（例えば半年後）と、その先（半年と1か月後）に関するプレミアムの差よりも、今この時（したがって今から0か月後）と、今から少し先の将来（例えば今から1か月後）の差は、常に大きくなるが発見されています。

例えば、お金を借りる時点では、翌月以降は節約する気持ちでいるのですが、借入れ後にその時が来ると、再び、今が将来よりも大切だと感じるため、節約したくない気持ちになる可能性が高いのです。

これは、今だけを特別に考える「現在バイアス」によるものです。「今と将来」の間のプレミアムには、この「現在バイアス」と将来の異なる時点間（例えば半年後とその1か月先の7か月後など）のプレミアムの両方が含まれます。このプレミアムの大きさは、どの将来の時点間であっても、その間隔が同じなら（設問では1か月でした）同じ大きさを割り振ると考えられています。

従来の経済学において看過されてきた「現在バイアス」の存在を織り込むことなしには、長い人生における資金繰りについて、現実的な計画を立てることはできません。

誰にとっても今は特別です。仮に、「現在バイアス」の大きさが強く、散財しがちであっても、自分がそのような傾向にあることを予め認知していれば、そんな自分に対する対抗策を取ることができます。また、自己管理には、意思の力が重要となりますが、将来にコミットする工夫も必要です。

自らの「現在バイアス」の誘惑に対抗するコミットメントの例として、ギリシャ神話にオデュッセウスがセイレーンの歌声に惑わされないように、自分を岩に縛り付けたという話があります。このように、場合によっては、今の時点で将来の自分の手を縛ることも重要なのです。例えば、キャッシングの限度額やクレジットカードの分割・リボ払いの限度額を低く設定しておくことなどで、借り過ぎないようにすることです。

私たちは現在、いつでもどのような消費もできるような大きな機会に直面しています。それは本来選択集合を増やし、私たちの人生を豊かにするものです。しかし同時にそれは自己管理を必要とするものであり、その時、金融リ

テラシーこそが助けとなるはずです。調査結果が示唆するように、金融商品の特徴を知ること、より良い選択をし、間違った選択を排除することができるでしょう。特に、借入れする際の金利や支払いを延滞した場合の影響などを理解することは、借入れ後のトラブルを減らすための知識となり、最悪の事態を避ける可能性を高めることができます。

そして、長い人生においては、失職や天災、事故、家族の喪失、病気など、予想もしなかったことが起こります。そのような時、自分の意思の力だけで物事を解決することは容易ではありません。もし、借入れ後に返済が困難となった場合に、予めセーフティネットがあることを知っていれば、最悪の事態からの自己防衛となりえます。今後は、すべての利用者が正しい知識の下で計画的に借り入れを行い、さらに自らにコミットメントできる金融商品やサービスのさらなる拡大が望まれます。近年におけるフィンテックの発展によって、いつでも資金の管理がスマートフォンひとつでできるようになりました。アプリケーションを利用して借入れや返済も瞬時にできるようになり、手続きの煩雑さなどからくる物理的なストレスからは解放されました。一方で、私たちは、こうした急速な技術の進化に伴う機会の拡大に抗う意思を持たなければなりません。

行動経済学が発見してきた知見は、家計管理や投資の場面では、既に取り入れられており、様々なアプリケーションも開発されています。しかし、毎日の意思決定はもちろん、長期の意思決定においても、結局は自分にとって、今と将来のどちらがどの程度大切なのかを問いかける作業となるはずです。



Ⅱ. 貸金業者の経営実態等に関する調査（貸金業者向け調査）

貸金業を取り巻く経営環境は、物価や市場金利の上昇等の影響による事業コストの増加、デジタル化の進展等を背景とした顧客ニーズの変化に直面する等、引き続き厳しい状況に置かれています。

こうした背景を踏まえ、貸金業者の貸付実態や事業継続上の問題・課題等を調査し、貸金業者に求められている資金供給機能や社会的役割等を把握したうえで対応策を講じるなど、資金需要者等の利益の保護及び貸金業の健全な発展に資することを目的として、貸金業者を対象としたアンケート調査を実施いたしました。

調査概要

(1)調査方法	郵送及び電子メール・オンラインによる調査
(2)調査対象	貸金業者 ※日本貸金業協会の協会員、及び非協会員 (日本貸金業協会と金融 ADR 手続実施基本契約を締結している貸金業者)
(3)調査期間	2024 年 12 月 25 日から 2025 年 1 月 31 日
(4)調査票発送数	貸金業者 1,373 業者 ・協会員：900 業者 / 非協会員：473 業者 ※ 2024 年 11 月末時点（発送直後に「廃業・不更新」となったもの等を除く）
(5)主な調査項目	①貸金市場の実像と動態 ・貸付金種別残高 ・属性（職業、年収、年齢、他）別の貸付件数 ・事業規模別貸付先の資金使途別残高 ・事業者向貸付（業種別、年商別、資本金別）件数 等 ②貸金業者の収益構造 ・直近 3 期の期末時点での収益、事業コスト ・主な資金調達先や資金繰りの変化 等 ・貸倒損失や利息返還の状況 ③貸金業者の課題と取組み ・貸金業者における経営の重要課題 ・相談内容の傾向と変化 ・カウンセリングの実施状況 等 ④貸金業者の今後の見通し ・今後の見通しと事業を継続する上での課題や問題点 等

▶調査回答事業者標本構成

(1)有効回答数	貸金業者 805 業者 (協会員: 661 業者 / 非協会員: 144 業者)
(2)有効回答率 (有効回答数 / 発送数)	58.6 % (前年比 1.2 ポイント増) ※協会員: 73.4 % (前年比 1.0 ポイント増) ※非協会員: 30.4 % (前年比 0.7 ポイント減)

属性		有効回答業者数 (者)	構成比
事業規模 (法人 / 個人)	法人貸金業者 (資本金 5 億円以上)	118	14.7%
	法人貸金業者 (資本金 1 億円以上 5 億円未満)	126	15.7%
	法人貸金業者 (資本金 1 億円未満)	483	59.9%
	個人貸金業者	78	9.7%
	不明	-	-
	合計	805	100.0%
業態区分	消費者向無担保貸金業者	187	23.2%
	消費者向有担保貸金業者	69	8.6%
	事業者向貸金業者	276	34.3%
	クレジットカード・信販会社	179	22.2%
	リース・証券会社・他	82	10.2%
	非営利特例対象法人等	12	1.5%
	不明	-	-
	合計	805	100.0%
企業グループ ・系列	日本の企業グループ・系列に属している	399	49.5%
	海外の企業グループ・系列に属している	19	2.4%
	何れの企業グループ・系列にも属していない	374	46.5%
	不明	13	1.6%
	合計	805	100.0%

■業態区分

[消費者向無担保貸金業者] 消費者向無担保貸金業者

[消費者向有担保貸金業者] 消費者向有担保貸金業者 消費者向住宅向貸金業者 等

[事業者向貸金業者] 事業者向貸金業者 手形割引業者 建設・不動産業者 等

[クレジットカード・信販会社] クレジットカード会社 信販会社 流通・メーカー系会社 等

[リース・証券会社・他] リース会社 証券会社 投資事業有限責任組合 等

[非営利特例対象法人等] 非営利特例対象法人 一般社団法人 一般財団法人 等

■企業グループ・系列

「企業グループ・系列」とは、20 % 以上の議決権を所有している会社、ないしは出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、財務、営業、事業の方針の決定に重要な影響を与えることができる関係会社や、核となる有力企業のもとに形成された、グループ化された長期的取引関係のある企業等を指します。

属性		有効回答業者数（者）	構成比
主な貸付	主に消費者向貸付を取扱っている	420	52.2%
	主に事業者向貸付を取扱っている	385	47.8%
	うち、関係会社向貸付のみ取扱っている	26	3.2%
	不明	－	－
	合計	805	100.0%
貸付残高	1,000億円以上	33	4.1%
	100億円以上～1,000億円未満	57	7.1%
	10億円以上～100億円未満	132	16.4%
	1億円以上～10億円未満	258	32.1%
	1億円未満	179	22.2%
	貸付残高なし	146	18.1%
	不明	－	－
	合計	805	100.0%
所在地域	北海道・東北	64	8.0%
	関東	375	46.5%
	うち、東京都内に所在している	319	39.6%
	中部	91	11.3%
	近畿	113	14.0%
	中国・四国	69	8.6%
	九州・沖縄	93	11.6%
	不明	－	－
	合計	805	100.0%

[主に消費者向貸付を取扱っている]：総貸付残高のうち、消費者向貸付の占める割合が5割以上の貸金業者

[主に事業者向貸付を取扱っている]：総貸付残高のうち、事業者向貸付の占める割合が5割以上の貸金業者

[関係会社向貸付のみ取扱っている]：総貸付残高のうち、関係会社向貸付の占める割合が10割の貸金業者

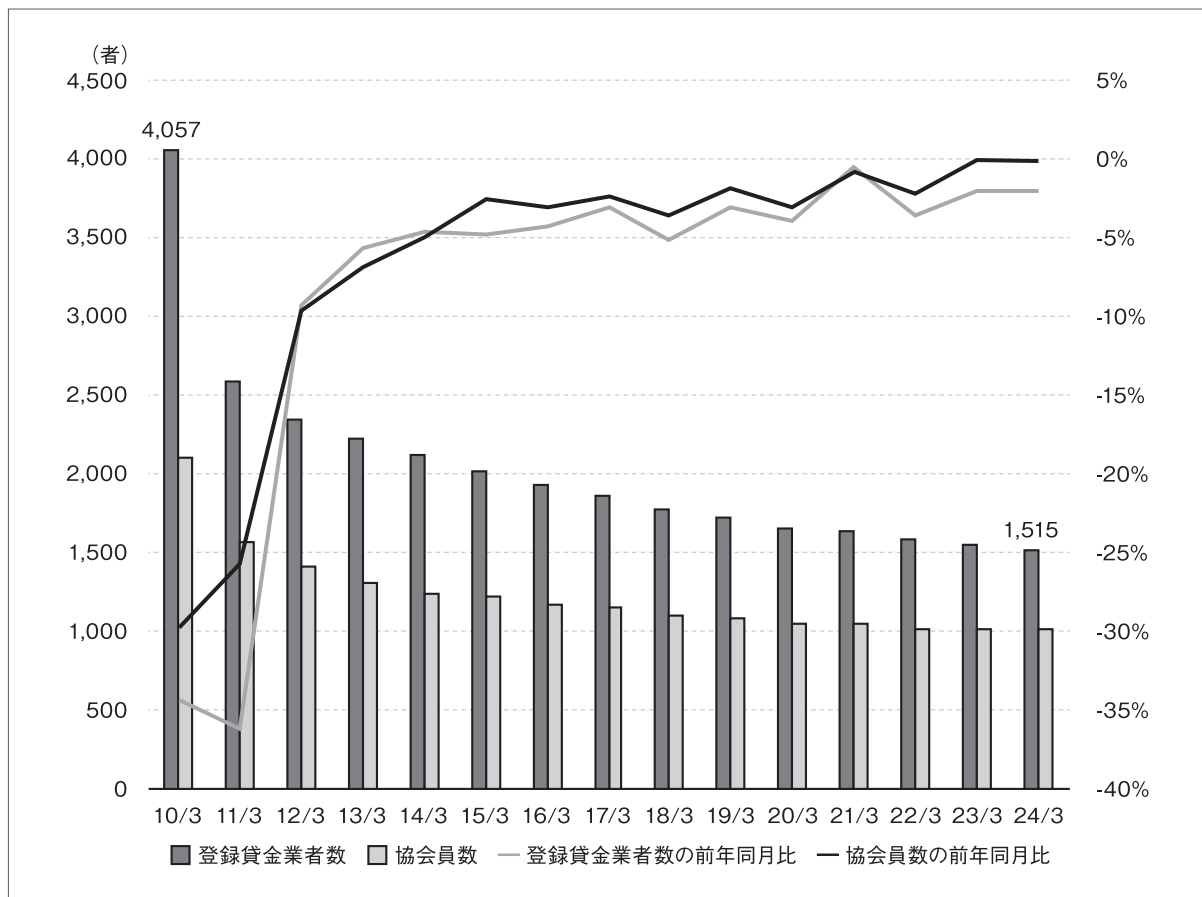
調査結果概要

1. 貸金業者の実像と動態

(1) 貸金業者数の推移

登録貸金業者数及び協会員数の推移をみると、いずれも減少傾向が続いている。登録貸金業者数については、2010年3月の4,057業者から2024年3月には1,515業者と62.7%減少している。2010年3月から2011年3月までは前年対比で-20%を超える大きな落ち込みが続いたが、2011年3月以降の減少率は比較的緩やかになり、直近6年間では前年対比-5%を下回る推移を示している。【図26】

【図26】 貸金業者数の推移（登録貸金業者数、協会員数）

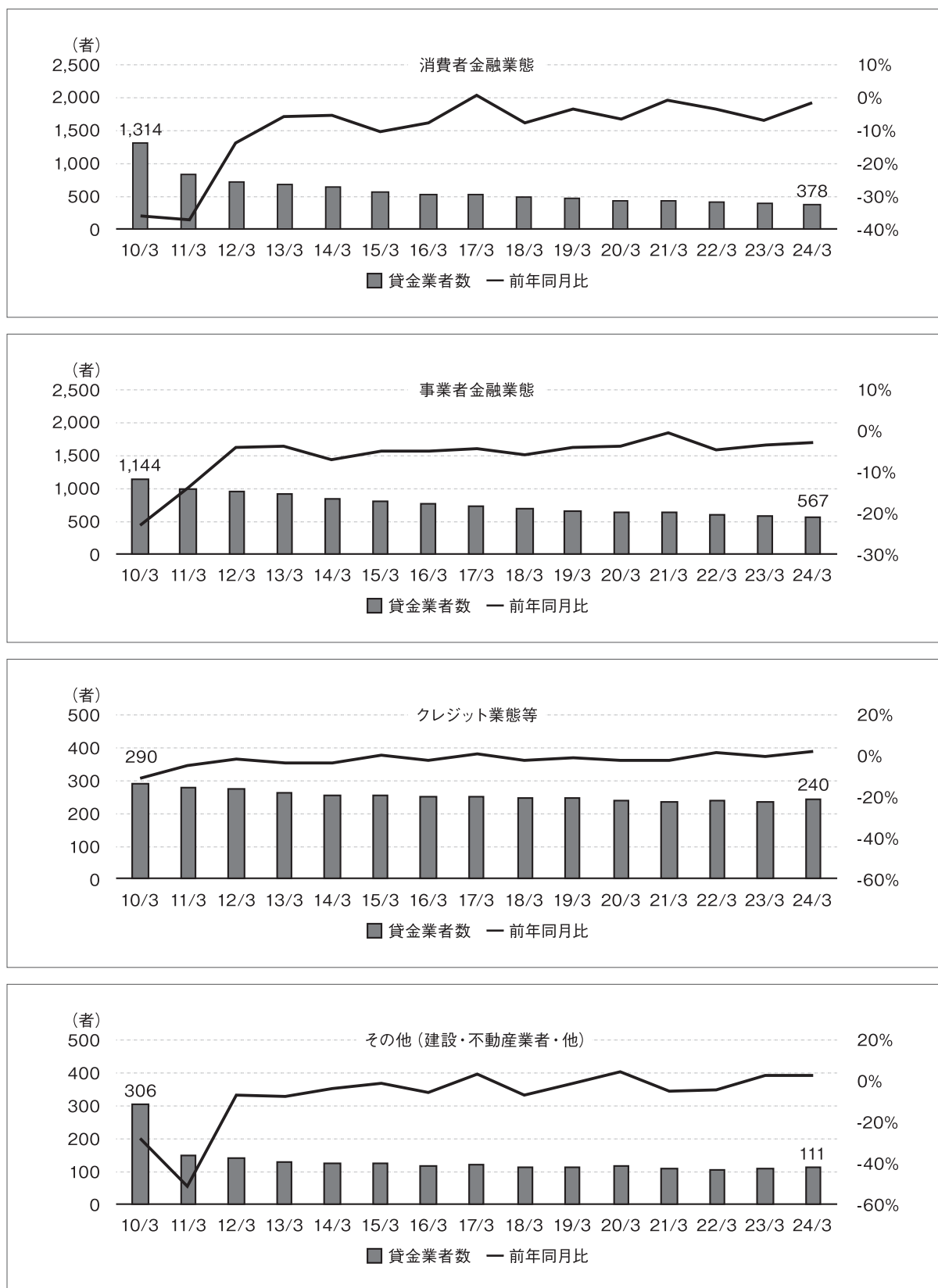


また、貸金業者の業態別に、貸付残高のある貸金業者数の推移をみると、消費者金融業態の減少が顕著であり、2010年3月の1,314業者から2024年3月には378業者と71.2%減少している。

事業者金融業態の貸金業者数についても、2010年3月の1,144業者から2024年3月には567業者と50.4%減少している。

対して、クレジット業態等においては、減少率は比較的緩やかではあるものの、2010年3月の290業者から2024年3月には240業者と17.2%減少している。【図27】

図 27 【業態別貸金業者数の推移】

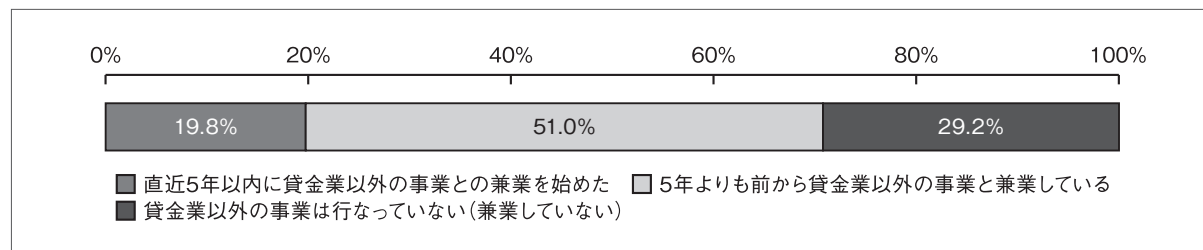


※金融庁が公表している「貸金業関係資料集」をもとに日本貸金業協会が作成。

(2) 貸金業以外の事業との兼業状況

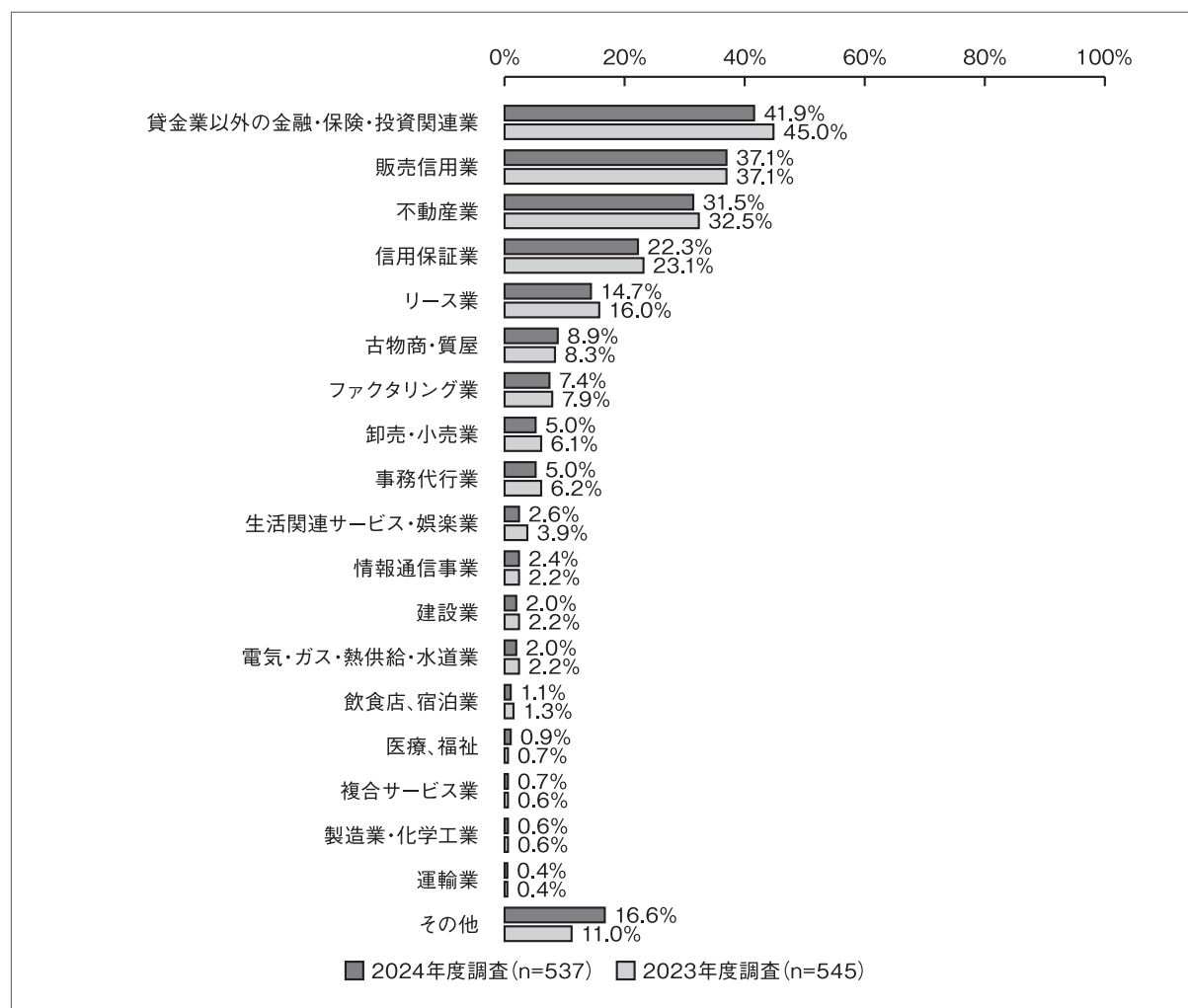
貸金業者における貸金業以外の事業との兼業状況について調査したところ、「直近5年以内に貸金業以外の事業との兼業を始めた」が19.8%、「5年よりも前から貸金業以外の事業と兼業している」が51.0%、「貸金業以外の事業は行っていない（兼業していない）」が29.2%となり、多くの貸金業者が貸金業以外の事業と兼業していることが見て取れる。【図28-1】

【図28-1】 貸金業以外の事業との兼業状況 (n=782)



貸金業と兼業している業種では、「貸金業以外の金融・保険・投資関連業」が41.9%と最も高く、次いで「販売信用業」が37.1%、「不動産業」が31.5%となっており、多様な事業における兼業化を行っている様子がわかる。【図28-2】

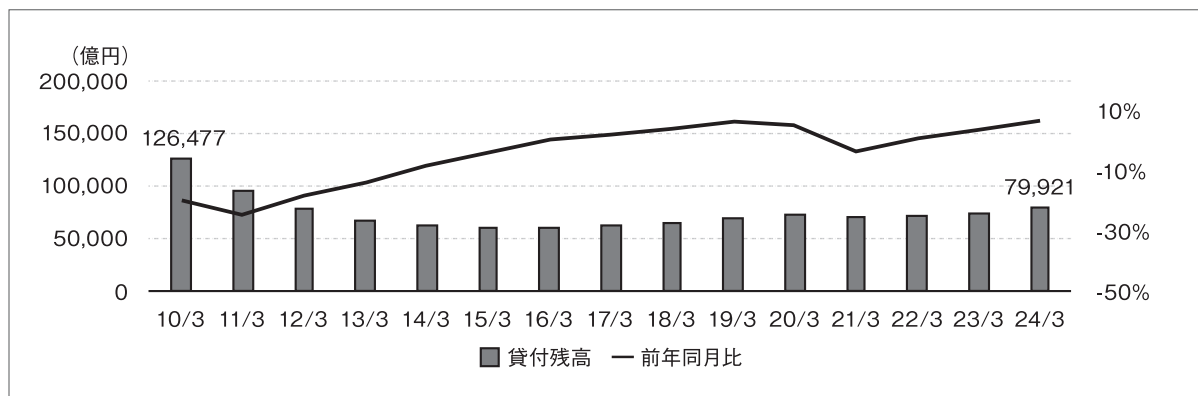
【図28-2】 兼業している貸金業以外の業種（複数回答）



(3)貸付残高の推移

消費者向貸付残高は、2013年3月まで、前年同月比-10%超の落ち込みが続いたが、その後緩やかな微減推移となり、2016年3月より増加傾向に転じている。貸付残高は2010年3月の126,477億円から2024年3月には79,921億円と36.8%減少している。図29-1

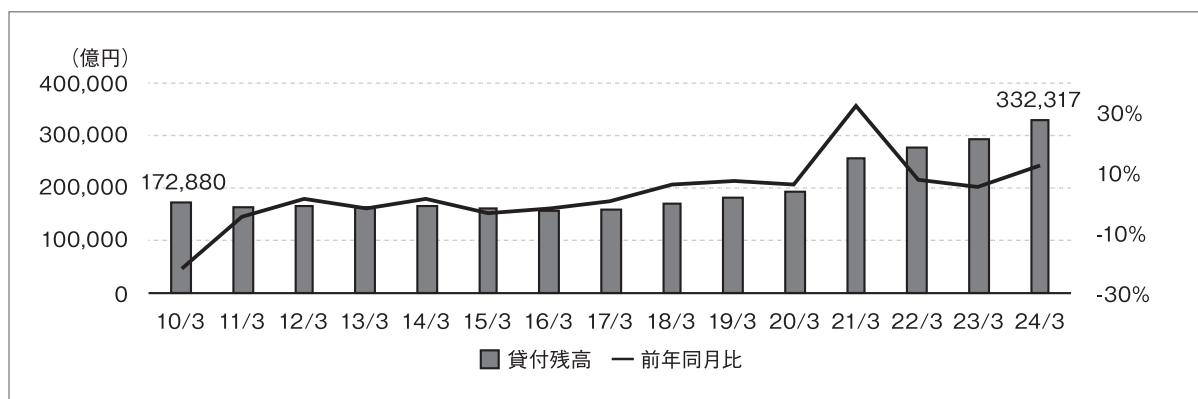
図29-1 【消費者向貸付残高の推移】



※金融庁が公表している「貸金業関係資料集」をもとに日本貸金業協会が作成。

一方で、事業者向貸付残高は、2010年3月の172,880億円から2024年3月には332,317億円と92.2%増加している。2010年3月には前年同月比-20%超の落ち込みがあったが、それを除くと経年ではほぼ横ばいの推移となり、2024年3月には前年同月比+12.6%の伸びとなっている。図29-2

図29-2 【事業者向貸付残高の推移】



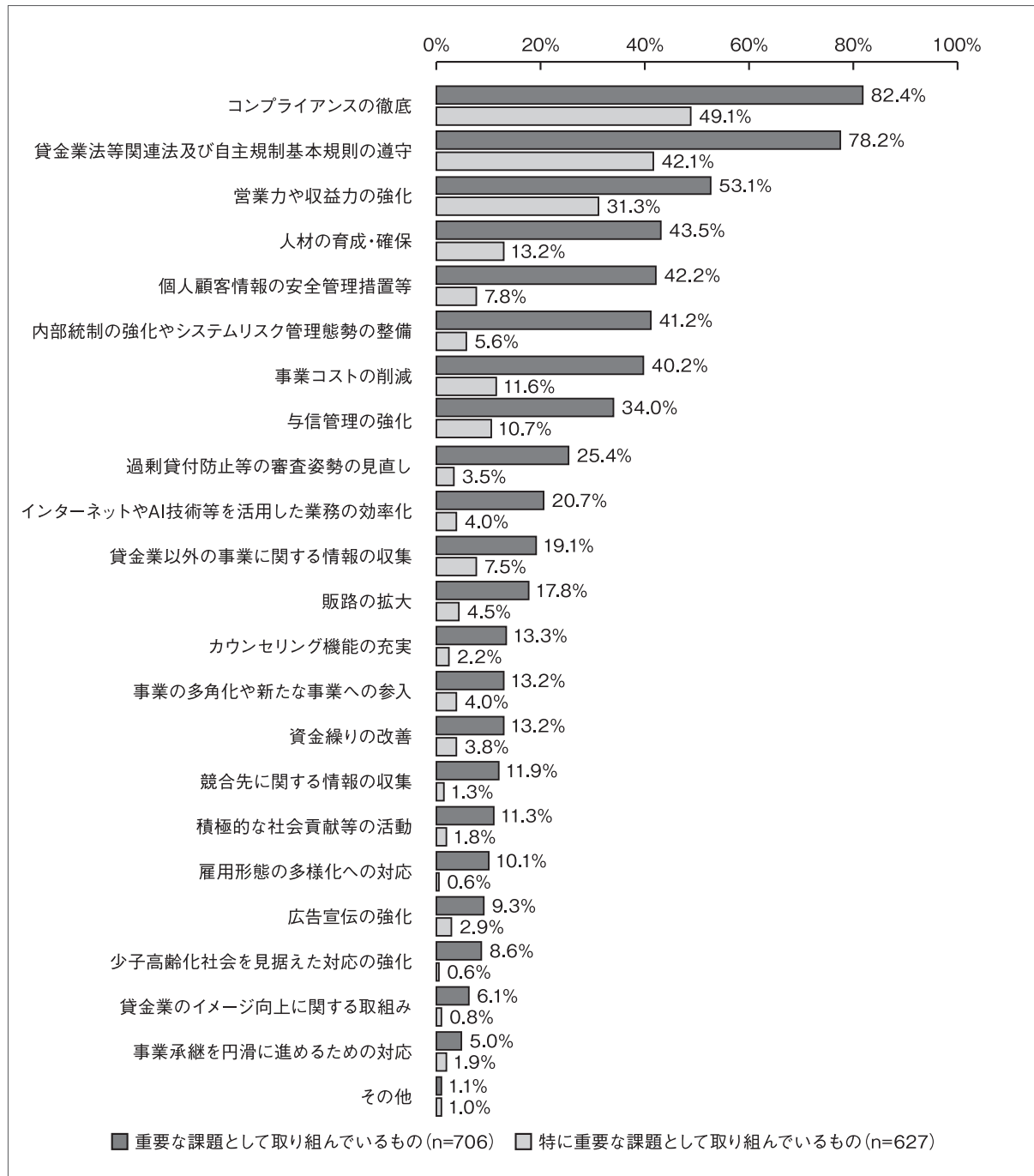
※金融庁が公表している「貸金業関係資料集」をもとに日本貸金業協会が作成。

2. 貸金業者の課題と取組み

(1) 経営における重要課題

重要経営課題のうち特に重要な課題として取り組んでいるものについて調査したところ、「コンプライアンスの徹底」が49.1%と最も高く、次いで「貸金業法等関連法及び自主規制基本規則の遵守」が42.1%、「営業力や収益力の強化」が31.3%と続いている。【図30】

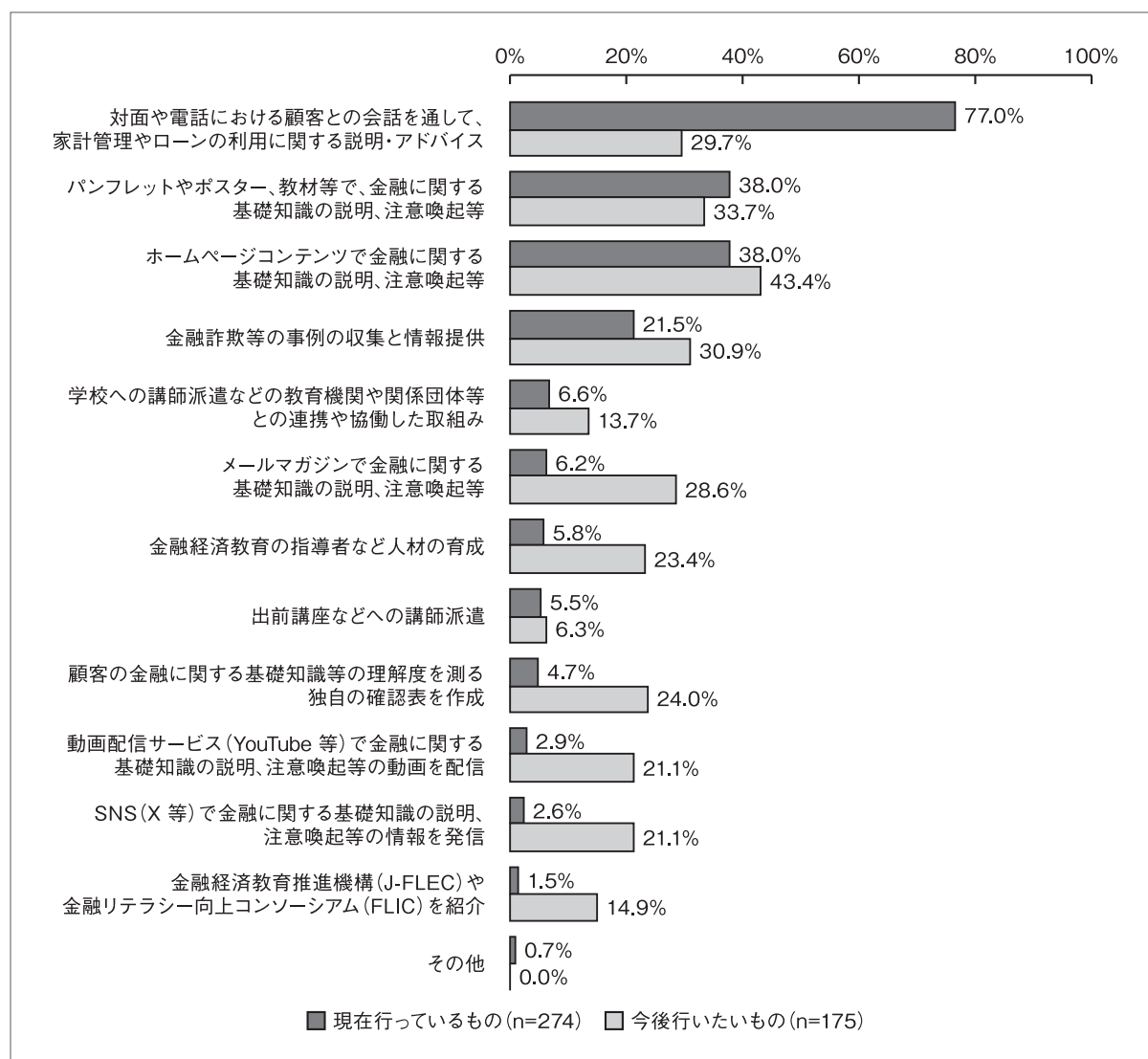
【図30】重要経営課題と特に重要な経営課題（「重要な課題として取り組んでいるもの」は複数回答）



(2)資金需要者等の金融リテラシー向上に向けた取組み

貸金業者における資金需要者等の金融リテラシー向上に向けた取組み状況について調査したところ、現在行っているものでは、「対面や電話における顧客との会話を通して、家計管理やローンの利用に関する説明・アドバイス」と回答した割合が77.0%と最も高く、次いで「パンフレットやポスター、教材等で、金融に関する基礎知識の説明、注意喚起等」、「ホームページコンテンツで金融に関する基礎知識の説明、注意喚起等」が38.0%、「金融詐欺等の事例の収集と情報提供」が21.5%となった。【図31】

【図31】 資金需要者等の金融リテラシー向上に向けた取組み状況（複数回答）



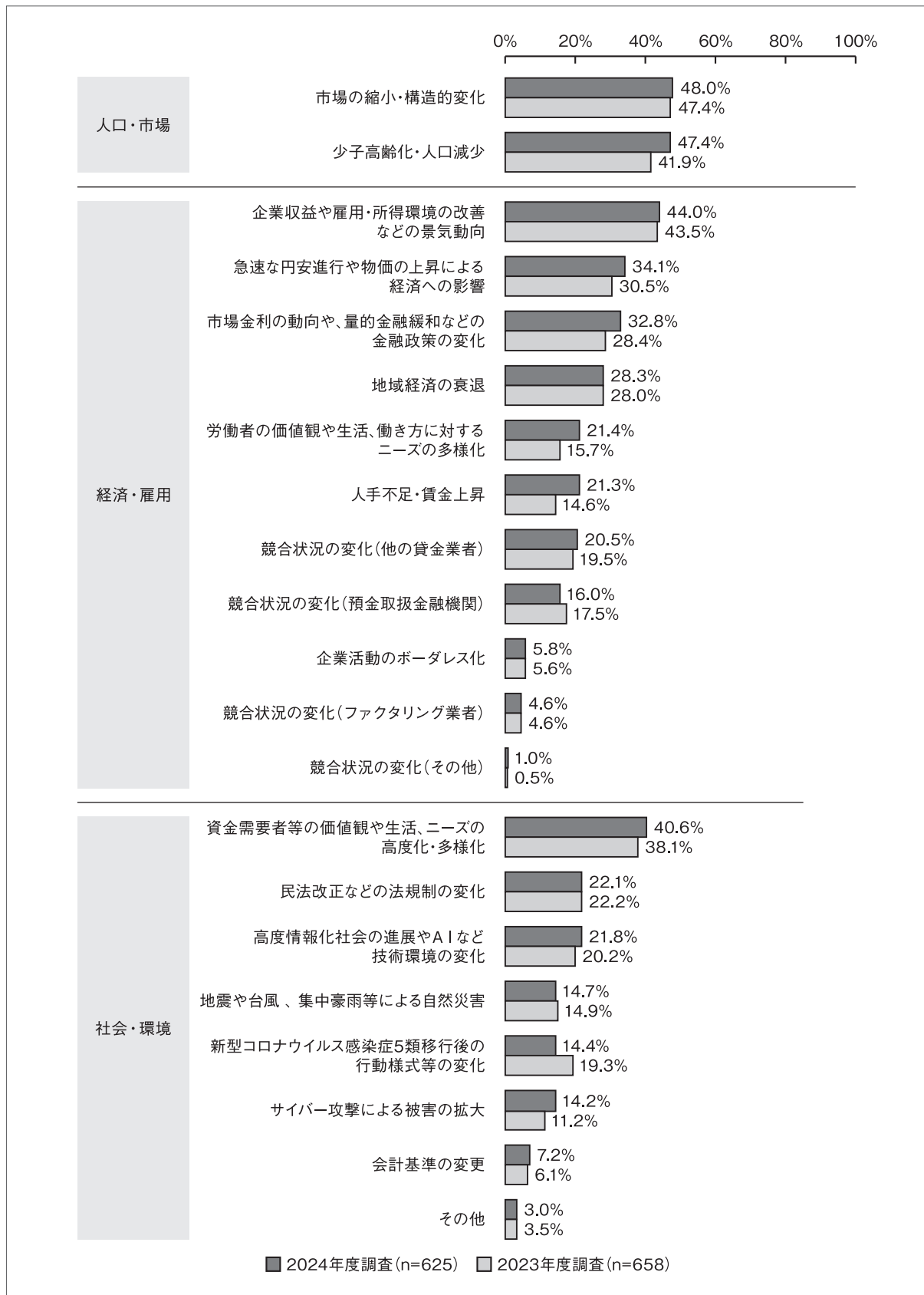
3. 事業環境の変化と今後の見通し

(1)貸金業を取り巻く環境の変化

①貸金業を行う上で影響の大きい環境の変化

貸金業を行う上で影響の大きい環境の変化について調査したところ、「市場の縮小・構造的変化」が48.0%と最も高く、次いで「少子高齢化・人口減少」が47.4%、「企業収益や雇用・所得環境の改善などの景気動向」が44.0%となった。【図32】

図 32 【貸金業を行う上で影響の大きい環境の変化（複数回答）】

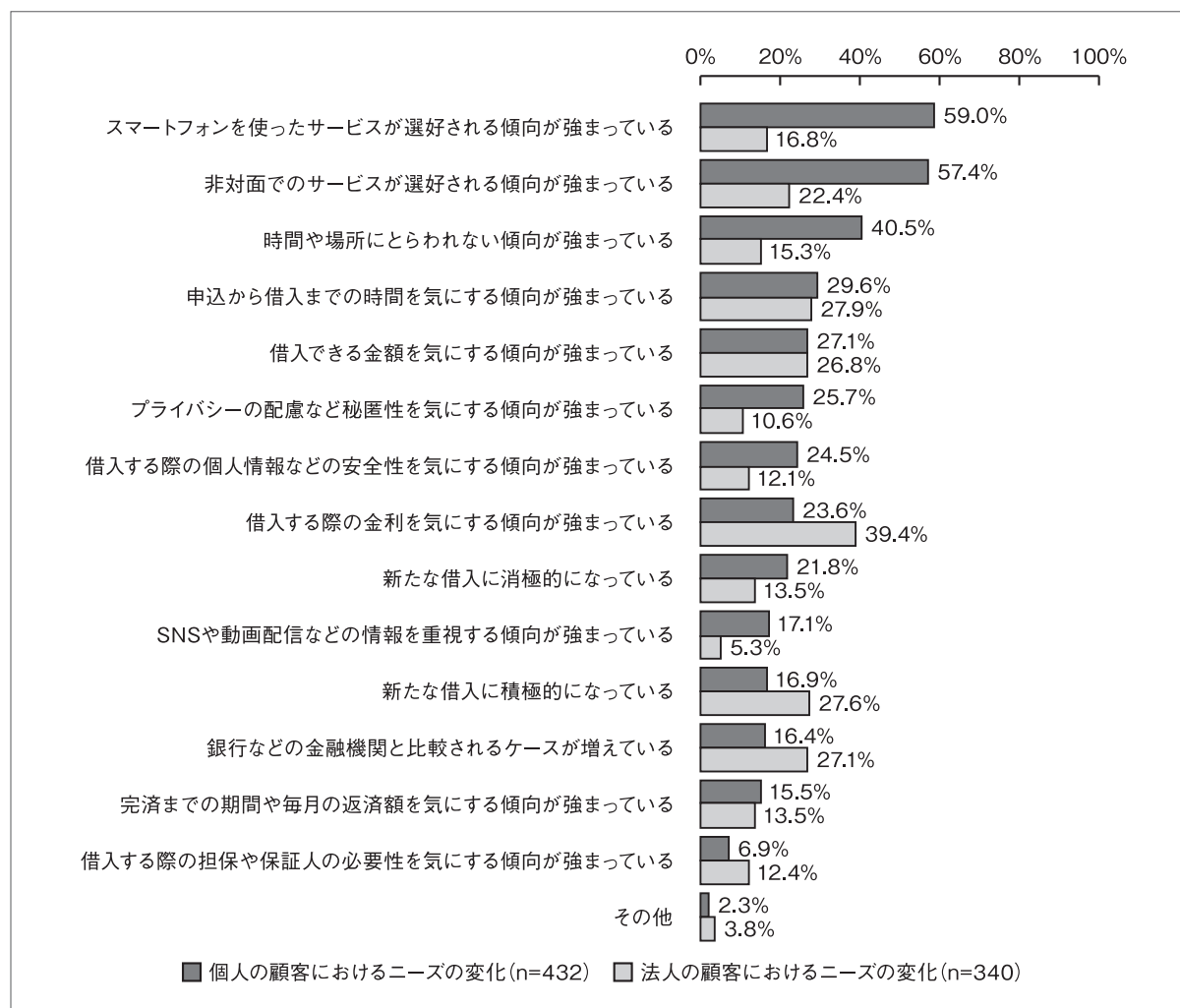


②顧客ニーズの変化

貸金業者における、感じている（意識している）顧客ニーズの変化について調査したところ、個人の顧客におけるニーズの変化については、「スマートフォンを使ったサービスが選好される傾向が強まっている」が59.0%と最も高く、次いで「非対面でのサービスが選好される傾向が強まっている」が57.4%、「時間や場所にとらわれない傾向が強まっている」が40.5%となった。

一方、法人の顧客におけるニーズの変化については、「借入する際の金利を気にする傾向が強まっている」が39.4%と最も高い結果となった。【図33】

図33 【顧客ニーズの変化（複数回答）】



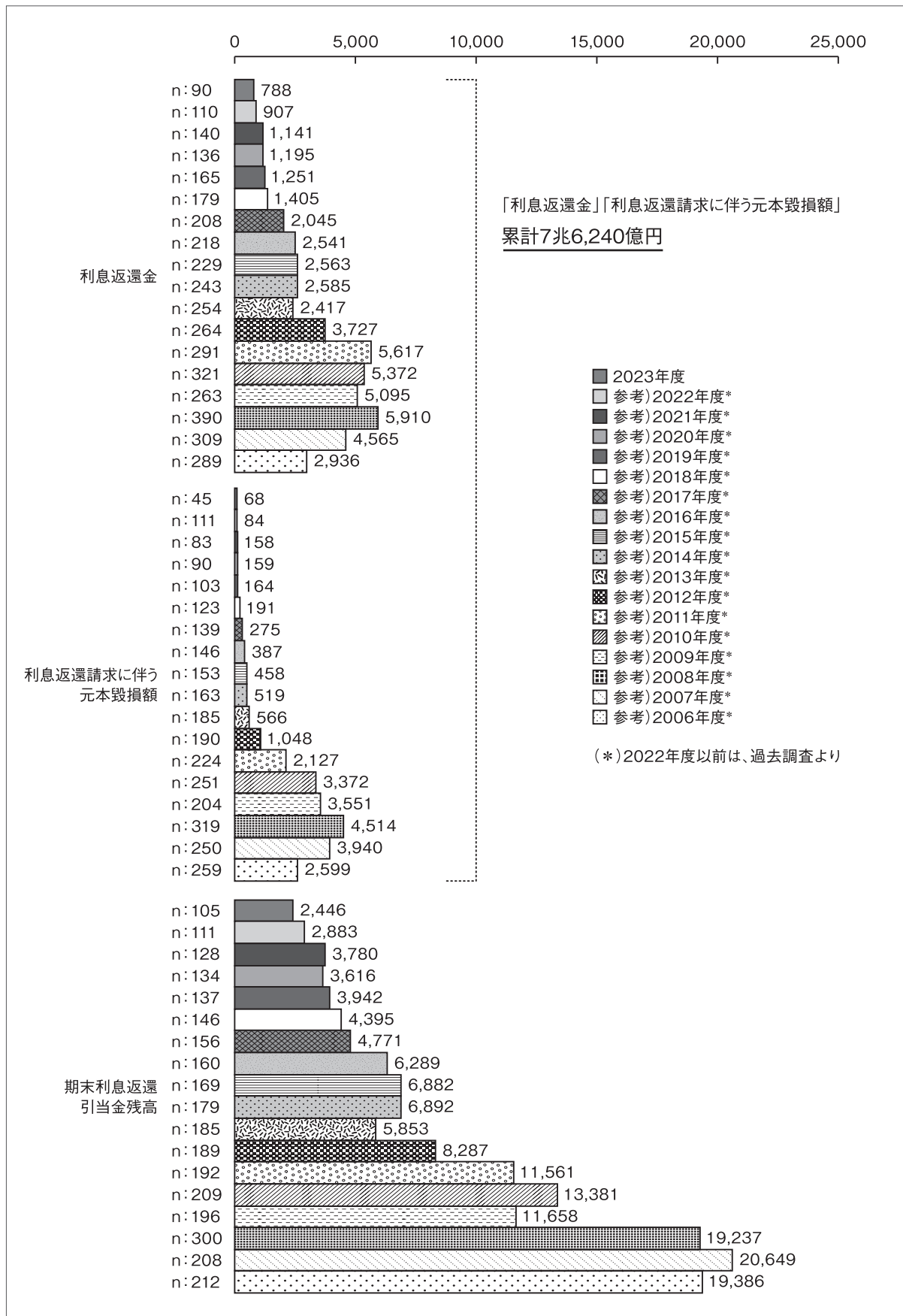
(2)利息返還の状況

2023年度（2024年3月度）の利息返還金と元本毀損額の合計は、856億円となっており、直近3年間の推移をみると、微減傾向にあるものの、依然として収束が見えない状況が続いている。

また、最高裁判所判決後18年間の利息返還金と元本毀損額の合計は約7.6兆円となり、2023年度の期末利息返還引当金残高約0.3兆円を加えると、利息返還請求関連費用は約7.9兆円となっている。【図34-1】

図 34-1 【利息返還金、利息返還請求に伴う元本毀損額及び引当金の推移】

(単位:億円)



利息返還請求時の債務者区分をみると、「完済・残高なしの先」が70.6%、「残高ありの先」が29.4%となった。【図34-2】

また、直近1年間の利息返還請求による影響の変化では、「改善した」、「やや改善した」と回答した割合の合計が16.9%となっており、減少傾向で推移している。【図34-3】

図34-2 【利息返還請求時の債務者区分 (n=166)】

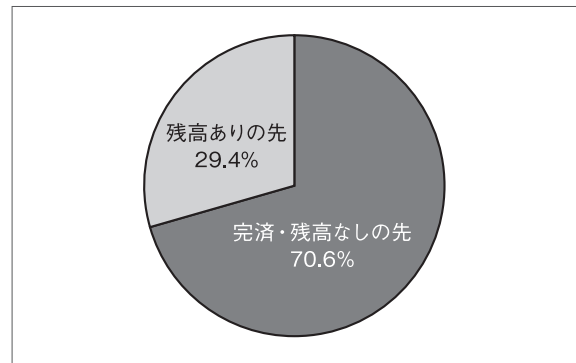
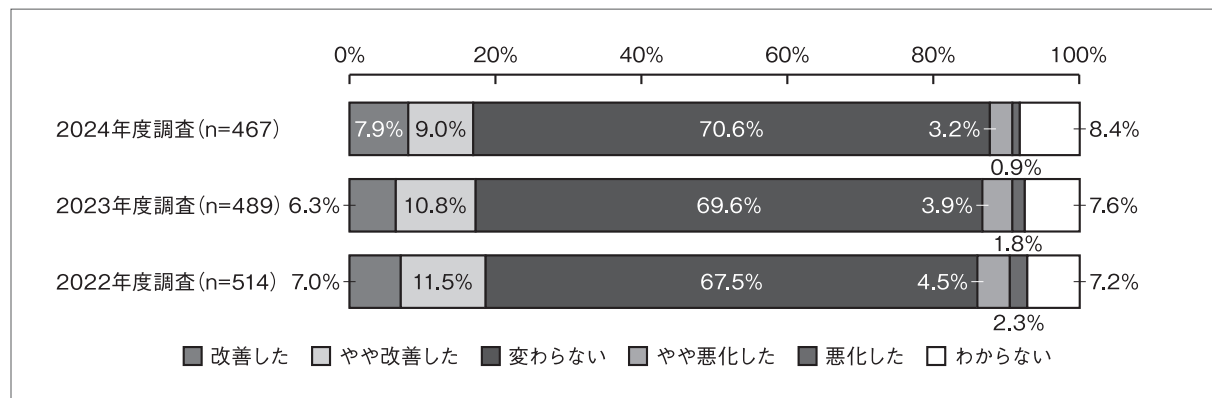


図34-3 【直近1年間の利息返還請求による影響の変化】

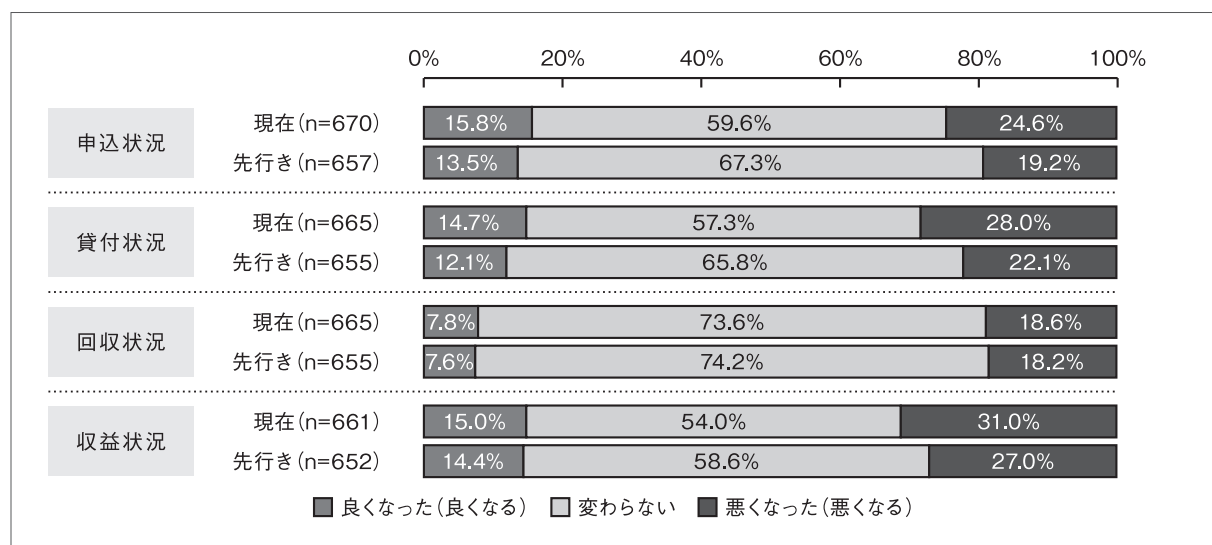


(3) 貸金業者の業況感

貸金業者の業況感について調査したところ、1年前との比較（現在）について「良くなった」と回答した割合は、「申込状況」が15.8%、「貸付状況」が14.7%、「回収状況」が7.8%、「収益状況」が15.0%となった。

また、1年後の見込み（先行き）について「良くなる」と回答した割合は、「申込状況」が13.5%、「貸付状況」が12.1%、「回収状況」が7.6%、「収益状況」が14.4%となった。【図35】

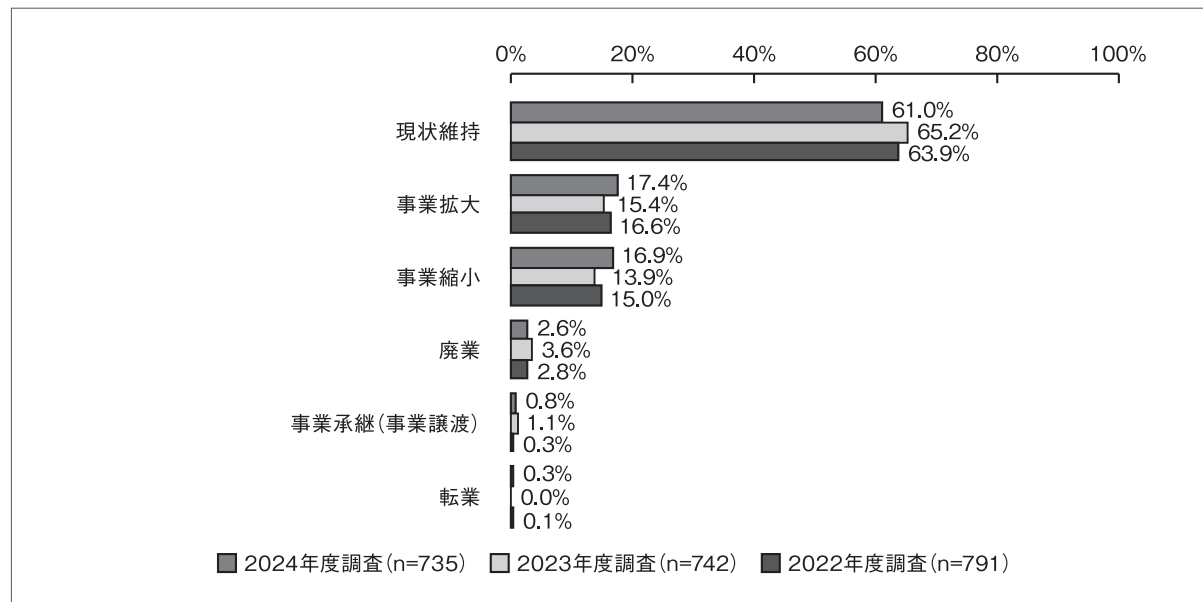
図35 【貸金業者の業況感】



(4)貸金事業の今後の見通し

貸金業者における今後の貸金事業の見通しをみると、「現状維持」と回答した割合が61.0%と最も高く、次いで「事業拡大」が17.4%、「事業縮小」が16.9%と続いている。【図36-1】

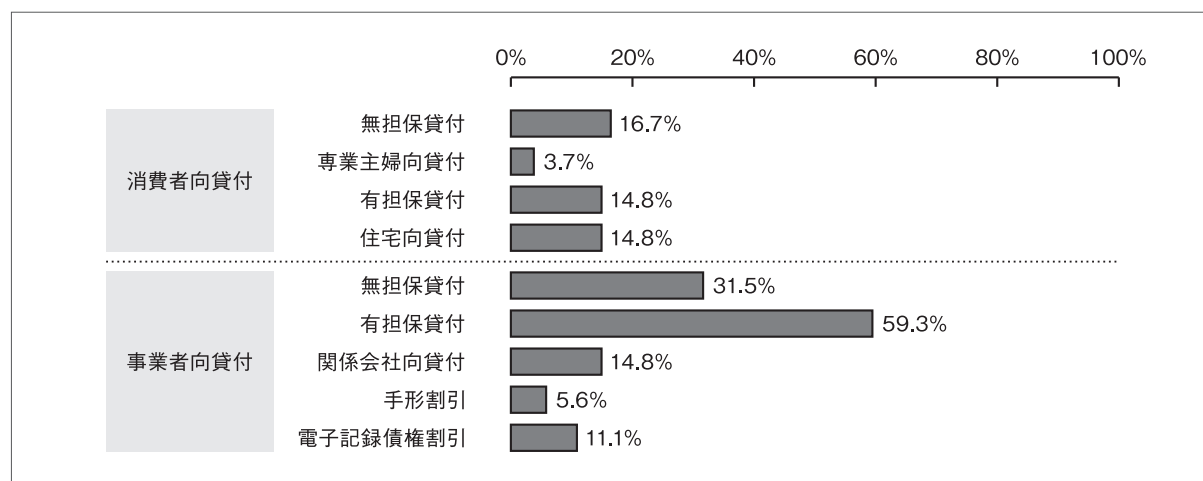
【図36-1】 今後の貸金事業の見通し



また、現在は行っていないが、今後行いたい貸付についてみると、消費者向貸付では、「無担保貸付」が16.7%で最も高く、次いで「有担保貸付」と「住宅向貸付」が14.8%となっている。

一方、事業者向貸付においては、「有担保貸付」が59.3%で最も高く、次いで「無担保貸付」が31.5%となっている。【図36-2】

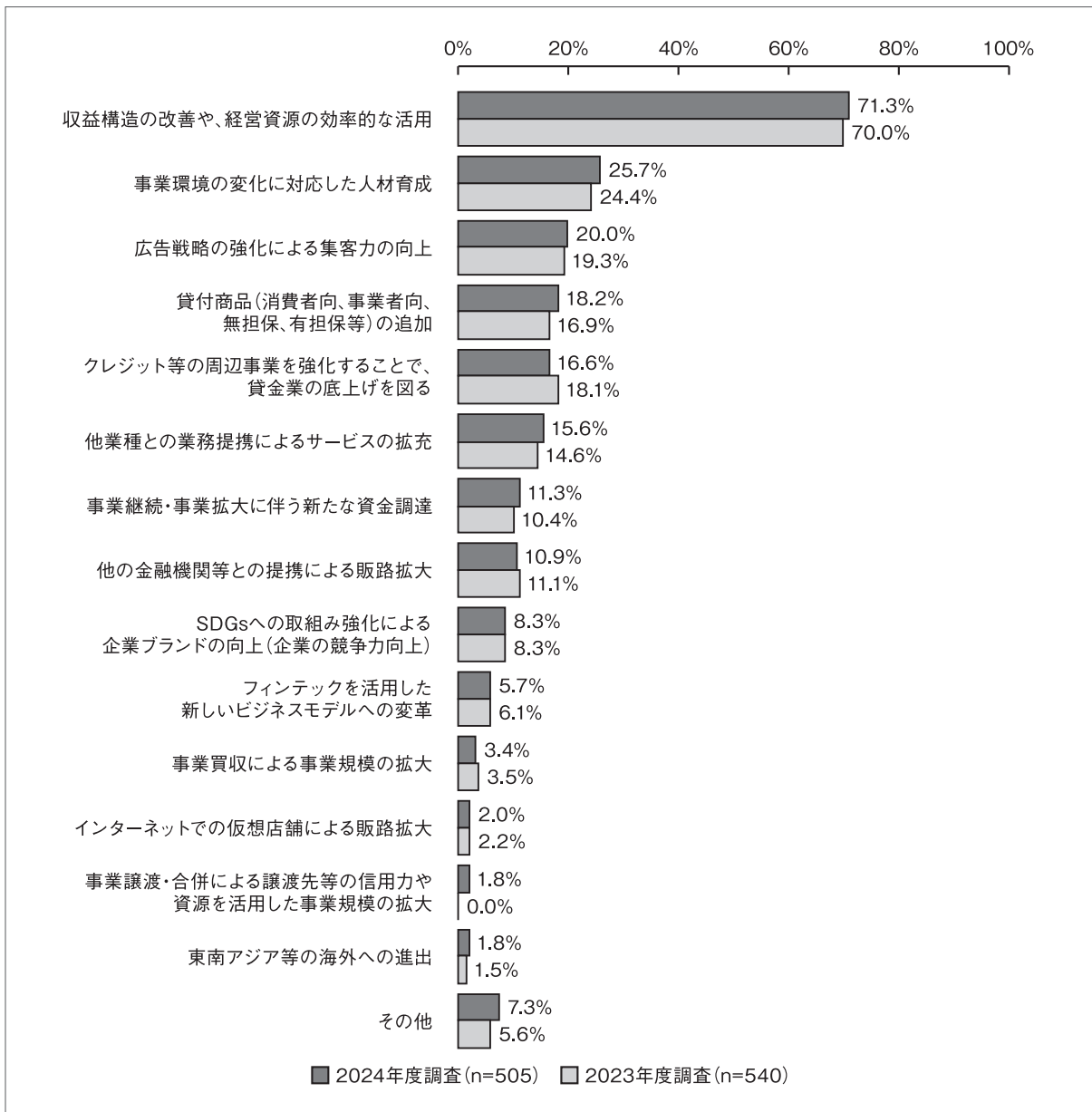
【図36-2】 現在行っていないが、今後行いたい貸付 (複数回答 n=54)



(5)今後の事業方針や事業のあり方

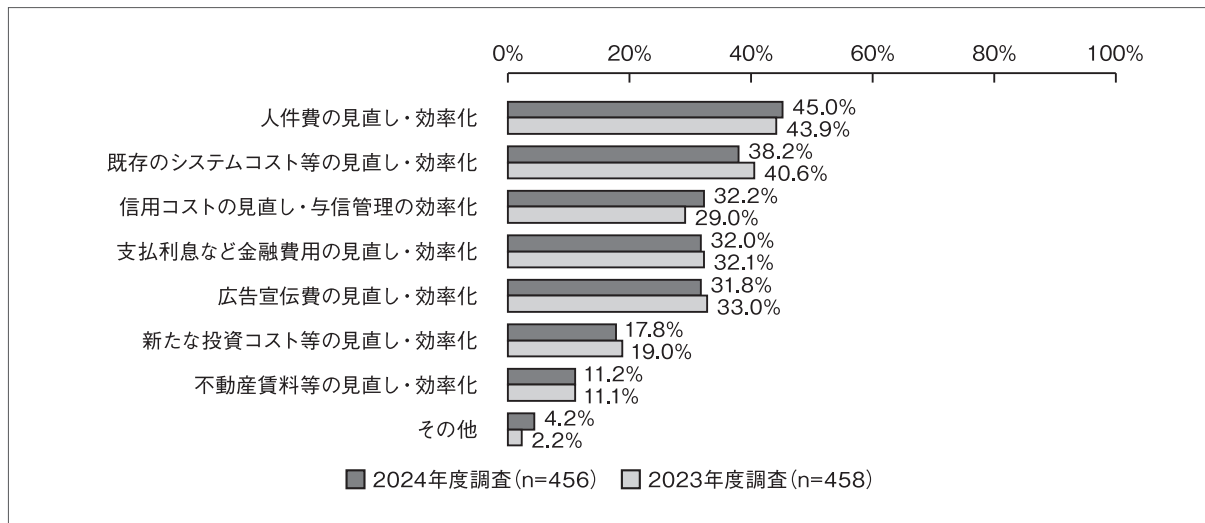
今後の貸金事業の見通しで、「現状維持」、「事業拡大」と回答した貸金業者の今後の事業方針や、考えている事業のあり方などについてみると、「収益構造の改善や、経営資源の効率的な活用」と回答した割合が71.3%と最も高くなっている。【図37-1】

図 37-1 【今後の事業方針や事業のあり方（複数回答）】



貸金業に係る収益構造を改善するための取組みについて調査したところ、現在取組みを行っているものでは「人件費の見直し・効率化」が45.0%と最も高く、次いで「既存のシステムコスト等の見直し・効率化」が38.2%、「信用コストの見直し・与信管理の効率化」が32.2%となった。 図 37-2

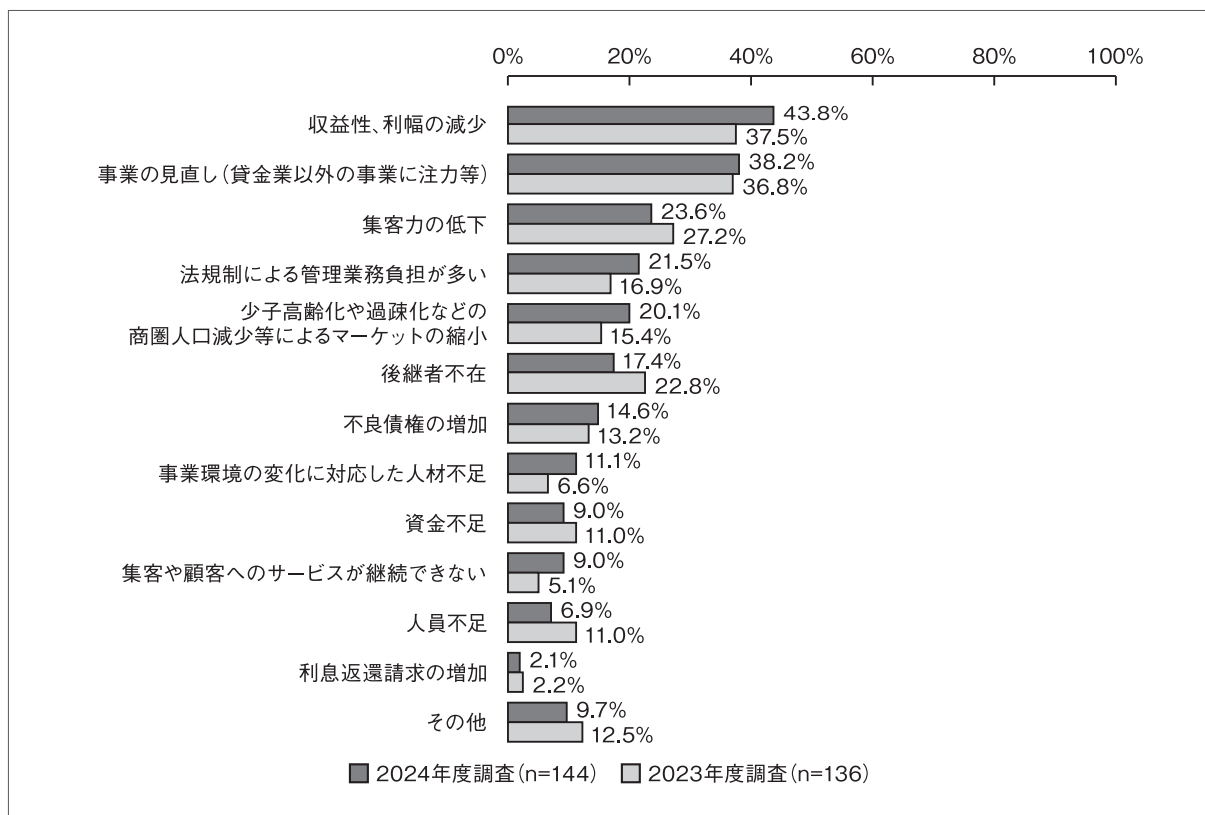
図 37-2 【貸金業に係る収益構造を改善するための取組み（複数回答）】



(6)事業継続上の課題や問題点

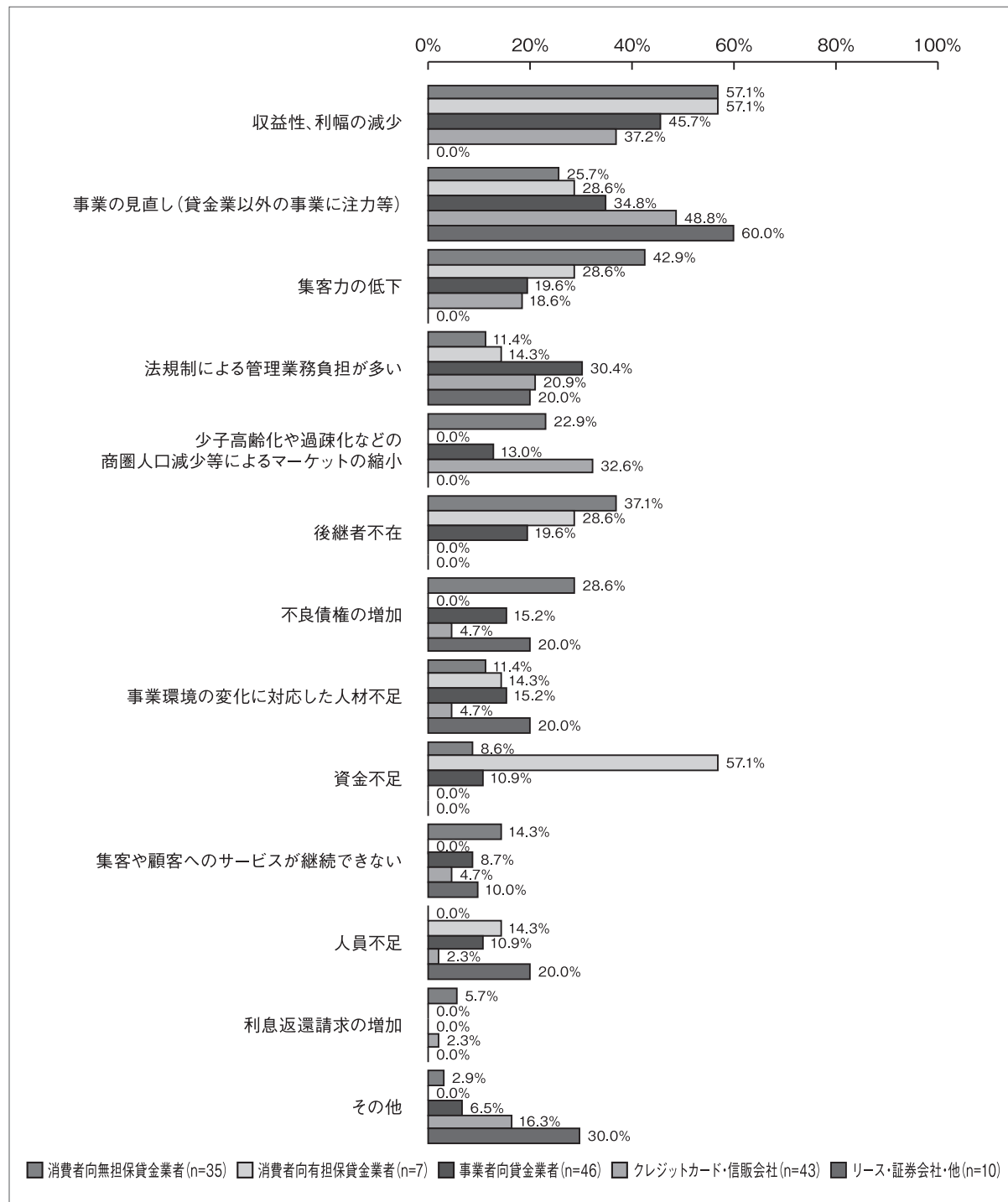
今後の貸金事業の見通しで、「事業縮小」、「廃業」、「事業承継（事業譲渡）」、「転業」と回答した貸金業者の事業を継続する上での課題や問題点をみると、「収益性、利幅の減少」が43.8%と最も高く、次いで「事業の見直し（貸金業以外の事業に注力等）」が38.2%、「集客力の低下」が23.6%と続いている。【図 38-1】

図 38-1 【事業継続上の課題や問題点（複数回答）】



また、貸金業者の業態別では、消費者向無担保貸金業者と事業者向貸金業者では「収益性、利幅の減少」、消費者向有担保貸金業者では「収益性、利幅の減少」と「資金不足」、クレジットカード・信販会社、リース・証券会社・他では「事業の見直し（貸金業以外の事業に注力等）」がそれぞれ最も高くなっている。【図38-2】

図38-2 【業態別の事業継続上の課題や問題点（複数回答）】



より詳しい調査結果の内容につきましては、日本貸金業協会 Web サイトよりご覧ください。

日本貸金業協会 Web サイト <https://www.j-fsa.or.jp/>

貸金業関連資料（調査・分析レポート等） <https://www.j-fsa.or.jp/material/report/>

貸金業関連資料
（調査・分析レポート等）は
こちらから▶



年表 (平成27年4月～令和7年3月)

平成27年	4月	・株式会社筑波銀行が株式会社いばぎんカードを吸収合併
		・日本貸金業協会が金融庁と意見交換会（第10回）を実施
	6月	・金融庁が「貸金業法施行令の一部を改正する政令（案）」を公表
		・日本貸金業協会が「特定情報フィードバックサービス」の受付を開始
	7月	・金融庁が「貸金業法施行令の一部を改正する政令（案）」に対するパブリックコメントの結果等について公表
	9月	・多重債務者対策本部、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会、日本司法支援センター（法テラス）の共催で「多重債務相談強化キャンペーン2015」を実施
		・日本貸金業協会が「資金需要者等の現状と動向に関する調査結果」を公表
	10月	・ビジネススト株式会社（現AGビジネスサポート株式会社）が株式会社ビジエンスを吸収合併
		・金融庁が「貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令」を公表
		・日本貸金業協会が金融庁と意見交換会（第11回）を実施
	11月	・日本貸金業協会が協会員各社と無登録業者のインターネット広告出稿の撲滅活動のため「ヤミ金融等サイト・パトロールキャンペーン」を実施
		・日本貸金業協会が「平成27年度第10回貸金業務取扱主任者資格試験」を実施
平成28年	12月	・金融庁がFinTechに関する一元的な相談・情報交換窓口「FinTechサポートデスク」を設置
	2月	・日本貸金業協会が「改正犯罪収益移転防止法と貸金業における実務対応」に関する説明会を実施
	3月	・日本貸金業協会が「貸金業者の経営実態等に関する調査結果」を公表
	4月	・株式会社セディナ（現三井住友カード株式会社）がさくらカード株式会社を吸収合併
		・「平成28年熊本地震」を踏まえた「貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令」が公布・施行
		・「平成28年熊本地震」を踏まえた「犯罪収益移転防止法施行規則の一部を改正する命令」が公布・施行
		・日本貸金業協会が金融庁と意見交換会（第12回）を実施
	5月	・金融庁が「貸金業者向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）を公表
		・金融庁が「第7回多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会」を開催
	6月	・金融庁が「指定紛争解決機関向けの総合的な監督指針」を公表
		・金融庁が「貸金業者向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）を公表
		・日本貸金業協会が東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県の一都三県が合同で実施する「一都三県ヤミ金融被害防止合同キャンペーン」に参加
	7月	・金融庁が「貸金業者向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等について公表
	8月	・シンキ株式会社が新生パーソナルローン株式会社に社名変更
		・株式会社栄光が東京地方裁判所に自己破産を申請
		・金融庁が検査・監督のあり方を問う有識者会議を立ち上げる
	9月	・多重債務者対策本部、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会、日本司法支援センター（法テラス）の共催で「多重債務相談強化キャンペーン2016」を実施
		・日本貸金業協会が貸金業法第2条に定める「金銭の貸借の媒介」について公表
		・金融庁が「貸金業法施行規則等の一部を改正する内閣府令」を公布
	10月	・株式会社日専連ベネフルが株式会社ヒタックスカードを吸収合併
		・日本貸金業協会が金融庁と意見交換会（第13回）を実施
		・個人情報保護委員会が「中小企業向け個人情報保護法全国説明会」を開催
		・日本貸金業協会が「資金需要者等の借入れに対する意識や行動に関する調査結果」を公表
	11月	・日本貸金業協会が「ヤミ金融等サイト・パトロールキャンペーン」を実施
		・法務省が民法の成年年齢の引下げの施行方法に関する意見募集の結果を公表
		・日本貸金業協会が東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県の一都三県が合同で実施する「一都三県ヤミ金融被害防止合同キャンペーン」に参加
		・日本貸金業協会が「平成28年度第11回貸金業務取扱主任者資格試験」を実施
	12月	・「割賦販売法の一部を改正する法律」が公布
		・金融庁が「第8回多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会」を開催
		・金融庁が「金融庁への提出書類における役員等の氏名の使用に係る内閣府令等及び監督指針等の改正案」を公表
		・金融庁が「貸金業法施行令の一部を改正する政令（案）」等を公表
平成29年	1月	・金融庁が「経営者保証に関するガイドライン」の活用実績を公表
	3月	・日本貸金業協会が「貸金業法関係法令等に係るFAQ」を公表
		・金融庁が「金融庁への提出書類における役員等の氏名の使用に係る内閣府令等及び監督指針等の改正案」に対するパブリックコメントの結果等について公表

年 表

(平成27年4月～令和7年3月)

第1編 協会活動報告	4月	- 金融庁が「貸金業法施行令の一部を改正する政令（案）」等に対するパブリックコメントの結果等について公表 - 日本貸金業協会が「貸金業者の経営実態等に関する調査結果」を公表 「改正資金決済法」が施行 ※利用者の資産保護を目的として仮想通貨の法定的定義を明確にし、仮想通貨と現金を交換する登録制を導入し、顧客の本人確認を義務つけた 「改正銀行法」が施行 ※銀行による事業会社への出資を5%、持ち株会社も15%で制限していたが、当局の認可を得れば上限を超えて出資できる - 株式会社東京商工リサーチが平成28年度の全国の企業倒産状況を公表 ※件数が8,381件（前年度比3.5%減）となり、8年連続で減少
	5月	- 日本貸金業協会が金融庁と意見交換会（第14回）を実施 「民法（債権関係）改正法」成立※施行は令和2年4月1日 - フィンテックの普及を目指す「改正銀行法」が成立 「改正個人情報保護法」が施行
第2編 財務報告	6月	金融庁が「第9回多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会」を開催
	8月	- 金融庁が平成30年夏に検査局を廃止し、業務を監督局に統合すると発表 ※金融機関のガバナンスの点検等は新設の「総合政策局」が担う
第3編 資料	9月	- 多重債務者対策本部、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会、日本司法支援センター（法テラス）の共催で「多重債務相談強化キャンペーン2017」を実施 - 日本貸金業協会が協会員に対し「銀行カードローンの保証業務に関するお願い」を発信 - 株式会社みずほ銀行とソフトバンク株式会社が出資する株式会社J.Score（現LINE Credit株式会社）が国内初となるAIを使った個人向け融資サービスを提供開始
	10月	- 日本貸金業協会が金融庁と意見交換会（第15回）を実施 - 金融庁が「平成28事務年度金融レポート」を公表
付 録	11月	- 日本貸金業協会が「ヤミ金融等サイト・パトロールキャンペーン」を実施 - 日本貸金業協会が「平成29年度第12回貸金業務取扱主任者資格試験」を実施
	12月	- 金融庁が「第10回多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会」を開催 - 株式会社新生銀行（現株式会社SBI新生銀行）が平成30年4月に銀行カードローン「レイク」の新規融資を止め、同事業を再編すると発表
平成30年	1月	警察庁が銀行の新規個人向け融資取引について、オンラインで暴力団情報の照会に応じるシステムを運用開始
	2月	- 日本銀行が銀行による平成29年の不動産向けの新規貸出額が11兆7,143億円と前年比5.2%減と発表 ※前年を下回ったのは6年ぶりで13年に大規模な金融緩和に踏み切って以来初 - 株式会社新生銀行（現株式会社SBI新生銀行）が平成30年4月に予定するカードローン事業の再編で「レイク」ブランドを残すことを決定※新たなブランド名「レイクALSA（アルサ）」
	3月	「一般社団法人日本仮想通貨交換業協会（現一般社団法人日本暗号資産取引業協会）」が設立 - 日本貸金業協会が「貸金業者の経営実態等に関する調査結果」を公表
	4月	日本貸金業協会が金融庁と意見交換会（第16回）を実施
	6月	- 金融庁が「第11回多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会」を開催 - 成年年齢を20歳から18歳に引下げること等を内容とする「民法の一部を改正する法律」が成立
	7月	「一般社団法人キャッシュレス推進協議会」が設立 「平成30年7月豪雨」を踏まえた「貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令」が公布・施行 「平成30年7月豪雨」を踏まえた「犯罪収益移転防止法施行規則の一部を改正する命令」が公布・施行 - 金融庁が「総合政策局」、「企画市場局」、「監督局」の3局体制に組織再編
	8月	金融庁が「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の現状と課題」を公表
	9月	- 多重債務者対策本部、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会、日本司法支援センター（法テラス）の共催で「多重債務相談強化キャンペーン2018」を実施 「平成30年北海道胆振東部地震」を踏まえた「貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令」が公布・施行 「平成30年北海道胆振東部地震」を踏まえた「犯罪収益移転防止法施行規則の一部を改正する命令」が公布・施行 - 日本貸金業協会が「一般社団法人キャッシュレス推進協議会」に団体会員として入会 - 金融庁が「フィンテック・サミット2018」を開催 - 日本貸金業協会が「資金需要者等の現状と動向に関する調査結果」を公表

	10月	・「ギャンブル等依存症対策基本法」が施行 ・日本貸金業協会が金融庁と意見交換会（第17回）を実施
	11月	・日本貸金業協会が「ヤミ金融等サイト・パトロールキャンペーン」を実施 ・日本貸金業協会が「平成30年度第13回貸金業務取扱主任者資格試験」を実施 ・「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令」改正によりオンラインで完結する自然人の本人特定事項の確認方法が追加
	12月	・経済産業省から金融庁に対して「給与前払いサービス」が貸金業に該当するかの照会に対し、金融庁は貸金業に該当しない旨を回答 ・金融庁が「第12回多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会」を開催
平成31年	1月	・株式会社東京商工リサーチが人手不足倒産が前年度比で2割増加で過去最高と公表 ・「民法」及び「家事事件手続法」の一部が改正され、自筆証書遺言の方式が緩和
	2月	・日本銀行の「貸出先別貸出金」統計で国内銀行の不動産業向け融資の残高が平成30年度末で78兆9,370億円と4年連続で過去最高水準を更新
	3月	・金融庁が「ギャンブル等依存症に関連すると考えられる多重債務問題に係る相談への対応に際してのマニュアル」を更新 ・金融庁がソーシャルレンディングの匿名化解除に関する公式見解を公表 ・日本貸金業協会が「貸金業者の経営実態等に関する調査結果」を公表
	4月	・りそなカード株式会社が株式会社関西クレジット・サービスを吸収合併 ・日本貸金業協会が金融庁と意見交換会（第18回）を実施
令和元年	5月	・日本貸金業協会がギャンブル等依存症問題啓発週間に「ギャンブル依存度チェック」サイトを臨時開設 ・日本貸金業協会が「貸金業務取扱主任者ライブラリー」を開設 ・金融庁が「利息制限法施行令等の一部を改正する政令（案）及び貸金業施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」を公表 ・日本貸金業協会が「貸付型ファンドに関するQ & A」を公表
	6月	・金融庁が「第13回多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会」を開催 ・株式会社みずほフィナンシャルグループがLINE Credit 株式会社でスコアリングサービス「LINE Score」を提供開始
	7月	・株式会社千代田信用が青森地方裁判所に自己破産を申請
	8月	・LINE株式会社が個人向けローンサービス「LINE Pocket Money」を提供開始 ・株式会社NTTドコモが金融機関向けに「ドコモ レンディングプラットフォーム」を提供開始
	9月	・多重債務者対策本部、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会、日本司法支援センター（法テラス）の共催で「多重債務相談強化キャンペーン2019」を実施 ・金融庁が「フィンテック・サミット2019」を開催 ・金融庁がFinTech Innovation Hub活動報告「多様なフィンテックステークホルダーとの対話から見えた10の主要な発見（Key Findings）」を公表 ・金融庁が「利息制限法施行令等の一部を改正する政令（案）及び貸金業施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」に対するパブリックコメントの結果等について公表 ・関東財務局が「令和元年台風第15号の影響による停電に伴う災害に対する金融上の措置について」を要請
	10月	・日本貸金業協会が「資金需要者等の現状と動向に関する調査結果」を公表 ・消費税及び地方消費税の税率が8%から10%へ引上げ。キャッシュレス決済に係るポイント還元制度が開始 ・日本貸金業協会が「若年者への貸付に対する取り組みについて」を公表 ・日本貸金業協会が金融庁と意見交換会（第19回）を実施 ・「令和元年台風第19号」を踏まえた「貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令」が公布・施行 ・「令和元年台風第19号」を踏まえた「犯罪収益移転防止法施行規則の一部を改正する命令」が公布・施行 ・金融庁が「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の現状と課題」を公表
	11月	・日本貸金業協会が「ヤミ金融等サイト・パトロールキャンペーン」を実施 ・日本貸金業協会が「令和元年度第14回貸金業務取扱主任者資格試験」を実施 ・日本貸金業協会が東京都予算に対する知事ヒアリングに出席し、成年年齢引下げを見据えた施策拡充を要望 ・金融庁が道路交通法の改正に係る「貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令」を公表 ・日本貸金業協会が「金融トラブル防止のためのQ & A BOOK」を配布開始
	12月	・金融庁が「第14回多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会」を開催

年 表

(平成27年4月～令和7年3月)

第1編

協会活動報告

第2編

財務報告

第3編

資料

付録

令和2年	1月	・ SMBC コンシューマーファイナンス株式会社が業界初となる日本貸金業協会の監修による金融経済教育セミナーを実施 ・ 日本貸金業協会が成人式配布用として若年層向け啓発用冊子10万4千部を全国の教育委員会等に無償提供 ・ 日本貸金業協会が犯収法・マネロンリスクへの実務上の留意点をテーマに研修会を開催 ・ 金融庁が貸金業者登録番号記載の緩和等に係る「貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令(案)」を公表
	2月	・ 新型コロナウイルス感染症が「指定感染症」に指定 ・ 内閣府が令和元年10～12月期の国内総生産(GDP、季節調整済み)速報値を発表 ※実質で前期比1.6%減、年率換算で6.3%減となり、5四半期ぶりのマイナス
	3月	・ 金融庁が給与ファクタリング業は「貸金業に該当する」との公式見解を公表 ・ 新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえた「貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令」が公布・施行 ・ 金融庁が「ギャンブル等依存症が疑われる方やその御家族からの多重債務問題に係る相談への対応に際してのマニュアル」を公表 ・ 株式会社みずほ銀行が子会社のユーシーカード株式会社を完全子会社化 ・ 日本貸金業協会が「貸金業者の経営実態等に関する調査結果」を公表
	4月	・ 日本貸金業協会が貸付自粛Web申告の受付を開始 ・ 株式会社東京商工リサーチが令和元年度の全国の企業倒産状況を公表 ※件数が8,631件(前年度比6.4%増)、負債総額が1兆2,647億3,200万円(同21.8%減)となり、件数が平成20年度以来11年ぶりに増加に転じる ・ 一律10万円を給付する「特別定額給付金」や新型コロナウイルス感染症の影響で売上減少した法人や個人事業者を対象に最大200万円を給付する「持続化給付金」などを含む補正予算が参議院の本会議で可決され成立
	5月	・ 日本貸金業協会が金融庁と意見交換会(第20回)を実施
	6月	・ 日本貸金業協会が若年者向けの注意喚起ページを開設 ・ 「金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律」が成立 ・ 金融庁が「金融分野におけるサイバーセキュリティ強化に向けた取組み還元資料」を公表 ・ 「割賦販売法の一部を改正する法律」が成立 ・ 金融庁が「第15回多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会」を開催 ・ 弁護士法人東京ミネルヴァ法律事務所が弁護士法人としては過去最大の約51億円という負債を抱え破産
	7月	・ 株式会社セディナとSMBCファイナンスサービス株式会社が合併 ※新会社名は「SMBCファイナンスサービス株式会社」 ・ 日本銀行が金融庁と合同で実施した「LIBOR利用状況調査」の結果を中心に整理した「日銀レビュー」「LIBOR公表停止に備えた金融機関の対応と今後の取り組み」を公表
	9月	・ 日本貸金業協会が「日本貸金業協会 新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」を策定 ・ 多重債務者対策本部、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会、日本司法支援センター(法テラス)の共催で「多重債務相談強化キャンペーン2020」を実施
	10月	・ 日本貸金業協会が金融庁と意見交換会(第21回)を実施
	11月	・ 日本貸金業協会が「若年層の顧客に対する貸付方針・取組状況等に関する調査結果」を公表 ・ 日本貸金業協会が「ヤミ金融等サイト・パトロールキャンペーン」を実施 ・ 金融庁が「事業者を支える融資・再生実務のあり方に関する研究会」の設置を公表 ・ 日本貸金業協会が「令和2年度第15回貸金業務取扱主任者資格試験」を実施 ・ 日本貸金業協会が「資金需要者等の借入意識や借入行動に関する調査結果」を公表
	12月	・ 株式会社新生銀行(現株式会社SBI新生銀行)が株式会社アプラスフィナンシャル(株式会社アプラスの親会社)を完全子会社化 ・ 金融庁が「第16回多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会」を開催
令和3年	2月	・ 株式会社ファミリーマートが令和3年夏に消費者向けの金融事業に参入すると発表
	3月	・ 金融庁が「事務ガイドライン(第三分冊:金融会社関係)」の改正を公表 ・ 金融庁が「マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに関するよくあるご質問(FAQ)」を公表
	4月	・ 三菱UFJリース株式会社が日立キャピタル株式会社を吸収合併 ※新会社名は「三菱HCキャピタル株式会社」 ・ 株式会社東京商工リサーチが令和2年度の全国の企業倒産状況を公表 ※件数が7,163件(前年度比17.0%減)、負債総額が1兆2,084億1,100万円(同4.4%減)となり、前年度11年ぶりに増加に転じた件数が再び減少に転じる

	・オリックス株式会社と弥生株式会社が共同で設立したアルトア株式会社が展開する「アルトアオンライン融資サービス」をオリックス株式会社に事業移管 ・日本貸金業協会が金融庁と意見交換会（第22回）を実施 ・日本貸金業協会が「貸金業者の経営実態等に関する調査結果」を公表
5月	・金融庁が「犯罪収益移転防止法におけるオンラインで完結可能な本人確認方法に関する金融機関向け Q&A」を公表 ・金融庁が「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係る態勢整備の期限設定について」を公表
6月	・NTTグループが新型コロナウイルス感染症拡大を踏まえ各社サービス料金等の支払期限を8月末日まで延長 ・金融庁が「金融分野におけるサイバーセキュリティ強化に向けた取組み還元資料」を公表 ・日本貸金業協会が東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県の一都三県が合同で実施する「一都三県ヤミ金融被害防止合同キャンペーン」に参加 ・金融庁が「第17回多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会」を開催 ・金融庁が金融機関等から受け付ける様々な申請・届出等（約4,000手続）について、オンラインでの提出が可能となる「金融庁電子申請・届出システム」を運用開始 ・金融庁が「無尽業法施行細則」、「主要行等向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）等に対するパブリックコメントの結果等について公表
7月	・金融庁が「貸金業法施行規則」の一部改正案に対するパブリックコメントの結果等について公表
9月	・多重債務者対策本部、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会、日本司法支援センター（法テラス）の共催で「多重債務相談強化キャンペーン2021」を実施 ・アイフル株式会社が新会社「AG クラウドファンディング株式会社」を設立
10月	・日本貸金業協会が「若年層の顧客に対する貸付方針・取組状況等に関する調査結果」を公表 ・日本貸金業協会が金融庁と意見交換会（第23回）を実施 ・日本貸金業協会が「インターネット取引サービスにおける不正取引等防止に関するガイドライン」を公表
11月	・日本貸金業協会が「ヤミ金融等サイト・パトロールキャンペーン」を実施 ・PayPay株式会社が本人確認にマイナンバーカードを利用した公的個人認証サービスを導入 ・日本貸金業協会が東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県の一都三県が合同で実施する「一都三県ヤミ金融被害防止合同キャンペーン」に参加 ・日本貸金業協会が「令和3年度第16回貸金業務取扱主任者資格試験」を実施 ・Fintertech株式会社が貸付型クラウドファンディングサービス「Funvest（ファンベスト）」を提供開始
12月	・日本貸金業協会が「金融トラブル防止のためのQ&A BOOK」2022年版を配布開始 ・金融庁が「第18回多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会」を開催
令和4年 1月	・日本貸金業協会が「業務支援コンテンツ」を開設 ・株式会社NTT データが資金需要予測 AI サービスを提供開始
2月	・個人情報保護委員会が「マンガで学ぶ個人情報保護法」を公開 ・日本貸金業協会が「若年層の顧客に対する貸付方針・取組状況等に関する調査結果」を公表 ・日本貸金業協会が成年年齢の引下げを踏まえた対応について公表 ・金融庁が「金融庁電子申請・届出システムに係る説明会」を実施 ・個人情報保護委員会が「改正個人情報保護法対応チェックポイント」を公開 ・日本貸金業協会が「社内規則策定ガイドライン（「個別ガイドライン」及び「規程記載例」）の「2.法令等遵守態勢」の一部改正と「19.システムリスク管理態勢」（「個別ガイドライン」のみ）の追加を実施
3月	・日本貸金業協会が成年年齢引下げを踏まえ金融庁と意見交換会（第24回）を実施 ・日本貸金業協会が「資金需要者等の借入意識や借入行動等に関する調査結果」を公表 ・金融庁が「金融機関における個人情報保護に関するQ&A」等の改正について公表 ・日本貸金業協会が「若年者啓発ミニパンフレット」を配布開始
4月	・成年年齢を20歳から18歳に引下げること等を内容とする「民法の一部を改正する法律」が施行 ・日本貸金業協会が成年年齢引下げに係る消費者向け「若年者金融トラブルホットライン」を開設 ・金融庁が「マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策の現状と課題」を公表 ・日本貸金業協会が「貸金業者の経営実態等に関する調査結果」を公表
5月	・日本貸金業協会が金融庁と意見交換会（第25回）を実施 ・トヨタファイナンス株式会社がAdobe Acrobat Signを導入し融資借入手続きをデジタル化
6月	・金融庁が「第19回多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会」を開催

年 表 (平成27年4月～令和7年3月)

第1編 協会活動報告	7月	・三井住友カード株式会社、SMBCファイナンスサービス株式会社、SMBCコンシューマーファイナンス株式会社、株式会社SMBCモビットが決済・ファイナンス領域におけるグループ会社の再編を実施 ・日本貸金業協会が東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県の一都三県が合同で実施する「一都三県ヤミ金融被害防止合同キャンペーン」に参加 ・楽天グループ株式会社と楽天銀行株式会社が楽天銀行株式会社の新規上場申請を発表 ・アイフル株式会社及びアイフルのグループ会社がビジュアルアイデンティティを刷新 ・株式会社アイティフォーがデジタルサービス事業及び決済代行事業などを行う新会社「株式会社シディ」の設立を発表
	8月	・独立行政法人住宅金融支援機構がマイナンバーカード認証により取得した収入情報を「フラット35」等の申込みに活用できるサービスを提供開始
	9月	・多重債務者対策本部、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会、日本司法支援センター（法テラス）の共催で「多重債務相談強化キャンペーン2022」を実施 ・株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループが大学進学を目指す高校3年生と理系大学生を対象とする返済義務のない給付型の「あしながMUFG奨学基金」を創設 ・大和ハウス工業株式会社が新築戸建住宅を検討の顧客向けに残価設定型住宅ローン「ローンのお守り」の紹介業務を開始
	10月	・日本貸金業協会が金融庁と意見交換会（第26回）を実施 ・一般社団法人全国銀行協会、一般社団法人日本クレジット協会、日本貸金業協会が共同で「消費者信用関係団体共同キャンペーン」を実施
	11月	・日本貸金業協会が「ヤミ金融等サイト・パトロールキャンペーン」を実施 ・日本貸金業協会が東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県の一都三県が合同で実施する「一都三県ヤミ金融被害防止合同キャンペーン」に参加 ・日本貸金業協会が「令和4年度第17回貸金業務取扱主任者資格試験」を実施 ・アイフル株式会社がセブン銀行ATMにてマイナンバーカードで所得情報の提出ができるサービスを提供開始
	12月	・日本貸金業協会が「資金需要者等の借入意識や借入行動等に関する調査結果」を公表 ・日本貸金業協会が「金融トラブル防止のためのQ&A BOOK」2023年版を配布開始 ・株式会社ミロク情報サービスとオリックス株式会社がプラットフォームサービス「Hirameki7」で中小企業向けオンライン融資サービスを提供開始 ・日本貸金業協会が「中高生のためのe-learning講座～いまから知っておきたい金融経済基礎知識～」を公開 ・株式会社J.ScoreがLINE Credit株式会社への吸収分割方式による事業統合を発表 ・金融庁が「第20回多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会」を開催 ・日本貸金業協会が「若年層（18歳および19歳）に対する貸付実態および自主的な取組みの状況等についてのアンケート調査結果」を公表
	令和5年 1月	・新生フィナンシャル株式会社がカードローンブランド「レイクALSA」を「レイク」に名称変更し、ブランドロゴを刷新。
	2月	・株式会社クレディセゾンが中小企業・個人事業主の経営を支援する融資サービス「セゾンビジネスサポートローン」を提供開始 ・株式会社NTTデータが融資稟議システムから契約に必要な情報を自動連携できる電子契約サービスを提供開始
	3月	・アイフル株式会社がSES事業を営むセブンシーズ株式会社を完全子会社化 ・日本貸金業協会が「生活再建支援ミニパンフレット」を配布開始 ・日本貸金業協会が「ソーシャルメディア運用ポリシー」を策定 ・日本貸金業協会が公式Xアカウントを開設 ・SMBCコンシューマーファイナンス株式会社と三井住友カード株式会社がカードローンとクレジットカード機能が1つになった「プロミスVisaカード」を発行開始 ・ミサワホーム株式会社が多様化する人生設計に合わせた住宅ローン「残価設定型住宅ローン」の取扱いを開始
	4月	・三井住友カード株式会社が株式会社SMBCモビットを完全子会社化 ・日本貸金業協会が「家計管理診断」及び「返済シミュレーション」をリニューアル ・株式会社デジタルガレージと株式会社オリエンコーポレーションが個人事業主を含む中小事業者向けの請求書カード払いサービス「OBS (Orico Business payment for SME)」を提供開始 ・日本貸金業協会が金融庁と意見交換会（第27回）を実施 ・日本貸金業協会が「貸金業者の経営実態等に関する調査結果」を公表
	5月	・日本貸金業協会が「新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」を廃止 ・オリックス・クレジット株式会社（現株式会社ドコモ・ファイナンス）が「ORIX MONEY カード発行型」の取扱いを開始

		・株式会社東京スター銀行がクラウドローン株式会社が運営する個人向け銀行ローンプラットフォーム「クラウドローン」に参画
6月		・アルヒ住み替えコンシェルジュ株式会社（現SBIアルヒ株式会社）とSBIマネープラザ株式会社が住宅ローン紹介に関する協定を締結 ・金融庁が「第21回多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会」を開催 ・日本貸金業協会が東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県の一都三県が合同で実施する「一都三県ヤミ金融被害防止合同キャンペーン」に参加 ・日本貸金業協会、SMBCコンシューマーファイナンス株式会社、アコム株式会社、新生フィナンシャル株式会社、アイフル株式会社が協働で「金融リテラシー向上コンソーシアム」を設立 ・株式会社ローソン銀行と株式会社Finatextホールディングスが個人向けローンサービスの実証実験に関する基本合意書を締結
7月		・株式会社マネーフォワードが個人顧客向け金融商品へのニーズを契約につなげるWebコンテンツ「XIM-Contents」を地域金融機関に提供開始 ・SMBCコンシューマーファイナンス株式会社がSAS Institute Japan 株式会社のテクノロジーを活用し顧客体験向上と業務効率化を実施 ・JA三井リース株式会社が米国にてファクタリング事業を展開するKatsumi Global, LLCを100%連結子会社化
8月		・日本貸金業協会が広告出稿前の協会審査におけるWeb受付システムを開設
9月		・多重債務者対策本部、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会、日本司法支援センター（法テラス）の共催で「多重債務者相談強化キャンペーン2023」を実施 ・株式会社オリエントコーポレーションが株式会社Liquidと提携しクレジットカード申込み時の本人確認をオンラインで完結するサービス「LIQUID eKYC」を導入
10月		・消費税のインボイス制度（適格請求書等保存方式）が開始 ・日本貸金業協会が金融庁と意見交換会（第28回）を実施 ・株式会社NTTデータとSMBCコンシューマーファイナンス株式会社がローンデジタルプラットフォームのサービスを提供開始 ・日本貸金業協会が「貸金業者の広告に関する細則」を新設 ・日本貸金業協会が「資金需要者等の借入意識や借入行動等に関する調査結果」を公表
11月		・日本貸金業協会が東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県の一都三県が合同で実施する「一都三県ヤミ金融被害防止合同キャンペーン」に参加 ・金融リテラシー向上コンソーシアムがWebサイトを開設 ・日本貸金業協会が株式会社インソースと連携しビジネス基礎テキストの別冊付録として消費者啓発教材「金融トラブル防止のためのQ & A BOOK」を提供開始 ・日本貸金業協会が「令和5年度第18回貸金業務取扱主任者資格試験」を実施
12月		・金融リテラシー向上コンソーシアムが公式Xアカウントを開設 ・日本貸金業協会が「金融トラブル防止のためのQ & A BOOK」2024年版を配布開始 ・株式会社クレディセゾンとスルガ銀行株式会社が法人顧客を対象とした後払い決済・請求代行サービス「セゾンインボイス」の紹介業務を開始 ・株式会社デジタルガレージと株式会社大塚商会が建設業界向けのB2B決済サービス「DGFT請求書カード払い for 大塚商会」を提供開始 ・日本政策金融公庫がダイハツ工業株式会社の出荷停止の影響を受けた中小企業・小規模事業者向けに「ダイハツ工業サプライチェーン関連中小企業相談窓口」を設置
令和6年	1月	・SCSKサービスウェア株式会社がauじぶん銀行株式会社から住宅ローン審査業務を受託し金融サービス仲介業を活用した「住宅ローンビジネスサポート」サービスを提供開始 ・「令和6年能登半島地震」を踏まえた「犯罪収益移転防止法施行規則の一部を改正する命令」が公布・施行 ・「令和6年能登半島地震」を踏まえた「貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令」が公布・施行
	2月	・株式会社オリエントコーポレーションが株式会社武蔵野銀行と連携し空き家購入希望者の資金問題解消を目的とした「空き家活用ローン」の取扱いを開始 ・株式会社マネーフォワードと株式会社PrivateBANKが合併会社となる「マネーフォワードプライベートバンク株式会社」を設立
	3月	・日本貸金業協会が東京都事業承継・引継ぎ支援センターと連携し「事業承継に関するご相談」窓口を開設 ・株式会社NTTドコモがオリックス・クレジット株式会社（現株式会社ドコモ・ファイナンス）を連結子会社化 ・株式会社オリエントコーポレーションがイオンプロダクトファイナンス株式会社（イオンフィナンシャルサービス株式会社の完全子会社）を完全子会社化 ※新会社名は「株式会社オリコプロダクトファイナンス」

年 表

(平成27年4月～令和7年3月)

第1編 協会活動報告	4月	・日本貸金業協会が「協議会」を廃止し「協会員懇談会」に移行すると発表 ・三井住友カード株式会社とSMBCファイナンスサービス株式会社が合併 ※新会社名は「三井住友カード株式会社」 ・株式会社三井住友フィナンシャルグループはSMBCコンシューマーファイナンス株式会社を三井住友カード株式会社の完全子会社とする再編を決定 ・「金融経済教育推進機構」が設立 ・日本貸金業協会が金融庁と意見交換会（第29回）を実施
	5月	・日本貸金業協会が「貸金業者の経営実態等に関する調査結果」を公表 ・SMBCコンシューマーファイナンス株式会社と株式会社ベネフィット・ワンが「ベネフィット・ステーション」会員向けに「金融リテラシー検定」を福利厚生として提供開始 ・株式会社オリエントコーポレーションとCOSOJI株式会社が地域の工務店と地域金融機関の機能を組み合わせた「COSOJIローン」を提供開始
	6月	・GeNiE株式会社（アコム株式会社の連結子会社）がエンベデッド・ファイナンスを提供開始 ・日本貸金業協会が東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県の一都三県が合同で実施する「一都三県ヤミ金融被害防止合同キャンペーン」に参加 ・アイフル株式会社がビットキャッシュ株式会社を完全子会社化
	7月	・SMBCコンシューマーファイナンス株式会社が株式会社リンクバルと提携しマッチングアプリ「CoupLink」上でローンを提供開始 ・三井住友カード株式会社が申込み日から同月の買物利用期間最終日までの利用をリボ払いに変更する「この期間だけリボ」を提供開始 ・株式会社オリエントコーポレーションが佐賀信用金庫と提携し事業性ローンの取扱いを開始 ・株式会社オリエントコーポレーションと株式会社マネーフォワードが法人向けAI審査モデルを開発
	8月	・アイフル株式会社がフィリピン共和国における事業進出を発表 ・株式会社クレディセゾンが「セゾンの家賃保証」をリニューアルし外国籍の方向けの「インターナショナルプラン」を提供開始
	9月	・多重債務者対策本部、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会、日本司法支援センター（法テラス）の共催で「多重債務者相談強化キャンペーン2024」を実施 ・日本貸金業協会が「事業者金融の変遷と展望～事業者金融の実情に関するヒアリング調査レポート～」を公表 ・金融リテラシー向上コンソーシアム加盟の貸金業者大手4社が金融詐欺被害防止に向けて、金融犯罪に使用されたおそれのある銀行口座情報を金融機関12行に提供開始 ・楽天グループ株式会社が連結子会社である楽天カード株式会社と株式会社みずほフィナンシャルグループの資本業務提携の検討について発表
	10月	・金融庁が「第22回多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会」を開催 ・日本貸金業協会が金融庁と意見交換会（第30回）を実施 ・オリックス・クレジット株式会社（現株式会社ドコモ・ファイナンス）が株式会社NTTドコモと共同で「おまとめローン」の販売拡大に向けた取組みを開始すると発表 ・ライフカード株式会社が法人向けの「Vプリカビジネス」を提供開始
	11月	・「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（フリーランス・事業者間取引適正化等法）」が施行 ・日本貸金業協会が東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県の一都三県が合同で実施する「一都三県ヤミ金融被害防止合同キャンペーン」に参加 ・日本貸金業協会が「令和6年度第19回貸金業務取扱主任者資格試験」を実施 ・日本貸金業協会が「資金需要者等の借入意識や借入行動等に関する調査結果」を公表
	12月	・オリックス・クレジット株式会社（現株式会社ドコモ・ファイナンス）が法人経営者・個人事業主向け「BUSINESS LOAN」の取扱いを開始 ・三井住友カード株式会社がSMBCモビットで「PayPayマネーチャージ」を提供開始 ・SMBCコンシューマーファイナンス株式会社が株式会社千葉銀行と金融経済教育セミナーのコンテンツ利用協定を締結
	令和7年 1月	・アイフル株式会社が一般社団法人UXインテリジェンス協会に加入
	3月	・SMBCコンシューマーファイナンス株式会社と株式会社七十七銀行が国立大学法人東北大学で金融経済の分野を体系的に学べる単位取得型の講義を令和7年4月から開講すると発表 ・日本貸金業協会が「JFSA調査研究ウェビナー」を開催

令和7年

**「新しい貸金市場を実現するため、
中立・公正な信頼される自主規制機関をめざす」**

【基本理念】

1. 健全な資金の供給により国民経済の発展に貢献する
2. 社会から信頼され、安心して利用していただける
新しい貸金市場をつくる
3. 中立・公正な自主規制機関として自立する

【行動指針】

1. 社会から信頼される新しい貸金市場をつくろう
2. 自信と誇りの持てる協会にしよう
3. 迅速・丁寧・誠実な対応を心がけよう
4. 無駄をなくして効率的な仕事をしよう
5. 風通しの良い明るい職場にしよう



<https://www.j-fsa.or.jp>